2012年版 政府開発援助（ODA）

参考資料集

外務省　国際協力局

2012年版　政府開発援助（ODA）　参考資料集

目　次

第1章　日本の政府開発援助（ODA）予算 …… 1

図表1　政府開発援助予算（当初予算）の推移 …… 1

第2章　日本の政府開発援助（ODA）実績 …… 2

■第1節　二国間ODAの地域別配分 …… 2

図表2　二国間ODAの地域別配分の推移 …… 2

■第2節　主要分野・課題別実績 …… 3

図表3　教育分野における援助実績 …… 3

図表4　保健医療分野における援助実績 …… 4

図表5　水と衛生分野における援助実績 …… 5

図表6　運輸分野における援助実績 …… 6

図表7　通信分野における援助実績 …… 7

図表8　エネルギー分野における援助実績 …… 8

図表9　農林水産分野における援助実績 …… 9

図表10　環境分野における援助実績 …… 10

図表11　防災・災害復興分野における援助実績 …… 11

図表12　ジェンダー平等案件における援助実績 …… 12

図表13　麻薬対策における援助実績策（2011年度） …… 13

図表14　平和構築分野における援助実績 …… 14

図表15　対人地雷問題に関連する援助実績（2011年度） …… 15

■第3節　無償資金協力 …… 17

1.　実績 …… 17

図表16　無償資金協力地域別配分 …… 17

図表17　無償資金協力の10大供与相手国の推移 …… 18

図表18　無償資金協力地域別割合 …… 18

図表19　プロジェクト型無償資金協力の分野別割合 …… 19

図表20　プロジェクト型無償資金協力 …… 19

図表21　プロジェクト型無償資金協力地域別実績 …… 20

図表22　一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績 …… 20

2.　事業の概要 …… 21

① 一般プロジェクト無償 …… 21

② コミュニティ開発支援無償 …… 21

③ ノン・プロジェクト無償 …… 22

④ 紛争予防・平和構築無償 …… 24

⑤ 草の根・人間の安全保障無償 …… 25
⑥ 日本NGO連携無償 …… 26
⑦ 防災・災害復興支援無償 …… 27
⑧ テロ対策等治安無償 …… 27
⑨ 環境・気候変動対策無償 …… 28
⑩ 貧困削減戦略支援無償 …… 29
⑪ 人材育成支援無償 …… 30
⑫ 水産無償 …… 30
⑬ 文化無償 …… 31
⑭ 緊急無償 …… 32
⑮ 食糧援助（KR） …… 33
⑯ 貧困農民支援（2KR） …… 34

■第4節　技術協力 …… 36
1. 実績 …… 36
図表23　政府全体の技術協力の地域・形態別実績（2011年） …… 36
図表24　開発計画調査型技術協力の地域別実績 …… 36
図表25　開発計画調査型技術協力の分野別実績 …… 36
図表26　技術協力の地域・形態別実績（JICA実績） …… 37
図表27　技術協力の形態・分野別人数実績（JICA実績） …… 38

2. 事業の概要 …… 39
① 研修員受入事業 …… 39
② 技術協力プロジェクト …… 40
③ 技術協力専門家派遣 …… 43
④ 青年海外協力隊派遣事業 …… 47
⑤ シニア海外ボランティア派遣事業 …… 48
⑥ 開発計画調査型技術協力（開発調査）事業 …… 50
⑦ 国民参加協力推進事業 …… 51
⑧ 留学生交流の推進事業 …… 53
⑨ 海外開発計画調査事業 …… 54
⑩ 経済産業人材育成支援事業（研修事業） …… 55
⑪ 経済産業人材育成支援事業（専門家派遣事業） …… 56
⑫ 貿易投資円滑化支援事業 …… 56
⑬ 共同資源開発基礎調査事業 …… 57
⑭ 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業 …… 58

■第5節　国際緊急援助 …… 59
主な事業概要と実績 …… 59
災害援助等協力事業（国際緊急援助） …… 59

■第6節　NGOが実施する開発援助関連事業への支援 …… 61
1．実績 …… 61
図表28　2011年度地域・国別日本NGO連携無償資金協力 …… 61
図表29　NGO事業補助金事業実績（団体別） …… 65
図表30　各省庁のNGO関連事業概要と実績 …… 66

2．事業の概要 …… 67
国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金） …… 67

■第7節　有償資金協力 …… 68
1．実績 …… 68
図表31　円借款の調達条件の推移 …… 68
図表32　円借款供与実績の推移（債務救済を除く） …… 68
図表33　2011年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国 …… 68
図表34　2011年度円借款供与額上位10か国 …… 68
図表35　円借款実績 …… 69

2．事業の概要 …… 71
① 円借款 …… 71
② 海外投融資 …… 73

■第8節　協力準備調査の実績と概要 …… 74

■第9節　主な国際機関の概要 …… 75
1．国連機関 …… 75
① 国際連合（UN） …… 75
② 国連食糧農業機関（FAO） …… 76
③ 国連世界食糧計画（WFP） …… 78
④ 国連教育科学文化機関（UNESCO） …… 80
⑤ 国連工業開発機関（UNIDO） …… 82
⑥ 国連児童基金（UNICEF） …… 84
⑦ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR） …… 85
⑧ 国連人口基金（UNFPA） …… 87

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）…… 88
⑩ 国連環境計画（UNEP）…… 90
⑪ 国連開発計画（UNDP）…… 91
⑫ 世界保健機関（WHO）…… 93
⑬ 国連大学（UNU）…… 95
⑭ 国際労働機関（ILO）…… 97
⑮ 国際原子力機関（IAEA）…… 99
⑯ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）…… 100
⑰ 国際農業開発基金（IFAD）…… 102
⑱ 国連合同エイズ計画（UNAIDS）…… 103
⑲ 国連ボランティア計画（UNV）…… 105
⑳ 国連人間居住計画（UN-HABITAT）…… 107
㉑ 国連国際防災戦略（UNISDR）…… 108

2. 国際開発金融機関…… 110
① 国際復興開発銀行（IBRD）および国際開発協会（IDA）…… 110
② 国際通貨基金（IMF）…… 111
③ アジア開発銀行（ADB）…… 113
④ アフリカ開発銀行（AfDB）およびアフリカ開発基金（AfDF）…… 114
⑤ 米州開発銀行（IDB）…… 116
⑥ 欧州復興開発銀行（EBRD）…… 117

3. その他の国際機関等…… 119
① 国際移住機関（IOM）…… 119
② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金…… 120
③ 赤十字国際委員会（ICRC）…… 122
④ 地球環境ファシリティ（GEF）…… 123
⑤ 国際農業研究協議グループ（CGIAR）…… 124
⑥ 国際獣疫事務局（OIE）…… 125
⑦ 国際熱帯木材機関（ITTO）…… 127
⑧ アジア生産性機構（APO）…… 129

第3章　諸外国の政府開発援助（ODA）…… 132
■第1節　DAC諸国のODA実績…… 132
図表36　主要DAC加盟国（G7）のODA供与先上位5か国・機関（2010年）…… 132

■第2節　主要援助国・地域機関のODAの概要…… 133

① 米国 …… 133
② 英国 …… 137
③ フランス …… 140
④ ドイツ …… 144
⑤ オランダ …… 147
⑥ スペイン …… 150
⑦ カナダ …… 154
⑧ ノルウェー …… 157
⑨ スウェーデン …… 160
⑩ オーストラリア …… 163
⑪ イタリア …… 166
⑫ ベルギー …… 169
⑬ デンマーク …… 172
⑭ スイス …… 175
⑮ フィンランド …… 178
⑯ オーストリア …… 180
⑰ 韓国 …… 183
⑱ アイルランド …… 186
⑲ ポルトガル …… 189
⑳ ギリシャ …… 192
㉑ ルクセンブルク …… 195
㉒ ニュージーランド …… 197
㉓ EU（欧州連合） …… 200
㉔ 中国 …… 203
㉕ インド …… 205
㉖ ブラジル …… 208
㉗ 南アフリカ …… 210
㉘ ロシア …… 211
㉙ サウジアラビア …… 213
㉚ トルコ …… 214
㉛ タイ …… 215
㉜ メキシコ …… 217
㉝ シンガポール …… 218
㉞ マレーシア …… 219
㉟ インドネシア …… 221
㊱ フィリピン …… 222

図表1 政府開発援助予算（当初予算）の推移

（支払純額ベース、単位：億円、%）

区分	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計
Ⅰ．贈与	7,649	6,118	8,442	5,939	6,317	5,703	7,301	5,507	8,747	5,449	8,649	5,143	8,282	5,083	8,100	5,043
	(▲0.7)	(▲2.9)	(10.4)	(▲2.9)	(▲25.2)	(▲4.0)	(15.6)	(▲3.4)	(19.8)	(▲1.1)	(▲1.1)	(▲5.6)	(▲4.2)	(▲1.2)	(▲2.2)	(▲0.8)
1．二国間贈与	5,189	5,173	5,045	5,030	4,845	4,831	5,000	4,674	5,142	4,607	4,816	4,254	4,779	4,103	4,884	4,181
	(▲2.0)	(▲2.0)	(▲2.8)	(▲2.8)	(▲4.0)	(▲4.0)	(3.2)	(▲3.3)	(2.9)	(▲1.4)	(▲6.4)	(▲7.7)	(▲0.8)	(▲3.5)	(2.2)	(1.9)
(1)経済開発等援助	1,765	1,765	1,682	1,682	1,636	1,636	1,588	1,588	1,608	1,608	1,542	1,542	1,519	1,519	1,616	1,616
(2)技術協力等	3,104	3,087	3,015	3,000	2,984	2,970	3,253	2,927	3,440	2,904	3,258	2,697	3,244	2,569	3,252	2,550
(3)国際協力機構交付金（有償資金協力部門）	300	300	300	300	200	200	135	135	70	70	—	—	—	—	—	—
(4)その他	20	20	48	48	25	25	24	24	24	24	16	16	16	16	16	16
2．国際機関への出資・拠出	2,460	945	3,396	909	1,471	872	2,301	833	3,605	842	3,833	889	3,504	980	3,216	861
	(2.3)	(▲7.6)	(38.1)	(▲3.9)	(▲56.7)	(▲4.1)	(56.4)	(▲4.4)	(56.7)	(1.1)	(6.3)	(5.6)	(▲8.6)	(10.2)	(▲8.2)	(▲12.1)
(1)国連等諸機関	671	668	651	648	629	626	599	595	587	585	621	611	699	683	589	573
(2)国際開発金融機関	1,788	277	2,746	261	842	246	1,702	238	3,017	257	3,212	279	2,805	297	2,627	288
Ⅱ．借款	2,429	1,744	2,922	1,659	2,586	1,591	2,049	1,495	2,016	1,273	3,027	1,044	3,626	644	2,886	569
	(▲16.4)	(▲6.5)	(20.3)	(▲4.9)	(▲11.5)	(▲4.1)	(▲20.8)	(▲6.0)	(▲1.6)	(▲14.8)	(50.1)	(▲18.0)	(19.8)	(▲38.3)	(20.4)	(▲11.6)
(1)国際協力機構（有償資金協力部門）	2,403	1,744	2,894	1,659	2,549	1,591	2,033	1,495	1,997	1,273	3,003	1,044	3,626	644	2,846	569
(2)その他	26	—	28	—	37	—	16	—	19	—	25	—	—	—	40	—
Ⅲ．合計	10,078	7,862	11,364	7,597	8,903	7,293	9,350	7,002	10,764	6,722	11,676	6,187	11,908	5,727	10,986	5,612
	(▲5.0)	(▲3.8)	(12.8)	(▲3.4)	(▲21.7)	(▲4.0)	(5.0)	(▲4.0)	(15.1)	(▲4.0)	(8.5)	(▲7.9)	(2.0)	(▲7.4)	(▲7.7)	(▲2.0)

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。（　）内は対前年度比増▲減率。
＊2　上記における国際協力機構交付金（有償資金協力部門）および国際協力機構（有償資金協力部門）については、2008年（平成20年）9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀行に関する予算を含む。
＊3　2011年度予算額について、一部に組み替えが生じたため昨年度公表した数値と異なる。

第2章　日本の政府開発援助(ODA)実績

第1節　二国間ODAの地域別配分

図表2　二国間ODA地域別配分の推移

（単位：百万ドル、支出純額ベース／支出総額ベース）

暦年／ベース 地域	1970		1980		1990		2000	
	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額
アジア	364.80	419.37	1,382.51	1,648.27	4,116.55	5,140.05	5,283.82	7,630.81
東アジア	288.89	304.57	942.62	1,117.64	3,213.96	4,017.87	3,855.95	5,609.70
北東アジア	96.40	107.61	81.69	131.14	834.72	1,042.29	700.48	1,360.81
東南アジア	192.49	196.96	860.93	986.50	2,379.24	2,975.58	3,155.47	4,248.89
（ASEAN）	169.94	172.94	703.38	821.78	2,299.10	2,893.69	3,126.40	4,219.82
南アジア	75.76	114.65	434.93	519.04	898.25	1,117.85	1,130.07	1,723.29
中央アジア・コーカサス	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	273.38	273.38
アジアの複数国向け	0.15	0.15	4.96	11.59	4.34	4.34	24.42	24.42
中東・北アフリカ	13.44	13.45	192.69	199.64	665.71	898.16	726.79	990.11
サブサハラ・アフリカ	8.19	8.19	233.83	243.71	830.69	887.34	969.65	1,078.57
中南米	▲15.01	2.34	118.47	133.06	561.20	637.58	799.56	1,120.46
大洋州	0.01	0.01	11.58	14.72	113.53	116.38	151.06	167.00
欧　州	▲0.99	0.01	▲1.46	1.94	157.96	159.58	117.57	128.57
東　欧	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	153.12	153.11	48.56	59.29
複数地域にまたがる援助等	1.07	1.07	23.18	23.18	493.91	493.91	1,591.64	1,591.64
合計	371.51	444.43	1,960.80	2,264.52	6,939.56	8,332.96	9,640.10	12,707.18

暦年／ベース 地域	2007		2008		2009		2010		2011	
	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額
アジア	1,633.13	6,091.31	1,073.68	7,507.58	2,217.98	7,798.84	2,528.58	8,106.17	1,371.21	7,746.38
東アジア	1,113.54	4,549.96	29.18	4,518.81	1,133.83	5,518.38	798.32	5,188.12	▲541.89	4,479.08
北東アジア	485.55	1,300.66	352.66	1,330.86	232.12	1,354.81	▲138.62	1,063.84	▲405.49	957.46
東南アジア	625.18	3,246.49	▲329.61	3,181.83	893.48	4,155.33	929.22	4,116.56	▲142.77	3,515.26
（ASEAN）	612.11	3,233.42	▲356.06	3,155.38	881.60	4,143.45	901.54	4,088.89	▲169.48	3,488.55
南アジア	261.66	1,256.44	836.52	2,734.85	843.18	1,973.03	1,532.14	2,637.22	1,662.07	2,917.06
中央アジア・コーカサス	228.15	255.13	163.78	209.72	212.56	279.01	146.47	229.18	157.05	256.26
アジアの複数国向け	29.78	29.78	44.20	44.20	28.41	28.42	51.64	51.64	93.98	93.98
中東・北アフリカ	948.98	1,694.50	2,371.73	3,154.33	666.05	1,350.46	1,591.76	2,339.90	952.38	1,860.39
サブサハラ・アフリカ	1,700.53	1,973.27	1,395.70	1,495.61	1,403.22	1,556.02	1,732.75	1,835.29	1,733.67	3,184.33
中南米	225.61	645.35	269.45	768.47	142.58	732.70	▲343.55	1,005.55	334.93	837.83
大洋州	70.29	92.82	72.93	166.94	111.90	129.83	176.29	196.87	159.07	183.36
欧　州	109.17	130.67	149.93	190.96	166.11	210.45	180.51	232.45	173.82	246.78
東　欧	60.38	77.61	93.28	128.15	56.61	93.96	85.79	128.47	22.26	82.43
複数地域にまたがる援助等	1,152.34	1,165.55	1,605.44	1,605.44	1,548.12	1,548.12	1,562.14	1,562.14	2,136.24	2,136.24
合計	5,840.04	11,793.46	6,938.85	14,889.32	6,255.97	13,326.41	7,428.48	15,278.36	6,861.30	16,195.30

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　ベトナムが1995年、ミャンマーおよびラオスが1997年、カンボジアが1999年にASEANに加盟した結果、東ティモールを除く東南アジア10か国がASEAN加盟国となった。
＊3　東欧および卒業国向け援助を含む。

第2節 主要分野・課題別実績

図表3 教育分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	112.98（3.2）	90.93（1.3）	550.40（20.9）	754.31［5.8］
2008	144.68（3.1）	141.46（1.3）	560.35（18.3）	846.49［4.6］
2009	198.43（6.8）	60.59（0.7）	584.82（18.1）	843.84［5.7］
2010	228.13（6.2）	―（―）	642.95（18.3）	871.08［4.8］
2011	297.13（7.8）	86.42（1.0）	542.36（15.1）	925.91［5.8］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	5,074	2,532	1,464
2008	14,238	2,228	1,349
2009	24,684	812	1,430
2010	4,709	973	1,419
2011	2,420	424	1,382

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	幼児教育	初等教育	青年・成人の生活技能	中等教育	職業訓練	高等教育・上級技術／経営訓練	その他	合　計
2007	0.21（0.0）	109.14（14.5）	3.22（0.4）	26.83（3.6）	24.13（3.2）	386.33（51.2）	204.44（27.1）	754.31
2008	0.07（0.0）	104.03（12.3）	17.49（2.1）	27.91（3.3）	26.24（3.1）	421.28（49.8）	249.46（29.5）	846.49
2009	0.50（0.1）	42.96（5.1）	1.76（0.2）	19.05（2.3）	42.40（5.0）	438.35（51.9）	298.82（35.4）	843.84
2010	1.65（0.2）	71.10（8.2）	22.09（2.5）	15.75（1.8）	50.29（5.8）	477.38（54.8）	232.82（26.7）	871.08
2011	2.86（0.3）	63.91（6.9）	4.19（0.5）	11.78（1.3）	104.11（11.2）	475.99（51.4）	263.07（28.4）	925.91

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表4　保健医療分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	198.36（5.6）	ー（ー）	129.54（4.9）	327.90［2.5］
2008	132.12（2.8）	ー（ー）	138.71（4.5）	270.83［1.5］
2009	211.01（7.3）	ー（ー）	143.44（4.4）	354.45［2.4］
2010	287.14（7.9）	ー（ー）	157.00（4.5）	444.14［2.5］
2011	167.16（4.4）	62.64（0.7）	161.76（4.5）	391.55［2.5］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	5,391	926	777
2008	5,555	900	795
2009	2,551	1,011	836
2010	3,977	1,152	717
2011	3,339	572	743

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	保健一般	基礎保健	人口政策・リプロダクティブ・ヘルス	合　計
2007	93.12（28.4）	202.44（61.7）	32.35（9.9）	327.90
2008	91.18（33.7）	145.78（53.8）	33.88（12.5）	270.83
2009	126.51（35.7）	172.47（48.7）	55.46（15.6）	354.45
2010	151.20（34.0）	237.77（53.5）	55.17（12.4）	444.14
2011	134.09（34.2）	194.95（49.8）	62.51（16.0）	391.55

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表5　水と衛生分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	173.31（4.9）	2,401.13（35.3）	73.33（2.8）	2,647.78［20.4］
2008	130.20（2.8）	1,958.72（18.4）	77.60（2.5）	2,166.53［11.8］
2009	237.96（8.2）	2,548.44（29.0）	112.56（3.5）	2,898.96［19.4］
2010	483.16（13.2）	1,898.67（17.5）	172.02（4.9）	2,553.84［14.2］
2011	415.74（10.9）	1,332.22（15.6）	163.91（4.6）	1,911.87［12.0］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	691	381	4
2008	885	480	8
2009	1,314	697	7
2010	1,823	956	10
2011	1,357	459	8

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	水供給・衛生	水資源政策・保護	河川開発・洪水防御	農業用水資源	水力発電	合　計
2007	1,858.41（70.2）	0.08（0.0）	241.62（9.1）	285.60（10.8）	262.07（9.9）	2,647.78
2008	1,635.68（75.5）	7.98（0.4）	92.28（4.3）	―（―）	430.59（19.9）	2,166.53
2009	2,673.83（92.2）	95.50（3.3）	104.03（3.6）	25.60（0.9）	―（―）	2,898.96
2010	1,884.82（73.8）	29.64（1.2）	150.23（5.9）	230.53（9.0）	258.63（10.1）	2,553.84
2011	1,595.69（83.5）	96.45（5.0）	106.36（5.6）	87.76（4.6）	25.60（1.3）	1,911.87

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表6　運輸分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	153.81（4.4）	1,099.80（16.2）	61.82（2.3）	1,315.44［10.1］
2008	264.28（5.7）	4,544.83（42.6）	58.24（1.9）	4,867.35［26.5］
2009	444.75（15.3）	3,360.47（38.2）	83.65（2.6）	3,888.87［26.1］
2010	542.55（14.9）	5,035.63（46.5）	126.39（3.6）	5,704.57［31.7］
2011	418.19（11.0）	3,112.78（36.4）	148.81（4.1）	3,679.79［23.1］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	527	276	0
2008	595	259	0
2009	674	332	1
2010	664	390	2
2011	533	249	2

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	道路	鉄道	水上輸送	航空	その他	合　計
2007	486.02（36.9）	515.34（39.2）	281.81（21.4）	2.72（0.2）	29.54（2.2）	1,315.44
2008	1,933.56（39.7）	1,803.96（37.1）	770.89（15.8）	310.25（6.4）	48.69（1.0）	4,867.35
2009	1,186.20（30.5）	2,215.23（57.0）	93.17（2.4）	6.93（0.2）	387.34（10.0）	3,888.87
2010	1,823.23（32.0）	3,592.55（63.0）	57.59（1.0）	191.08（3.3）	40.13（0.7）	5,704.57
2011	3,117.30（84.7）	269.18（7.3）	214.00（5.8）	43.14（1.2）	36.17（1.0）	3,679.79

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表7　通信分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	30.87（0.9）	65.17（1.0）	30.63（1.2）	126.68［1.0］
2008	10.82（0.2）	ー（ー）	27.27（0.9）	38.09［0.2］
2009	10.72（0.4）	ー（ー）	27.45（0.9）	38.17［0.3］
2010	2.81（0.1）	ー（ー）	39.46（1.1）	42.27［0.2］
2011	3.50（0.1）	ー（ー）	33.09（0.9）	36.59［0.2］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	709	156	182
2008	444	136	160
2009	591	134	152
2010	487	96	133
2011	267	59	122

＊1　データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	電気通信	ラジオ・テレビ・印刷メディア	情報通信技術	その他	合　計
2007	8.66（6.8）	63.20（49.9）	35.31（27.9）	19.51（15.4）	126.68
2008	4.76（12.5）	13.22（34.7）	6.55（17.2）	13.56（35.6）	38.09
2009	3.65（9.6）	13.25（34.7）	3.72（9.8）	17.55（46.0）	38.17
2010	4.25（10.1）	6.82（16.1）	1.91（4.5）	29.29（69.3）	42.27
2011	5.43（14.8）	7.38（20.2）	0.70（1.9）	23.08（63.1）	36.59

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表8　エネルギー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	46.41（1.3）	1,406.67（20.7）	23.48（0.9）	1,476.56［11.4］
2008	44.73（1.0）	1,481.62（13.9）	29.46（1.0）	1,555.81［8.5］
2009	70.45（2.4）	902.57（10.3）	42.72（1.3）	1,015.74［6.8］
2010	203.73（5.6）	2,809.11（25.9）	61.99（1.8）	3,074.83［17.1］
2011	134.71（3.5）	2,496.81（29.2）	75.46（2.1）	2,706.99［17.0］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	366	173	0
2008	559	171	0
2009	504	167	0
2010	801	281	0
2011	679	169	0

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	エネルギーの供給	火力発電（化石燃料）	水力発電	新・再生可能エネルギー	その他	合　計
2007	674.53（45.7）	447.13（30.3）	285.60（19.3）	1.78（0.1）	67.51（4.6）	1,476.56
2008	1,028.85（66.1）	398.38（25.6）	ー（ー）	93.40（6.0）	35.19（2.3）	1,555.81
2009	262.93（25.9）	595.07（58.6）	ー（ー）	125.41（12.3）	32.32（3.2）	1,015.74
2010	1,110.97（36.1）	675.28（22.0）	258.63（8.4）	987.61（32.1）	42.34（1.4）	3,074.83
2011	648.69（24.0）	1,234.95（45.6）	25.60（0.9）	747.14（27.6）	50.60（1.9）	2,706.99

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表9　農林水産分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	159.43（4.5）	705.59（10.4）	191.38（7.3）	1,056.40［8.1］
2008	130.30（2.8）	708.39（6.6）	204.64（6.7）	1,043.33［5.7］
2009	182.70（6.3）	303.83（3.5）	235.62（7.3）	722.15［4.8］
2010	245.74（6.7）	217.24（2.0）	267.87（7.6）	730.84［4.1］
2011	87.28（2.3）	313.89（3.7）	255.34（7.1）	656.51［4.1］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	6,382	973	684
2008	4,893	942	722
2009	6,506	1,162	791
2010	3,035	1,420	796
2011	2,185	827	739

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	農業	林業	漁業	合　計
2007	588.90（55.7）	379.40（35.9）	88.11（8.3）	1,056.40
2008	648.63（62.2）	243.41（23.3）	151.29（14.5）	1,043.33
2009	434.62（60.2）	37.55（5.2）	249.98（34.6）	722.15
2010	460.56（63.0）	171.93（23.5）	98.35（13.5）	730.84
2011	375.24（57.2）	243.20（37.0）	38.07（5.8）	656.51

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表10　環境分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　計
2007	70.42（2.0）	2,734.79（40.2）	104.17（3.9）	2,909.38［22.4］
2008	182.47（3.9）	3,396.49（31.9）	146.58（4.8）	3,725.54［20.3］
2009	719.18（24.8）	3,970.86（45.2）	116.57（3.6）	4,806.60［32.2］
2010	989.07（27.1）	7,395.19（68.3）	210.96（6.0）	8,595.21［47.7］
2011	1,044.35（27.4）	4,039.98（47.3）	240.13（6.7）	5,324.47［33.4］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	1,997	1,052	104
2008	2,558	1,231	106
2009	2,440	1,333	143
2010	2,558	1,867	158
2011	2,497	1,012	167

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動（緩和）	砂漠化対処	合　計
2007	268.75（9.2）	1,778.35（61.1）	1,332.00（45.8）	396.55（13.6）	2,909.38
2008	91.22（2.4）	877.95（23.6）	3,084.94（82.8）	393.29（10.6）	3,725.54
2009	101.21（2.1）	1,135.28（23.6）	4,268.49（88.8）	77.78（1.6）	4,806.60

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動		砂漠化対処	合　計
			緩和	適応		
2010	29.76（0.3）	1,082.74（12.6）	6,609.80（76.9）	2,257.15（26.3）	273.85（3.2）	8,595.21
2011	25.23（0.5）	1,476.75（27.7）	3,827.54（71.9）	2,368.63（44.5）	585.00（11.0）	5,324.47

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　割合は、各年の合計に対する割合（%）。
＊3　生物多様性、気候変動および砂漠化対処の各実績には複数の条約に資するものが含まれるため、合計とは一致しない。
＊4　気候変動の集計は、2009年まで緩和のみを対象としてきたが、2010年より「緩和」と「適応」に分類して集計している。
緩和：温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること。
適応：既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整すること。

図表11　防災・災害復興分野における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　　計
2007	151.36（4.3）	583.80（8.6）	0.14（0.0）	735.30［5.7］
2008	186.84（4.0）	292.18（2.7）	0.13（0.0）	479.16［2.6］
2009	218.01（7.5）	80.19（0.9）	0.02（0.0）	298.22［2.0］
2010	568.66（15.6）	112.94（1.0）	0.68（0.0）	682.28［3.8］
2011	923.61（24.2）	197.59（2.3）	ー（ー）	1,121.19［7.0］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 技術協力の内訳（人数実績）

暦年	研修員受入（人）	専門家派遣（人）	協力隊派遣（人）
2007	2	0	0
2008	96	199	0
2009	461	334	0
2010	388	540	0
2011	465	321	0

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく（ただし、本実績には東欧および卒業国を含む）。
＊2　協力隊派遣には、その他ボランティア（シニア海外ボランティア等）は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	災害予防	緊急支援（物資・食糧）	復興支援	洪水防御	林業開発	合　　計
2007	19.10（2.6）	78.92（10.7）	105.59（14.4）	182.60（24.8）	349.09（47.5）	735.30
2008	38.20（8.0）	116.65（24.3）	98.86（20.6）	65.78（13.7）	159.67（33.3）	479.16
2009	94.60（31.7）	61.87（20.7）	49.21（16.5）	85.36（28.6）	7.18（2.4）	298.22
2010	103.46（15.2）	230.76（33.8）	216.76（31.8）	130.66（19.1）	0.64（0.1）	682.28
2011	97.20（8.7）	531.88（47.8）	207.17（18.5）	87.30（7.8）	197.64（17.6）	1,121.19

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。

図表12　ジェンダー平等案件における援助実績

1. 援助形態別実績

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合　　計
2007	130.83（3.7）	1,218.29（17.9）	11.69（0.4）	1,360.81［10.5］
2008	406.23（8.7）	633.51（5.9）	90.40（3.0）	1,130.14［6.1］
2009	752.68（25.9）	1,007.66（11.5）	110.41（3.4）	1,870.75［12.5］
2010	534.75（14.6）	998.27（9.2）	125.08（3.6）	1,658.11［9.2］
2011	1,062.68（27.9）	1,333.64（15.6）	164.20（4.6）	2,560.52［16.1］

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　各援助形態欄の（　）内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合（%）。
＊3　合計欄の［　］内は、ODA総合計に当該分野が占める割合（%）。

2. 二国間政府開発援助の小分類

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	教育分野	農業・林業・漁業分野	保健分野	その他マルチセクター	その他	合　計
2007	33.41（2.5）	655.62（48.2）	10.38（0.8）	244.77（18.0）	416.63（30.6）	1,360.81
2008	50.63（4.5）	38.36（3.4）	42.03（3.7）	1.41（0.1）	997.72（88.3）	1,130.14
2009	216.37（11.6）	54.40（2.9）	191.99（10.3）	34.47（1.8）	1,373.52（73.4）	1,870.75
2010	87.17（5.3）	229.49（13.8）	61.57（3.7）	16.89（1.0）	1,262.98（76.2）	1,658.11
2011	65.88（2.6）	308.03（12.0）	66.62（2.6）	10.23（0.4）	2,109.76（82.4）	2,560.52

＊1　本データはDAC_CRS統計に基づく。
＊2　（　）内は、各年の合計に対する割合（%）。
＊3　ジェンダー平等案件の多くは、「教育」「農業」「保健」等を政策目標としており、これらを分野横断的に集計している。

図表13　麻薬対策における援助実績（2011年度）

1. 無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償

国　名	案　件	金　額
ブラジル	ゴイアス州パドレベルナルド市における薬物依存症更生施設整備計画	7,165,479円
イラン	コム州における麻薬中毒患者更生施設整備計画	9,886,080円

2. 技術協力

（1）　研修員受入れ

案　件	人　数
薬物犯罪取締セミナー	10名

（2）　専門家派遣

国　名	案　件	人　数
フィリピン	海上保安行政	1名
マレーシア	海上保安能力向上プロジェクト	1名
マレーシア	海上保安能力向上プロジェクトフェーズⅡ	4名

（3）　調査団派遣

国　名	案　件	人　数
	該当なし	0名

3. 国際機関への拠出金による支援

案　件	金　額
・国連薬物統制計画（UNDCP）基金	123,136万円

図表14　平和構築分野における援助実績

1．平和構築分野における主な援助実績

（単位：百万ドル、約束額ベース）

暦年	治安制度支援	文民活動支援	国連による紛争後調停支援	復員兵士支援小型武器管理	地雷除去	児童兵対策支援	合計
2007	12.25	11.72	—	13.45	—	2.80	40.21
2008	23.24	29.70	5.00	—	10.22	—	68.17
2009	10.62	137.10	54.31	1.68	20.96	—	224.67
2010	34.26	240.62	67.87	—	37.78	—	380.53
2011	34.26	5.19	3.62	17.23	45.31	3.20	108.82

＊1　DAC統計を基に作成。
＊2　本表が我が国の平和構築支援すべてを示すものではない。

2.我が国が紛争後の国づくりへの支援を行っている主な国へのODA支援実績

（単位：百万ドル、支出純額ベース）

国名＼暦年	2007	2008	2009	2010	2011
アフガニスタン	101.01	208.03	335.93	745.66	750.34
アンゴラ	23.10	17.75	6.76	28.78	11.42
イラク	109.78	23.76	28.12	144.44	370.21
ウガンダ	27.51	57.01	54.05	71.24	57.12
ギニアビサウ	1.08	5.83	9.43	16.11	9.78
コートジボワール	6.54	19.51	10.39	81.26	8.17
コンゴ共和国	4.99	10.62	0.38	5.98	7.21
コンゴ民主共和国	22.93	51.22	65.70	80.00	92.48
シエラレオネ	13.89	14.13	37.44	12.21	26.53
スーダン	51.58	109.64	108.78	119.08	96.72
スリランカ	44.16	96.69	91.62	155.43	168.05
中央アフリカ	2.38	12.11	4.87	8.07	38.25
ネパール	47.28	33.31	45.28	81.21	63.47
パレスチナ自治区	48.68	30.30	76.69	78.55	74.83
東ティモール	13.07	26.45	11.88	27.67	26.71
ブルンジ	8.38	23.25	20.01	39.06	21.20
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.39	10.60	4.95	2.24	1.51
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	20.18	21.39	24.15	23.05	3.75
リベリア	12.46	13.98	14.71	134.31	42.42
合計	564.39	785.58	951.14	1854.35	1870.18

＊1　DAC統計を基に作成。
＊2　債務救済分を除く。
＊3　事業展開計画で「平和構築」や「平和の定着」の対象国として位置付けられている国などを抽出。

図表15　対人地雷問題に関連する援助実績（2011年度）

支援総額（全33件）2,762,246,258円

1. 地雷除去支援

(1)　無償資金協力

(ア)　草の根・人間の安全保障無償

（単位：円）

国　名	案　件	金　額
グルジア	アハルカラキ地区及びサガレジョ地区対人地雷撤去計画	26,635,564
タジキスタン	タジキスタン地雷除去活動支援計画	18,947,388
スリランカ	スリランカ北部州紛争被害コミュニティにおける統合人道的地雷除去支援計画	69,412,880
スリランカ	スリランカ北部州における手動及び機械式地雷除去活動計画	57,692,737
スリランカ	スリランカ北部における手動式地雷除去活動計画	69,811,778
ラオス	サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第4次）	69,999,924
ギニアビサウ	ギニアビザウ地雷完全除去計画	21,858,720
チャド	チャド北部地雷除去計画	38,976,000
クロアチア	リピクにおける地雷除去支援計画	9,600,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ビハチ市及びベリカ・クラドゥシャ市における地雷除去支援計画	50,400,000
アフガニスタン	再統合者を対象としたバグラーン県における地雷対策支援計画	69,999,390
レバノン	地雷・クラスター不発弾除去機材更新計画	6,334,486
コロンビア	地雷除去活動監視車両整備計画	8,041,506
	合　計	517,710,373

(イ)　日本NGO連携無償

（単位：円）

国　名	案　件	金　額
アンゴラ	平成23年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	99,945,120
ラオス	サラワン県ラオンガム郡における不発弾処理事業（第1期）	86,058,550
ラオス	アッタプー県における不発弾処理促進事業（第1次）	38,647,271
カンボジア	2011年度バッタンバン州における地雷処理促進事業	72,619,283
カンボジア	2011年度タケオ州等における不発弾処理促進事業	72,458,994
アフガニスタン	パルワン県における地雷・不発弾処理事業（第2次）	88,486,788
	合　計	458,216,006

(ウ)　無償資金協力

（単位：円）

国　名	案　件	金　額
ラオス	幹線道路周辺地区等の安全確保計画	900,000,000
	合　計	900,000,000

2. 被害者支援

(1) 無償資金協力

(ア) 草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国　名	案　件	金　額
カンボジア	コンポンチャム州リハビリテーション・センター整備計画	3,515,500
	合　計	3,515,500

(イ) 日本ＮＧＯ連携無償

(単位:円)

国　名	案　件	金　額
ラオス	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業(第2期)	32,025,137
	合　計	32,025,137

(2) 国際機関への拠出金による支援

ICRC通常拠出金

(単位:円)

国　名	案　件	金　額
その他	地雷犠牲者支援等へ「地雷対策」へのイヤマーク	34,000,000
	合　計	34,000,000

3. 地雷啓発活動支援

(1) 無償資金協力

(ア) 草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国　名	案　件	金　額
コンゴ(民)	オリエンタル州及び北キブ州における地雷調査・除去及び地雷回避教育計画	42,874,326
クロアチア	地雷回避のためのコミュニティ環境整備計画	1,921,800
	合　計	44,796,126

4. 地雷対策支援全般(上記1．～3．の複数分野にまたがるプロジェクトを含む)

(1) 国際機関への拠出金による支援

地雷対策支援信託基金

(単位:円)

国　名	案　件	金　額
コンゴ(共)	緊急不発弾処理・危険回避教育	16,414,659
スーダン	東部の州における地雷除去並びに南部の州における危険回避教育	222,500,000
ソマリア	ソマリアにおける地雷対策支援全般(除去・危険回避教育等)	115,700,000
コンゴ(民)	オリエンタル・マニエマ両州における地雷・不発弾等除去並びに現地当局のキャパシティビルディング	44,500,000
アフガニスタン	アフガニスタンにおける地雷対策支援(除去等)	356,000,000
UNMAS	UNMAS(国連PKO局地雷対策サービス部)本部調整費	6,277,457
GICHD	GICHD(ジュネーブ人道的地雷除去国際センター)支援事業	5,785,000
UNMAS	常設地雷対策キャパシティー(途上国における地雷対策人員の育成等)	4,806,000
	合　計	771,983,116

(2) その他(ODA以外の地雷・不発弾等に関する国際的な規範づくりへの支援)

(単位:ドル)

国　名	案　件	金　額
その他	オタワ条約第11回締約国会議分担金	74,614
その他	クラスター弾に関する条約第2回締約国会議分担金	69,391
その他	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議等分担金	320,049
	合　計	464,054

第3節 無償資金協力

1 実績

図表16 無償資金協力地域別配分

2011年度

（単位：上段：億円、下段（　）；%）

区分	地域	アジア	中東・北アフリカ	サブサハラ・アフリカ	中南米	大洋州	欧州 中央アジア	その他	小計
経済開発等援助費	一般プロジェクト	188.22 (34.07)	47.04 (8.51)	223.59 (40.47)	26.82 (4.85)	37.89 (6.86)	28.96 (5.24)	— —	552.52 (100)
	コミュニティ開発支援	17.44 (11.83)	48.15 (32.65)	81.87 (55.52)	— —	— —	— —	— —	147.46 (100)
	ノン・プロジェクト	59.00 (39.33)	53.50 (35.67)	18.00 (12.00)	6.00 (4.00)	11.00 (7.33)	2.50 (1.67)	— —	150.00 (100)
	紛争予防・平和構築	12.53 (9.89)	85.45 (67.47)	23.58 (18.62)	— —	— —	5.08 (4.01)	— —	126.64 (100)
	草の根	23.11 (24.47)	13.12 (13.89)	16.73 (17.71)	26.03 (27.56)	5.73 (6.07)	9.73 (10.30)	— —	94.44 (100)
	NGO連携	16.05 (28.16)	6.86 (12.04)	10.59 (18.58)	— —	— —	0.50 (0.87)	23.00 (40.35)	57.00 (100)
	防災・災害復興支援	90.38 (81.82)	— —	— —	8.76 (7.93)	11.32 (10.25)	— —	— —	110.46 (100)
	テロ対策等治安	— —	5.42 (100.00)	— —	— —	— —	— —	— —	5.42 (100)
	環境・気候変動対策	58.78 (24.86)	9.88 (4.18)	128.04 (54.15)	18.17 (7.68)	13.79 (5.83)	7.79 (3.29)	— —	236.45 (100)
	貧困削減	— —	— —	10.00 (90.91)	— —	1.00 (9.09)	— —	— —	11.00 (100)
	人材育成	25.98 (83.16)	— —	— —	— —	— —	5.26 (16.84)	— —	31.24 (100)
	水産	— —	— —	9.18 (49.62)	9.32 (50.38)	— —	— —	— —	18.50 (100)
	文化	2.16 (43.67)	0.10 (2.00)	0.16 (3.22)	1.60 (32.36)	— —	0.93 (18.75)	— —	4.94 (100)
	緊急	12.31 (35.44)	14.36 (41.35)	4.75 (13.67)		3.00 (8.64)	0.31 (0.90)	— —	34.73 (100)
	小計	505.96 (32.01)	283.88 (17.96)	526.49 (33.31)	96.70 (6.12)	83.73 (5.30)	61.05 (3.86)	23.00 (1.45)	1,580.80 (100)
食糧増産等援助費	食料援助（KR）	11.40 (10.27)	8.70 (7.84)	86.00 (77.48)	4.90 (4.41)	— —	— —	— —	111.00 (100)
	貧困農民支援（2KR）	5.40 (24.43)	— —	8.50 (38.46)	5.00 (22.62)	— —	3.20 (14.48)	— —	22.10 (100)
	小計	16.80 (12.62)	8.70 (6.54)	94.50 (71.00)	9.90 (7.44)	— —	3.20 (2.40)	— —	133.10 (100)
合計		522.76 (30.50)	292.58 (17.07)	620.99 (36.23)	106.60 (6.22)	83.73 (4.89)	64.25 (3.75)	23.00 (1.34)	1,713.91 (100)

＊1　補正予算を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表17　無償資金協力の10大供与相手国の推移

（単位：億円）

	2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	国　名	金　額	国　名	金　額	国　名	金　額	国　名	金　額	国　名	金　額
1	カンボジア	68.92	アフガニスタン	72.30	パキスタン	121.11	アフガニスタン	164.56	アフガニスタン	217.23
2	アフガニスタン	68.65	パキスタン	60.89	カンボジア	106.61	カンボジア	106.46	パキスタン	78.86
3	インドネシア	66.64	パレスチナ自治区	58.21	アフガニスタン	85.45	タンザニア	79.65	ケニア	65.84
4	タンザニア	57.05	カンボジア	53.11	コンゴ（民）	77.72	パレスチナ自治区	56.09	カンボジア	65.22
5	スーダン	54.07	タンザニア	47.17	スーダン	58.24	モンゴル	47.78	コンゴ（民）	63.60
6	ラオス	51.79	エチオピア	46.35	フィリピン	56.30	パキスタン	43.46	ガーナ	62.40
7	パキスタン	47.63	スリランカ	44.28	ネパール	51.22	セネガル	42.14	フィリピン	58.48
8	ケニア	44.59	バングラデシュ	42.71	ヨルダン	51.05	ナイジェリア	40.83	ベトナム	55.20
9	エチオピア	43.79	ケニア	41.90	エチオピア	50.41	マラウイ	40.68	モンゴル	50.09
10	パレスチナ自治区	43.44	ラオス	38.74	スリランカ	49.39	ネパール	39.65	ザンビア	45.84
合計		546.58		505.66		707.50		661.30		762.76

＊1　2008年、2009年、2010年、2011年度実績では補正予算を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表18　無償資金協力地域別割合

2011年度

（公換公文ベース）

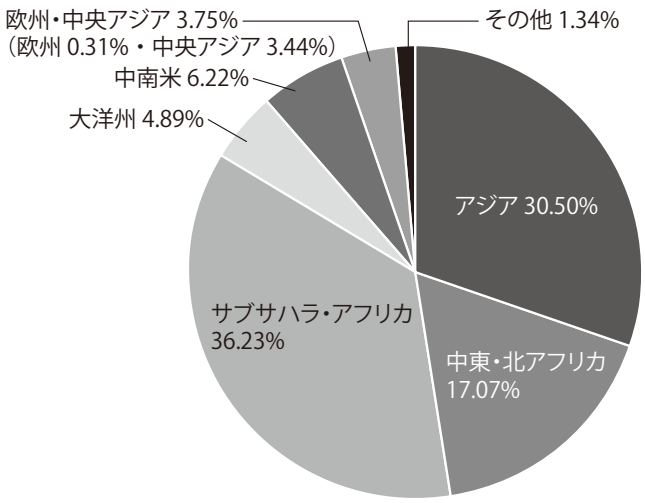

図表19　プロジェクト型無償資金協力の分野別割合

2011年度

（公換公文ベース）

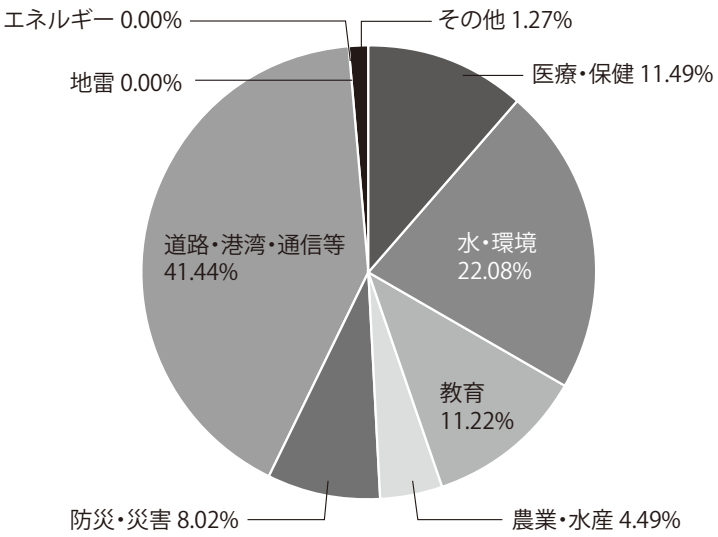

図表20　プロジェクト型無償資金協力

（公換公文ベース）（単位：億円、%）

実績 / 分野	2010年度			2011年度		
	件数	金額	構成比（%）	件数	金額	構成比（%）
医療・保健	22	137.02	12.45	16	123.01	11.49
水・環境	50	357.40	32.47	31	236.45	22.08
教育	12	115.14	10.46	14	120.13	11.22
農業・水産	7	57.92	5.26	6	48.12	4.49
防災・災害	6	40.33	3.66	12	85.83	8.02
道路・港湾・通信等	43	290.65	26.41	43	443.71	41.44
エネルギー	4	85.05	7.73	0	0.00	0.00
地雷	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
その他	2	17.04	1.55	2	13.56	1.27
計	146	1,100.55	100.00	124	1,070.81	100.00

＊　プロジェクト型無償資金協力として、分野特定が比較的行いやすい一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、水産無償を計上。

図表21　プロジェクト型無償資金協力地域別実績

2011年度

（公換公文ベース）（単位：億円、％）

実績／分野	アジア		サブサハラ・アフリカ		中東・北アフリカ		中南米		大洋州		欧州・中央アジア		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
医療・保健	6.97	5.67	87.49	71.12	7.16	5.82	0.00	0.00	21.39	17.39	0.00	0.00	123.01	11.49
水・環境	58.78	24.86	128.04	54.15	9.88	4.18	18.17	7.68	13.79	5.83	7.79	3.29	236.45	22.08
教育	30.04	25.01	64.22	53.46	18.95	15.77	0.00	0.00	6.92	5.76	0.00	0.00	120.13	11.22
農業・水産	0.42	0.87	9.18	19.08	29.20	60.68	9.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	48.12	4.49
防災・災害	71.07	82.80	0.00	0.00	0.00	0.00	8.76	0.00	6.00	6.99	0.00	0.00	85.83	8.02
道路・港湾・通信等	179.40	40.43	153.75	34.65	39.88	8.99	26.82	28.96	14.90	3.36	28.96	6.53	443.71	41.44
エネルギー	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
地雷	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	8.14	60.03	0.00	0.00	5.42	39.97	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.56	1.27
合計	354.82	33.14	442.68	41.34	110.49	10.32	63.07	36.75	63.00	5.88	36.75	3.43	1,070.81	100.00

図表22　一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

（公換公文ベース）（単位：上段；億円、下段（　）；％）

実績／分野	2009年度			2010年度			2011年度		
	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計
施設建設	191.22	0.00	191.22	193.06	0.00	193.06	402.56	0.00	402.56
	(31.23)	(0.00)	(29.05)	(37.40)	(0.00)	(35.58)	(72.86)	(0.00)	(70.50)
機材供与	135.87	0.00	135.87	204.98	0.00	204.98	41.26	0.00	41.26
	(22.19)	(0.00)	(20.64)	(39.70)	(0.00)	(37.77)	(7.47)	(0.00)	(7.23)
施設・機材	274.70	45.91	320.61	114.98	26.39	141.37	80.65	18.50	99.15
	(44.86)	(100.00)	(48.70)	(22.27)	(100.00)	(26.05)	(14.60)	(100.00)	(17.36)
詳細設計	10.31	0.00	10.31	3.24	0.00	3.24	1.44	0.00	1.44
	(1.68)	(0.00)	(1.57)	(0.63)	(0.00)	(0.60)	(0.26)	(0.00)	(0.25)
その他	0.27	0.00	0.27	0.00	0.00	0.00	26.61	0.00	26.61
	(0.04)	(0.00)	(0.04)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(4.82)	(0.00)	(4.66)
合計	612.37	45.91	658.28	516.26	26.39	542.65	552.52	18.50	571.02
	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)

2　事業の概要

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1969年創設。

● **経緯・目的**

開発途上国の経済社会開発、貧困削減、福祉の向上等を目的として、基礎教育、保健・医療等の基礎生活分野を中心に、施設建設や資機材調達等の事業（プロジェクト）に必要な資金の協力を行っている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

被援助国が、日本から贈与された資金を使用して、プロジェクトに必要な資機材、施設の建設および設計などのサービスを調達する（資機材、施設を日本が直接調達して供与する現物供与は行っていない）。

● **審査・決定プロセス**

一般プロジェクト無償は開発途上国からの要請により、日本政府、JICAにおける要請内容、妥当性の検討、事前の調査等を経て援助規模の概算額等が算定され、被援助国との交換公文（E／N）、JICAの贈与契約（G／A）の締結により実施される。

開発途上国からの要請は、主として在外公館を通じて提出される。外務省は、その要請に関して、無償資金協力の必要性、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、必要に応じてJICAによる事前の調査を行い、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。交換公文では、プロジェクトの名称、供与限度額等が記載され、官報で発表される。

● **決定後の案件実施の仕組み**

(1)　交換公文（E/N）、贈与契約（G/A）締結後、被援助国政府（実施機関）は、日本のコンサルタント、請負・調達業者との間で契約を結び、事業を実施する。請負・調達業者の選定方法は、一般競争入札を原則としている。

請負・調達業者は契約に基づき事業に必要な資機材、設備およびサービスの調達を行う。

(2)　一般プロジェクト無償の実施主体は被援助国政府（機関）であるが、プロジェクトにおける適正かつ迅速な施設の建設、資機材の引き渡しを確保するため、JICAは、被援助国との贈与契約に基づき、契約認証、被援助国への資金の支払い等に必要な業務を行う。

在外公館、JICAは、被援助国政府（機関）から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度実績は、実施国数38か国、実施件数59件、供与総額は約553億円となっている。

● **地域別実績**

（E／Nベース）（単位：億円）

年度／地域	2010年度			2011年		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	19	143.74	27.84	19	188.22	34.07
中東・北アフリカ	4	36.24	7.02	3	47.04	8.51
サブサハラ・アフリカ	34	253.75	49.15	26	223.59	40.47
中南米	5	24.81	4.81	4	26.82	4.85
大洋州	6	30.23	5.86	5	37.89	6.86
東欧・中央アジア	3	27.49	5.32	2	28.96	5.24
合　計	71	516.26	100.00	59	552.52	100.00

② コミュニティ開発支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2006年度創設。

● **経緯・目的**

(1)　日本の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、他ドナーとのコスト格差の是正が求められていた。こうした中、2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノン・プロジェクト無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、交換公文（E/N）で規定している資金支払供与期限の制約を受けない余裕を持った

工期設定、各種効率化による大幅なコスト縮減および特定分野に限定されない総合的なコミュニティ開発が可能となった。コミュニティ開発支援無償は、このときに培われた知見・蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。

(2) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする。複数のコンポーネント（学校、道路、給水、保健医療施設等）の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携を念頭に置いた効果的な協力を目指す。単一分野の支援についても、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を目指す。資金を一括拠出する調達代理方式を採用し、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可能とする。

2. 事業の仕組み

● 概　要

JICAによる概略設計調査を実施し、事業規模と分野の組み合わせの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに「概略積算額」を作成する。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者活用を通じ一定のコスト縮減を可能とする。

なお、紛争直後の国等、二国間援助では実施が困難、あるいは国際機関の知見、識見が活かされる相当のメリットがある国・地域については、国際機関連携の支援を実施する。

● 審査・決定プロセス

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、実施の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

交換公文（E/N）および贈与契約（G/A）署名後に被援助国もしくは国際機関の口座への資金の一括拠出を行う。調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約する。事業について、日本側と被援助国政府側が密接に協議する場として「コミッティー」（被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所、大使館等からなる委員会）を設置し、事業の進捗（しんちょく）などを確認する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度は、二国間援助として8か国の開発途上国に対し82億8,600万円、国際機関連携の援助として4か国の開発途上国に対し64億6,000万円、総計147億4,600万円のコミュニティ開発支援を実施。

● 案件別実績

相手国	件　　名	供与額（億円）
ネパール	基礎教育改革プログラム支援のための学校改善計画	9.30
ミャンマー	少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画（WFP連携）	8.14
エチオピア	アムハラ州中学校建設計画	12.08
ガーナ	アッパーウエスト州地域保健施設整備計画	9.89
カメルーン	第五次小学校建設計画	9.66
コンゴ共和国	コミュニティ参加を通じた子どものための環境整備支援計画（UNICEF連携）	5.29
中央アフリカ	中央アフリカ北部における子どもに優しい施設建設計画（UNICEF連携）	9.98
ブルキナファソ	保健社会向上センター建設計画	14.01
マラウイ	第二次中等学校建設計画	10.85
マリ	第四次小学校建設計画	10.11
アフガニスタン	カブール県及びバーミヤン県灌漑施設整備計画（FAO連携）	13.10
アフガニスタン	カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画	6.96
アフガニスタン	第二次農業生産拡大及び生産性向上計画（FAO連携）	9.14
アフガニスタン	中央高地三県における学校建設計画（UNICEF連携）	18.95

③ ノン・プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」として創設。施設建設や災害救援活動等の事業（プロジェクト）実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入するための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロジェク

ト無償資金協力」と称される。

● **経緯・目的**

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国に対し、その努力の推進のために必要となる物資の輸入代金を支援するために創設された。

⑴　第1次経済構造改善努力支援無償援助（1987年ベネチア・サミットで表明）

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のためには、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との強い議論があり、世界銀行・IMFは開発途上国の経済構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は1987年5月の緊急経済対策（同年6月のベネチア・サミットで表明）において、「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては、特別の配慮が必要となってきていることを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年度にかけて実施。

⑵　第2次経済構造改善努力支援無償援助（1989年アルシュ・サミットで表明）

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

⑶　第3次経済構造改善努力支援無償援助（1991年ミュンヘン・サミットで表明）

第1次、第2次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、1993年度から3年間で、6.5～7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

⑷　1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度においてノンプロ無償を予算化している。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済社会開発努力を実施する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文（E/N）を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● **審査・決定プロセス**

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の貧困削減等の経済社会開発に対する取組、経済状況、政治状況、実施した場合の外交上の効果などについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● **決定後の案件実施の仕組み**

閣議決定後速やかに、日本と被援助国との間で交換公文（E/N）の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、使途等が定められている。

E/N署名後、日本から被援助国政府に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関（「調達代理機関」と呼ばれる）を通じ、貧困削減等の経済社会開発努力を推進する上で必要となる物資を調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の調達が予定通り適正に行われたことを報告する。

なお、E/N上、被援助国政府は日本が援助資金（外貨）を供与することにより生じる内貨を銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。被援助国政府は、在外公館を通じて日本政府と使途につき協議の上、見返り資金を経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度の実績は実施国数26か国、実施件数28件、供与額総額144億円であった。

● **地域別実績**

（E／Nベース）（単位：億円）

年度／地域	2010年度			2011年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	2	13	11	11	53	37
中東・北アフリカ	4	68	55	6	53.5	37
サブサハラ・アフリカ	4	38	31	2	18	13
中南米	0	0	0	2	6	4
大洋州	4	4	3	6	11	8
東欧・中央アジア	0	0	0	1	2.5	2
合　計	14	123	100	28	144	100

④ 紛争予防・平和構築無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2002年度、ノン・プロジェクト無償資金協力の枠内で「紛争予防・平和構築無償資金協力」として創設。

● **経緯・目的**

多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、従来の無償資金協力では対応困難だった小型武器廃棄支援などのプログラム型事業を対象として創設された。平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

二国間および国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施される。国際機関または開発途上国政府から日本に対してプログラムまたはプロジェクトの要請が行われ、その内容に基づいて紛争予防・平和構築支援無償を実施すべきか否かを検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに日本と被援助国もしくは国際機関が交換公文（E/N）を取り交わし、同資金が被援助国もしくは国際機関に支払われる。

● **審査・決定プロセス**

国際機関または開発途上国政府から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、当該国政府による平和構築分野における取組、当該国に対する紛争予防・平和構築分野での日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、他のドナーの同分野における援助状況、当該国の政治経済社会情勢、他のスキームとの関係、日本との二国間関係等を総合的に勘案した上で検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● **決定後の案件実施の仕組み**

閣議決定後速やかに、日本と被援助国もしくは国際機関との間で交換公文（E/N）の署名が行われる。

二国間支援の場合は、E/N署名後、日本から被援助国に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関（「調達代理機関」と呼ばれる）を通じ、プログラムまたはプロジェクトを実施する。国際機関を通しての支援の場合は、E/N署名後、日本から国際機関に対し援助資金が支払われ、当該国際機関がプログラムまたはプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度紛争・平和構築無償の実績は、実施国数9か国、実施件数19件、供与額総額126億6,400万円であった。

● **案件別実績**

相手国	件　　名	供与額（億円）
スリランカ	北部州紛争影響地域和解・再統合支援計画（IOM連携）	1.22
パキスタン	ペシャワール・トルハム間道路沿線のアフガニスタン難民受入コミュニティにおける社会連帯及び平和構築計画（UNDP連携）	9.96
東ティモール	民主的な国政選挙による平和構築計画（UNDP連携）	1.35
ウガンダ	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・定住促進のためのコミュニティ再生計画	11.53
ギニア	若年層への職業訓練支援計画（UNIDO連携）	2.34
コートジボワール	小型武器拡散対策支援計画（UNDP連携）	3.84
コンゴ（民）	選挙サイクル支援計画（UNDP連携）	0.77
コンゴ（民）	北キブ州の鉱物資源手採掘地域における平和の定着計画（UNDP連携）	5.10
アフガニスタン	カブール市東西幹線道路等整備計画	25.09
アフガニスタン	カブール大学整備計画	6.68
アフガニスタン	ゴール県病院改修計画	6.23
アフガニスタン	バーミヤン空港改修計画	12.60
アフガニスタン	バーミヤン郡道路整備計画	12.18
アフガニスタン	刑事司法能力強化計画（UN連携／UNODC実施）	7.01
アフガニスタン	警察識字能力強化計画（UNESCO連携）	2.49
アフガニスタン	警察能力強化計画（UNDP連携）	4.29
アフガニスタン	社会人口及び経済統計調査支援計画（UNFPA連携）	8.88
キルギス	基礎教育整備計画（UNICEF連携）	3.77
キルギス	出入国管理システム近代化計画（IOM連携）	1.31

⑤ 草の根・人間の安全保障無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する必要性等から創設された。

1995年度から「草の根無償資金協力」、2003年度から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

2. 事業の仕組み

● 概　要

開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動している非政府団体（NGO）等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、人間の安全保障の理念を踏まえ在外公館が中心となって資金協力を行うもの。1件当たりの援助の規模は原則1,000万円までと比較的小規模ではあるが（内容に応じ、最大1億円まで認められる）、草の根レベルに直接裨益（ひえき）するきめ細かい援助として、各方面から高い評価を得ている。

草の根レベルに対する援助効果が高い事業や、人道上機動的な支援が必要な事業などを中心に、基礎生活（BHN：Basic Human Needs）環境を改善する分野が主な対象となっている。具体的な資金協力の対象品目としては、施設建設、資機材購入のほか、会議・セミナー開催経費、機材供与に伴う専門家雇用費等のソフト面における協力も実施しているが、被供与団体自身の恒常的な運営・管理費（事務所経費、人件費等）等については支援の対象とはならない。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外公館が要請団体の適格性、プロジェクトの内容、規模、開発効果などについて検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決まると、在外公館と当該案件の要請団体との間で、資金供与に関する贈与契約（G/C）が署名される。

契約の署名を終えた団体（被供与団体）は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約（または見積書）の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供与する。

プロジェクト実施中、在外公館は、サイトの現地確認などモニタリングを行い、実施後もフォローアップを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度の実績は実施国数126か国・1地域、実施件数1,054件、供与限度額総額約94億円であった。

● 地域別実績

（2011年度、G/Cベース）

地　域	国数	件数（%）	金額（単位：百万円、%）
アジア	17か国	256（24.29）	2,311（24.47）
中東・北アフリカ	11か国・1地域	112（10.63）	1,312（13.89）
サブサハラ・アフリカ	42か国	194（18.41）	1,673（17.12）
中南米	26か国	306（29.03）	2,603（27.56）
大洋州	13か国	71（6.74）	573（6.07）
欧州・中央アジア	17か国	115（10.91）	973（10.30）
合　計	126か国・1地域	1,054（100.00）	9,444（100.00）

＊　四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

（2011年度、G/Cベース）

分　野	件数（%）	金額（単位：百万円、%）
教育研究	491件（46.58）	4,185（44.31）
医療保健	250件（23.72）	2,129（22.54）
民生環境	199件（18.88）	1,642（17.38）
農林水産	68件（6.45）	651（6.89）
通信運輸	25件（2.37）	222（2.35）
その他	21件（1.99）	616（6.52）
合　計	1,054件（100.00）	9,444（100.00）

＊1　上記のうち複数分野にまたがっている案件については、事業の主要部分を占める1分野に計上している。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑥ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」（以下「N連」）に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来のスキーム（草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償）を統合の上、創設した。

2. 事業の仕組み

● 概　要

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力を行う。具体的には、次の7分野からなる。

⑴　開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接役に立つ経済社会開発協力事業に対して資金協力を行う（供与限度額：原則5,000万円（ただし、申請団体の過去2年間の支出（団体の総支出）実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行わない。また、N連に初めて申請する団体は、過去2年間の支出実績平均が2,000万円を超えている場合でも、上限を2,000万円とする）。

⑵　NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携し、コンソーシアムを組んで実施する経済社会開発協力事業に対し資金協力を行う（供与限度額は前述（1）開発協力事業と同様）。

⑶　リサイクル物資輸送事業

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが引き受け開発途上国へ贈与するにあたり、その輸送費等に対し資金協力を行う（供与限度額：1,000万円）。

⑷　緊急人道支援事業

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に対し資金協力を行う（供与限度額：1億円）。

⑸　地雷関係事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を提供する（供与限度額：1億円）。

⑹　マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが、貧困層の人々に対し少額・無担保の貸付を行う場合、原資となる資金を提供する（供与限度額：2,000万円）。

⑺　平和構築事業

日本のNGOが行う元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）や和解、相互信頼醸成事業等に対し資金協力を行う（供与限度額は前述（1）開発協力事業と同様）。

※「国際協力における重点課題」案件

次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、12か月を超える事業期間（3年以内をめど）、1億円を超える供与限度額（1年当たり最大1億円をめど）、一般管理費の計上が認められる。

- アジアにおける貧困削減に資する事業（社会経済基盤開発、保健・医療、教育を含む）
- 小島嶼国における脆弱（ぜいじゃく）性の克服に対する支援
- アフリカにおけるMDGs達成に資する事業
- 中東・北アフリカの生活向上・改革支援
- 平和構築事業（特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、ケニア、南スーダン）
- 地雷関係事業

● 審査・決定プロセス

在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行われた後、申請団体の適格性、事業の内容、外交上・治安上の問題点、現地ニーズ、住民への援助効果、事業の持続性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査をもとに外務省本省にて検討し、案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOの間で贈与契約（G/C）を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および完了報告書を在外公館（あるいは外務省本省）に提出する。在外公館は必要に応じ事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度の実績は、実施国数26か国1地域、実施件数81件、供与限度額総額約29億円であった（その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援に対して28.4

億円の拠出実績がある）。地域別に見るとアジアにおける協力が実施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額の半分以上を占めている（54件、16億円）。分野別の実施件数・金額は、教育・人づくり、保健医療が多く、両分野で半分以上となっている。

● **地域別実績**

（2011年度、G/Cベース）

地　域	国等数	件数（%）	金額（単位：百万円、%）
アジア	14か国	54（67）	1,605（55）
中東・北アフリカ	4か国1地域	13（16）	686（24）
サブサハラ・アフリカ	7か国	13（16）	559（19）
中南米	0か国	0（0）	0（0）
大洋州	0か国	0（0）	0（0）
欧州・中央アジア	1か国	1（1）	49（2）
合　計	26か国1地域	81（100）	2,900（100）

● **分野別実績**

（2011年度、G/Cベース）

分　野	件数（%）	金額（単位：百万円、%）
教育	28（35）	1,035（36）
保健医療	22（27）	653（22）
農林業	14（17）	470（16）
民生環境	10（12）	252（9）
地雷関連	7（9）	490（17）
合　計	81（100）	2,900（100）

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2006年度創設。

● **経緯・目的**

2004年12月に発生したスマトラ沖地震およびインド洋津波被害を契機とした、世界的な防災、災害復興対策に対する関心の向上もあり、2006年度より開始した。

防災・災害復興分野は、自然災害の多い日本が、その経験と知見に基づいた国際貢献を行い得る分野であり、また海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援にも資するものである。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

自然災害に対する防災、災害・復興支援を行う。

● **審査・決定プロセス**

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の調査に基づいて実施するプロジェクト型支援と、調達代理機関が事業を監理し、資金を一括拠出して、迅速かつ柔軟な活動を可能とする調達代理型支援がある。

● **決定後の案件実施の仕組み**

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。調達代理型支援については、交換公文の署名および贈与契約署名後速やかに相手国に資金を一括拠出し、事業を実施する。また、日本政府と被援助国政府、JICA、調達代理機関等が事業の実施について協議するため、政府間協議会を設置し、関係者間の調整を行う。

3. 最近の活動内容

● **案件別実績**

相手国	件　　名	供与限度額（億円）
ブータン	サイクロン災害復興支援計画	10.19
フィリピン	マヨン火山周辺地域避難所整備計画	7.39
スリランカ	マンムナイ橋梁建設計画	12.06
ホンジュラス	首都圏地滑り防止計画	10.53

⑧ テロ対策等治安無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2006年度創設。

● **経緯・目的**

テロ、海賊、薬物、人身取引などの国境を越える犯罪は、国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、ソマリア沖

で発生している船舶・船員に対する海賊事件にも見られるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結していることから、テロ対策等に資することを目的としている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

海上保安機関の能力、港湾、空港の保安、出入国管理システムの強化等の支援を行う。

● **審査・決定プロセス**

基本的に一般プロジェクト無償と同様である。

候補案件は、要請内容、要請国におけるテロ・海賊対策等の治安対策の必要性、経済社会情勢、日本との二国間関係等を総合的に検討する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

一般プロジェクト無償に準ずる。

3. 最近の活動内容

● **案件別実績**

相手国	件　　名	供与限度額（億円）
ヨルダン	アル・カラマ国境治安対策強化計画	5.42

⑨ 環境・気候変動対策無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2008年度、「環境プログラム無償資金協力」として創設。2010年度から「環境・気候変動対策無償資金協力」に改称。

● **経緯・目的**

気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるために、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させる必要性を認識しているものの、実施能力や資金が不足している開発途上国を支援する。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対する支援（適応策支援）とともに、省エネ、クリーンエネルギー導入などの排出削減に対する支援（緩和策支援）がある。支援形態には下記のようなものがある。

(1)　気候変動による自然災害に対する適応策（風水害防災対策の機材供与、施設建設）

(2)　地球温暖化対策の政策・計画の立案（専門家による計画立案支援）

(3)　クリーンエネルギー導入等による緩和策（太陽光発電の導入、既存水力発電の効率化等）

(4)　気候変動による干ばつ等に対する適応策（地下水開発、上水道開発等）

(5)　森林保全等の緩和策（森林保全のための監視体制整備、植林等）

● **審査・決定プロセス**

在外公館を通じた、被援助国政府からの要請を踏まえ、被援助国の気候変動分野の国際貢献の意思、気候変動により受ける影響の状況、貧困削減等社会状況、事業の実施可能性、他のスキームとの関係、他の無償資金協力案件の優先度比較等を総合的に検討する。その上で、必要に応じJICA等による事前調査を行い、事前計画を策定し、日本政府内部で調査を行い、被援助国と無償資金協力実施のための交換公文（E/N）を締結する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

(1)　プロジェクト型　一般プロジェクト無償に準じる。

(2)　調達代理型　コミュニティ開発支援無償に準じる。

なお、日本の技術の適用を目的とする場合などは、調達品目を本邦製品とするのも可能。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度の実績は実施件数31件、供与額総額　約236.45億円であった。

● **地域別実績**

（E/Nベース）（単位：億円）

地域＼年度	2010年度			2011年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	13	130.35	35.46	7	58.78	24.86
中東・北アフリカ	3	29.50	8.03	2	9.88	4.18
サブサハラ・アフリカ	21	127.28	34.62	17	128.04	54.15
中南米	7	56.48	15.36	3	18.17	7.68
大洋州	2	9.59	2.61	1	13.79	5.83
東欧・中央アジア	3	14.40	3.92	1	7.79	3.29
合計	49	367.60	100.00	31	236.45	100.00

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑩ 貧困削減戦略支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2007年度。

● 経緯・目的

1999年、世界銀行およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3～5年間の包括的な経済社会開発計画である貧困削減戦略文書（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）の導入を被援助国に要請していくことを決定した。上記決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。

このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援、被援助国のオーナーシップ、財政管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援などを主要な援助手法として継続しつつ、本件貧困削減戦略支援無償により財政支援型支援を行い、従来のプロジェクト型支援などを補完することにより援助効果の拡大をねらう。

2. 事業の仕組み

● 概　要

貧困削減戦略の実施・達成を包括的に支援するための財政支援枠組みを有する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいて貧困削減戦略支援無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文（E/N）および贈与契約（G/A）を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の政治・経済などの情勢、PRSPが策定されているか、財政支援枠組みが整備されているか、日本のプロジェクト型支援との補完性があるか、日本側の現地ODAタスクフォースの体制が整っているかなどについて検討を行い、実施対象国を選定し、閣議で決定される。

その際、以下の中から支援形態を選定する。

(1)　一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助国政府の一般会計に、資金の使途および支出項目を特定せず、直接援助資金を供与する。

(2)　セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与する点は一般財政支援と同じであるが、資金の使途としてPRSP上の重点分野（教育、保健など）を特定するもの。

(3)　コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設けられた特別会計（口座）に援助資金を供与するもの。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後、同資金協力について日本政府と被援助国政府との間で交換公文（E/N）、またJICAとの間で贈与契約（G/A）の署名が行われる。このE/NおよびG/Aには、援助の目的、供与金額、使途などが定められている。

E/NおよびG/A署名後、日本側から被援助国政府に対し援助資金が支払われる。

援助資金拠出後は、現地ODAタスクフォースが共同レビュー会合などにおける拠出資金のモニタリングや成果の評価に参加するとともに、被援助国の会計検査院報告などをフォローし、日本が拠出した資金が適切に使用され、成果を上げているかどうかを確認する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

以下のとおり、2011年度の実績は実施国数4か国、実施件数5件、供与総額11億円であった。

● 2011年度実績

（E／Nベース）

国　名	金額（億円）	支援形態
タンザニア	1.5	コモンファンド型財政支援
ガーナ	2.0	セクター財政支援（保健）
ガーナ	3.5	貧困削減支援
サモア	1.0	コモンファンド型支援（教育）
ザンビア	3.0	コモンファンド型支援（教育）
合　計	11.0	

⑪ 人材育成支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度、「留学生支援無償」として開設され、2007年度に「人材育成支援無償」と改称した。

● 経緯・目的

開発途上国の社会経済開発政策の企画、立案、実施にかかわり、将来指導的役割を果たすことが期待される若手行政官等を対象とし、本邦の大学における学位取得（修士）を通じた人材育成を行うことを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

開発途上国が、日本に派遣する人材育成計画を策定し、交換公文（E/N）による両国の合意の下、対象者の渡航費、滞在費、学費等の資金を供与する。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援無償の援助対象国の選定に当たっては、日本との二国間関係を考慮し、アジア諸国を中心としている。

● 決定後の案件実施の仕組み

無償資金協力の実施のため、資金供与に関する交換公文（E/N）が締結される。このE/Nには、援助の目的、供与金額等が定められている。

E/N署名後、被援助国はJICAが企画競争により選定する実施代理機関との間で、実施契約を締結する。実施代理機関は、候補者の選考手続き事務、学費および奨学金等の支払管理、実施状況調査等を行うこととなる。

本邦の受入大学の大学院・コースの選定については、しかるべき体制を整えている大学院の留学コースを調査し、対象国に提示の上、対象国側の希望分野に合致したコースに対象者を受け入れる（受入人数は1コース当たり5人程度）。各コースは、各国における人材育成分野および日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

対象者の選考は、相手国政府等からの推薦により作成される候補者のリストの中から、日本と相手国により構成される運営委員会が、学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

3. 最近の活動内容

● 実　績

・人材育成支援無償

2011年度は、カンボジア、スリランカ、中国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスから計234名を受け入れた。

⑫ 水産無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これら開発途上国による要請に応じ、水産関係のプロジェクトに対して無償資金協力を行うことにより、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させる。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念されるようになっていること、1994年に国連海洋法条約が発効し開発途上国で水産資源の有効利用の重要性が一層強く認識されていることから、水産分野の支援の重要性は引き続き高い。

2. 事業の仕組み

● 概　要

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、当該国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償資金協力と同様であるが、援助対象国の選定に当たっては、日本との漁業分野における関係を考慮している。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償資金協力と同様である。

3.最近の活動内容

● **案件別実績**

相手国	件　名	供与限度額（億円）
モザンビーク	マプト魚市場建設計画	9.18
セントクリストファー・ネーヴィス	チャールズタウン水産センター建設計画	9.32

⑬ 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

「文化無償資金協力」は、1975年度に開始。2000年度に「草の根文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を導入。2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」を創設。

● **経緯・目的**

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償資金協力（「一般文化無償」、「草の根文化無償」）は重要な柱の一つとなっている。

「一般文化無償」は、政府機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体等の非政府機関に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

供与限度額は、「一般文化無償」は1件原則3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被援助国の文化・高等教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」ならびにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2011年世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループIIIまでの国（2011年度の場合、2009年の一人当たりGNIが6,885ドル以下の国）としている。

● **審査・決定プロセス**

「一般文化無償」は、被援助国政府から日本大使館に提出された援助要請を大使館やODAタスクフォースが検討し、さらに外務省がJICAの協力も得て検討を行い、事前に現地調査を行う案件を決定する。この調査結果を踏まえ、日本政府部内の調整を行った上で、実施案件を決定し、被援助国政府との間で交換公文に署名する。

「草の根文化無償」は、被供与機関から日本大使館に提出された援助要請に対し、日本大使館および外務省が検討を行い、実施案件を決定し、被供与機関と日本大使館との間で贈与契約を締結する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

「一般文化無償」は交換公文署名後、被援助国政府（実施機関）が、案件の実施について日本のコンサルタント、調達・請負業者との間で契約を結ぶ。調達・請負業者の選定方法は、一般競争入札が原則。契約締結以降の手続きは一般プロジェクト無償資金協力と同様である。なお、JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理・実施に必要な業務を行う。

「草の根文化無償」は、草の根・人間の安全保障無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度までに135か国・地域に対して、合計1,737件、総額約653億円（交換公文および贈与契約締結ベース）の文化無償資金協力を実施してきている。

● **地域別実績**

（件数および金額：一般文化無償は交換公文ベース、草の根文化無償は贈与契約ベース）（単位：億円、%）

年度 / 地域	一般文化無償						草の根文化無償					
	2010年度			2011年度			2010年度			2011年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア・大洋州	3	2.19	30	3	1.52	47	2	0.15	9	2	0.15	12
中東・北アフリカ	0	0	0	0	0	0	1	0.05	3	1	0.10	8
サブサハラ・アフリカ	4	1.78	24	0	0	0	5	0.46	27	2	0.16	13
中南米	2	2.13	29	2	0.99	31	8	0.54	32	8	0.60	48
欧州	3	1.26	17	0	0	0	2	0.18	10	3	0.07	6
中央アジア	0	0	0	1	0.69	22	4	0.32	19	2	0.16	13
合　計	12	7.36	100	6	3.20	100	22	1.70	100	18	1.25	100

＊　四捨五入の関係上、各項目を足しても金額の合計は一致しないことがある。

● **主要な具体的事業・案件および内容**

2011年度に実施した案件としては、「一般文化無償」ではスリランカのケラユア大学およびサバラガムワ大学日本語学習機材整備計画（約4,800万円）、コロンビアのコミュニティ先住民ラジオ放送局番組制作機材整備計画（約6,700万円）などがある。

また「草の根文化無償」では、ラオスのルアンパバーン県工芸学校整備計画（約522万円）、コンゴ民主共和国の高等教育学院日・コンゴ交流センター整備計画（約982万円）、ドミニカ共和国の体育教員育成施設整備計画（約999万円）、セルビアのベオグラード大学言語学部日本語学科LL教室整備計画（約498万円）など、文化・高等教育の幅広い分野で実施している。

⑭ 緊急無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1973年度創設。

● **経緯・目的**

(1)　災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度から開始。

(2)　民主化支援

開発途上国における民主化推進のために緊急かつ重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度から開始。

(3)　復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援として、1996年度から開始。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続きが簡素化されていることが特徴として挙げられる。

● **審査・決定プロセス**

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施ぶりを決定する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、原則としてこの閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度は、18件（災害緊急援助15件、民主化支援3件）、援助総額約43億1,000万円の緊急無償を実施した。

● **分野別実績および内容**

・災害緊急援助

2011年度は、パキスタン、タイにおける洪水被害支援

など、総額約41億5,000万円の災害緊急援助を実施した。

・民主化支援

2011年度は、キルギス、イエメン等における民主化プロセス支援を行い、総額約1億6,000万円の資金協力を実施した。

● **分野別実績**

（実績ベース）（単位：億円）

年度 / 分野	2010年		2011年	
	件数	金額	件数	金額
災害緊急援助	30	44.80	15	41.50
民主化支援	2	9.10	3	1.60
復興開発支援	0	0	0	0
合　計	32	53.90	18	43.10

⑮ 食糧援助（KR）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1968年度創設。

● **経緯・目的**

1960年代当時、世界の小麦貿易量の約3分の1の取引が援助等の通常の商業的取引以外の取引により行われていたことを踏まえ、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みを定めるため、「1967年の食糧援助規約」が作成され、以後累次にわたり更新されてきた。従来の食糧援助規約は、加盟国に対し、規約に明記された年間の約束量を満たすことを義務付けていたが、近年の食糧援助を取り巻く状況やその趨勢の変化を受け、より柔軟な食糧援助活動を可能にする新たな枠組みを設定する必要が生じたことから、2012年4月に「食糧援助規約」が作成され、2013年1月に同規約が発効した。同規約は、食糧不足に直面する開発途上国に対し、加盟国が食糧援助を供与するに当たって尊重すべき原則等を定めるものである。日本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、1968年度より一貫して食糧援助規約に基づき食糧援助を実施している。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、対外債務残高、日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国がコメ、小麦、トウモロコシ等の穀物を購入するための資金を供与する方式により食糧援助を実施している。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不足状況等を踏まえつつ、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じてこれら社会的弱者に対する食糧援助も実施している。なお、1996年度以降、日本政府米の需給状況にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

● **審査・決定プロセス**

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、政府部内において、穀物の種類、数量、調達国、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等について検討した後、日本政府としての決定を行う。また、WFP等の国際機関を通じた食糧援助も、当該国際機関や開発途上国からの要請に基づき同様な方法で決定している。

● **決定後の案件実施の仕組み**

二国間での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額、穀物の種類および調達国等を定めた交換公文（E/N）の署名を行う。

E/N署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。なお、被援助国政府は、日本が援助資金（外貨）を供与する際に、原則として、援助資金で調達した穀物の本船渡し価格（FOB）の3分の2以上を内貨建てで銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。被援助国政府は、日本と使途につき協議の上、見返り資金を経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

WFP等の国際機関連携での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額、穀物等の種類および調達国等を定めたE/Nの署名を行う。なお、国際機関経由の場合は、E／Nの規定上、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度の実績は、二国間援助として18か国の開発途上国に対し49億2,000万円、国際機関経由の難民・国内被災民等への援助として61億8,000万円、総額111億円となる。日本の援助により被援助国等が購入する食糧は主にコメ、小麦、小麦粉、トウモロコシ、豆類等となっている。

● **地域別実績**

（E/Nベース）（単位：億円、%）

年度 / 地域	2010年度			2011年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	4	31.10	16.51	3	11.40	10.27
中東・北アフリカ	4	19.00	10.08	2	8.70	7.84
サブサハラ・アフリカ	25	138.30	73.41	25	86.00	77.48
中南米	0	0.00	0.00	1	4.90	4.41
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合　計	33	188.40	100.00	31	111.00	100.00

⑯ 貧困農民支援（2KR）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1977年度から、農業資機材供与の食糧増産援助を行うことを開始。2005年度、「貧困農民支援」に改称。

● **経緯・目的**

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自らの食糧自給のための自助努力により解決されることが重要との観点から支援を実施しており、1977年度からは食糧増産援助として新たな枠組みを設け、農業資機材の供与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、同年12月、これまで供与品目の一つであった農薬については適正使用および環境配慮の観点から原則として供与しない等の抜本的な見直しを行った。

また、今後とも世界における食糧不足や飢餓の軽減に積極的な貢献を行うため、これまでの関係者との意見交換を踏まえ、2005年度より「食糧増産援助」を「貧困農民支援」に名称変更し、援助の重点を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支援を目指すこととした。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリング等の強化等を通じて、貧困農民支援のあり方につき適宜見直しを行うこととしている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

開発途上国からの要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、対外債務残高、日本との貿易関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械（耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等）、肥料などの農業資機材や、役務等を調達するための資金を供与している。

● **審査・決定プロセス**

二国間での貧困農民支援は、開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、JICAによる協力準備調査結果を踏まえつつ、要請資機材、数量、仕様、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。また、国連食糧農業機関（FAO）を通じた貧困農民支援について、FAOや開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、要請内容につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。

● **決定後の案件実施の仕組み**

二国間での貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文（E/N）の署名を行うと同時に、JICAと被援助国政府との間で、援助の条件や実施手続き等を定めた贈与契約（G/A）の署名を行う。E/NおよびG/A署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。また、E/NおよびG/A署名後は、JICAが資金供与などの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金（外貨）を供与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し（FOB）価格の2分の1以上を内貨建てで銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。この見返り資金については、被援助国政府は日本と協議の上、貧困農民に役に立つ経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

FAOを通じた貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額を定めたE/Nの署名を行うと同時に、JICAと当該国際機関との間で、援助の条件や実施手続き等を定めたG/Aの署名を行う。なお、FAOを通じた支援の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度は、二国間援助として6か国の開発途上国に対し16億2,000万円、国際機関連携の援助として1か国の開発途上国に対し、2億1,000万円、総計18億3,000万円の貧困農民支援を実施。

● 地域別実績

（E/Nベース）（単位：億円・%）

年度地域	2010年度			2011年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	3	9.80	38.97	1	2.90	15.85
中東・北アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
サブサハラ・アフリカ	3	7.65	30.42	3	8.50	46.45
中南米	1	3.20	12.72	2	5.00	27.32
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	2	4.50	17.89	1	1.90	10.38
合　計	9	25.15	100.00	7	18.30	100.00

第4節 技術協力

1 実績

図表23 政府全体の技術協力の地域・形態別実績（2011年）

地域＼形態	総額		総人		研修員受入			専門家派遣			調査団派遣		
	百万円	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円
アジア	83,756.0	29.65	130,286	85.11	17,641	62.08	11,506.5	4,338	58.95	24,868.2	865	49.94	7,369.2
中東・北アフリカ	15,151.9	5.36	4,077	2.66	1,592	5.60	2,024.9	564	7.66	6,050.4	128	7.39	2,403.6
サブサハラ・アフリカ	35,918.6	12.72	8,358	5.46	4,401	15.49	4,305.4	1,137	15.45	15,301.1	427	24.65	5,995.6
中南米	16,696.8	5.91	5,395	3.52	2,217	7.80	2,986.8	810	11.01	5,674.7	120	6.93	1,391.6
大洋州	3,969.0	1.41	1,179	0.77	460	1.62	476.4	113	1.54	1,289.6	36	2.08	281.2
欧州	1,887.0	0.67	1,389	0.91	310	1.09	368.2	320	4.35	557.4	21	1.21	513.8
複数地域にまたがる援助等	125,059.0	44.28	2,403	1.57	1,796	6.32	2,695.0	77	1.05	177.2	135	7.79	1,024.2
合計	282,438.3	100.00	153,087	100.00	28,417	100.00	24,363.3	7,359	100.00	53,918.6	1,732	100.00	18,979.2

地域＼形態	協力隊派遣			留学生受入			調査研究その他等
	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	百万円
アジア	1,365	27.09	3,642.3	106,077	95.96	23,323.2	13,046.7
中東・北アフリカ	358	7.11	905.0	1,435	1.30	312.8	3,455.2
サブサハラ・アフリカ	1,644	32.63	4,450.3	749	0.68	163.3	5,702.7
中南米	1,204	23.90	3,522.2	1,044	0.94	247.0	2,874.5
大洋州	463	9.19	1,474.1	107	0.10	23.3	424.3
欧州	4	0.08	15.0	734	0.66	160.0	272.5
複数地域にまたがる援助等	0	―	331.2	395	0.36	10.0	120,821.4
合計	5,038	100.00	14,340.3	110,541	100.00	24,239.6	146,597.3

＊1　複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
＊2　東欧および卒業国向け援助を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　地域分類は外務省地域分類による。

図表24 開発計画調査型技術協力の地域別実績

地域別実績件数　（件数ベース、%は全件数に対する割合）

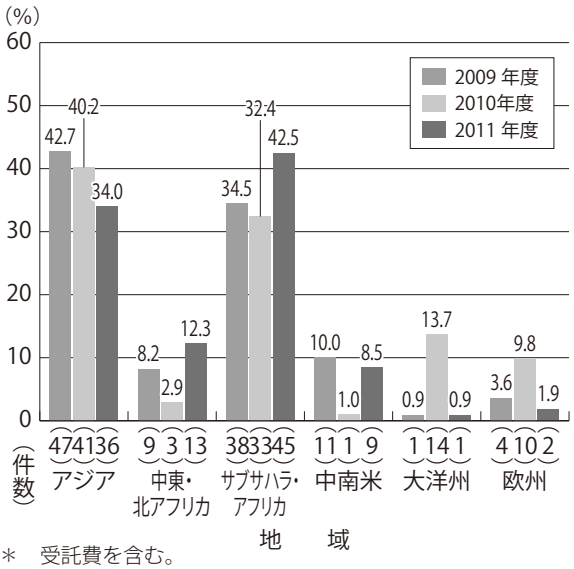

＊　受託費を含む。

図表25 開発計画調査型技術協力の分野別実績

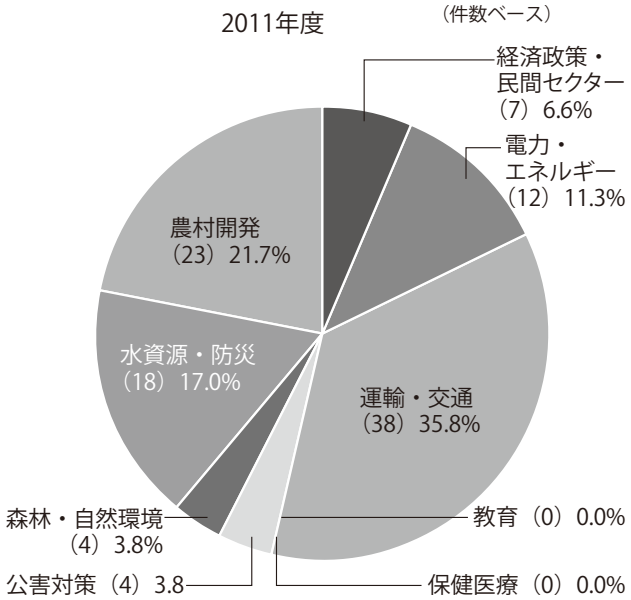

図表26　技術協力の地域・形態別実績（JICA実績）

（単位：千円、人、%）

地域別＼形態		経費総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		その他ボランティア派遣		移住者事業等		機材供与		その他	
				人数		人数		人数		人数		人数		人数		経費		経費	
		千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	千円	%	千円	%
2011年度	アジア	67,211,714 (−)	35.6	14,068 (13,599)	49.0 (48.8)	6,553 (5,822)	62.0 (64.1)	5,387 (5,198)	60.7 (61.0)	985 (271)	27.1 (25.9)	315 (78)	30.2 (26.3)	− (−)	− (−)	2,709,847 (−)	30.9 (−)	2,343,620 (−)	5.7 (−)
	サブサハラ・アフリカ	46,300,339 (−)	24.5	10,069 (9,924)	35.1 (35.6)	2,151 (1,718)	20.3 (18.9)	1,782 (1,679)	20.1 (19.7)	1,450 (424)	40.0 (40.5)	56 (13)	5.4 (4.4)	− (−)	− (−)	3,087,824 (−)	35.2 (−)	935,017 (−)	2.3 (−)
	中東・北アフリカ	10,052,308 (−)	5.3	1,505 (1,421)	5.2 (5.1)	501 (394)	4.7 (4.3)	563 (549)	6.3 (6.4)	235 (83)	6.5 (7.9)	81 (30)	7.8 (10.1)	− (−)	− (−)	1,143,286 (−)	13.0 (−)	328,238 (−)	0.8 (−)
	北米・中南米	16,839,345 (−)	8.9	2,372 (2,262)	8.3 (8.1)	876 (718)	8.3 (7.9)	480 (458)	5.4 (5.4)	623 (166)	17.2 (15.9)	455 (137)	43.6 (46.1)	− (−)	− (−)	711,204 (−)	8.1 (−)	754,831 (−)	1.8 (−)
	大洋州	4,792,774 (−)	2.5	364 (349)	1.3 (1.3)	289 (245)	2.7 (2.7)	152 (142)	1.7 (1.7)	336 (102)	9.3 (9.8)	109 (28)	10.5 (9.4)	− (−)	− (−)	306,824 (−)	3.5 (−)	84,562 (−)	0.2 (−)
	欧州	2,508,154 (−)	1.3	307 (292)	1.1 (1.0)	201 (185)	1.9 (2.0)	100 (100)	1.1 (1.2)	−	−	11 (6)	1.1 (2.0)	− (−)	− (−)	85,261 (−)	1.0 (−)	62,005 (−)	0.1 (−)
	国際機関	84,326 (−)	0.0	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	16 (5)	1.5 (1.7)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)
	区分不能	41,160,308 (−)	21.8	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	416 (401)	4.7 (4.7)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	717,005 (−)	8.2 (−)	36,831,316 (−)	89.1 (−)
	合計	188,949,268 (−)	100.0	28,685 (27,847)	100.0 (100.0)	10,571 (9,082)	100.0 (100.0)	8,880 (8,527)	100.0 (100.0)	3,629 (1,046)	100.0 (100.0)	1,043 (297)	100.0 (100.0)	− (−)	− (−)	8,761,251 (−)	100.0 (−)	41,339,589 (−)	100.0 (−)
累計	アジア	1,791,840,342	42.3	263,898	53.9	72,926	62.4	129,871	55.2	10,784	28.9	1,744	31.0	−	−	225,544,607	50.9	113,005,942	18.7
	サブサハラ・アフリカ	650,303,059	15.3	98,839	20.2	11,723	10.0	32,743	13.9	11,960	32.0	224	4.0	−	−	53,924,826	12.2	45,511,737	7.5
	中東・北アフリカ	288,285,621	6.8	35,419	7.2	7,702	6.6	17,716	7.5	2,560	6.9	583	10.4	73,011	99.4	32,902,197	7.4	15,750,064	2.6
	北米・中南米	770,647,397	18.2	62,903	12.8	17,600	15.1	35,103	14.9	8,112	21.7	2,354	41.9	426	0.6	98,520,642	22.2	46,855,954	7.8
	大洋州	118,879,114	2.8	11,043	2.3	2,319	2.0	5,856	2.5	3,173	8.5	513	9.1	−	−	8,968,469	2.0	5,559,449	0.9
	欧州	110,283,256	2.6	12,360	2.5	2,797	2.4	7,597	3.2	617	1.7	57	1.0	−	−	12,216,411	2.8	4,213,989	0.7
	国際機関	30,100,310	0.7	5,323	1.1	1,623	1.4	−	−	140	0.4	143	2.5	−	−	1,306,598	0.3	214,902	0.0
	区分不能	478,157,625	11.3	1	0.0	124	0.1	6,196	2.6	−	−	−	−	−	−	10,015,054	2.3	371,713,636	61.7
	合計	4,238,496,724	100.0	489,786	100.0	116,814	100.0	235,082	100.0	37,346	100.0	5,618	100.0	73,437	100.0	443,398,804	100.0	602,825,673	100.0

＊1　2011年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段（ ）内は新規分。
＊2　実績期なしは－（ハイフン）で表示。
＊3　アフガニスタンはアジア地域、スーダンはアフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。
＊4　協力隊派遣の数値は、1998年度までは青年海外協力隊員に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみの派遣数となっており、これらを累積したもの。

図表27 技術協力の形態・分野別人数実績（JICA実績）

（単位：人、%）

形態＼分野		合計人数	計画・行政		公共・公益事業				農林水産				鉱工業		エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他
			開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信・放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業		商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化			
2011年度	研修員受入	28,685 (27,847)	1,130 (1,040)	6,958 (6,850)	903 (865)	925 (902)	2,038 (2,015)	286 (264)	2,120 (2,009)	428 (411)	1,543 (1,536)	256 (220)	49 (47)	344 (296)	855 (838)	1,126 (1,123)	276 (276)	5,570 (5,336)	84 (78)	2,646 (2,595)	665 (665)	483 (481)
	（構成比）	100.0 (100.0)	3.9 (3.7)	24.3 (24.6)	3.1 (3.1)	3.2 (3.2)	7.1 (7.2)	1.0 (0.9)	7.4 (7.2)	1.5 (1.5)	5.4 (5.5)	0.9 (0.8)	0.2 (0.2)	1.2 (1.1)	3.0 (3.0)	3.9 (4.0)	1.0 (1.0)	19.4 (19.2)	0.3 (0.3)	9.2 (9.3)	2.3 (2.4)	1.7 (1.7)
	専門家派遣	10,571 (9,082)	481 (352)	1,850 (1,674)	652 (596)	793 (720)	767 (692)	72 (63)	1,265 (1,034)	66 (54)	489 (440)	176 (153)	11 (9)	120 (106)	436 (409)	316 (275)	81 (77)	951 (802)	111 (103)	1,177 (1,022)	356 (322)	401 (179)
	（構成比）	100.0 (100.0)	4.6 (3.9)	17.5 (18.4)	6.2 (6.6)	7.5 (7.9)	7.3 (7.6)	0.7 (0.7)	12.0 (11.4)	0.6 (0.6)	4.6 (4.8)	1.7 (1.7)	0.1 (0.1)	1.1 (1.2)	4.1 (4.5)	3.0 (3.0)	0.8 (0.8)	9.0 (8.8)	1.1 (1.1)	11.1 (11.3)	3.4 (3.5)	3.8 (2.0)
	調査団派遣	8,880 (8,527)	692 (678)	386 (377)	863 (814)	2,238 (2,131)	680 (655)	142 (140)	611 (563)	37 (37)	168 (163)	93 (80)	41 (41)	118 (115)	1,120 (1,106)	277 (269)	49 (49)	539 (511)	18 (16)	306 (293)	55 (54)	447 (435)
	（構成比）	100.0 (100.0)	7.8 (8.0)	4.3 (4.4)	9.7 (9.5)	25.2 (25.0)	7.7 (7.7)	1.6 (1.6)	6.9 (6.6)	0.4 (0.4)	1.9 (1.9)	1.0 (0.9)	0.5 (0.5)	1.3 (1.3)	12.6 (13.0)	3.1 (3.2)	0.6 (0.6)	6.1 (6.0)	0.2 (0.2)	3.4 (3.4)	0.6 (0.6)	5.0 (5.1)
	協力隊派遣	3,629 (1,046)	7 (3)	296 (77)	18 (5)	1 (−)	45 (8)	5 (4)	618 (155)	48 (20)	18 (8)	13 (6)	− (−)	129 (27)	− (−)	5 (3)	24 (5)	1,267 (401)	185 (46)	686 (207)	218 (54)	46 (17)
	（構成比）	100.0 (100.0)	0.2 (0.3)	8.2 (7.4)	0.5 (0.5)	0.0 (−)	1.2 (0.8)	0.1 (0.4)	17.0 (14.8)	1.3 (1.9)	0.5 (0.8)	0.4 (0.6)	− (−)	3.6 (2.6)	− (−)	0.1 (0.3)	0.7 (0.5)	34.9 (38.3)	5.1 (4.4)	18.9 (19.8)	6.0 (5.2)	1.3 (1.6)
	その他ボランティア	1,043 (297)	− (−)	101 (26)	45 (17)	10 (1)	46 (10)	34 (14)	68 (19)	11 (3)	4 (1)	24 (4)	3 (1)	107 (23)	11 (2)	87 (31)	19 (3)	270 (87)	47 (13)	50 (9)	66 (15)	40 (18)
	（構成比）	100.0 (100.0)	− (−)	9.7 (8.8)	4.3 (5.7)	1.0 (0.3)	4.4 (3.4)	3.3 (4.7)	6.5 (6.4)	1.1 (1.0)	0.4 (0.3)	2.3 (1.3)	0.3 (0.3)	10.3 (7.7)	1.1 (0.7)	8.3 (10.4)	1.8 (1.0)	25.9 (29.3)	4.5 (4.4)	4.8 (3.0)	6.3 (5.1)	3.8 (6.1)
	移住者事業等	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)
	（構成比）	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)
累計	研修員受入（構成比）	489,786 (100.0)	15,508 (3.2)	88,647 (18.1)	14,187 (2.9)	21,932 (4.5)	17,219 (3.5)	18,319 (3.7)	46,336 (9.5)	8,170 (1.7)	9,993 (2.0)	11,926 (2.4)	4,068 (0.8)	23,560 (4.8)	10,602 (2.2)	16,708 (3.4)	3,032 (0.6)	103,212 (21.1)	2,238 (0.5)	59,477 (12.1)	10,174 (2.1)	4,478 (0.9)
	専門家派遣（構成比）	116,814 (100.0)	3,960 (3.4)	12,655 (10.8)	3,896 (3.3)	8,862 (7.6)	6,298 (5.4)	3,480 (3.0)	13,667 (11.7)	2,645 (2.3)	4,500 (3.9)	3,978 (3.4)	1,954 (1.7)	5,392 (4.6)	2,540 (2.2)	1,955 (1.7)	550 (0.5)	12,377 (10.6)	1,553 (1.3)	19,103 (16.4)	5,218 (4.5)	2,231 (1.9)
	調査団派遣（構成比）	235,082 (100.0)	12,631 (5.4)	11,716 (5.0)	16,567 (7.0)	33,175 (14.1)	21,762 (9.3)	5,569 (2.4)	28,034 (11.9)	2,000 (0.9)	7,011 (3.0)	6,676 (2.8)	9,503 (4.0)	13,599 (5.8)	16,079 (6.8)	1,643 (0.7)	1,604 (0.7)	12,217 (5.2)	899 (0.4)	14,966 (6.4)	1,460 (0.6)	17,971 (7.6)
	協力隊派遣（構成比）	37,346 (100.0)	99 (0.3)	3,377 (9.0)	183 (0.5)	191 (0.5)	1,772 (4.7)	722 (1.9)	5,390 (14.4)	1,117 (3.0)	497 (1.3)	634 (1.7)	26 (0.1)	3,373 (9.0)	38 (0.1)	79 (0.2)	124 (0.3)	10,223 (27.4)	2,662 (7.1)	5,669 (15.2)	451 (1.2)	719 (1.9)
	その他ボランティア（構成比）	5,618 (100.0)	103 (1.8)	540 (9.6)	148 (2.6)	119 (2.1)	263 (4.7)	135 (2.4)	364 (6.5)	61 (1.1)	22 (0.4)	93 (1.7)	17 (0.3)	827 (14.7)	57 (1.0)	460 (8.2)	93 (1.7)	1,255 (22.3)	299 (5.3)	308 (5.5)	250 (4.4)	204 (3.6)
	移住者事業等（構成比）	73,437 (100.0)	− (−)	96 (0.1)	5 (0.0)	2 (0.0)	33 (0.0)	80 (0.1)	608 (0.8)	29 (0.0)	2 (0.0)	6 (0.0)	1 (0.0)	292 (0.4)	7 (0.0)	100 (0.1)	18 (0.0)	217 (0.3)	11 (0.0)	56 (0.1)	10 (0.0)	71,864 (97.9)

＊1　2011年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段（ ）内は新規分。
＊2　実績なしは－（ハイフン）で表示。

2　事業の概要

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年。

● 経緯・目的

1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足、アジアからの研修員16名（二国間ベース）の受入れにより開始された。開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国に受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信等多岐にわたる分野で人材育成支援や課題解決の促進を行うことを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的とし、開発途上国内の研修員を招聘（しょうへい）し当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修（第二国研修）」、周辺諸国の研修員を招聘して開発途上国で行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度から開始されている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の一つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修（第二国研修）および第三国研修とに区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの（集団型研修）から、個々の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの（個別型研修）まで、様々な実施形態がある。コース自体は、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズに応えるためのものまで、開発途上国のニーズに適した形態を選択することができ、カリキュラムもコース目的により中核人材育成型、人材育成普及型、課題解決促進型、国際対話型まで多様である。コース期間は、研修目的に応じた設定が可能であるが、通常は２週間から１年までである。研修の実施は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGO等の協力・連携により行われる。

また、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、また、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の友好親善にも貢献することも目的としている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討し、当該国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名などを決定の上、日本の在外公館から毎年開発途上国政府窓口機関に通報する。その後、研修コースごとに開発途上国政府機関から要請された候補者の資格要件等を日本にて審査し、受入れを決定する。

現地国内研修および第三国研修についても開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討・採択の上、日本の在外公館から採択案件を開発途上国政府窓口機関に通報する。

● 決定後の案件実施の仕組み

受入決定後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。来日した研修員は、あらかじめJICAが設定した研修コースまたは個々の要請内容に基づいて、JICAが設定した研修内容のコースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度実績は次のとおり。

(1)　本邦研修：141か国・地域から1万1,546名の研修員を新規に受け入れ、前年度からの継続の人数を合わせると1万2,111名であった。

当年度に新規に受け入れた研修員を形態別に見ると、まず、あらかじめ設定した研修コースや個別の要望による研修員を受け入れる一般技術研修（8,618名）があり、途上国政府が経費を負担する有償研修（18名）、日系人対象の研修（114名）、移住者またはその子弟を対象とした移住研修（54名）、地域の地方自治体やNGOとの連携による草の根技術協力事業地域提案型研修（258名）、将来の国づくりを担う青年層を対象にした青年研修（1,117名）、円借款事業関連の研修（1,367名）があった。

⑵　現地国内研修

日本の技術協力の成果を、開発途上国内で普及することを促進するための研修として、現地国内研修を実施した（12,720名）。

⑶　第三国研修

開発途上国の中で当該分野に比較優位のある国等を拠点として、その他の周辺にある途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した（3,581名）。

● **地域別実績**

（2011年度・新規人数）　（単位：人）

地　域	本邦研修員	現地国内研修員	第三国研修員	総　計
アジア	6,610	5,961	992	13,563
中東・北アフリカ	746	—	725	1,471
サブサハラ・アフリカ	2,203	6,493	1,228	9,924
北米・中南米	1,383	266	613	2,262
大洋州	332	—	17	349
欧州	272	—	6	278
国際機関	—	—	—	—
合　計	11,546	12,720	3,581	27,847

＊1　本邦研修員は、移住研修員を含む。
＊2　アフガニスタンはアジア地域、スーダンはアフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

● **分野別実績**

（2011年度・新規人数）　（単位：人）

中分類名	本邦研修員	現地国内研修員	第三国研修員	総　計
開発計画	435	498	107	1,040
行政	2,805	3,457	560	6,822
公益事業	671	31	163	865
運輸交通	716		186	902
社会基盤	553	1,329	133	2,015
通信・放送	155		109	264
農業	1,014	450	545	2,009
畜産	93	252	66	411
林業	187	1,250	99	1,536
水産	124		96	220
鉱業	47			47
工業	242		54	296
エネルギー	500	60	278	838
商業・貿易	514	402	207	1,123
観光	222		54	276
人的資源	1,494	3,425	398	5,317
科学・文化	78			78
保健・医療	1,063	1,088	444	2,595
社会福祉	361	205	82	648
その他	272	273		545
合　計	11,546	12,720	3,581	27,847

＊　本邦研修員は、移住研修員を含む。

② 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後2002年から「技術協力プロジェクト」として再構築を行っている。

● **経緯・目的**

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与の3つの投入を有機的に組み合わせながら、一つの協力事業（プロジェクト）として一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

近年、開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資源を有効に活用し、成果重視の技術協力を行うことを目的として、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素の組合せや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。これにより相手国政府の広範なニーズに応じることがより容易となっている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

技術協力プロジェクトは、開発途上国の社会・経済の発展に寄与するため、特に、相手国の開発計画の中に位置付けられた開発対象分野において、相手国の要請に応じ、JICAが相手国とともに、特定の目的、内容・範囲、期間を設定し、相手国との共同事業として実施されるものである。また、相手国の社会経済開発に必要な人材の育成、研究開発、技術普及を通して相手国の組織体制を強化し、期待される開発効果を実現するために実施されるものである。なお、一定期間事業運営に関する協力を行い、協力終了後は開発途上国の運営に引き継がれていくものである。

プロジェクトでは、経済的自立発展、ベーシック・ヒューマン・ニーズの充足のための人づくり協力が中心となって

いるが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口・エイズ、男女共同参画、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的発展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入の中で重要な位置を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者（カウンターパート）に移転されるが、この場合、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。また、移転された技術を活用して、開発途上国が自らの力で課題に取り組んでいけるよう配慮をしている。

近年の開発途上国のニーズの多様化に合わせて、民間・NGOに知識やノウハウが蓄積されていると考えられる分野については民間から専門家を採用することがある。また、かつて日本の技術移転により、現地ニーズに的確に対応できる技術力を備えた他国の人材等を、第三国専門家として他の途上国に派遣することもある。

研修員受入も技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で周辺国の人材に対する研修を行い（第三国研修）、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも、必要に応じて機材の供与や施設整備等の支援を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力実施が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録（R/D：Record of Discussion）を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度の実績は、実施国数93か国、実施件数664件であった。

● 主要な事業

(1)　経済基盤開発分野では、基本的な社会基盤の整備への協力として都市・都市地域開発、運輸交通、情報通信技術分野の支援に取り組んでおり、37か国・地域において73件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

国・地域名	案　件　名
アフガニスタン	カブール首都圏開発計画推進プロジェクト
カンボジア、ラオス、ベトナム	東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト
フィジー	南太平洋大学ICTキャパシティビルディングプロジェクト

(2)　産業開発・公共政策分野では、民間セクター開発、資源・省エネルギーや法・司法制度や行財政制度をはじめとする国家・社会の基本的な仕組みの整備を支援している。分野横断的な課題としてジェンダー主流化、平和構築、貧困削減、世界的な気候変動への対策などにも取り組んでおり、また「日本センター」事業にも取り組み、48か国・地域において137件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

国・地域名	案　件　名
ベトナム	法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ2
インドネシア	市民警察活動促進プロジェクト フェーズ2
タンザニア	地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクト
ケニア、ウガンダ、タンザニア	東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト
モンゴル	モンゴル日本人材開発センタープロジェクト　フェーズ2
アフガニスタン	女性の貧困削減プロジェクト
スーダン	ダルフール・暫定統治3地域における人材育成プロジェクト
エチオピア	品質／生産性向上（カイゼン）計画調査
チュニジア	品質／生産性向上プロジェクト
カンボジア	投資関連サービス向上プロジェクト
エジプト	貿易研修センタープロジェクト　フェーズ3

国・地域名	案　件　名
パレスチナ自治区	ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA能力強化プロジェクト
メキシコ	マキラドーラ地域における電気製品産業人材育成プロジェクト
フィリピン	電力協同組合のためのシステムロス軽減プロジェクト
ルワンダ	効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト
スリランカ	省エネルギー普及促進プロジェクト
ガーナ	太陽光発電普及のための人材育成プロジェクト

⑶　人間開発分野では、①教育（基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練）、②社会保障（障害者支援、社会保険、社会福祉、労働・雇用）、③保健医療（感染症対策、母子保健、保健システム、保健人材）の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」を目指し、64か国において182件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案　件　名
アフガニスタン	識字教育強化プロジェクト　フェーズ2
グアテマラ	算数指導力向上プロジェクト　フェーズ2
エチオピア	理数科教育改善プロジェクト
セネガル	教育環境改善プロジェクト　フェーズ2
アジア地域	アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト　フェーズ2
エジプト	エジプト日本科学技術大学プロジェクト
ルワンダ	トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト
スーダン	南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト　フェーズ2
タイ	アジア太平洋障害者センタープロジェクト　フェーズ2
マレーシア	労働安全衛生行政支援プロジェクト
タンザニア	州保健行政システム強化プロジェクトフェーズ2
スーダン	フロントライン母子保健強化向上プロジェクト　フェーズ2
ミャンマー	主要感染症対策プロジェクト
ベトナム	高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト
アフガニスタン	結核対策プロジェクト　フェーズ2
グアテマラ	ケツァルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト
大洋州地域	地域保健看護師のための「現場ニーズに基づく現任研修」強化プロジェクト

⑷　地球環境分野では、近年大きな問題となっている、生物多様性保全、気候変動に係る緩和策および適応策、また、地震・津波等の防災対策といった新たな分野の協力を含めた、複雑化する環境問題に対処するために、①自然環境保全、②環境管理（公害対策・廃棄物管理）、③水資源・防災のような従来の取組を軸に、幅広い地球環境問題に対する協力として、62か国（地域）において137件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案　件　名
ラオス	森林減少抑制のための参加型森林・土地管理
大洋州地域	大洋州地域廃棄物管理改善プロジェクト
ブルキナファソ	第二次中央プラトー・南部中央地方飲料水供給計画
ブータン	ヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究
コソボ	循環型社会へ向けた廃棄物処理能力向上プロジェクト
フィリピン	地震・火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト
マリ	モブチ県における自然資源のワイズユースを通じたニジェール川中央デルタ保全調査

⑸　農村開発分野では、「農業・農村開発」および「水産」の2つの課題に関する技術協力を展開している。これら課題への積極的な対応は「人間の安全保障」、また、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の目標1「極度の貧困と飢餓の撲滅」の達成に向けた重要な取り組みであり、63か国において133件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案　件　名
インドネシア	マンゴーにおけるミバエ類検疫技術向上計画
カンボジア	トンレサップ西部地域農業生産性向上プロジェクト
ウズベキスタン	水管理改善プロジェクト
シリア	節水灌漑農業普及計画　フェーズ2
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画　フェーズ2
ウガンダ	ネリカ米振興計画
ミャンマー	小規模養殖普及による住民の生計向上事業
ベナン	内水面養殖プロジェクト

● **分野別・地域別実施件数**

2011年度　（単位：件）

地域＼分野	経済開発	産業開発・公共政策	人間開発	地球環境	農村開発	その他	合計
アジア	44	80	70	57	50	2	303
中東・北アフリカ	9	6	18	12	11	0	56
サブサハラ・アフリカ	12	35	62	28	44	0	181
中南米	3	14	26	30	25	0	98
大洋州	2	1	4	6	2	0	15
欧州	3	1	2	4	1	0	11
合　計	73	137	182	137	133	2	664

＊1　年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧
＊2　技術協力プロジェクト案件のみ対象（科学技術案件、開発計画調査型技術協力および受託費による開発計画調査型技協を除く）
＊3　昨年度まであった産業開発は公共政策に統合された。

4. より詳細な情報

● **書籍等**

・「国際協力機構年報　資料編（国際協力機構編著）」等。

● **ホームページ**

・JICA：http://www.jica.go.jp

③ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期・経緯**

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

● **目　的**

相手国政府に対する高度な政策提言を随時行い、能力向上（キャパシティ・ディベロップメント）を支援することにより、開発効果を発現させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関（主として中央政府または政府関係機関）に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、経験を活かしながら、相手国のカウンターパートに対し政策助言や特定の技術の移転を行っている。また、カウンターパートと共に現地適合技術や制度の開発、啓発や普及等の幅広い活動も行っている。

また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国（第三国）の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣することも行っている（第三国専門家派遣）。これは日本の実施する技術協力を補完的に支援し、あるいは、これまで日本が当該第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● **審査・決定プロセス**

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書をもって出された専門家派遣要請案件は、外務省が関係省庁およびJICAと共に検討、審査の上、当該要請案件の採択、不採択を決定する。近年は専門家派遣についても単に相手国の要請を個々に検討するだけではなく、相手国の開発課題を十分に把握し、より総合的な視点でどのような協力が最も適切かという観点から案件の審査・検討を行っている。

● **決定後の案件実施の仕組み**

協力が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家のリクルートを行い、派遣前研修を経て日本の費用負担により派遣している。

3. 最近の活動内容

● **活動の概要**

2011年度は、計111か国・地域、計8,525名（新規・継続を含む）の専門家を派遣した。

● **地域別実績**

（単位:人）

年度	形態名	新規継続区分	アジア	サブサハラ・アフリカ	中東・北アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州	区分不能*3	総計
2010年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	3,327	980	386	412	109	84	—	5,298
		継続	392	169	51	91	17	9	—	729
		合計	3,719	1,149	437	503	126	93	—	6,027
	一般技術専門家	新規	102	72	23	56	17	8	—	278
		継続	84	41	12	34	6	3	—	180
		合計	186	113	35	90	23	11	—	458
	有償資金協力専門家（有償）*2	新規	505	60	25	42	—	—	—	632
		継続	46	11	4	1	—	—	—	62
		合計	551	71	29	43	—	—	—	694
	有償資金協力専門家（個別）*2	新規	264	8	8	30	16	8	—	334
		継続	39	1	4	6	1	—	—	51
		合計	303	9	12	36	17	8	—	385
	在外技術研修講師（有償）*2	新規	14	—	—	—	—	—	—	14
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	14	—	—	—	—	—	—	14
	第三国専門家	新規	2	2	—	48	—	—	—	52
		継続	—	1	—	1	—	—	—	2
		合計	2	3	—	49	—	—	—	54
	在外技術研修講師	新規	33	12	12	6	3	—	—	66
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	33	12	12	6	3	—	—	66
	合計	新規	4,247	1,134	454	594	145	100	—	6,674
		継続	561	223	71	133	24	12	—	1,024
		合計	4,808	1,357	525	727	169	112	—	7,698
2011年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	3,390	1,328	289	379	155	138	—	5,679
		継続	416	233	51	68	13	8	—	789
		合計	3,806	1,561	340	447	168	146	—	6,468
	一般技術専門家	新規	73	100	13	46	6	25	—	263
		継続	66	42	11	17	5	1	—	142
		合計	139	142	24	63	11	26	—	405
	援助促進専門家*1	新規	1,094	81	51	99	6	12	—	1,343
		継続	112	21	8	11	—	1	—	153
		合計	1,206	102	59	110	6	13	—	1,496
	第三国専門家	新規	5	23	—	71	—	—	—	99
		継続	—	2	—	4	—	—	—	6
		合計	5	25	—	75	—	—	—	105
	在外技術研修講師	新規	26	3	12	9	1	—	—	51
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	26	3	12	9	1	—	—	51
	合計	新規	4,588	1,535	365	604	168	175	—	7,435
		継続	594	298	70	100	18	10	—	1,090
		合計	5,182	1,833	435	704	186	185	—	8,525

*1　2011年度以降、有償資金協力専門家（有償）、有償資金協力専門家（個別）、在外技術研修講師（有償）を統合し「援助促進専門家」として計上。
*2　円借款事業の迅速化または開発効果増大に寄与することが見込まれている案件について、有償勘定にて経理する専門家。
*3　区分不能：複数地域にまたがる援助等。
*4　実績なしは－（ハイフン）で表示。

● **主要な事業**

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転を行う専門家派遣を行った。

運輸交通分野では、キルギス共和国運輸通信省に道路行政アドバイザーを派遣し、同国の道路整備計画や予算システムの見直しに対し助言を行ったほか、都市開発分野では、ザンビア共和国に都市計画アドバイザーを派遣し、都市計画策定に関する首都ルサカ市行政職員の能力向上に協力を行った。また、情報通信・放送分野では、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、ペルーなどに地上波デジタル日本方式導入に係る専門家を派遣した。

平和構築分野では、スーダンの社会再統合委員会に専門家を派遣し、元戦闘員、児童兵等の社会復帰に係る生計手段確立のための技術訓練計画策定等に助言を行っている。

ガバナンス分野ではケニア首相府に経済アドバイザーを派遣し、ケニア首相に対して財政運営全般に関するアドバイスを行っているほか、新憲法制定に向けて法整備を進めているネパールに、民法の起草・立法化支援のためのアドバイザーを派遣している。

ジェンダー主流化では、アフガニスタンやカンボジアにおいて女性課題省の政策提言能力の向上等に係る支援を継続するとともに、暴力とジェンダー、とりわけ人身取引対策に係る協力をベトナムやミャンマーで行っている。

農業分野については、アフリカの稲作分野の人材の栽培技術や種子生産の能力強化を支援しており、教育分野では、ラオス教育省に教育政策アドバイザーを派遣し、同国の教育政策・制度改善に係る助言を行うとともに、日本協力案件間および他ドナーとの連携促進を支援している。保健分野については、バングラデシュ保健省官房局に専門家が配属され、バングラデシュ国保健システムの強化に向けた政策レベルでの働きかけを行う役割を果たすとともに、ドナー会議の場などを通じて次期セクタープログラム（2011～2016）形成過程に貢献している。

産業分野では、ディーゼル発電に電力供給を依存しているパラオに電力供給改善アドバイザーを派遣し、発電計画や設備維持管理計画の策定に係る技術移転をパラオ電力公社に対して実施し、特に持続性の確保を念頭においたディーゼル発電の運用および保守管理計画の策定に貢献している。また、ボリビアには持続的鉱業計画アドバイザーを派遣し、中長期的に円滑かつ持続可能な資源開発が行われるための鉱業政策や技術の情報等を提供し、環境関連技術等への関連の助言を行っている。そのほかにも、カウンターパート機関である鉱山冶金省への助言に加え、鉱山公社に対して資源開発プログラム等の計画策定・実施能力の強化を支援しており、研修やセミナー等の実施を通して環境面を含む各種技術や制度の紹介を行っている。

また、周辺国に比べて資源の乏しいキルギスでは重要産業と位置付けられる情報通信技術の政策立案に関する助言を行っている。そのほか、ナミビア、タンザニアには産業政策アドバイザーを派遣し、貿易・投資・中小企業振興等を包括的に進めるための助言を実施している。

● 専門家分野別人数の推移

（単位:人）

年度	分類名＼形態	新規継続区分	開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信・放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業	エネルギー	商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化	保健・医療	社会福祉	その他	合計
2010年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	262	957	286	393	460	47	408	58	295	56	ー	51	227	219	33	728	27	627	163	1	5,298
		継続	19	114	21	25	34	10	139	16	36	10	ー	10	4	18	3	133	ー	105	30	2	729
		合計	281	1,071	307	418	494	57	547	74	331	66	ー	61	231	237	36	861	27	732	193	3	6,027
	一般技術専門家	新規	20	37	8	14	15	7	27	2	8	6	2	10	17	49	3	17	9	26	1	ー	278
		継続	21	19	1	13	11	10	26	3	1	9	2	7	5	15	ー	14	2	15	5	1	180
		合計	41	56	9	27	26	17	53	5	9	15	4	17	22	64	3	31	11	41	6	1	458
	有償資金協力専門家（有償）*2	新規	ー	173	88	80	94	ー	34	ー	15	ー	ー	ー	52	7	25	22	21	3	ー	18	632
		継続	ー	13	11	4	7	ー	11	ー	3	ー	ー	ー	6	ー	ー	3	4	ー	ー	ー	62
		合計	ー	186	99	84	101	ー	45	ー	18	ー	ー	ー	58	7	25	25	25	3	ー	18	694
	有償資金協力専門家（個別）*2	新規	53	40	40	73	7	1	13	ー	3	ー	7	3	25	5	12	15	7	ー	ー	30	334
		継続	10	3	1	11	2	ー	4	ー	ー	ー	ー	ー	2	2	8	1	ー	ー	ー	7	51
		合計	63	43	41	84	9	1	17	ー	3	ー	7	3	27	7	20	16	7	ー	ー	37	385
	在外技術研修講師（有償）*2	新規	ー	ー	ー	10	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	4	14
		継続	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
		合計	ー	ー	ー	10	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	4	14
	第三国専門家	新規	ー	7	4	ー	1	ー	7	6	3	16	ー	ー	ー	ー	ー	2	ー	6	ー	ー	52
		継続	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1	2
		合計	ー	7	4	ー	1	ー	8	6	3	16	ー	ー	ー	ー	ー	2	ー	6	ー	1	54
	在外技術研修講師	新規	4	11	3	4	3	4	5	2	ー	4	ー	ー	ー	7	ー	4	ー	13	2	ー	66
		継続	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
		合計	4	11	3	4	3	4	5	2	ー	4	ー	ー	ー	7	ー	4	ー	13	2	ー	66
	合　計	新規	339	1,225	429	574	580	59	494	68	324	82	9	64	321	287	73	788	64	675	166	53	6,674
		継続	50	149	34	53	54	20	181	19	40	19	2	17	17	35	11	151	6	120	35	11	1,024
		合計	389	1,374	463	627	634	79	675	87	364	101	11	81	338	322	84	939	70	795	201	64	7,698
2011年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	238	1,132	246	465	521	44	617	36	307	95	ー	76	250	177	20	612	35	655	153	ー	5,679
		継続	28	109	34	37	50	5	144	10	39	14	ー	10	15	17	2	118	1	125	31	ー	789
		合計	266	1,241	280	502	571	49	761	46	346	109	ー	86	265	194	22	730	36	780	184	ー	6,468
	一般技術専門家	新規	26	40	3	10	14	7	26	1	6	8	9	ー	22	26	ー	14	3	36	12	ー	263
		継続	20	18	1	8	3	3	28	2	4	9	2	3	3	12	1	10	2	10	2	1	142
		合計	46	58	4	18	17	10	54	3	10	17	11	3	25	38	1	24	5	46	14	1	405
	援助促進専門家*1	新規	29	376	131	196	139	ー	88	ー	47	ー	ー	3	125	48	22	22	54	4	ー	59	1,343
		継続	5	32	12	23	12	1	39	ー	4	ー	ー	ー	5	7	ー	7	5	ー	ー	1	153
		合計	34	408	143	219	151	1	127	ー	51	ー	ー	3	130	55	22	29	59	4	ー	60	1,496
	第三国専門家	新規	ー	24	1	5	2	ー	22	ー	6	19	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	20	ー	ー	99
		継続	ー	3	ー	ー	ー	ー	2	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1	ー	ー	6
		合計	ー	27	1	5	2	ー	24	ー	6	19	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	21	ー	ー	105
	在外技術研修講師	新規	4	7	2	2	4	2	1	1	4	ー	ー	ー	ー	3	ー	5	ー	16	ー	ー	51
		継続	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
		合計	4	7	2	2	4	2	1	1	4	ー	ー	ー	ー	3	ー	5	ー	16	ー	ー	51
	合　計	新規	297	1,579	383	678	680	53	754	38	370	122	9	79	397	254	42	653	92	731	165	59	7,435
		継続	53	162	47	68	65	9	213	12	47	23	2	13	23	36	3	135	8	136	33	2	1,090
		合計	350	1,741	430	746	745	62	967	50	417	145	11	92	420	290	45	788	100	867	198	61	8,525

＊1　2011年度以降、有償資金協力専門家（有償）、有償資金協力専門家（個別）、在外技術研修講師（有償）を統合し「援助促進専門家」として計上。
＊2　円借款事業の迅速化または開発効果増大に寄与することが見込まれている案件において、有償勘定にて経理する専門家。
＊3　実績なしは－（ハイフン）で表示。

4. より詳細な情報

● ホームページ

・JICA:　http://www.jica.go.jp

④ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1965年。

● 経緯・目的

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始し、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。米国では平和部隊が創設され、日本もアジア諸国に対し青年技術者を派遣するに至った。このような状況の下、日本青年の自発的意思に基づく対外協力活動の実現に対する声の高まりを背景に、開発途上の国々に技術を有する青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら相手国の社会的、経済的発展に協力することにより、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野のかん養に資することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

● 概　要

青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳～39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2011年度末までに85か国と派遣取極を締結し、88か国に累計3万6,951名 を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

● 隊員の派遣

青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取極等の国際約束（交換公文による）が結ばれた国または青年海外協力隊派遣の内容が網羅された技術協力協定を締結した国に対し要望調査を行い、各相手国からの具体的な要請書を取り付け、国内においてこれら要請に基づいて年2回募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣の応募者は、面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定され、その後合格者は国際協力、任国事情、語学等を内容とする65日間の派遣前訓練を受けた上で、年4回に分けて原則2年間の任期で派遣される。職種は農林水産、保健衛生、教育文化等8分野で約195職種と多岐にわたる。一方、短期派遣は長期派遣と同様に面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定され、合格者は2日間～7日間の派遣前研修を受けた上で、年4回に分けて原則1か月から1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

概　要

2011年度には、76か国で新規・継続を合わせ3,629名の隊員が協力活動を行った。2012年3月末現在の派遣中隊員は74か国に2,193名である。

● 地域別実績

（単位：人）

年度	地　域	新規	継続	合計	帰国
2010年度	アジア	400	647	1,047	333
	中東・北アフリカ	73	165	238	86
	サブサハラ・アフリカ	589	993	1,582	556
	中南米	257	497	754	297
	大洋州	140	207	347	113
	欧州	0	0	0	0
	合　計	1,459	2,509	3,968	1,385
2011年度	アジア	271	714	985	385
	中東・北アフリカ	83	152	235	106
	サブサハラ・アフリカ	424	1,026	1,450	569
	中南米	166	457	623	249
	大洋州	102	234	336	127
	欧州	0	0	0	0
	合　計	1,046	2,583	3,629	1,436

新規、継続、帰国の分類方法
新規：2011年度中に新規に派遣された者
継続：①2010年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2012年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者、と②2010年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2011年度中に帰国した者、との合計
帰国：上述継続の②、と2011年度に新規に派遣された者のうち、2011年度中に帰国した者、との合計

＊1　1999年度までは青年海外協力隊員にボランティア調整員等を含めた数値、2000年度以降は青年海外協力隊員のみの数値を累積。

● 分野別実績

（単位：人）

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2010年度	計画・行政	136	207	343	118
	公共・公益事業	27	60	87	36
	農林水産	282	509	791	281
	鉱工業	55	88	143	42
	エネルギー	0	0	0	0
	商業・観光	10	25	35	15
	人的資源	591	972	1,563	558
	保健・医療	254	485	739	259
	社会福祉	87	131	218	55
	その他	17	32	49	21
	合　計	1,459	2,509	3,968	1,385
2011年度	計画・行政	80	223	303	107
	公共・公益事業	17	52	69	28
	農林水産	189	508	697	282
	鉱工業	27	102	129	56
	エネルギー	0	0	0	0
	商業・観光	8	21	29	11
	人的資源	447	1,005	1,452	562
	保健・医療	207	479	686	274
	社会福祉	54	164	218	97
	その他	17	29	46	19
	合　計	1,046	2,583	3,629	1,436

4. より詳細な情報

● 書籍等

・月刊「クロスロード」等

● ホームページ

・JICA：http://www.jica.go.jp/activities/jocv/

⑤ シニア海外ボランティア派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事業」として創設。

● 経緯・目的

その後、日本国内でのボランティアに対する関心が高まり、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会経験を持つ人材を求める要請が増加したことを受け、青年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業としての位置付けを明確にするため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」と変更し、現在に至っている。

同事業は、開発途上国からの技術協力の要請に応えるため、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したい方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業である。

2. 事業の仕組み

● 概　要

シニア海外ボランティア派遣事業は、対象国に対し要望調査を実施し、当該国から要請に基づき、国内で募集・選考した技術技能を有する派遣時に40歳から69歳までの中高年者を、訓練の上、相手国に派遣する事業である。実施はJICAが担当している。

● ボランティアの派遣

実際の派遣に際しては、各相手国からの具体的な要請書に基づいて、国内において募集選考が行われる。長期派遣されるボランティアは、面接、健康診断、語学試験などの２回の選考を経て合否が判定され、その後、国際協力、任国事情、語学等を内容とする65日間の長期青年海外協力隊との派遣前合同訓練を受けた上で１年または２年間の任期で派遣される。また、短期派遣ボランティアは、長期派遣ボランティアと同様に面接、健康診断、語学試験などの２回の選考を経て合否が判定され、２日

間の研修を受けた上で、年６回に分けて１か月から１年未満の任期で派遣される。

● **派遣の形態**

派遣されたシニア海外ボランティアは、相手国の政府機関等に配属され、当該機関の一員として協力活動を行う。上記のとおり、シニア海外ボランティアの派遣形態は長期派遣と短期派遣があり、下記のとおり大別される。

(1)　長期派遣

現在、派遣されている多くの隊員がこの形態に当てはまる。長期派遣の隊員は基本的に合格後、訓練所での訓練を経て１年または２年間の任期で任国に派遣される。

(2)　短期派遣

短期派遣は１か月以上１年未満の任期での派遣である。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年度には、57か国で新規・継続を合わせ881名のボランティアが協力活動を行った。2012年6月末現在の派遣中ボランティアは61か国に546名であり、2011年度末までの累計派遣人数は4,874名である。

● **年齢別・分野別実績**

2011年度に活動をしたボランティア（新規）の年齢別人数の比率は、60～64歳が最も多く46.7%となっている。また、分野別では、人的資源の26.4%が最も多く、次いで、公共・公益事業の17.1%、商業・観光の13.8%の順になっている。

● **地域別実績**

（単位：人）

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2010年度	アジア	127	248	375	138
	中東	33	84	117	64
	アフリカ	25	46	71	28
	北米・中南米	135	239	374	156
	大洋州	51	77	128	47
	欧州	4	1	5	2
	合　計	375	695	1,070	435
2011年度	アジア	78	237	315	130
	中東	30	51	81	44
	アフリカ	13	43	56	22
	北米・中南米	91	218	309	113
	大洋州	28	81	109	41
	欧州	6	5	11	2
	合　計	246	635	881	352

● **分野別実績**

（単位：人）

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2010年度	計画・行政	41	75	116	45
	公共・公益事業	56	96	152	59
	農林水産	43	81	124	45
	鉱工業	47	106	153	67
	エネルギー	5	10	15	6
	商業・観光	40	81	121	49
	人的資源	97	153	250	112
	保健・医療	28	32	60	23
	社会福祉	12	47	59	23
	その他	6	14	20	6
	合　計	375	695	1,070	435
2011年度	計画・行政	25	71	96	44
	公共・公益事業	42	93	135	53
	農林水産	25	79	104	44
	鉱工業	24	86	110	50
	エネルギー	2	9	11	4
	商業・観光	34	72	106	35
	人的資源	65	138	203	69
	保健・医療	7	37	44	16
	社会福祉	8	36	44	25
	その他	14	14	28	12
	合　計	246	635	881	352

新規、継続、帰国の分類方法
新規：2011年度中に新規に派遣された者
継続：①2010年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2012年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者、と②2010年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2011年度中に帰国した者、との合計
帰国：上述継続の②、と2011年度に新規に派遣された者のうち、2011年度中に帰国した者、との合計

● その他

2011年度に加わった新たな派遣国は、レソトである。

4. より詳細な情報

● **書籍等**

・月刊誌「クロスロード」等

● **ホームページ**

・JICA：http://www.jica.go.jp/activities/sv/

⑥ 開発計画調査型技術協力（開発調査）事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開発時期・経緯

開発計画調査型技術協力は、2008年の新JICAの発足に伴い、協力準備調査（将来の協力案件（資金協力等）の形成を目的とする調査）が導入されたことにより、旧開発調査（注1）を以下の３つの分類に整理したことで制度化されたもの。

①政策立案または公共事業計画策定支援（日本の資金協力を必ずしも想定しない）を目的とした「開発計画調査型技術協力」

②キャパシティ・デベロップメント（能力向上）を目的とした「技術協力プロジェクト」

③将来の協力案件形成（主に資金協力）あるいは事前準備を目的とした「協力準備調査」。

● 目　的

開発途上国の政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とし、あわせて調査の実施過程を通じ、相手国のカウンターパートに対し調査・分析手法や計画策定手法等の技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

● 概　要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の開発計画に対し、学識経験者やコンサルタント等からなる調査団を派遣して現地協議／調査（データ収集等）と現地／国内での分析作業の上、計画の策定・提言を行う。開発途上国は、開発計画調査型技術協力の結果に基づき、①提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を策定する、②国際機関等からの資金調達により計画（プロジェクト）を実施する、③提言された組織改革、制度改革を行うこと等が期待されている。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

⑴　政策立案または公共事業計画策定支援を目的としたマスタープラン調査（M/P）および政策支援調査

マスタープラン調査では、国全体または特定地域に関するセクター別の長期開発計画や特定地域の総合的な開発基本戦略を策定する(通常、15年～20年後を目標年次とする)。政策支援調査では、金融・財政改革、法制度整備、国営企業民営化等、市場経済化政策等の計画策を支援する。

⑵　緊急支援調査

自然災害発生等に対して基礎インフラの復興等の迅速な支援を行う。

⑶　先方政府ないし他のドナー（世界銀行・ADBほか）による事業化を想定したフィージビリティ調査（F/S）

個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否かを検証し、最適な事業計画を策定する。

⑷　その他（地形図作成、地下水調査等）の調査

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本の援助政策および相手国の開発政策との整合性、プロジェクトの内容、効果について検討を行い、実施案件を選定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査を行う。JICAは通常、専門家等からなる調査団を派遣して開発途上国の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範囲、内容、方法等を定めた実施細則を署名・交換する。その後、JICAが選定したコンサルタント等が実施細則に基づく調査を開発途上国側実施機関と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度は、新規および継続案件を合わせて計106件の開発調査および開発計画調査型技術協力（受託費による実施分を含む）を実施した。

● 地域別実績

（単位：件、%）

地　　域	2010年度		2011年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
アジア	41	40.2%	36	34.0%
中東・北アフリカ	14	13.7%	13	12.3%
サブサハラ・アフリカ	33	32.4%	45	42.5%
中南米	10	9.8%	9	8.5%
大洋州	1	1.0%	1	0.9%
欧州	3	2.9%	2	1.9%
合　計	102	100.0%	106	100.0%

＊　受託費を含む。

注1：旧開発調査は1962年に海外技術協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が設立された後に外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環として形成された。

2011年度に実施した主な分野および案件の例は次のとおり。

マスタープラン調査の例として、カンボジア「プノンペン市都市交通計画プロジェクト」による、交通渋滞や交通事故の解消・軽減によるプノンペン市の道路交通状況改善のための、2035年を目標年次とするプノンペン市の総合都市交通計画の策定への協力、マラウイ「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」による、よりよい水資源管理を実践するための、2025年を目標年次とするマラウイ国の全国水資源マスタープラン策定への協力、モザンビーク「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」による、ナカラ経済回廊における適切な開発と投資を促進するための開発戦略策定への協力を実施している。

緊急支援調査の例として、2011年10月に発生した熱帯低気圧の影響で被害を受けたエルサルバドル国の橋梁（きょうりょう）の復旧促進のために、自然災害からの復旧に係る日本の経験と教訓を適用した経済インフラ復旧計画の策定と緊急リハビリ事業を行うエルサルバドル「経済インフラ復旧支援プロジェクト」を実施している。

その他の調査の例として、ブルキナファソ「デジタル地形図作成プロジェクト」による鉱物資源開発や畜産業の振興、環境保全の観点から計画的、戦略的な開発を念頭に置いた国土基本図整備の重要性が高い同国北部地域のデジタル地形図作成への協力を実施している。

● **分野別実績**

（単位：件）

分類名	2010年度		2011年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
教育	0	0.0%	0	0.0%
保健医療	0	0.0%	0	0.0%
水資源・防災	21	20.6%	18	17.0%
平和構築	3	2.9%	4	3.8%
運輸・交通	15	14.7%	23	21.7%
資源・エネルギー	14	13.7%	12	11.3%
経済政策・民間セクター	11	10.8%	1	0.9%
民間セクター開発	0	0.0%	6	5.7%
農村開発	21	20.6%	20	18.9%
森林・自然環境	2	2.0%	4	3.8%
水産	1	1.0%	1	0.9%
都市開発・地域開発	12	11.8%	13	12.3%
環境管理	2	2.0%	4	3.8%
合　計	102	100.0%	106	100.0%

＊　受託費を含む。

4.より詳細な情報

● **ホームページ**

・JICA：http://www.jica.go.jp

⑦ 国民参加協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2002年度に、草の根技術協力事業を創設するとともに、従来の国民参加型協力関連事業を整理統合した。

● **経緯・目的**

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを活かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

(1)　開発教育支援

子どもから大人まで、市民一人ひとりが開発・環境・平和などの地球規模の問題に関心を持ち、また考える機会を提供するため、開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

・ODA出前講座
・国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト
・グローバル教育コンクール
・国際協力レポーター
・教師海外研修
・開発教育指導者研修
・JICA施設訪問
・国際協力（ODA）実体験プログラム
・市民向けイベントセミナー

・グローバルフェスタJAPAN（外務省、JICA、JANICによる共催）

⑵　連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、NGO、自治体、大学等と、相互の人材や知見を活かした事業の促進、連携を深めるための取組を行っている。また、組織の運営や活動の充実強化のために、研修などの機会を提供し、活動の支援を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

〈対話〉

・NGO－JICA協議会

〈NGO活動支援〉

・NGO－JICAジャパンデスク
NGOが開発途上国で活動を行う際の情報提供や、NGOとJICAの連携促進を行っている。

・NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣

・NGO組織強化のためのアドバイザー派遣

〈NGO支援向け研修〉

・組織力アップ！ NGO人材育成研修

・NGO、地方自治体、大学等国際協力担当者のためのPCM研修（2011年度に「国際協力のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー」へ改称）

〈地方自治体支援プログラム〉

・省庁・自治体職員等のための国際協力基礎研修

⑶　国際協力推進員

自治体が実施する国際協力事業の活動拠点に配置され、広報および啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進、JICA事業への支援を行い、国際協力に関心を持つ地域の自治体、NGO、市民などからの様々な相談に応じている。推進員の活動により、地域での経験やノウハウを活かして国際協力への一歩を踏み出す自治体やNGOも出ている。

⑷　草の根技術協力事業

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

ア　草の根パートナー型
開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。
事業規模は5年以内で1億円以内。

イ　草の根協力支援型
開発途上国への支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を活かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。
事業規模は3年以内で2,500万円以内。

ウ　地域提案型
地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れを通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。
事業規模は3年以内で3,000万円以内。

● 審査・決定プロセス

前述（4）のプロセスは次のとおり。

ア　草の根パートナー型
事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年2回選考を実施。

イ　草の根協力支援型
事業提案書をJICA国内機関で受け付け、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、随時選考を実施。

ウ　地域提案型
事業提案をJICA国内機関で受け付け、年1回選考を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

2011年度実績は次のとおり。

⑴　ODA出前講座：30件／3,600名
国際協力出前講座：1,797件／16万6,474名
中学生・高校生エッセイコンテスト：応募総数7万5,662点
グローバル教育コンクール：504件（写真・映像部門447件、レポート部門57件）
教師海外研修：高校49名、中学校38名、小学校57名、特別支援学級4名、その他23名
開発教育指導者研修：113件／9,725名
JICA施設訪問：1,055件

国際協力（ODA）実体験プログラム：30件／1,062名
グローバルフェスタJAPAN：来場者数11万人

⑵　連携・研修

〈対話〉

・NGO－JICA協議会：4回

〈NGO活動支援〉

・NGO－JICAジャパンデスク：22か国
・NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣：4件
・NGO組織強化のためのアドバイザー派遣：28件

〈NGO向け研修〉

・組織力アップ！ NGO人材育成研修：21名
・NGO、地方自治体、大学等国際協力担当者のためのPCM研修：357 名

〈地方自治体支援プログラム〉

・省庁・自治体職員等のための国際協力基礎研修：1件／18名

⑶　草の根技術協力事業

ア　草の根パートナー型
2011年度は、95件実施（うち新規案件34件）。なお、選考については、74件の応募があり、25件が採択内定。

イ　草の根協力支援型
2011年度は、29件実施（うち新規案件9件）。採択内定は8件。

ウ　地域提案型
2011年度は、67件実施（うち新規案件29件）。なお、選考については、36件の応募があり、27件が採択内定。

エ　緊急経済危機対応－包括型およびフォローアップ型
平成21年度第1次補正予算による緊急経済危機対応－包括型は19件、緊急経済危機対応－フォローアップ型は9件を実施。

⑧ 留学生交流の推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年に国費外国人留学生の受入れが開始された。

● 経緯・目的

1983年には「留学生受入れ10万人計画」が策定され、国費外国人留学生受入れの整備、私費外国人留学生への援助、留学生に対する教育、研究指導の充実等の施策を講じてきた。

2008年7月には、「留学生30万人計画」骨子を策定し、関係省庁の連携の下、留学前の動機付けから卒業後の進路に至るまで、体系的な施策の展開を図ることとしている。

こうした施策の下、留学生数は順調に増加してきたが、2011年の震災の影響もあり減少し、2011年5月では約13万8千人となっている。

留学生交流の推進は、開発途上国の人材養成への貢献、日本と諸外国との友好親善関係の増進を図るとともに、日本の高等教育機関の教育・研究の高度化、国際化に資するものである。

2. 事業の仕組みおよび最近の活動内容

● 国費外国人留学生受入れの整備

開発途上国を中心に、世界各国より前途有望な青年を日本に招聘（しょうへい）し、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業であり、研究留学生、教員研修留学生、ヤング・リーダース・プログラム（いずれも大学院レベル）、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生（いずれも学部レベル）の7つのプログラムから構成される。2010年度および2011年度の新規受入れ留学生数は、下記のとおりである。

年　度	受入国・地域数	新規受入留学生数
2010	160	5,412人
2011	160	4,439人

● 私費外国人留学生への援助

日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を行った。

● 留学生に対する教育、研究指導の充実等

国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学に対する国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新で的確な情報を提供し、日本への留学の促進を図るため、日本留学フェア・セミナーを海外13か国・地域、21都市で開催した。

● 留学生宿舎の確保

良質で低廉な宿舎を確保するため、（独）日本学生支援

機構による「留学生宿舎の運営（全国6か所1,356戸（2012年3月現在））」、大学等が留学生のために民間宿舎を借り上げる際、助成する「留学生借り上げ宿舎支援事業」等により宿舎の確保が図られた。

● **主要国からの留学生受入実績**

⑴　国費外国人留学生制度（日本の政府開発援助対象国中上位10か国）

（単位：人）

国　名	2010年度
中国	2,009
インドネシア	682
タイ	629
ベトナム	625
バングラデシュ	449
モンゴル	306
フィリピン	252
インド	220
ブラジル	203
マレーシア	201

（単位：人）

国　名	2011年度
中国	1,735
インドネシア	634
ベトナム	619
タイ	601
バングラデシュ	383
モンゴル	278
フィリピン	223
インド	212
マレーシア	187
ブラジル	179

⑵　学習奨励費（日本の政府開発援助対象国中上位10か国）

（単位：人）

国　名	2010年度
中国	8,828
ベトナム	285
ネパール	113
マレーシア	96
インドネシア	95
ミャンマー	84
タイ	66
バングラデシュ	65
モンゴル	59
スリランカ	36

（単位：人）

国　名	2011年度
中国	9,149
ベトナム	389
ネパール	160
タイ	142
ミャンマー	98
インドネシア	95
マレーシア	89
バングラデシュ	81
モンゴル	66
スリランカ	52

3. より詳細な情報

● **ホームページ**

・（独）日本学生支援機構：http://www.jasso.go.jp

・（財）日本語教育振興協会：http://www.nisshinkyo.org

⑨ 海外開発計画調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1962年度。

● **経緯・目的**

開発途上国に対する援助のあり方に関しては、資金援助だけでは経済開発は実現されないことから、開発計画の策定、人材の育成等を中心とした技術協力の重要性が指摘されている。

このような状況において、日本としても一層積極的に開発途上国に対する技術協力に取り組む必要があり、特に国づくりの基礎となる鉱工業分野における協力の重要な手段である海外開発計画調査の必要性は大きい。

開発計画調査には、その性格上、マスタープラン、フィージビリティ調査があり、それぞれ要請国の政策決定、開発計画を実行に移す際の重要な判断材料として役立つばかりでなく、国際金融機関等の資金協力を得る際の基礎資料ともなり、さらに調査の実施を通して現地カウンターパートに対する技術の移転に資することもあって、開発途上国の期待はきわめて大きい。従来のエネルギー・資源開発、工業開発に関する調査に加え、最近では、中小企業振興、貿易・投資の促進を図るための経済制度構築に関する調査、国際的な環境問題解決のための調査等の比重が大きくなっている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

JICAに事業を委託し、JICAの実施する開発調査事業（本節2.事業の概要　⑥開発計画調査型技術協力事業を参照）の一環として実施。

● **審査・決定プロセス**

相手国政府の要請を受け、必要な場合はJICAが要請内容確認等のための準備調査を行った上で外務省、経済産業省、JICA からなる案件採択会議を開催し、採択案件を決定する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

相手国カウンターパートと調査に係る実施細則（S/W）を署名交換し、この内容に従って、経済産業省およびJICAの監督下、主にコンサルタントからなる調査団を相手国に派遣し、相手国カウンターパートと協力して現地調査等を実施し、調査結果を最終報告書としてとりまとめ、相手国に提出する。

3. 最近の活動内容

2010年度21件、2011年度17件の調査を実施。

2011年度	
(1)技術調査団	6チーム
(2)エネルギー・環境対策調査団	7チーム
(3)事業効率促進等調査団	4チーム
計	17チーム

4. より詳細な情報

● **ホームページ**

・JICA：http://www.jica.go.jp

⑩ 経済産業人材育成支援事業（研修事業）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1999年度。

● **経緯・目的**

開発途上国から民間ベースによって受け入れる産業技術者等に対し受入研修事業および開発途上国の現地技術者に対し海外研修事業等を実施することによって、開発途上国の産業技術水準の向上および経済の発展に寄与する。

2. 産業技術研修生に対する受入れ研修事業の仕組み

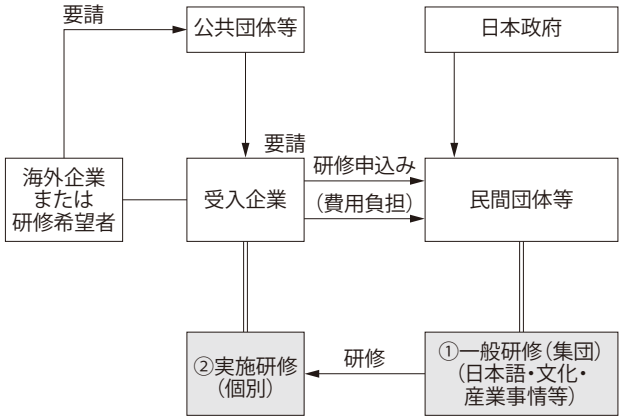

● **概　要**

民間団体等に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

開発途上国から、産業技術者等の受入れを行い、これら研修生に対し日本語、日本文化等の一般研修を実施した後、研修分野に応じて受入れ企業内にて実地研修を行う。

● **審査・決定プロセス**

研修生および研修生派遣を希望する海外企業等から、研修申込書類の提出を受け、これを受理・精査し審査委員会で受入れの可否等を審査する。

審査基準（抜粋）

(1)　DACの定める開発途上国および地域の者

(2)　大学卒またはこれに準ずる学力もしくは職歴を有する者で、研修終了後、管理監督または指導的な職務につくことが予定され、または期待される者

(3)　原則として20歳以上50歳以下の心身健康な者

● **決定後の案件実施の仕組み**

審査結果（承認）通知を実施した後、事務手続きに入る。

研修査証申請→研修査証取得→研修生来日

3. 研修生受入実績（地域別）

（単位：人）

地　域	2010年度	2011年度
アジア	2,950	2,388
中東・北アフリカ	19	43
サブサハラ・アフリカ	35	69
中南米	87	115
大洋州	0	0
欧州	7	12
計	3,098	2,627

4. より詳細な情報

● **2011年度事業実施者ホームページ**

・（財）海外産業人材育成協会
http://www.hidajapan.or.jp/jp/ikusei/training/index.html

※本事業は、2012年度から「⑪経済産業人材育成支援事業（専門家派遣事業）」と統合。

⑪ 経済産業人材育成支援事業（専門家派遣事業）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1999年度。

● **経緯・目的**

開発途上国の民間企業等からの要請を受け、日本の技術者または経営専門家等を派遣し、現地企業内等で技術指導を行うことによって、開発途上国の経済発展に寄与する。

2. 産業技術等向上支援専門家派遣事業の仕組み

● **概　要**

民間団体等に対し経済産業省から補助金を交付し、実施を実施する。

開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の経営・技術向上支援のため、開発途上国の企業、民間団体等に日本の専門家を派遣し、助言・指導を行う。

● **審査・決定プロセス**

専門家派遣を希望する企業・団体等から、派遣申込書の提出を受け、受理・精査した後、資格・審査委員会に派遣の可否を諮り、決定する。

審査基準（抜粋）

(1) DACの定める開発途上国の企業・団体であること。

(2) 派遣対象の企業・団体は、その国の産業発展に貢献できること。

(3) 専門家は開発途上国における技術指導に熱意があり、専門分野について十分な知識、経験を有すること。

● **決定後の案件実施の仕組み**

審査結果（承認）通知後、事務手続きに入る。

(1) 受入企業、専門家並びに専門家の所属企業との契約書作成

(2) パスポート・ビザの取得

(3) 専門家出発

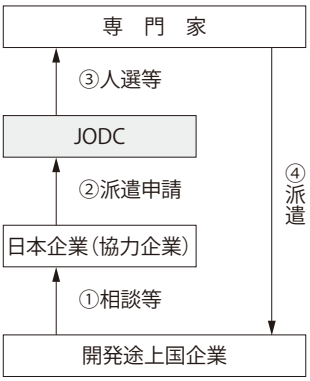

3. 最近の活動内容

● **専門家派遣実績**

（単位：人）

地　域	2010年度派遣人数	2011年度派遣人数
アジア	146	89
中東・北アフリカ	1	—
サブサハラ・アフリカ	—	—
中南米	1	—
大洋州	—	—
東欧・中央アジア	—	—
その他	—	—
計	148	89

4. より詳細な情報

● **2011年度事業実施者ホームページ**

・（財）海外産業人材育成協会

http://www.hidajapan.or.jp/jp/ikusei/edp/index.html

※本事業は、2012年度から「⑩経済産業人材育成支援事業（研修事業）」と統合。

⑫ 貿易投資円滑化支援事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2003年度。

● **経緯・目的**

我が国の経済発展の基盤となった経済制度や技術等に係るノウハウ等を開発途上国に移転するため、現地業界関係者等に対する研修および派遣専門家による指導を行う。また、我が国で確立した制度や技術等の現地における適合可能性に係る実証試験を行い、現地に展開する際の課題等を抽出する。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

民間団体等に対し経済産業省から委託し、開発途上国と我が国との貿易・投資の活性化に資する現地におけるビジネス環境の整備に向け、我が国の経済発展の基盤となった経済制度・技術等の整備・普及を行う事業を実施する。

● **審査・決定プロセス**

実施事業者については民間団体等を対象に公募を実施する。実施する事業については、経済産業省により研修事業、専門家派遣事業、実証事業それぞれにおいてテーマ・プロジェクト等を設定。有識者によって構成される案件審査委員会によって審議を行い、採択を決定する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

目的に応じて、研修事業、専門家派遣事業、実証事業を実施。

3. 最近の活動内容

2011年度実施件数

事　業	相手国	件　数
研修事業	ODA対象国	48件
専門家派遣事業	ODA対象国	24件
実証事業	ODA対象国	4件

⑬ 共同資源開発基礎調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

2004年度。

● **経緯・目的**

本調査は、資源保有開発途上国の民間企業等と共同で行う資源開発調査を通じて、日本が有する資源開発に関する技術・ノウハウ等の技術移転等を行い、相手国の人材育成を行うとともに、日本への鉱物資源の安定供給確保を図るものである。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

共同資源開発基礎調査事業は、（1）資源開発調査、（2）戦略的鉱種調査、（3）鉱物資源広域調査、（4）プロジェクト選定調査、（5）安全対策等調査および（6）事前調査の各調査、等から構成され、その概要は次のとおりである。

⑴　資源開発調査

鉱物資源賦存の可能性を解明するために資源保有開発途上国の資源探査実施機関と共同で調査を行うものであり、地質調査、地化学探査、物理探査、ボーリング調査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を行う。

⑵　戦略的鉱種調査

資源政策上重要とされる鉱種の賦存可能性について、専門家派遣、共同解析者受入れ等により、既存データ解析、衛星画像解析、地質調査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を行う。

⑶　鉱物資源広域調査

広域にわたり鉱物資源賦存のポテンシャル評価と有望鉱床の抽出を行うことを目的として衛星画像解析、空中物理探査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を行う。

⑷　プロジェクト選定調査等

鉱物資源開発を効率的に推進するため、資源賦存の可能性が高い開発途上国等について現地調査等による情報を収集し、資源開発調査等へのプロジェクト形成を行う。

⑸　安全対策等調査

資源開発調査等の各調査事業を安全に遂行するため、調査地域の安全情報を収集するとともに、調査における安全対策を行う。

⑹　事前調査

資源開発調査等を開始するに当たり、相手国関係機関と事業内容についての細目を定めるもの。

● **審査・決定プロセスおよび決定後の案件実施の仕組み**

相手国機関等（政府機関、鉱山公社、海外地質調査機関等を含む）からの要請のあった案件または日本自らが優良案件を発掘し、相手機関と調査内容の条件を交渉し、日本への鉱物資源の安定供給および相手国の経済発展に資するものを優先的に採択する。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2004年度から2007年度の間、また2010年度以降、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）への直接委託として実施。2008年度から2009年度は一般競争入札

でJOGMECが落札し事業を実施。日本自らの案件発掘、調査実施後の成果の日本企業への引継ぎ等、日本への鉱物資源の安定供給および相手国の経済発展に資する事業を行っている。

● **実績**

2009年度は予算額11億8,000万円。新たにラオス等2地域を加えた8か国16地域において調査を実施。

2010年度は予算額12億3,000万円。新たにフィリピン等2地域を加えた9か国15地域において調査を実施。

2011年度は予算額8億9,000万円。南米、東南アジアを中心に計7か国・8地域において調査を実施。

4. より詳細な情報

● **ホームページ**

・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構
http://www.jogmec.go.jp/

⑭ 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1998年度。

● **経緯・目的**

開発途上国における地球環境保全対策、経済社会インフラ等への支援に関しては、案件の発掘・形成のための協力および調査の充実、日本のすぐれた技術・ノウハウ等の一層の活用等を図ることが重要である。

しかし、円借款案件はそもそも商業性、収益性がきわめて低く、また、円借款案件を発掘・形成した企業が必ずしも事業に参画できるとは限らないため、案件本体の実施・受注が確定する前にフィージビリティ・スタディ（F/S）を実施すれば、採算面で大きなリスクを伴うこととなる。同様に、途上国における民活型経済インフラ整備事業についても、事業の実施主体に大きな初期投資が求められるなどコスト・リスクが大きいこと、途上国側の関連法制度等の事業環境整備が十分でないこと等から、日本企業の参画が進展していない。案件の初期段階においてF/Sを作成することが困難である。

そこで、F/S段階において、かかるリスクを政府が負担し、日本の優れた技術・ノウハウ等の活用が可能な地球環境対策プロジェクト等の発掘、形成を積極的に促進することで、途上国の発展のボトルネックとなっている産業・物流インフラの整備を推進すべく本事業が創設された。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

【円借款案件および民活インフラ案件形成等調査】

途上国における産業・物流インフラの整備を促進するため、また、レアメタル等資源権益確保を図るため、省エネルギー化等日本の優れた技術・ノウハウを活用する円借款や民活プロジェクトの迅速な形成を促進する、案件発掘・形成段階におけるフィージビリティ・スタディを実施。

● **審査・決定プロセス**

民間企業等を対象に広く案件を公募する。提案された案件については、外部有識者によって構成される案件審査委員会によって審議を行い採択を決定する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

案件が採択された提案企業等は、具体的なプロジェクトの実行可能性について、案件の発掘・形成に資するF/Sを行う。本事業で作成した調査報告書は、途上国関係者への働きかけや日本の円借款関係者の事前検討等に活用される。

3. 最近の活動内容

2010年度24件、2011年度25件の調査を実施。

2011年度

(1)資源案件（資源権益の確保のための周辺インフラ整備にかかわる調査）	
①円借款案件	0件
②民活インフラ案件	2件
(2)一般案件（資源案件以外）	
①円借款案件	11件
②民活インフラ案件	12件
計	25件

4.より詳細な情報

● **ホームページ**

・経産省：2011年度採択案件一覧
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2012fy/itakuichiran2012fy.pdf

第5節 国際緊急援助

主な事業概要と実績

災害援助等協力事業（国際緊急援助）注：ただし、緊急無償資金協力を除く（32ページを参照）

1. 事業（国際緊急援助隊）の開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により国際緊急援助隊が創設。

● 経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム（JMTDR：Japan Medical Team for Disaster Relief）を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

2. 事業の仕組み

● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動（防疫活動を含む）を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動を行う専門家チーム、ならびに（特に必要な場合）自衛隊の部隊がある。

● 緊急援助物資供与の概要

JICAは管理する海外6か所（シンガポール、マイアミ、フランクフルト、アクラ、ドバイ、スバン）の倉庫に備蓄しているテント、毛布、発電機等を被災国に供与する。

● 審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害が発生し、被災国政府等から日本に対して援助要請があった場合、要請の内容、災害の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。援助要請から決定までのプロセスの例は次のとおり。

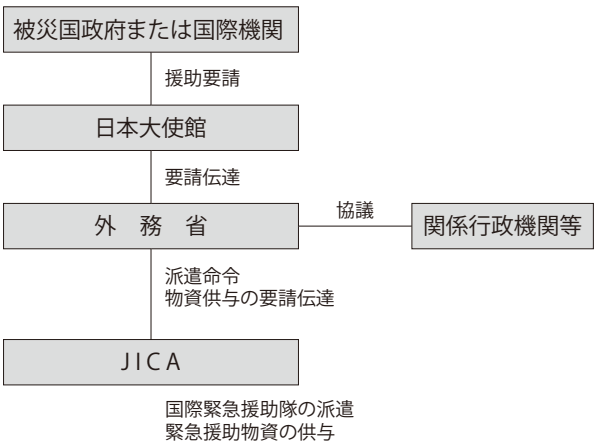

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度においては、ロシアにおける工場火災被害やタイにおける洪水被害に対して国際緊急援助隊を計5チーム派遣した。

そのほか、10月のベトナムにおける洪水被害や12月のフィリピンにおける台風被害など合計19件、総額約4億300万円相当の緊急援助物資供与を行った。

2011年度の主な援助案件の概要は次のとおり。

(1)　ロシア連邦ハバロフスク地方における工場火災事故に対する緊急援助

2011年8月7日、ロシア連邦ハバロフスク地方の石油精製工場で火災事故が発生し、5名が負傷、うち2名は全身火傷を負うという被害が発生した。

これに対し、日本政府はロシア政府からの要請を受けて国際緊急援助隊専門家チーム（火傷治療専門家）を8月11日～14日に派遣した。

(2)　タイにおける洪水被害に対する緊急援助

2011年7月下旬より豪雨に見舞われ、タイ北部・中部を中心に広い範囲で洪水が発生した。被害は徐々に拡大していき、10月以降はタイ中央部を中心に冠水被害が発生し、死者は800人を超えるまでになった。

これに対し、日本政府は、国際緊急援助隊専門家チー

ムの派遣を決定。洪水対策の専門家として、10月26日～11月2日まで地下鉄施設専門家（2名）を、10月26日～11月19日まで上水道施設専門家（4名）を、10月27日～11月2日まで空港施設専門家（2名）を派遣した。そして11月2日～12月27日まで延べ51名の排水ポンプ車チームを派遣した。排水ポンプ車チームは、11月19日から12月20日までの約1か月にわたり、バンコク近郊の工業団地、住宅地等の冠水地域においてタイ政府の排水活動を支援した。

活動終了後にバンコクで行われた終了式典では、工業大臣より日タイ間の絆がさらに深まった旨述べられ、排水活動を行った地区の代表等より心温まる感謝の念が表された。

● 実績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2009年度	7チーム（257名） ・台湾における台風8号による被害（専門家チーム） ・インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害（救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊） ・チリ共和国における大地震災害（医療チーム）	14件 （2億8,000万円相当）
2010年度	11チーム（746名） ・パキスタンにおける洪水被害（医療チーム、自衛隊部隊） ・インドネシアにおけるジャワ島中部メラピ火山噴火による被害（専門家チーム） ・ニュージーランド南島における地震被害（救助チーム、専門家チーム、自衛隊部隊）	15件 （2億2,000万円相当）
2011年度	5チーム（61名） ・ロシア連邦ハバロフスク地方における石油精製工場火災事故（専門家チーム） ・タイにおける洪水被害（専門家チーム）	19件 （4億300万円相当）

4. より詳細な情報

● ホームページ

・外務省・国際緊急援助：
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html

・（独）国際協力機構（JICA）国際緊急援助：
http://www.jica.go.jp/jdr/index.html

第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援

1 実績

図表28 2011年度地域・国別日本NGO連携無償資金協力

（単位：円）

国　名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
東アジア地域				
ミャンマー	2012年 3月 5日	母と子のための地域に根ざした総合的な母子保健事業	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	78,340,228
	2012年 2月21日	パコク郡西部における「Healthy Village」プロジェクト（フェーズ1）	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	27,814,379
	2012年 2月14日	移動式防災教室を用いた防災教育事業（第2年次）	特定非営利活動法人 SEEDS Asia	17,557,259
	2012年 1月31日	ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	53,479,334
	2011年 9月28日	母乳・補助食の栄養指導と生計向上支援事業（第2期）	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	27,891,238
	2011年 8月 9日	南シャン州タンテ地域における農業環境整備事業	特定非営利活動法人 地球市民の会	46,438,237
	2011年 7月 1日	コーカン自治地域における母子保健事業（フェーズ2）	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	36,747,831
	2011年 6月 1日	ミャンマー視覚障害者自立支援事業（第2期）	特定非営利活動法人 ジャパンハート	38,841,220
	2011年 5月31日	ミャンマー連邦メティラ郡における生計向上プログラム（フェーズ2）	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	12,222,670
	2011年 5月16日	ナマウ僧院付属タケタNo.1小中学校建設計画	特定非営利活動法人 南東アジア交流協会	14,628,984
ラオス	2012年 3月 9日	障害者のためのバリアフリー環境促進及び就労支援事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	38,024,449
	2012年 2月22日	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第2期）	特定非営利活動法人 難民を助ける会	32,025,137
	2012年 2月20日	フワパン県における生活植林等を通じた生計向上プロジェクト（第2期）	特定非営利活動法人 グリーンフォーラム	12,303,538
	2012年 1月31日	女性・青少年の収入向上のための職業訓練プロジェクト（第2年次）	特定非営利活動法人 国際協力NGO・IV-JAPAN	10,813,233
	2011年10月 7日	小中学校における図書活用強化事業（第1期）	特定非営利活動法人 ラオスのこども	11,129,806
	2011年 8月 2日	アッタプー県における不発弾処理促進事業（第1次）	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	38,647,271
	2011年 6月 3日	サラワン県ラオンガム郡における不発弾処理事業（第1期）	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	86,058,550
	2011年 5月10日	ラオス障害者就労支援事業	特定非営利活動法人 アジアの障害者活動を支援する会	14,813,427
ベトナム	2012年 2月14日	母子健康に影響する感染症の予防を目的とした、地域の保健、衛生、医療従事者への人材教育	特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス研究会	19,921,305
	2011年10月20日	有機農産物の品質・生産技術の向上および市場アクセスの改善を通じた小規模農家の生計改善事業	特定非営利活動法人 Seed to Table	3,901,849

＊　G／C：贈与契約

国　名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
ベトナム	2011年 5月26日	タイグエン省及びホアビン省の赤十字支部に対する中古障害児用車椅子供与計画	特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会	880,928
カンボジア	2012年 1月16日	バッタンバン州ラタナックモンドル郡スダウ集合村コクチョー村・アンドックドルモイ村農道建設事業	特定非営利活動法人 豊かな大地	7,668,774
	2011年10月 7日	2011年度タケオ州等における不発弾処理促進事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	72,458,994
	2011年10月5日	リハビリテーションセンター 11か所に対する障害児用中古車椅子供与計画	特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会	897,737
	2011年 9月 9日	2011年度バッタンバン州における地雷処理促進事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	72,619,283
	2011年 7月14日	コンポントム州母子保健改善に向けた健康な村づくり事業　フェーズI	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	11,667,900
モンゴル	2012年 3月 5日	ホブド県を中心とする西部地域への保健医療支援：口腔疾患分野の医療体制整備と医療者の育成	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	19,221,981
	2011年 9月28日	中等理科教育の質の向上プロジェクト（第1期）	特定非営利活動法人 All Life Line Net	11,587,889
	2011年 8月23日	子どもにやさしい幼稚園推進プロジェクト	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	31,658,635
	2011年8 月18日	モンゴル国首都空港道路街路樹植林事業に伴う「植林技術訓練・苗床事業」	特定非営利活動法人 日本モンゴル親善協会	10,608,622
東ティモール	2012年 2月20日	東ティモール自動車整備士養成事業（第2期）	特定非営利活動法人 日本地雷処理・復興支援センター	47,130,306
	2011年 8月 5日	エルメラ県の小学校における保健教育プロジェクト（3年次）	特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会	22,989,857
フィリピン	2012年 3月 8日	ヌエバ・ビスカヤ州における有機・減農薬農産物の生産を通じた貧困農民の生計向上支援（第1年次）	特定非営利活動法人 ジーエルエム・インスティチュート	42,571,511
	2012年 2月20日	気候変動適応のための小規模農業施設の建設	特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン	35,534,407
	2012年 1月19日	ミンダナオ島先住民族の子どもたちの地域開発プロジェクト（フェーズ1）	特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター・ICAN	18,644,076
	2011年11月 3日	ミンダナオ島紛争地ピキットにおける教育を通じた平和構築事業（フェーズ1）	特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター・ICAN	49,999,755
	2011年10月14日	マニラ近郊の障害児支援施設に対する障害児用中古車椅子供与計画	特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会	801,180
タイ	2011年11月 1日	生態系保全型統合農法を推進する村づくり（第2期）	特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金	15,644,475
	2011年11月 1日	チェンマイ県　子宮頸がん・乳がん早期発見・適切治療推進事業（第2期）	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	10,023,750
インドネシア	2012年 2月27日	零細漁民のための持続可能な生活向上プログラム（第1期）	特定非営利活動法人 All Life Line Net	5,345,359
南西アジア地域				
インド	2012年 3月12日	ビハール州における村落開発事業	特定非営利活動法人 ICA文化事業協会	29,506,269
パキスタン	2012年 3月 9日	ムザファルガール県生計向上及び水・衛生環境改善事業	公益社団法人 日本国際民間協力会	25,863,623
	2012年 2月29日	マンセラ郡における教育環境整備・向上を通じた学校教育強化事業（第2期）	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	81,346,191

国　名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
パキスタン	2011年 9月15日	マンセラ郡における教育環境整備・向上を通じた学校教育強化事業（第1期）	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	44,443,990
	2011年 6月28日	パンジャブ州マリー地区郊外水道改善事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	37,913,822
バングラデシュ	2011年11月14日	チッタゴンにおける家事使用人として働く少女支援プロジェクト	特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会	5,285,104
	2011年 7月 6日	バングラデシュにおける家事使用人として働く少女支援プロジェクト（第2フェーズ）	特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会	8,177,857
ネパール	2012年 1月27日	新生児・妊産婦健康改善のための病院建設・医療スタッフスキル向上トレーニング事業（1年次）	特定非営利活動法人 ADRA Japan	56,529,685
	2011年12月27日	ルパンデヒ郡4行政村における住民能力強化を通じた母子健康増進事業（1年次）	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	41,901,823
	2011年11月17日	カトマンズ盆地におけるレストラン児童労働の予防と削減プロジェクト	特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会	10,498,351
	2011年 8月17日	住民主体の洪水リスク削減プロジェクト	特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会	9,965,940
スリランカ	2012年 2月23日	トリンコマレ県国内避難民再定住地域におけるコミュニティ生計支援事業第2期	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	53,388,252
	2012年 2月23日	バティカロア県南部における帰還民生計回復支援事業	特定非営利活動法人ジェン	42,653,072
	2011年12月 1日	トリンコマレ県における幼い子どものケア事業（第3期）	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	48,204,180
中東地域				
アフガニスタン	2012年 2月 6日	ナンガルハル県北東部における女性と子どもの健康を守る住民主体の生活改善事業（第2期）	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	46,801,844
	2011年11月 1日	パルワン県における地雷・不発弾処理事業（第2次）	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	88,486,788
イラク	2011年11月 1日	イラク中部・北部の小中学校における教育環境整備および衛生促進事業（第2フェーズ）	特定非営利活動法人 ジェン	88,619,110
	2011年 7月15日	イラク南部バスラ県におけるコミュニティ参画型学校修復・運営改善事業（第二期）	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	94,584,986
	2011年 6月 7日	イラク共和国アルビル州における小学校改築事業	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	73,624,765
イラン	2011年 9月 8日	イラン人貧困層及びアフガニスタン難民のための「就職・帰還支援センター」設立・運営事業（フェーズ3）	公益社団法人 日本国際民間協力会	25,881,840
パレスチナ自治区	2012年 2月27日	ガザ地区農業セクターの復興と強化、人材育成と環境保全型農業の普及事業（第2年次）	特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン	73,342,675
	2012年 1月26日	ヘブロン青少年の心理的ケアのための教育的市民社会ネットワーク拡充事業	特定非営利活動法人 ピースビルダーズ	19,733,792
	2011年12月 8日	パレスチナ西岸地区におけるオリーブ害虫対策と女性グループの貧困削減（フェーズ3）	公益社団法人 日本国際民間協力会	34,690,687
	2011年11月 2日	地域主導型パレスチナ自治区西岸地域における青少年育成事業	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	39,640,689

国　名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
ヨルダン	2012年2月27日	南シューナ郡における女性の自立のための洋裁技術職業訓練事業　（フェーズ3）	特定非営利活動法人 リボーン・京都	19,189,359
	2011年12月19日	ザルカ県ハシミーヤ市における青少年のための「職業訓練センター」の設立・運営事業（フェーズ2）	公益社団法人 日本国際民間協力会	49,999,933
	2011年12月 5日	アンマン及び地方のユースセンターにおける青少年の健全育成及び教育支援事業	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	31,487,221
アフリカ地域				
アンゴラ	2011年 6月 1日	平成23年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	99,945,120
エチオピア	2011年 8月 1日	バハルダール市のチェシャ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画	特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会	1,419,294
ガーナ	2011年11月 1日	イースタン州コウ・イースト郡ヴォルタ川地区リプロダクティブ・ヘルス向上プロジェクト（第1フェーズ）	公益財団法人 ジョイセフ	86,551,102
ケニア	2012年 3月14日	ナイロビ市マザレ・スラムにおける民族間の対立抑止のためのコミュニティ平和構築事業	特定非営利活動法人 日本紛争予防センター	38,400,138
	2012年 2月21日	ミグワニ県での住民参加による教育の質的向上を通じた初等教育普及事業（第2フェーズ）	特定非営利活動法人 アフリカ地域開発市民の会	46,400,328
	2012年 1月27日	ナイロビ州ランガタ県における都市型コミュニティヘルス改善事業（第2期）	特定非営利活動法人 チャイルドドクター・ジャパン	23,000,359
	2011年 9月 7日	農民組織の持続的な活性化に向けた「土のう工法」を用いた農道整備事業	特定非営利活動法人 道普請人	12,814,665
ザンビア	2012年 2月24日	ルサカ市における小児を中心とした結核対策事業　フェーズ2	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	63,206,821
	2011年10月12日	チパパ地域におけるHIV/エイズ対策プロジェクト（フェーズ3）	特定非営利活動法人 難民を助ける会	44,046,189
	2011年 9月 1日	マゴエ地区小規模酪農業普及支援事業（第2フェーズ）	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	34,948,698
マラウイ	2011年11月 9日	ムジンバ県における地域活性化に向けた農民自立支援プロジェクト	社団法人青年海外協力協会	48,752,153
	2011年 8月18日	循環型農業と衛生改善による包括的な環境保全型村落開発事業（第2フェーズ）	公益社団法人 日本国際民間協力会	39,067,529
マリ	2011年10月 4日	スウバ村診療所開設事業	特定非営利活動法人 カラ＝西アフリカ農村自立協力会	20,465,520
中央アジア地域				
タジキスタン	2011年10月25日	ハトロン州及び政府直轄地域（西部4地区）における車いす製造・配付強化およびヒッサール国立障害児寄宿舎学校施設修繕事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	49,782,595
合計　計26か国1地域／ 81件／ 45団体				2,900,117,723

図表29　NGO事業補助金事業実績（団体別）

2011年度　（単位：円）

申請団体	事業区分	実施国	実績額
（特活）アジア砒素ネットワーク	プロジェクト調査事業	カンボジア、ベトナム、ラオス	1,382,498
			1,382,498
（公財）オイスカ	国内における国際協力関連事業	日本	1,984,818
	国内における国際協力関連事業	日本	1,999,946
			3,984,764
（社）大阪南太平洋協会	プロジェクト調査事業	マーシャル	832,491
			832,491
（公財）結核予防会	プロジェクト調査事業	インドネシア	546,079
			546,079
（特活）国際インフラ調査会	プロジェクト調査事業	ミャンマー	998,981
	プロジェクト調査事業	ミャンマー	1,253,619
			2,252,600
（公財）国際開発救援財団	プロジェクト調査事業	ベトナム	1,121,682
			1,121,682
（特活）国際協力ＮＧＯセンター	国内における国際協力関連事業	日本	1,396,574
			1,396,574
（公社）シャンティ国際ボランティア会	海外における国際協力関連事業	カンボジア	482,878
	プロジェクト調査事業	カンボジア	585,234
			1,068,112
（特活）ジャパン・プラットフォーム	東日本大震災被災地で行う復興支援を通じたジャパン・プラットフォーム（JPF）の能力向上に資する事業	日本	99,938,931
			99,938,931
（公財）ジョイセフ	プロジェクト調査事業	ガーナ	1,139,934
	プロジェクト調査事業	ガーナ	816,601
			1,956,535
（特活）ストップ結核パートナーシップ日本	プロジェクト調査事業	インドネシア	831,986
			831,986
（特活）名古屋ＮＧＯセンター	国内における国際協力関連事業	日本	1,697,093
			1,697,093
（特活）難民を助ける会	国内における国際協力関連事業	日本	420,047
			420,047
（特活）日本医学歯学情報機構	プロジェクト調査事業	ラオス	741,879
			741,879
（特活）日本口唇口蓋裂協会	プロジェクト評価事業	モンゴル	900,731
		インドネシア	867,470
			1,768,201
（特活）日本地雷処理を支援する会	プロジェクト調査事業	パラオ	561,468
			561,468
（特活）日本紛争予防センター	プロジェクト調査事業	ケニア	1,337,509
			1,337,509
（特活）民族フォーラム	プロジェクト調査事業	ミャンマー	483,624
			483,624
（特活）リボーン・京都	プロジェクト調査事業	ラオス	512,680
			512,680
（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン	プロジェクト評価事業	バングラデシュ、エチオピア、ベトナム、タイ、ラオス、モンゴル、ケニア、マラウイ	1,761,408
	国内における国際協力関連事業	日本	1,864,480
			3,625,888
20団体／ 26件		合　　計	126,460,641

図表30　各省庁のNGO関連事業概要と実績

2011年度　（単位：百万円）

省　庁	事業名（金額）	事業概要
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力（9,444）	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する小規模な草の根レベルの事業に対し、人間の安全保障の理念を踏まえ、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力（2,900）	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行うもの。
	NGO事業補助金（126）	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価および国内外において実施する研修会、講習等、NGOの事業促進に資する活動の支援を行う。また2011年度に限り、東日本大震災被災地で行う復興支援を通じたジャパン・プラットフォームの能力向上に資する事業も支援対象とした。
	NGO活動環境整備支援事業（149）	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
農林水産省	途上国森づくり事業（92）	企業、NGOによる海外森林保全活動を推進するため、活動候補地の情報収集や活動事例の情報共有のためのワークショップ等を開催するとともに、プロジェクト形成のための調査に対する支援を行う。また、アジア・アフリカの荒廃した森林等の復旧・保全を支援するため、現地実証活動を通じた技術指針の作成・普及を行う。

2　事業の概要

国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として創設。

● 経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入された。以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち事業促進支援を除くその他の支援については、2003年度をもって終了した。

2. 事業の仕組み

● 概　要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、および国内外における研修会や講習会等に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、30万円以上200万円以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき実施される。

補助対象事業は、次のとおりである。

(1)　プロジェクト調査事業
(2)　国内における国際協力関連事業
(3)　海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募（外務省政府開発援助ホームページ等に掲載）を開始し、応募締切までの間、随時補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務大臣（主管：国際協力局民間援助連携室）に対して申請書および添付書類等の提出をもって行われ、外務省において下記の諸条件等に基づき申請事業が審査され、補助金の交付が決定される。

(1)　補助対象団体

日本のNGOで、次の要件を満たす団体。

ア　開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO。
（登記上、法人本部の住所が日本国内にあるNPO法人または公益法人であること）

イ　団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。

ウ　政治的、営利的および宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと。

(2)　事業審査の基本的な考え方

ア　事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果性を高めることができること。

イ　申請団体が十分な実施体制を有していること。

ウ　申請事業を行うことによって期待される効果が明確であること。

エ　事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

(3)　事業実施期間

日本政府の当該会計年度内に終了することを要する。

第7節 有償資金協力

1 実績

図表31 円借款の調達条件の推移

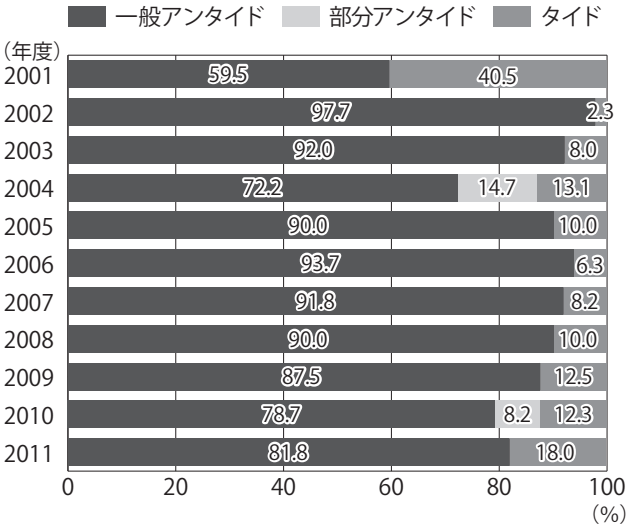

＊　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

図表32 円借款供与実績の推移(債務救済を除く)

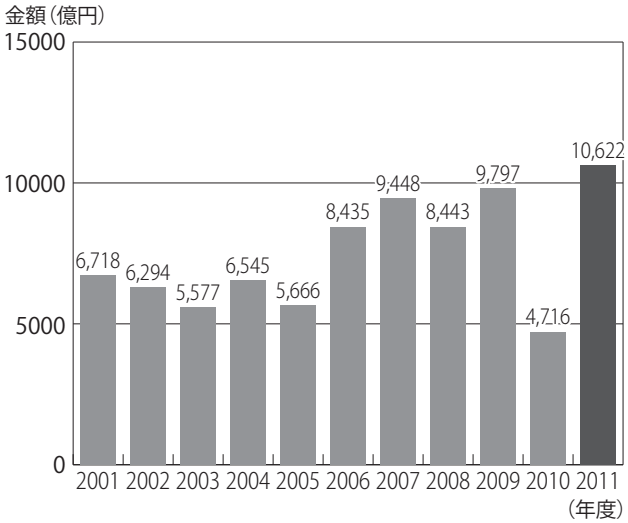

＊　交換公文ベース。

図表33 2011年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国

(交換公文ベース、債務救済を除く、単位:百万円)

順位	国　名	供与金額合計
1	インドネシア	4,624,298
2	インド	3,738,254
3	中国	3,316,486
4	フィリピン	2,290,379
5	タイ	2,198,621
6	ベトナム	1,876,564
7	マレーシア	976,038
8	パキスタン	975,993
9	スリランカ	875,502
10	バングラデシュ	779,273
11	韓国	645,527
12	エジプト	610,836
13	トルコ	609,201
14	イラク	422,394
15	ブラジル	416,359
16	ペルー	403,365
17	ミャンマー	402,972
18	ケニア	270,822
19	モロッコ	270,211
20	チュニジア	245,157
21	メキシコ	229,568
22	ヨルダン	204,425
23	シリア	156,305
24	パラグアイ	138,260
25	ガーナ	125,091
26	ウズベキスタン	124,975
27	ルーマニア	118,240
28	アゼルバイジャン	101,162
29	カザフスタン	95,149
30	イラン	81,028

図表34 2011年度円借款供与額上位10か国

(交換公文ベース、債務救済を除く、単位:億円)

順位	国　名	供与金額合計
1	インド	2,898.37
2	ベトナム	2,700.38
3	インドネシア	739.42
4	フィリピン	682.63
5	バングラデシュ	599.69
6	ブラジル	499.96
7	スリランカ	494.77
8	エジプト	327.17
9	セルビア	282.52
10	モロッコ	234.21

図表35　円借款実績

1. 地域別（債務救済を除く）

（交換公文ベース、東欧向けを含む、単位：億円、%）

地域＼年度	2007		2008		2009		2010		2011	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
アジア	6,547	69.3	7,066	83.7	6,783	69.2	3,448	73.1	8,659	81.5
（うちASEAN）	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(32.6)	(3,407)	(34.8)	(2,052)	(34.9)	(4,345)	(40.9)
アフリカ	367	3.9	442	5.2	534	5.5	508	10.8	161	1.5
中南米	194	2.1	221	2.6	299	3.1	339	7.2	576	5.4
中東	1,925	20.4	604	7.2	1,552	15.8	421	8.9	943	8.9
東欧	369	3.9	111	1.3	545	5.6	0	0	283	2.7
大洋州・その他	46	0.5	0	0.0	83	0.8	0	0	0	0
合　計	9,448	100.0	8,444	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

＊1　アフリカ地域の実績には、アフリカ開発銀行向け円借款を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 形態別（債務救済を除く）

（交換公文ベース、東欧向けを含む、単位：億円、%）

形態＼年度	2007		2008		2009		2010		2011	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
プロジェクト	8,896	94.2	6,904	81.8	7,818	79.8	4,042	85.7	9,594	90.3
ノン・プロジェクト	552	5.8	1,539	18.2	1,978	20.2	674	14.3	1,028	9.7
商品借款	30	0.3	0	0.0	0	0	50	1.1	0	0
ツーステップローン	0	0.0	933	11.0	670	6.8	50	1.1	862	8.1
構造調整融資等	523	5.5	606	7.2	1,308	13.3	574	12.2	166	1.6
合　計	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3. 調達方式別（債務救済を除く）

（交換公文ベース、東欧向けを含む、単位：億円、%）

調達方式＼年度	2007		2008		2009		2010		2011	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般アンタイド	8,675	91.8	7,603	90.0	8,568	87.5	3,713	78.7	8,689	81.8
タイド	773	8.2	840	10.0	1,229	12.5	1,002	21.3	1,934	18.2
部分アンタイド	0	0.0	0	0.0	0	0	386	8.2	0	0
二国間タイド	9	0.1	0	0.0	0	0	34	0.7	24	0.2
日本タイド	764	8.1	840	10.0	1,229	12.5	581	12.3	1,910	18
合　計	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 平均条件（債務救済を除く）

（交換公文ベース、東欧向けを含む）

平均条件＼年度	2007	2008	2009	2010	2011
金利（%）	0.86	0.77	0.76	0.64	0.74
償還期間（年）	32.6	32.0	33.3	31.8	32.5
据置期間（年）	9.2	9.1	9.4	8.8	9.3
グラント・エレメント（G.E.）（%）	74.78	74.43	76.46	74.61	75.50

5. 所得段階別（債務救済を除く）

（交換公文ベース、東欧向けを含む、単位：億円、%）

所得段階＼年度	2007		2008		2009		2010		2011	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
後発開発途上国（LDCs）	662	7.0	508	6.0	714	7.3	152	3.2	845	8.0
（うち貧困国）	（572）	（6.1）	（508）	（6.0）	（714）	（7.3）	（152）	（3.2）	（729）	（6.9）
（うち貧困国以外）	（91）	（1.0）	（0）	（0.0）	（0）	（0.0）	（0）	0.0	（116）	（1.1）
貧困開発途上国	3,785	40.1	3,672	43.5	2,067	21.1	1,396	29.6	0	0.0
低所得開発途上国	3,031	32.1	2,547	30.2	5,665	57.8	1,088	23.1	6,584	62.0
中所得開発途上国	1,777	18.8	1,396	16.5	727	7.4	1,333	28.3	1,801	17.0
中進国	194	2.1	0	0.0	625	6.4	134	2.8	570	5.4
その他	0	0.0	321	3.8	0	0	612	13.0	821	7.7
合　計	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

＊1　「その他」の実績には、アフリカ開発銀行向けの円借款を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

6. 分野別（債務救済を除く）

（交換公文ベース、東欧向けを含む、単位：億円、%）

分野＼年度	2007		2008		2009		2010		2011	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
（農林水産業）	756	8.0	227	2.7	231	2.4	369	7.8	939	8.8
農林業	346	3.7	52	0.6	200	2.0	138	2.9	451	4.2
水産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
灌漑・治水	410	4.3	174	2.1	31	0.3	231	4.9	488	4.6
（鉱工業）	703	7.4	907	10.7	174	1.8	50	1.1	434	4.1
鉱業	521	5.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
工業	181	1.9	907	10.7	174	1.8	50	1.1	434	4.1
（経済インフラ）	5,117	54.2	4,352	51.5	6,533	66.7	3,042	64.5	7,406	69.7
陸運	2,895	30.6	3,455	40.9	3,678	37.5	2,241	47.5	4,643	43.7
海運	636	6.7	0	0.0	72	0.7	0	0.0	119	1.1
航空	288	3.0	0	0.0	126	1.3	0	0.0	496	4.7
電力	1,298	13.7	897	10.6	2,657	27.1	801	17.0	2,148	20.2
ガス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通信	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
（社会インフラ）	2,244	23.7	2,250	26.7	1,552	15.8	631	13.4	1,605	15.1
（構造調整）	523	5.5	681	8.1	1,308	13.3	574	12.2	166	1.6
（その他）	106	1.1	26	0.3	0	0.0	50	1.1	72	0.7
合計	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

〈主な対象分野の内容〉
農林業：農業総合開発、林業
灌漑・治水：灌漑、治水、洪水制御
工業：肥料工場、製鉄所（中小企業向けツーステップローン（開発金融借款）を含む）
海運：港湾建設、船舶
電力：水力、火力、地熱発電、送電線
通信：電話網整備、マイクロウェーブ施設
構造調整：構造調整融資
＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

水産業：漁業基地整備
鉱業：石油開発、鉱山開発
陸運：道路、鉄道、橋梁建設
航空：空港建設
ガス：ガス開発
社会インフラ：上下水道整備、医療施設、教育施設、環境、消防等
その他：輸出促進　他

7. 債務救済実績

（交換公文ベース、東欧向けを含む、単位：億円）

形　態＼年度	2007	2008	2009	2010	2011
	金　額	金　額	金　額	金　額	金　額
債務免除	39	894	69	104	957

＊　JICA円借款（ODA債権）の免除実績

2　事業の概要

① 円借款

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年の旧日本輸出入銀行法改正によって、外国政府等への融資制度が創設され、1958年に第1号案件に対して融資が行われた。

● 経緯・目的

1957年以後、旧日本輸出入銀行が円借款業務を実施してきたが、1961年に旧海外経済協力基金（OECF）が設立されて以降は旧OECFが円借款業務の中心的役割を果たしてきた。1999年には、旧日本輸出入銀行と旧OECFが統合し、旧国際協力銀行（旧JBIC）が発足し、また、2008年10月には旧JBICが廃止され、同行の海外経済協力業務が、国際協力機構（JICA）法の改正によりJICAに継承された。円借款は、開発途上地域の政府・政府機関等に対し、経済社会の開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けるものである。

2. 事業の仕組み

● 概　要

円借款は、開発途上地域等に対し長期・低利の緩やかな条件で開発資金を貸し付けるものである。

開発途上国の経済発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要だが、開発途上国自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機のように経済困難に陥った国については経済安定、経済構造改革のための資金も必要である。

円借款は、このような開発のための資金需要に緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国の開発に対する主体性（オーナーシップ）を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有することに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国政府から在外公館等を通じた要請がなされた後、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ検討が行われる。

その後、必要に応じて、政府調査団の派遣による相手国政府との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が決定され、その内容が相手国政府に事前通報される。

続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、

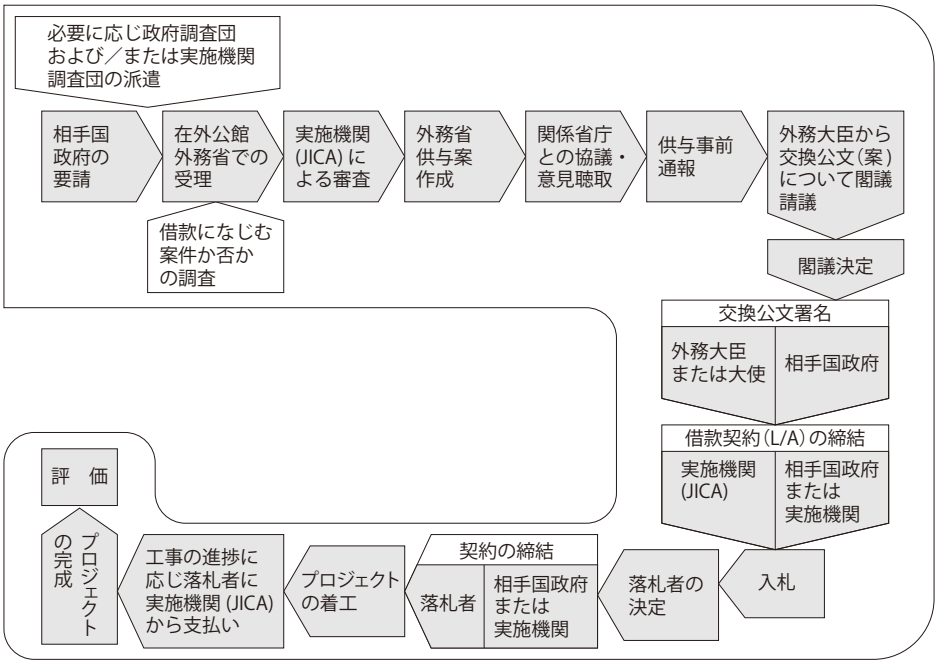

JICAと相手国等借入人との間で借款契約の調印が行われる。

● **決定後の案件実施の仕組み**

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法（ショートリスト方式等）によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は借入国の責任において、JICAが公表しているガイドラインに沿って行われることとなっているが、JICAは、調達の各段階において必要に応じて、調達手続きの確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗（しんちょく）に応じて実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体は、あくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得られた教訓を日本政府、JICA内部、および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施、事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3. 最近の活動内容

（実績数字はすべて借款契約（L/A）ベース）

● **承諾、実行および回収実績**

（単位：億円）

年　度	承諾額	実行額	回収額
2010	5,389	6,777	6,803
2011	9,490	6,097	6,287
累　計	280,003	211,310	96,051

＊1　JICA分。承諾額、実行額については、債務救済分を除く。
＊2　輸銀借款については数字持ち合わせ無し。

4. より詳細な情報

● **書籍等**

・「国際協力機構年次報告書」

● **ホームページ**

・JICA：http://www/jica.go.jp/

② 海外投融資

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1960年度の海外経済協力基金法の成立によって投融資制度が創設され、1961年に第1号案件に対して出資承諾を行った。

● 経緯・目的

1961年以後、旧海外経済協力基金が海外投融資業務を実施してきたが、1999年の旧日本輸出入銀行との統合および2008年10月に国際協力機構（JICA）が旧国際協力銀行（旧JBIC）の海外経済協力業務を継承したことにより、現在はJICAが実施している。開発途上国の政府部門に対して供与される円借款とともに、民間セクターが有する活力・効率性を開発途上国の経済社会開発に活用するものである。

2. 事業の仕組み

● 概　要

海外投融資は、主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するものである。

民間企業が開発途上地域で開発事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出融資することにより、開発途上地域の開発を支援するものである。円借款は政府ベースの経済協力により、開発途上地域の経済社会開発を支援するものであるのに対し、海外投融資は主として民間ベースの活動を通じて、開発途上地域の開発に貢献するものである。

日本や開発途上地域の民間企業等への融資または出資のほか、多国間協定に基づいて設立されたファンドや国際機関の中に設けられたファンドへの出資も行っている。

なお、海外投融資は2001年12月に発表された特殊法人等整理合理化計画において、2002年度以降は、2001年度末までに承諾された案件またはそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行うこととなっていた。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2011年1月に発表された「新成長戦略実現2011（閣議決定）」において、JICAの海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、2010年度内に再開を実現することとされ、2012年10月にインフラ分野を含むパイロットアプローチ案件の審査において実施体制の検証と案件選択ルールの策定が完了したことを受けて、本格再開を決定。

3. 最近の活動内容

● 承諾、実行および回収実績

（単位：億円）

年　度	承諾額	実行額	回収額
2010	0	0	6
2011	4	0	111
累計	5,211	4,723	3,642

＊　承諾額、実行額については、債務救済分を除く。

● 海外投融資地域別承諾額

（単位：上段：億円、下段（　）；%）

地域＼年度	2010	2011	累計
アジア	0 (0.0)	4 (100.0)	2,371 (45.5)
中東・北アフリカ	0 (0.0)	0 (0.0)	419 (8.0)
サブサハラ・アフリカ	0 (0.0)	0 (0.0)	367 (7.0)
中南米	0 (0.0)	0 (0.0)	1,439 (27.6)
オセアニア	0 (0.0)	0 (0.0)	111 (2.1)
東欧・その他	0 (0.0)	0 (0.0)	503 (9.7)
合　計	0 (0.0)	4 (100.0)	5,211 (100.0)

＊1　債務救済分を除く。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第8節 協力準備調査の実績と概要

1. 事業の開始時期・経緯・目的

2008年10月の新JICA発足に伴い、従来、技術協力、有償資金協力、無償資金協力のそれぞれの援助手法が独自に有していた案件の形成のために行う初期の準備段階の調査プロセスを、3援助手法の相乗効果を発現させる観点から原則として統一し、共通の調査プロセスとして「協力準備調査」を導入した。

新JICA発足に当たって、「効率性・機動性」、「相乗効果」および「一体性」の原則を念頭に置きつつ、案件の実施を準備する段階の機動性・迅速性を確保することを主眼とした。

2. 事業の仕組み

● 概　要

日本の政府開発援助政策・戦略を踏まえ、また、開発途上国のニーズや複雑化・高度化する開発課題に的確に対応した協力を重点的かつ効果的に実施するため、援助の実施前段階において、以下を内容とする協力準備調査を行う。

⑴　特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの作成。

⑵　個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認。

● 決定プロセス

JICAは、相手国の開発方針、日本の政策やJICAの実施方針等を踏まえ、対象国および対象分野・課題の優先度、緊急度、効果、予算などの観点から総合的に検討を行い、案件形成が必要とされる開発課題を特定して協力準備調査を計画し、外務省と協議の上、その結果を踏まえて実施を決定する。

なお、協力準備調査の実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

・各被援助国に対する重点分野の中で、被援助国の開発計画・戦略や被援助国政府との政策協議の結果を踏まえて開発課題を整理・分析し、日本が協力を行う必要がある開発課題等を特定する。

・特定された開発課題に対し、3スキームの相乗効果の発現を念頭に、各援助手法の最適運用を踏まえた案件形成を図る。

・新政府開発援助中期政策等において、援助案件の形成・選定では現地ODAタスクフォースの主導的役割が謳(うた)われていることを踏まえ、現地ODAタスクフォースの意向を可能な限り尊重する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2011年度は、271件の協力準備調査を実施した（一部調査は2012年度にも引き続き実施している）。

（参考）

2011年度にJICAが実施した協力準備調査の地域別実績は以下のとおり。

● 地域別実績

地　域	協力準備調査数
アジア	128
中東・北アフリカ	17
サブサハラ・アフリカ	91
中南米	17
大洋州	9
欧州	3
全世界	6
合　計	271

＊1　アフガニスタンは中東・北アフリカ地域に計上。
＊2　「全世界」は地域横断的に実施するもの。

第9節 主な国際機関の概要

1 国際機関

① 国際連合（UN：United Nations）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1945年設立。日本は1956年に加盟。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月まで連合国50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国（中国、フランス、ソ連、英国、米国）と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和するための中心となること、である。

2. 機構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

● 総　会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出席しかつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問題は出席しかつ投票する構成国の単純多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請したり適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には少なくとも9か国が賛成し、かつ、常任理事国の反対（拒否権の行使）がないことが必要である。

● 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）等）に勧告し、この勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は1958～1959年、1966～1967年、1971～1972年、1975～1976年、1981～1982年、1987～1988年、1992～1993年、1997～1998年、2005～2006年、2009～2010年にブラジルと並んで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安保理

理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、直近では、日本は2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960～1965年、1968～1970年、1972～1980年、1982～2008年、2009～2011年と、現在まで合計16期理事国を務めた。また、2011年の選挙において再選され、2011～2014年に17期目の任期を務めている。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の邦人職員は、60名（衡平（こうへい）な地理的配分の原則が適用されるポストに就いている職員。全体の2.67%。2012年6月末現在）である。高須国連事務次長（管理局長）ほかが活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2011年約2億9,430万ドル、2012年約2億9,610万ドルの分担金を負担。なお、日本の国連通常予算分担率は、2011年、2012年ともに12.530%。

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：%、百万ドル）

2011年			2012年		
国　名	分担率	分担額	国　名	分担率	分担額
米国	22.0	582.7	米国	22.0	568.8
日本	12.5	294.3	日本	12.5	296.1
ドイツ	8.0	188.3	ドイツ	8.0	189.5
英国	6.6	155.1	英国	6.6	156.1
フランス	6.1	143.8	フランス	6.1	144.7
イタリア	5.0	117.4	イタリア	5.0	118.1
カナダ	3.2	75.3	カナダ	3.2	75.8
中国	3.2	74.9	中国	3.2	75.4
スペイン	3.2	74.6	スペイン	3.2	75.1
メキシコ	2.4	55.3	メキシコ	2.4	55.7
その他	27.8	652.9	その他	27.8	656.9
合　計	100	2,414.7	合　計	100	2,412.0

4. より詳細な情報

● 書籍等

・国際連合の基礎知識（国際連合広報局国際連合広報センター監訳）

● ホームページ

・国際連合（UN）本部：http://www.un.org
・東京国際連合広報センター：http://www.unic.or.jp
・外務省国際機関人事センター：http://www.mofa-irc.go.jp
・外務省ホームページ/いっしょに国連：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/together-un/

② 国連食糧農業機関（FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations）

1. 設立・経緯・目的および主な機能

● 設立の経緯および目的

1943年に開催された連合国食糧農業会議で、食料・農業に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO設立の根拠となる、FAO憲章署名のため、およびFAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開催され、連合国34か国の署名によりFAO憲章が発効した。

FAOは人類の栄養および生活水準の向上、食料および農産物の生産、流通および農村住民の生活条件の改善により、拡大する世界経済への寄与を通じて、世界の食料安全保障を達成し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。2012年4月現在で191か国およびEUが加盟している（なお、ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様）。

● 主な機能

(1) 国際条約等の執行機関としての国際的ルールの策定（国際植物防疫条約（IPPC）、コーデックス委員会等）
(2) 国際的な検討の場の提供（総会、国際会議の開催等）
(3) 世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達（各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム（GIEWS）等）
(4) 開発途上国に対する技術助言、技術協力（フィールド・プロジェクトの実施等）

2. 事業の仕組み

● 概　要

FAOの活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる通常予算と、各加盟国の任意拠出金およびUNDP資金等に

よる信託基金からなる。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託基金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている（一部のフィールド事業は通常予算によっても実施される（下記3. の「主要な事業」を参照））。

● **意思決定機関**

最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定などを行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期とする事業年度ごとに総会で決定される。また、信託基金で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により拠出が決定される。

● **事業運営**

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。次期事業計画を含む事業運営および実施状況については、技術的問題に対処するために設置された7つの常設委員会（計画、財政、憲章法務、農業、林業、水産および商品問題）で審議され、理事会、総会に報告がなされる。2009年には、FAO世界食料安全保障委員会の改革が実施され、食料安全保障に関する各国・国際機関等による広範な政策調整の場として機能していくこととなった。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業の進行状況について定期的に援助国に報告されるとともに、FAO事務局との調整の場が適宜持たれる。また、事業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● **主要な事業**

FAOは効率的な業務運営を確保するために2009年から2013年をめどとして改革に取り組んでおり、その一環として、結果に基づく事業予算計画を2010～2011年から導入している。この計画においては、農業・林業・水産業に関連する13の戦略項目を設定し、2012～13年事業予算計画（通常予算）では8億3,776万ドルの予算が計上されているほか、技術協力計画（後述）および地方組織の能力構築のための予算が計上されている。これら戦略項目の共通事業として農林水産統計や世界食料農業白書等が作成されているほか、農業分野の主な取組としては、農業や農村開発のための投資の促進策の検討、国際植物防疫条約（IPPC）事務局運営、コーデックス委員会運営、越境性動物疾病（口蹄疫等）対策等に係る事業が挙げられる。また、林業分野については、森林資源および林産物の評価・モニタリング・報告業務、国家森林計画の策定と実施の支援等の事業が、水産分野については、違法・無報告・無規制（IUU）漁業防止、「責任のある漁業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリング等の事業が挙げられる。

なお、2012年1月より、ジョゼ・グラツィアーノ・ダ・シルバ氏が事務局長に就任し、①飢餓の撲滅、②持続可能な食料の生産と消費、③フードマネジメントにおける公平性の増大、④FAO改革の完遂、⑤パートナーシップおよび南南協力の拡大、という5つの柱の下、FAOの運営に取り組んでいる。

● **技術協力計画（TCP）の地域別実績**

FAOでは、前述のとおり開発途上国に対し直接技術協力等を行っており、その大部分は外部資金により行われているが、通常の予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力計画（TCP）として、比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。TCPは2012～2013年事業予算計画（通常予算）では約116百万ドルの予算となっている。

● **フィールド事業**

FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を行ってきており、FAOの全予算の約半分を占める信託資金の大部分がフィールドでの農村・農業開発事業等に使用されている。近年、気象に起因する自然災害が多発しており、2010年のパキスタンにおける洪水や2011年のアフリカの角地域における干ばつなどに対して、農民が作物生産を可能にするためや、生計の糧となる家畜を救済する等の緊急援助を実施した。

4. 日本との関係

● **加盟および日本の位置付け**

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地

球規模の課題の一つととらえ、FAOの各種事業・活動に積極的に協力・貢献してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア太平洋地域における数少ない先進国であることからも、FAOにおける日本の役割はきわめて大きなものとなっている。

さらに、日本は、1954～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● **事務局における邦人職員**

FAOでは、2012年3月末現在で1,068名の職員（通常予算から支出されている専門職以上の職員）が働いている。そのうち、邦人職員数は2012年3月末現在で28名（専門職以上）であり、小沼廣幸アジア・太平洋事務所長等が活躍している。

● **財政負担**

2012～2013年の分担金総額は約10億1,474万ドルであり、2012年の日本の分担額は、約3,123万ドルおよび約2,401万ユーロ（2004年より通貨別支払いとなっている。分担率12.590%）となっている。

また、日本は、1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行ってきている。2011年（平成23年）には、対アフガニスタン無償資金協力、食料供給力強化に資する国際枠組み検討事業、途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業、気候変動下での食料安全保障地図活用事業、生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業、アジアにおけるSPS関連対策・越境性感染症対策総合支援事業、国連森林フォーラムプロセス支援プログラム等の実施のために、総額約30.6百万ドルを拠出した。

● **通常分担金（上位10か国）**

（単位：%、千ドル）

2011年			2012年		
国　名	分担率	分担額	国　名	分担率	分担額
米国	22.00	110,784	米国	22.00	111,621
日本	16.71	84,125	日本	12.59	63,878
ドイツ	8.62	43,402	ドイツ	8.06	40,874
英国	6.68	33,613	英国	6.64	33,669
フランス	6.33	31,886	フランス	6.15	31,213
イタリア	5.10	25,702	イタリア	5.02	25,485
カナダ	2.99	15,067	カナダ	3.22	16,347
スペイン	2.98	15,021	中国	3.20	16,256
中国	2.68	13,495	スペイン	3.19	16,195
メキシコ	2.27	11,421	メキシコ	2.37	12,009
合　計	100.00	503,563	合　計	100	507,369

＊1　合計はその他の国を含む。
＊2　FAOの会計年度は1期間が2年であるため、2011年は2010～2011年（2ヵ年）の、2012年は2012～2013年の分担金総額をそれぞれ2で割ったもの。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● **ホームページ**

・国連食糧農業機関（FAO）本部：http://www.fao.org
・FAO日本事務所：http://www.fao.or.jp

③ 国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

1961年設立。日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。

● **経緯・目的**

1961年の第16回国連総会決議1714（XVI）および第11回FAO総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として1963年から1965年の3か年間を実験期間としてスタートし、国連およびFAO加盟国が自発的にこれに拠出することとした。

この実験期間の成果が認められ、1965年末の国連総会およびFAO総会は上記計画の延長を決定し、多数国間食糧援助が可能かつ望ましいと認められる限り誓約会議において定期的に計画を検討し、必要とあらば計画の各終期において計画を拡大、縮小または終了するとの了解の下に上記計画を不定期間延長する決議を採択した。

WFPは、国連唯一の食糧支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争などの人為的災害、あるいは干ばつや洪水などの自然災害に起因する難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概　要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業（農村、人的資源開発）等において主として食糧を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局長の承認により援助計画が確定される（食料価格が300万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる）。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

各援助計画に基づき、食糧の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、食糧の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2011年のWFPの活動規模は約40億ドルであり、約380万トンの食糧を世界75か国約9,900万人の人々に援助している。

発足以来、WFPの活動の中心は開発援助であったが、近年、難民・被災民等への緊急食糧援助（中期救済復興援助を含む）が増加し、1990年以前にはWFP活動の中で平均約3割にすぎなかった緊急食糧援助活動が2005年には全体の約8割に至っている。

● 地域別実績

（単位：千ドル）

地　　域	2010年	2011年
サブサハラ・アフリカ	2,340,804	2,180,900
アジア	895,743	796,289
中南米・カリブ諸国	362,832	282,025
中東・北アフリカ	197,617	275,331
東欧・CIS諸国	29,313	29,716
その他	174,021	204,729
合　計	4,000,330	3,768,990

出典：WFP事務局資料

● 分野別実績

（単位：千ドル）

分　　野	2010年	2011年
開発援助	287,842	315,986
中期救済復興援助	1,559,885	1,557,969
緊急援助	1,660,195	1,367,243
その他	492,408	527,792
合　計	4,000,330	3,768,990

出典：WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された36か国よりなる「執行理事会」（Executive Board）の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員（邦人職員の全体に占める割合および幹部職員）

WFPの専門職以上の邦人職員は、2012年5月末現在54名（全体の約3.0％、WFP全体の専門職以上の職員数は2012年5月末時点でJPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）を含めて1,463名）であり、アジア地域局長、インド事務所代表を筆頭にローマの本部および各国・地域事務所において活躍している（うち、JPOは11名）。

● 財政負担（各国比較等、過去2年間暦年ベース）

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2010年度では2億1,440万ドル（全体の5.60％）、2011年度では2億8,186万ドル（全体の7.72％）となっている。2011年度は米国、カナダに続く第3位の拠出国であった。

● 主要拠出国一覧

（単位：％、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	41.1	1,571,458	米国	34.0	1,240,525
2	EC	7.6	289,928	カナダ	8.1	294,961
3	カナダ	7.5	285,529	日本	7.7	281,863
4	日本	5.6	214,406	EC	7.1	257,920
5	英国	4.1	156,998	ドイツ	5.3	194,673
6	ドイツ	2.5	95,350	英国	3.9	143,877
7	スウェーデン	2.2	85,623	オーストラリア	3.9	141,715
8	オーストラリア	2.2	83,930	スウェーデン	2.5	91,594
9	スペイン	2.2	82,374	ブラジル	2.1	76,205
10	オランダ	2.0	74,424	オランダ	2.0	72,802
	合　計	100.0	3,824,486	合　計	100.0	3,651,125

出典：WFP事務局資料
＊　合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

また、WFPは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施を重視しており、2011年末までに計20件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「年次報告（Annual Report）」（英語）

WFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行（非売品、ホームページにも掲載あり）。

・「国連WFP協会（JAWFP）ニュースレター」（日本語）

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター（4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行）。

連絡先：WFP日本事務所　TEL：045-221-2510

● **ホームページ**

・WFP本部（ローマ）：http://www.wfp.org

・WFP日本事務所：http://www.wfp.or.jp

上記ホームページからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関 (UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

1946年11月設立。日本の資金協力は日本が加盟した1951年以来行われている。

● **経緯・目的**

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章（1946年11月発効）に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立され、1946年12月、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。

UNESCO（ユネスコ）の目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2010～2011年（1会計年度は暦年2年間）の通常予算（加盟国の分担金）は6億5,300万ドル、2010～2011年の予算外資金（加盟国からの任意拠出金等）は約4億6,275万ドル（UNESCO調べ）である。

● **審査・決定プロセス**

年に2回開催される執行委員会（58か国で構成）で、次期総会（総会は2年に1度開催）に提出される事務局作成の政策・事業・予算計画案等を審議、総会でその政策・事業・予算計画案等を決定する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

4年の任期で選出される事務局長の監督の下、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCO活動は加盟各国の国内委員会、多数のNGO、学術機関等国際的民間団体、民間のパートーナー等によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2008年から2013年までの中期戦略において、万人のための質の高い教育と生涯学習の実現、持続可能な開発のための科学的知識と政策の動員、新しい社会的および倫理的な課題の取組、文化多様性と異文化間の対話および平和の文化の促進、情報とコミュニケーションを通じた包括的な知識社会の構築の5つを重要目標として設定。これら基本戦略を具体化するために策定された2010～2011年事業予算では、万人のための教育、災害への構えと軽減、世界の遺産の保護等が優先事業となっている。

2010～2011年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は約4億1,230万ドルである。

● **地域別実績**

2008～2013年中期戦略においては、ジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。また、2010～2011年予算年ではこの二大優先分野に加え、セクター横断的取組として、地域としては小島嶼（とうしょ）開発途上国（SIDS）が挙げられている。

●主要な事業

2010～2011年通常予算の分野別の内訳は、教育分野に28.7%、科学分野に21.5%、文化分野に13.0%、情報コミュニケーション分野に8.0%となっている。また、HIV/エイズ対策や紛争・災害後の支援等、12の分野横断的な取組も設定されている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来連続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与している。

● 邦人職員

2012年1月現在65名（全体の約3%）。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2012年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は12.531%であり、2012年度は分担金として約40億円を負担。分担金拠出額第1位は米国、第3位はドイツである。

● 主要分担国一覧

（単位：%、千ドル）

順位	2011年			2012年		
	国　名	分担率	分担額	国　名	分担率	分担額
1	米国	22.0	71,830	米国	22.0	71,830
2	日本	12.5	40,914	日本	12.5	40,914
3	ドイツ	8.0	26,182	ドイツ	8.0	26,182
4	英国	6.6	21,565	英国	6.6	21,565
5	フランス	6.1	19,995	フランス	6.1	19,995
6	イタリア	5.0	16,325	イタリア	5.0	16,325
7	カナダ	3.2	10,474	カナダ	3.2	10,474
8	中国	3.2	10,415	中国	3.2	10,415
9	スペイン	3.2	10,373	スペイン	3.2	10,373
10	メキシコ	2.4	7,692	メキシコ	2.4	7,692
	合　計	100.0	326,500	合　計	100.0	326,500

＊1　合計は、その他の国を含む。
＊2　UNESCOの合計年度は1期間が2年であるため、2011年、2012年の各分担金は、2011年～ 2012年（2ヵ年）の分担金総額を2で割ったもの。

● 日本の協力の主要例は分野別に以下のとおり。

(1)　教育分野

ア　アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育（EFA: Education for All）の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発のための人材養成セミナー等を実施するための「アジア太平洋地域教育協力信託基金」に9,500万円拠出（2010年度）。

イ　持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

2005年から開始された国連「持続可能な開発のための教育の10年」の提案国としてその主導機関であるUNESCOに貢献するための「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に3億2,000万円を拠出（2010年度）。

ウ　アフガニスタンにおいて、2008年以降、UNESCOを通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識字者を対象に識字教育事業を実施中（総額32億8,300万円）。加えて、「警察識字能力強化計画」実施のため、2011年6月、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2)　科学分野

ア　自然・社会科学事業

UNESCOの国際科学事業や日本がこれまでアジア太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模問題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業信託基金」に約102万ドル拠出（2011年度）。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会（ユネスコIOC）を中心にインド洋津波警戒減災システム（IOTWS）が構築された際には、日本としても、専門家を派遣するなど、技術面で協力を行った。

イ　世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画（IHP）」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にユネスコとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3)　文化分野（文化遺産保存事業）

ア　有形文化遺産保護

人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するため、1989年に「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2011年度末まで累計6,083万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2011年度は243万ドルを拠出。

イ　無形文化遺産保護

伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等

の各国に伝わる無形文化遺産を保存・振興し、次世代に継承するため、1993年に「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2011年度末まで累計約1,465万ドルを拠出している。2011年度は約67万9千ドルを拠出。

⑷　その他（人材育成等）

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育（EFA）目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標（MDGs）の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2011年度末までに累計約5,670万ドルを拠出した。2012年度は約66万ドルを拠出（2012年7月時点）。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡（カンボジア）、タンロン遺跡（ベトナム）等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年度末までに計12件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「UNESCO Courier」（年4回刊行をめど）
・「Museum International」（季刊）
・「World Heritage」（季刊）

● ホームページ

・UNESCO：http://www.unesco.org
（英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・アラビア語）
・（社）日本ユネスコ協会連盟：http://www.unesco.jp
（日本語、英語）
・（財）ユネスコ・アジア文化センター：
http://www.accu.or.jp（日本語、英語）

⑤ 国連工業開発機関（UNIDO：United Nations Industrial Development Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立。

● 経　緯

1985年、UNIDO憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、1986年1月1日、国連の第16番目の専門機関として独立。

● 目　的

UNIDO憲章によれば、その主要な目的は、経済に関する新たな国際秩序の確立に資するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ることである。また、世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および工業協力を推進することである。

2. 事業の仕組み

● 概　要

開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、2年に1度開催される総会で決定される方針に基づき技術協力活動を実施している。その活動資金の多くは、UNDPやモントリオール基金等から供与される資金、工業開発基金（IDF）や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2010年実績は約1億5,350万ドル。

事務局の行政経費（人件費、地域事務所運営費、会議開催費等）は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2010年、2011年通常予算額は7,830万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的

なプロジェクトを確定している。

● **決定後の案件実施の仕組み**

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与されており、責任を持ってプロジェクトの実施に当たる。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

「持続可能な工業開発」(Sustainable Industrial Development）を基本原則に掲げ、第11回総会で採択された2005～2015年の長期的行動計画「戦略的長期ビジョン」（Strategic Long-Term Vision）の下、生産的活動を通じた貧困削減、貿易能力構築、環境およびエネルギーの3分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体的には、後発開発途上国（LDC）諸国（特にアフリカ地域）を対象として、企業家精神の育成や中小企業の発展、技術・品質基準に沿った製品開発能力の強化、再生資源エネルギーの推進、モントリオール議定書等の国際環境合意履行の支援等を実施している。

● **地域別実績**

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

（単位：百万ドル）

地　　域	2011年
アジア・太平洋	49.2
中東・北アフリカ	24.2
サブサハラ・アフリカ	47.5
中南米	13.7
欧州・NIS諸国	12.5
グローバル・地域間	19.6
合　　計	166.7

出典：2011年UNIDO年次報告書

● **分野別実績**

（単位：百万ドル）

分　　野	2011年
生産的活動を通じた貧困削減	56.3
貿易能力構築	29.9
環境およびエネルギー	75.8
その他	4.7
合　　計	166.7

出典：2011年UNIDO年次報告書

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本は、発足以来、工業開発理事会（IDB）のメンバーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会（PBC）のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金負担国となっている。

● **邦人職員**

専門職以上の邦人職員は11名（2012年8月現在：全体の約4.5%）。

● **財政負担**

分担金：2011年度1,723万ユーロ（分担率22%、第1位）

拠出金（工業開発基金）：2011年1億6,000万円

● **主要拠出国一覧（コア拠出）**

（単位：%、千ユーロ）

順位	2010年			2011年		
	国　名	分担率	分担額	国　名	分担率	分担額
1	日本	22.0	17,227	日本	22.0	17,227
2	ドイツ	11.9	9,334	ドイツ	11.9	9,334
3	英国	9.2	7,228	英国	9.2	7,228
4	フランス	8.8	6,859	フランス	8.8	6,859
5	イタリア	7.1	5,528	イタリア	7.1	5,528
6	スペイン	4.1	3,234	スペイン	4.1	3,234
7	中国	3.7	2,905	中国	3.7	2,905
8	メキシコ	3.1	2,459	メキシコ	3.1	2,459
9	韓国	3.0	2,365	韓国	3.0	2,365
10	オランダ	2.6	2,036	オランダ	2.6	2,036
	合　計	100.0	78,304	合　計	100.0	78,304

＊　合計は、その他の国を含む。

● **主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況**

日本は、主として日本から開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対して拠出している。UNIDO東京投資・技術移転促進事務所（ITPO）は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招聘（しょうへい）、セミナーの開催等を実施。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

UNIDOは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計15件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「Annual Report」（UNIDO編）

国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等をとりまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● **ホームページ**

・国連工業開発機関（UNIDO）本部：
http://www.unido.org

⑥ 国連児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

国連児童基金（UNICEF（ユニセフ））は、1946年第1回国連総会決議（決議57（I））により設置。日本の資金協力は1950年以来行われている。

● 経緯・目的

UNICEFは1946年第1回国連総会決議（決議57（I））により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議（決議802（III））により経済社会理事会の常設的下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。1965年にはノーベル平和賞を受賞。

2. 事業の仕組み

● 概　要

開発途上国の主に児童を対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争などの際の緊急人道支援活動などを行っている。2011年の総収入は約37億1,100万ドルで総支出額は約38億1,900万ドル。このうち約36億8,700万ドルがプログラム支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会（執行理事国36か国により構成）において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムにのっとって事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

前述の2.の●概要を参照。

● 地域別実績

2011年のプログラム支出額を地域別にみると、プログラム本体の費用としてサブサハラ・アフリカ地域19億7,300万ドル（57.0％）、アジア地域8億2,400万ドル（24.0％）、中南米・カリブ諸国2億7,500万ドル（8.0％）、中東・北アフリカ地域1億3,600万ドル（4.0％）、東欧・CIS・バルト諸国1億100万ドル（3.0％）となっている。

● 主要な事業

事業の分野別の内訳は、「子どもの生存と成長」18億2,200万ドル（52.5％）、「基礎教育とジェンダー格差の是正」7億900万ドル（20.4％）、「子どもの権利のためのアドボカシーとパートナーシップ」3億5,900万ドル（10.3％）、「子どもの保護」3億3,900万ドル（9.8％）、「HIV/エイズと子ども」1億5,200万ドル（4.4％）等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNICEFが果たす役割の重要性にかんがみ、従来その活動を積極的に支援してきており、可能な限りの資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたりその政策決定に参画している。特に2010年9月の国連総会で、菅総理大臣（当時）が発表した保健と教育に関する「菅コミットメント」の達成において、UNICEFは重要なパートナーの一つとして見なされている。日本政府の2011年の政府拠出（コア財源への拠出）は世界第13位であり、日本政府の発言は執行理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2012年4月末現在、邦人職員数は94名である（幹部職員は4名）。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本政府のUNICEFに対する2011年の拠出総額は約1億9,282万ドル、UNICEFに対する拠出総額（全政府中）に占める2011年の日本の拠出の割合は9.40％（米国、英国、ノルウェー、欧州委員会に次ぎ第5位）。

● **主要拠出国一覧**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	17.6	340,671	米国	16.9	345,432
2	英国	13.3	258,134	英国	14.2	290,662
3	ノルウェー	10.6	204,967	ノルウェー	11.1	225,725
4	日本	9.0	175,046	EC	10.6	216,527
5	オランダ	8.2	158,758	日本	9.4	192,817
6	EC	7.5	145,690	スウェーデン	8.6	176,156
7	カナダ	7.0	134,610	オランダ	7.0	142,945
8	スペイン	6.6	127,471	オーストラリア	6.7	137,653
9	スウェーデン	6.5	126,352	カナダ	6.5	132,459
10	オーストラリア	6.2	120,736	デンマーク	2.8	56,989
	合　計	100.0	1,935,908	合　計	100.0	2,042,587

＊　合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

また、UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計66件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「ユニセフ年次報告」（日本語版）

UNICEFの事業実績をとりまとめている。（公財）日本UNICEF協会に電話（03-5789-2011（代））またはFAX（03-5789-2032）にて注文する。

● **ホームページ**

・UNICEF東京事務所
http://www.unicef.org/tokyo/jp/index.html

・（公財）日本UNICEF協会
http://www.unicef.or.jp

⑦ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

1951年1月1日。

● **経緯・目的**

UNHCRは、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国連の権威の下に国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化（第三国定住、現地定住）を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与えることを目的とする。また、難民の保護のため、国際条約（1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等）の締結および国際条約の批准（加入）の促進等を実施する。

日本の資金協力は1967年以来行われている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

⑴　対　象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること（総会決議40/118）、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと（総会決議48/116）とされている。

⑵　内　容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● **審査・決定プロセス**

規程に基づき、執行委員会（例年10月、ジュネーブで開催）が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている（2012年4月時点87か国）。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRの行

う難民の保護、計画、財政問題等を議論している。

● **実施の仕組み**

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体（Implementing Partners）としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

⑴　難民を含むUNHCRの支援対象者数：

3,544万人（2011年末）

3,400万人（2010年末）

⑵　事業実施規模：（年次予算）

38億 2,171万ドル　（2011年）

32億 8,873万ドル　（2010年）

⑶　職員数および現地事務所数

125か国に412か所、8,002名（2012年4月現在）

● **地域別実績**

（単位：百万ドル、%）

地　　域	2011年	構成比
アジア・太平洋	559	14.6
アフリカ	1,786	46.7
中東・北アフリカ	652	17.1
欧州	212	5.5
米州	103	2.7
グローバル・オペレーション(＊1)	188	4.9
本部関係	201	5.3
その他	120	3.1
計	3,821	100.0

＊1　複数地域にまたがるもの。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つとして位置付け、また、難民の保護、支援および難民問題の恒久的な解決を目的として包括的に取り組んでいるUNHCRの活動を「人間の安全保障」に資するものとして高く評価する立場から、積極的な協力を行ってきている。日本は、過去15年以上にわたり第2～3位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会（87か国から構成）のメンバーになっている。

● **邦人職員**

邦人職員は77名（全体の3.4%。2012年4月現在）である。

● **日本の財政負担**

日本からは、積極的に資金協力を行っており、2009年は約1.1億ドル、2010年は約1.43億ドル、2011年は約2.26億ドル拠出した（米国に次ぎ国別では第2位）。

● **主要拠出国一覧（民間援助含む）**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	38.2	712,221	米国	33.4	698,168
2	日本	7.7	143,494	日本	10.8	226,107
3	EC	6.3	118,215	EC	6.4	133,191
4	スウェーデン	6.1	111,937	英国	5.8	120,693
5	ノルウェー	4.3	80,975	スウェーデン	5.7	118,674
6	オランダ	4.0	74,079	オランダ	3.8	78,562
7	英国	3.1	57,002	ノルウェー	3.6	76,110
8	デンマーク	3.0	56,768	カナダ	2.8	58,543
9	ドイツ	2.7	49,739	オーストラリア	2.7	56,537
10	カナダ	2.5	46,520	ドイツ	2.7	55,678
	合　計	100.0	1,903,473	合　計	100.0	2,088,275

出典：UNHCR作成資料
＊　合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

UNHCRは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計19件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のホームページ（下記）にて参照可能。

・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のホームページ（下記）にて参照可能。

● **ホームページ**

・国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）本部：
http://www.unhcr.ch/
（英語：情報量が日本語ホームページより多い）

・UNHCR駐日事務所：http://www.unhcr.or.jp（日本語）

⑧ 国連人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として発足。日本は、1971年以来UNFPAへの資金協力を行っている。

● 経　緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」（UNFPA：United Nations Fund for Population Activities）と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金」に改称。

● 目　的

・人口家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズに応えるような知識と能力を築き、計画立案における調整を図り、すべての関係方面と協力すること。
・人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面への関心を、開発途上国および先進国双方において高め、人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大すること。
・人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心的役割を果たし、同基金によって援助されている諸プロジェクトの調整を図ること。

2. 事業の仕組み

● 概　要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接またはWHO、UNDP、UNICEF（ユニセフ）、UNESCO（ユネスコ）等の国連機関およびNGOを通じて援助を実施している。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2011 年のコア拠出金総額は、約4億5千万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4か年計画を策定し国別援助額を定め、各国にあるUNFPA事務所が中心となり国別プログラムを策定する。国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会で審議・決定される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定する行政予算は2年ごとに策定され、必要があれば執行理事会で改訂がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAが自ら事業を実施するほかに、国連の各専門機関やNGO等に委託して事業を実施している。近年、開発途上国の自助努力を促すとの観点から、これら専門機関に代わって開発途上国政府自らがUNFPAの指導を得て事業を実施する傾向にある。

3. 最近の活動内容

● 概　要

1994年のカイロでの国際人口開発会議（ICPD）で採択された行動計画およびミレニアム開発目標（MDGs）に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康。人間の生殖システムの機能と活動過程に疾病、障害がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。人々が安全な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する）の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、政策提言（アドボカシー）に重点を置いて援助を行っている。

● 地域別実績

UNFPAは、リプロダクティブヘルスに重点を置いているため、主に人口増加率の高いアフリカおよびアジア太平洋地域への援助に向けられている。

（単位：百万ドル、%）

地　　域	2010年度実績	2011年度実績
アジア・太平洋地域	96.0（26.2）	94.3（26.3）
サブサハラ・アフリカ	135.9（37.1）	136.8（38.1）
アラブ諸国	27.3（7.5）	26.4（7.4）
中南米・カリブ諸国	38.9（10.6）	33.2（9.3）
東欧・中央アジア	16.9（4.6）	16.2（4.6）
その他	51.2（14.0）	51.7（14.4）

＊　UNFPAの地域分類による。

● 主要な事業

・リプロダクティブ・ヘルス（特に青少年に重点）の改善（避妊具の供与、啓蒙活動等）
・妊産婦死亡率の改善事業（産婦人科関連機材の供与、医療関係者の訓練、保健・衛生キャンペーン等）
・緊急援助事業（UNHCR、WHO等との協調により、武力紛争、自然災害による人道的危機下における医療薬品・避妊具等の供与、緊急産科ケア、保健・衛生教育等）
・HIV感染防止事業（コンドームの供与、HIV防止啓蒙活動等）
・国勢調査などの人口関連のデータ収集・分析・調査

・ジェンダー均衡の促進（情報収集・啓蒙活動等）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性にかんがみ、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、1986年から1999年まで第1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位の拠出国。また、これまで数度にわたり最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は15名（2012年5月末現在）。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

コア・ファンドへの拠出は、2010年は約2,544万ドルであり、2011年は約2,544万ドル。全コア・ファンドに占める拠出率は、それぞれ5.2%（第9位）、5.7%（第8位）となっている。

● 主要拠出国一覧

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	オランダ	15.0	73,601	スウェーデン	15.4	69,371
2	スウェーデン	12.3	69,371	オランダ	13.3	59,913
3	ノルウェー	11.0	54,133	ノルウェー	12.4	55,742
4	米国	10.5	51,400	フィンランド	9.0	40,598
5	デンマーク	7.6	37,124	デンマーク	8.3	37,484
6	フィンランド	6.9	33,738	米国	8.2	37,000
7	英国	6.2	30,228	英国	6.9	30,864
8	スイス	5.9	29,184	日本	5.7	25,439
9	日本	5.2	25,438	ドイツ	4.9	21,972
10	スペイン	4.4	21,419	カナダ	3.9	17,686
	合　計	100.0	491,187	合　計	100.0	450,175

＊　合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年に日本はUNFPAに「インター・カントリーなNGO支援信託基金」を設け、2010年に100万ドル、2011年も100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」を結び、1995年以来、同協力を22か国（2010年度まで総額約20億円相当）において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2011年度末まで計46件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「世界人口白書」（国連人口基金編、日本語版　ジョイセフ発行）

世界の人口関連の指標、人口分野の問題の動向等をとりまとめている。例年秋に発行。

日本語版はUNFPA東京事務所ホームページより入手可能。日本語版印刷物の郵送を希望する場合は（公財）家族計画国際協力財団（ジョイセフ）に申し込む。

・「Annual Report」（国連人口基金編・発行）

国連人口基金の年間活動内容、財政状況等をとりまとめている。入手方法はホームページを参照。

● ホームページ

・国連人口基金（UNFPA）本部：http://www.unfpa.org
・UNFPA東京事務所：http://www.unfpa.or.jp（日本語）

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA:United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1949年12月の国連総会決議に基づき設立され、1950年から活動を開始。2010年の総会で活動期間が更新され、現在の活動期間は2014年6月30日まで。日本は、UNRWAに対し1953年より拠出を行っている。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関（UNRPR：United Nations Relief for Palestine Refugees）の調整により、民間の手によって行われていた。しかし、

問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まりUNRWAの成立となった。

2. 事業の仕組み

● 概　要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては下記3.のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイヤマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員（教員、医師、フィールド・ワーカー等）および国際職員約3万人により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメンバーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動概要

● 概　要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約512万人に対し、通常計画として教育職業訓練、医療・保健、救済・福祉等を下記のとおり直接実施している。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入れ国だけでなくヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校699校において生徒約48.7万人に対する初等・中等学校、また、職業訓練所10か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行うために、教育スタッフとして約1万9,000人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター138か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、延べ約1,100万人が治療等を受けている。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営をつかさどる委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会（英国、米国、フランス、日本等のドナー国、ヨルダン、シリア、レバノン、PLOの難民受入国の計22か国から構成）、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会（英国、米国、フランス、日本、レバノン等）がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2012年5月末現在、国際職員217名のうち邦人職員5名が在籍。

● 日本の支援

日本は、1953年より拠出を行い、累積拠出実績（拠出金、食糧援助、および緊急援助）は2012年3月末現在で6億8,324万ドル。なお、2011年度日本は、現金拠出として1,960万ドルおよび食糧援助6億円を拠出した。

● 主要拠出国一覧

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	29.5	247,873	米国	24.2	239,441
2	EC	19.7	165,244	EC	19.4	192,444
3	スウェーデン	5.6	47,217	サウジアラビア	7.7	76,784
4	英国	5.4	45,733	英国	7.7	76,230
5	ノルウェー	4.8	40,112	スウェーデン	5.7	56,650
6	オランダ	3.5	29,087	ノルウェー	3.2	31,588
7	スペイン	2.7	23,045	オランダ	2.7	26,840
8	日本	2.5	20,763	スイス	2.5	24,841
9	オーストラリア	2.3	19,427	ドイツ	2.4	23,469
10	スイス	2.3	19,030	オーストラリア	1.7	16,929
	その他	21.8	183,211	その他	22.7	224,699
	合　計	100.0	840,742	合　計	100.0	989,915
				（11位）日本	1.6	15,524

＊　UNRWA統計（暦年）より。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）本部：
http://www.unrwa.org

⑩ 国連環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1972年の第27回国連総会決議2997（12月15日採択）により設立。日本の資金協力は、同機関が翌1973年に活動を開始して以来行われている。

● 経緯・目的

1972年の国連総会決議に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された（上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである）。UNEPは、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出として、同年、100万ドルを拠出した。

また、リオ＋20（2012年）での議論等を受け、各種組織改変が進められている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域的機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金に対する各国の任意拠出によって賄われている。2010年および2011年の環境基金への拠出総額は、それぞれ8,126万ドルおよび8,005万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込額をもとに、2年ごとに開催される管理理事会において、向こう2年間の分野ごとの資金配分を決定している。この資金配分に従って、UNEP事務局が、管理理事会で決議された方針に従い、または各国からの要請に応じて、具体的な活動計画を策定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、管理理事会で決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部だけではなく、アジア太平洋地域等世界に6か所ある地域事務所や、UNDP等他の国連機関等との連携を通じて実施される場合がある。各途上国に出先事務所がないUNEPは、途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し、直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタント雇用、UNDP等の職員に依頼する等により、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概　要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し、政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。最近は、バリ戦略計画（2005年の第23回管理理事会にて採択）に基づき、途上国の法遵守能力の向上および技術支援に焦点を当てた活動を行っている。

・多国間環境条約や国内環境政策の策定支援
・環境管理のための関係機関の強化、連携促進
・経済開発と環境保護の統合
・持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
・市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア太平洋、欧州、中南米を中心とする各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2010年度および2011年度に実施した事業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として、たとえば、以下のような事業がある。

・東南アジア、南米地域における環境法および多数国間環境条約の実施支援事業
・気候変動への適応のための政策の策定支援事業（アジア太平洋、南米地域）
・災害後の環境および人間の健康に対するリスク緩和のための専門家派遣事業（ハイチ、パキスタン、ウクライナ等）
・資源効率・持続可能な消費および生産のための政策お

よび法制度の整備支援事業（ネパール、パキスタン、フィリピン等）

● **分野別実績**

前項の「審査・決定プロセス」のとおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2010年12月時点での環境基金を財源とした実績額は次のとおり

（単位：千ドル）

分　野	実　績
気候変動	12,686
災害と紛争	3,330
生態系管理	14,249
環境ガバナンス	18,268
有害物質と廃棄物	6,622
資源効率性	10,159
その他	10,970
合　計	76,284

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

最高意思決定機関は管理理事会であり、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成されている。日本は1972年のUNEP発足当初から現在に至るまで、管理理事国に継続して選出されている。

2013年2月、管理理事会を国連環境総会に改称し、メンバーを全国連加盟国に拡大することが決定された。

● **邦人職員**

2011年12月末現在、専門職以上の職員は669人でそのうち日本人職員は18人。現在もなお邦人職員の割合が少ないため、日本としては邦人職員採用の増加のため積極的に働きかけている。

● **日本の財政負担**

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位15位内に位置している。2010年および2011年の拠出状況（上位10か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● **主要拠出国一覧**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	オランダ	16.1	12,901	ドイツ	13.1	10,497
2	ドイツ	12.2	9,820	オランダ	13.0	10,369
3	英国	10.7	8,573	英国	10.3	8,212
4	米国	7.5	6,000	米国	7.5	6,000
5	フランス	6.8	5,440	フランス	6.8	5,440
6	スウェーデン	6.0	4,928	ベルギー	6.0	4,809
7	ベルギー	5.6	4,489	スイス	6.0	4,745
8	フィンランド	5.2	4,162	デンマーク	5.7	4,568
9	スイス	5.0	4,036	フィンランド	5.7	4,556
10	デンマーク	4.4	3,509	スウェーデン	5.3	4,200
	合　計	100	81,264	合　計	100.0	80,053

＊　合計は、その他の拠出国を含む。

● **主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況**

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を目的としたセンターである「国際環境技術センター」（IETC）の日本への設置をUNEPに働きかけ、その結果、1992年、IETCの日本への設置が決定された。日本はIETC事業への主要拠出国として、2008年、2009年にそれぞれ218万ドルを拠出した。IETCは、生産と消費、水と衛生、災害管理等の分野を対象に、環境上適正な技術に関するデータベースの構築、研修（短期・長期）、セミナー等の開催、個々の環境問題に対するコンサルティング・サービス等を通じ、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を促進している。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

・イラク環境部門人材育成事業
・イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「UNEP 2010　ANNUAL REPORT」
・「UNEP YEAR BOOK 2011」

● **ホームページ**

・国連環境計画（UNEP）本部：http://www.unep.org

⑪ 国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● **開始時期**

1966年1月1日発足。日本の同機関への資金協力は1966年以来行われている。

● **経緯・目的**

国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的資金供与機関として、1965年の第20回国連総会決議2029に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技

術援助計画」が統合されて、1966年1月1日に設立された。

また、UNDPは国連総会が設立した「国連資本開発基金（UNCDF）」や「国連ボランティア計画（UNV）」の管理も行っている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2011年の拠出金総合計は、約55.4億ドルであり、そのうちコア・ファンドは約9.75億ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド見込み額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定め、これをもとに各国にあるUNDP事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら実施する事業のほかに、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施している。被援助国である開発途上国政府自らが、UNDPの資金協力を得て事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概　要

1994年以降、「持続可能な人間開発」（Sustainable Human Development）を基本原則に掲げ、この原則の下、貧困削減とミレニアム開発目標（MDGs）の達成、民主的ガバナンス、危機予防と復興、環境と持続可能な開発の4分野に重点を置いて援助活動を行っている。

MDGs達成に向けた取組においては、UNDPは我が国が主導した2011年6月の「MDGsフォローアップ会合」に共催者となって貢献するなど、国連システムにおいてMDGs推進の中心的役割を果たしている。防災分野においては、2012年7月に日本が主催した「世界防災閣僚会議in東北」を共催し、開発分野における防災の主流化に向けて積極的に取り組んでいるほか、2013年6月に開催される「第5回アフリカ開発会議（TICADV（ティカッド））」も共催者であり、UNDPは我が国が開発課題に取り組む上で重要なパートナーである。

● 地域別実績

2011年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：千ドル）

地　域	金　額
アジア・大洋州	1,274,634
アフリカ	1,121,344
アラブ	503,174
中南米	930,042
欧州・旧ソ連	362,661
その他	416,274
合　計	4,608,130

＊　地域分類は、UNDP年次報告による。

● 分野別実績

2011年のUNDPの分野別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：千ドル）

分　野	金　額
民主的ガバナンス	1,192,398（ 25.9%）
貧困削減およびMDGsの達成	1,276,510（ 27.7%）
危機予防と復興	1,091,482（ 23.7%）
環境と持続可能な開発	534,676（ 11.6%）
その他	513,064（ 11.1%）
合　計	4,608,130（100.0%）

4. 日本との関係

● 日本との連携

UNDPはグローバルなネットワークとその専門的知識・経験に基づき途上国の開発支援を行っており、日本と連携し途上国において事業を実施している。また国際的な開発課題の解決に向け我が国が主催する国際会議等を共催するなど、UNDPは我が国と連携し、積極的に開発課題に取り組んでいる。

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNDPが設立されて以降、2009年を除き、UNDPの政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である執行理事会の理事国36か国のうちの1か国としてUNDP執行理事会の場においてUNDPの政策および活動方針に積極的に関与している。

● 邦人職員

UNDPの専門職以上の邦人職員は、88名（2012年1月末現在）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコ

ア・ファンドへの拠出は、2011年度は約8,212万ドル、全コア・ファンドに占める2011年の日本の拠出の割合は約8.4%である。

● **主要拠出国一覧（コア拠出）**

（単位:%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	オランダ	12.6	121,457	ノルウェー	13.6	132,462
2	ノルウェー	12.2	117,665	スウェーデン	10.8	104,766
3	米国	10.3	99,331	オランダ	9.7	94,850
4	スウェーデン	9.1	88,018	英国	9.0	87,814
5	英国	8.8	85,364	米国	8.6	84,060
6	日本	7.6	73,318	日本	8.4	82,115
7	デンマーク	6.0	57,950	デンマーク	6.2	60,446
8	スイス	5.8	55,785	スイス	6.0	58,632
9	カナダ	5.0	48,378	カナダ	5.3	51,493
10	スペイン	4.2	40,160	ドイツ	3.9	38,029
	合　計	100.0	967,132	合　計	100.0	974,804

＊　合計はその他の拠出国を含む。

● **主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況**

日本は、開発途上国の多様なニーズに応じるため、効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、従来の基金を整理統合し、2003年10月1日、日・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金は、日本とUNDPとの共通の重要分野における開発途上国支援、南南協力支援、MDGs関連の共同研究等、さらにプロジェクトの成功例にかかわる広報を含む、幅広い開発協力を展開する。2011年度においては、約146万ドルを拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金（1988年設立）およびTICADプロセス推進基金（1996年設立）をUNDPに設置し、拠出している。

● **日本の政府開発援助との協調実績**

限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から日本はUNDPとの援助協調にも積極的に取り組んでおり、日本の二国間援助とうまく組み合わせることなどにより、相互の補完性および援助の効率性を高め、あわせて日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。

たとえば、日本のアフガニスタンにおける復興支援の一環として、2011年に、治安対策や平和構築支援を行うUNDPに対し、2億5,100万ドルの支援を行った。

さらに、UNDPは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2011年度末までに計78件のプロジェクトが承認されている。

5.より詳細な情報

● **書籍等**

・UNDPが毎年発表する「Human Development Report」（人間開発報告書・Oxford University Press発行）
・UNDP年次報告書（国連開発計画　発行）

● **ホームページ**

国連開発計画：http://www.undp.org

⑫ 世界保健機関（WHO：World Health Organization）

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● **開始時期および経緯**

1948年4月7日設立。日本は1951年5月16日の第4回総会において、加盟が認められた。

● **経緯・目的**

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章（1948年4月7日発効）によって設立された。

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」（憲章第1条）を目的としている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務的分担金（各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠）と、加盟国およびUNDP、世界銀行等の他の国際機関からの任意拠出金からなっている。

義務的分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇していることから、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● **審査・決定プロセス**

各加盟国により構成され、1年に1度開催される世界保健総会を最高意思決定機関としている、総会で選出され

た34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、予算（2年制）の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概　要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症対策や慢性疾患等に対する対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で与えられる。

● 地域別予算割合

（単位：%）

地域別予算		2012～ 2013年
全体額（百万ドル）		3,959
地域別割合	南東アジア	10.9
	アフリカ	25.2
	アメリカ	6.3
	欧州	7.5
	東地中海	9.1
	西太平洋	8.7
本部		32.3

＊1　地域名はWHOの地域事務局名称による。
＊2　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

● 主要な事業

2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）対策をはじめとして、新たに発生した感染症（エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、SARS（重症急性呼吸器症候群）など）や、既に克服されたと思われていた感染症の再興（コレラ、結核など）が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月のWHO総会において採択された疾病の国際的な伝播（でんぱ）を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則（IHR :International Health Regulations）が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。新型インフルエンザA（H1N1）が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法（DOTS）、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、そのほかの感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病（NTD）についても、制圧対策を推進している。

さらに、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病などの非感染症疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助などについても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は11回にわたって、執行理事会の理事指名国に選ばれている。

● **邦人職員**

WHOは、2011年12月末現在で7,817名（専門職3,184名、一般職3,691名）の職員がいるが、そのうち邦人職員は35名。中島宏第4代事務局長（1988～1998年）、尾身茂西太平洋地域事務局長（1999～2009年）を輩出している。

● **財政負担**

2012～2013年の総予算は39億5,900万ドルである。このうち、約23%にあたる分担金総額は9億2,884万ドル（2年間の総額）であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2012年の日本の分担率は12.5309%で、分担金は約5,820万ドル。アメリカ（分担率22%）に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残りの76%である30億1,500万ドルは、加盟国の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2010年には1,438万ドル、2011年には1,131万ドルの任意拠出金を拠出している。

● **主要拠出国一覧**

（単位:%、万ドル）

順位	2012年			2013年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	22.0	10,988	米国	22.0	10,988
2	日本	12.5	5,820	日本	12.5	5,820
3	ドイツ	8.0	3,724	ドイツ	8.0	3,724
4	英国	6.6	3,067	英国	6.6	3,067
5	フランス	6.1	2,844	フランス	6.1	2,844
6	イタリア	5.0	2,322	イタリア	5.0	2,322
7	カナダ	3.2	1,489	カナダ	3.2	1,489
8	中国	3.2	1,481	中国	3.2	1,481
9	スペイン	3.2	1,476	スペイン	3.2	1,476
10	メキシコ	2.4	1,094	メキシコ	2.4	1,094
	合　計	100.0	46,442		100.0	46,442

＊　合計は、その他の拠出国を含む。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

WHO西太平洋地域事務局（WPRO）との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行ってきている。基本的に毎年、WPROとの連携協議（日・WPRO協議）を行い（2007年10月に第7回協議を実施）、保健・医療分野のODAに関する意見交換や、予防接種拡大計画等での連携を図っている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援（660万ドル）、2007年2月イラク復興支援（390万ドル）等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2011年末までに計31件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・World Health Report, 2009（WHO発行）

● **ホームページ**

・世界保健機関（WHO）本部：http://www.who.int

⑬ 国連大学（UNU：United Nations University）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

1972年第27回国連総会決議に基づき、1975年、東京に国連大学暫定本部が設置された。日本の協力は1972年以来行われている。

● **経緯・目的**

・1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。

・当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作内閣総理大臣（当時）は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。

・1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共

同体」として設立されることとなった。

・1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
・1975年、東邦生命ビル（東京）内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
・1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本（旧文部省）が負担した。

2. 事業の仕組み

● 概　要

大学本部（東京）および世界13か国にある計15の研究・研修センター/プログラム（2012年7月現在）が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2012～2013年（1会計年度は暦年2年間）の予算は1億4,282万7,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する（年1回開催）。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部（東京）もしくは世界13か国15の研究・研修センター/プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2009年の理事会で採択された2012年までの活動目標を設定する「戦略プラン2009～2012」に基づき、洞察と政策研究を通じた国連システムへの寄与と、特に途上国に対するアウトリーチとネットワーキング活動を最優先課題として活動している。

● 主要な事業

⑴　研究活動

地球規模の持続可能な開発に貢献することを目的とし、「サステイナビリティ（持続可能性）」の観点から互いに関連する以下の分野について、研究活動を行っている。

・平和、安全保障、人権
・人間および社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
・世界の健康、人口、持続可能な生活
・地球規模の変化と持続可能な開発
・科学、技術、イノベーション社会

⑵　研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。たとえば、

・研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」（テーマ：「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等）
・大学生、大学院生（留学生を含む）、若い社会人のためのグローバルセミナー（テーマ：「マルチラテラルなグローバルガバナンスに向けて」）

⑶　大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステイナビリティと平和研究所（UNU-ISP）において2010年秋に、途上国を中心とする留学生と日本人学生を対象に「サステイナビリティと平和」専攻の、2011年秋には、横浜にある高等研究所（UNU-IAS）において、生物多様性専攻の大学院プログラムを開始。将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、2010年9月から阿部信泰軍縮・不拡散促進センター所長が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2012年1月現在で18名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、2011年は外務省から280万ドルおよび4,090万円（留学生支援事業費）、文部科学省から3億6,000万円、環境省から4億3,000万円（持続可能な開発のための教育の10年構想事業費他）、農林水産省から4,600万円（途上国における持続的農業のための実習型研究能力育成事業）を拠出している。2011年の各国政府拠出額の第2位はマレーシア、第3位はドイツである。

● **主要拠出国・機関一覧**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	日本	38.3	10,911	日本	46.8	16,952
2	マレーシア	17.6	5,000	マレーシア	13.5	4,894
3	ドイツ	14.9	4,251	ドイツ	9.8	3,541
4	カナダ	7.0	1,989	カナダ	5.7	2,075
5	スペイン	5.0	1,425	スウェーデン	5.5	1,981
6	オランダ	4.3	1,216	デンマーク	4.0	1,460
7	フィンランド	3.0	844	オランダ	3.2	1,167
8	スウェーデン	2.4	692	フィンランド	2.8	999
9	マカオ	1.8	516	マカオ	2.3	837
10	ベルギー	1.6	462	EU	1.4	501
11	英国	1.4	386	ガーナ	1.3	475
12	EU	0.9	250	ベルギー	1.3	462
13	その他	1.8	530	その他	2.4	879
	合計	100.0	28,472	合計	100.0	36,225

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「United Nations University Annual Report」
当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に発行。国連大学広報部で入手可能。

・「国連大学年次報告」（上記の日本語版）

● **ホームページ**

・国連大学：http://www.unu.edu/

⑭ 国際労働機関（ILO：International Labour Organization）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関（加盟42か国）として発足した。日本は、ILO創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要産業国（常任理事国：ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国）の一つとなっている。

● **経緯・目的**

国際連合の専門機関であり、政・労・使の三者構成の形式をとっている。労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている（ILO憲章およびフィラデルフィア宣言（同憲章付属書））。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。国連開発計画（UNDP）からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等からなる予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● **審査・決定プロセス**

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議などを主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事（政府代表28名、労働者・使用者代表各14名）により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催などについて了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● **決定後の案件実施の仕組み**

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

1999年以降「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」のため、①労働における権利、②雇用、③社会保護、④社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2011年における上記4分野における技術協力（通常予算および予算外財源の合計）実績は以下のとおりである。

① 労働における権利　52,722千ドル　23.3%
② 雇用　102,179千ドル　45.1%
③ 社会保護　27,875千ドル　12.3%
④ 社会対話　30,225千ドル　13.3%

※このほかに、その他として13,453千ドル（5.9%）等がある。

● **地域別実績**

2011年における地域別援助額（通常予算および予算外財源の合計）とその割合は以下のとおりである。

（単位：千ドル）

地　域	実　績	構成比(%)
アジア・太平洋(*1)	63,591	28.1
アフリカ	61,744	27.3
アラブ・中東	8,774	3.9
中南米	33,025	14.6
欧州(*2)	9,531	4.2
地域間	49,791	22.0
合　計	226,455	100.0

＊1　アフガニスタンおよびイランを含む
＊2　イスラエルを含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している（1940年に脱退し、1951年に再加盟）。1954年以降は日本政府は常任理事国となっている（1970年代以降政・労・使ともに理事を務める）。

● **邦人職員**

2011年12月末現在でジュネーブ本部に504名、地域総局等地域組織に252名の合計756名の職員（専門職以上）がいるが、そのうち邦人職員は37名。

● **日本の財政負担**

2012～2013年のILO予算は7億2,376万0,800スイスフラン（2年間の総額）。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2012年および2013年の日本の分担率はそれぞれ12.535％で、2012年および2013年の分担金はそれぞれ約4,500万スイスフランおよび4,300万スイスフラン。米国（分担率22％）に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● **主要分担国一覧**

（単位：千スイスフラン）

順位	2012年			2013年		
	国　名	分担率(%)	分担額	国　名	分担率(%)	分担額
1	米国	22.0	79,329	米国	22.0	79,614
2	日本	12.5	45,337	日本	12.5	43,438
3	ドイツ	8.0	29,018	ドイツ	8.0	28,169
4	英国	6.6	23,907	英国	6.6	23,385
5	フランス	6.1	22,158	フランス	6.1	21,311
6	イタリア	5.0	18,098	イタリア	5.0	17,668
7	カナダ	3.2	11,604	カナダ	3.2	11,163
8	中国	3.2	11,543	中国	3.2	11,515
9	スペイン	3.2	11,496	スペイン	3.2	11,380
10	メキシコ	2.4	8,530	メキシコ	2.4	8,421
	合　計	100.0	361,880	合　計	100.0	361,880

＊　合計はその他の国を含む。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計12件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「The ILO: What it is, What it does」

● **ホームページ**

・国際労働機関：http://www.ilo.org

⑮ 国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1957年、国際原子力機関（IAEA）は米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国であり、加盟と同時に予算計上を行った。

● 経緯・目的

ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は、常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたこと等を背景に、原子力の平和的利用の推進と核拡散問題に対処する国際協力体制の必要性が高まり、創設された。

IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。

2. 技術協力事業の仕組み

● 概　要

IAEAは、原子力安全、原子物理学および原子化学、ならびに医療、農業・食料、工業、環境等の放射線およびアイソトープ利用の各分野で、専門家派遣、機材供与、研修員の受入れ等の分野の技術協力事業を実施している。その活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2011年の同基金の予算目標総額は8,600万ドルである。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、当該事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施にかかわる調整を行う。事業の実施に際しては、当該受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

● 概　要

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界の原子力安全強化に役立てるためのIAEAの取組に他の加盟国と連携しつつ全面的に協力。その他原子力技術を利用して医療、食料・農業、工業、環境等の分野における地球規模の課題に対処するために専門家派遣、機材供与、訓練コース開催等を実施。

● 活動実績

技術協力基金による活動の、事業別実績は以下のとおり。

事業別技術協力基金支出内訳
（総額：10,167 万ドル）

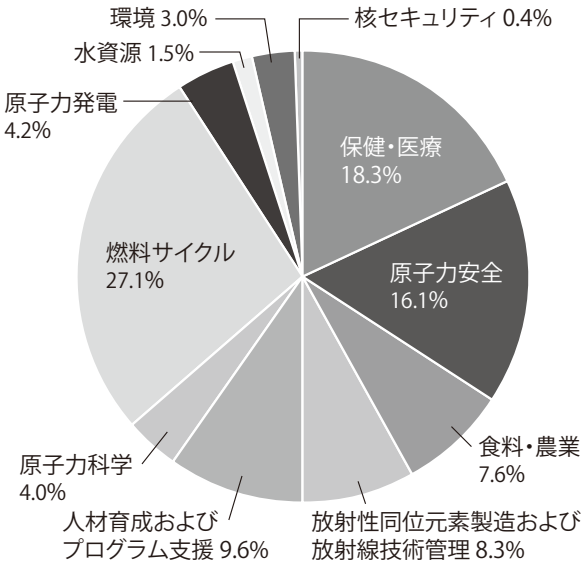

（出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2011）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

原子力の平和的利用の推進および核不拡散の重要性を認識する日本は、IAEAの原加盟国であるとともに、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画し、その活動に積極的に協力してきた。また、日本は世界有数の原子力推進国として、開発途上国のための原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。

● 邦人職員

事務局には、2011年5月末現在、日本人として初めて選ばれた天野之弥事務局長（任期は2009年12月から2013年11月末までの4年間）をはじめ57名の邦人職員が在籍して

いる（うち正規職員55名）。

● **技術協力分野における日本の財政負担**

技術協力基金に対し、2007年度1,502万ドル（全体の19%）、2008年度1,283万ドル（目標額全体の16%）、2009年度1,363万ドル（目標額全体の16%）、2010年度1,361万ドル（目標額全体の16%）、2011年度1,039万ドル（目標額全体の12%）を拠出している（米国に次ぎ第2位）。

技術協力基金拠出割合（2012年）

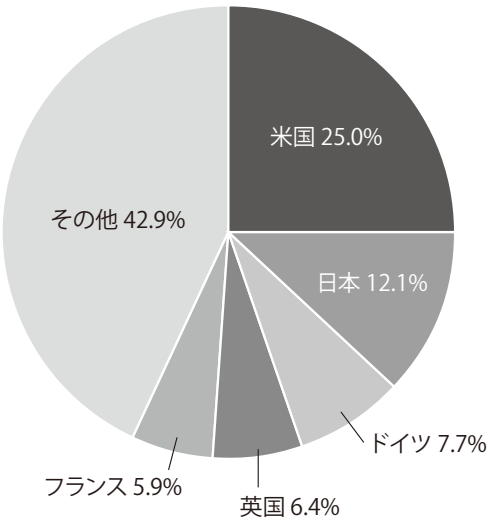

● **主な使途を指定した特別拠出**

日本（1978年から加盟国）を含む17か国が加盟国であるIAEA・アジア原子力地域協力協定（RCA）の活動を通じて、日本はアジア地域の国に対して放射線を利用した医学分野等での技術協力プロジェクトを行っている。

● **日本の政府開発援助（ODA）との協調実績**

IAEAは人間の安全保障基金を活用した技術協力プロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計2件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

毎年、技術協力に関する「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。

また、その一覧は下記のホームページに掲載されている。

● **ホームページ**

・国際原子力機関（IAEA）本部：http://www.iaea.org

・アジア原子力地域協力協定（RCA）：
http://www.rcaro.org/

⑯ 国連薬物犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

国連薬物犯罪事務所（UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime）は、国連薬物統制計画基金と犯罪防止刑事司法基金の2つの基金を管理する。日本は、国連薬物統制計画基金にその設立当初から拠出し、また、犯罪防止刑事司法基金に対しては、1996年、1998年、2000～2002年、および2006年以降は毎年拠出してきている。

● **経緯・目的**

UNODCは持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロリズムの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連システムにおいては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画（UNDCP：United Nations International Drug Control Programme）が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画（CPCJP: Crime Prevention and Criminal Justice Programme）が設置された。1997年、事務総長報告A/51/950に基づき国連犯罪防止センター（CICP: Centre for International Crime Prevention）が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、同報告により、相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロリズムに包括的に対応するため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯罪防止事務所（UNODCCP: United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention）を構成することとなった。さらに、2002年、これが現在の国連薬物犯罪事務所（UNODC）に改称され、2004年には、国連事務総長によりUNODCが正式にUNDCPおよびCPCJPの両計画を統合するものとして発足した。なお1999年には、国際テロリズムへの対応を強化するため、UNODCCP（現在はUNODC）内に、テロ防止部（Terrorism Prevention Branch）が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

主な事業は、①政策および事業決定過程に資するため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、②国連加盟国の不正薬物、犯罪、テロリズムに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、③国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロリズム対策における能力向上のための技術協力を提供すること、の3つである。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会と、国際麻薬統制委員会、さらに、国際組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画（UNDCP）基金および犯罪・テロリズム対策実施のための犯罪防止刑事司法基金（CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund）の2つの基金を有する。基金の使途等については、国連の監査を受けるとともに、各々麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

⑴　薬物

薬物分野では、薬物関連諸条約の実施のための法整備支援、不正薬物治療やリハビリ支援、麻薬栽培依存脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年に1度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめる等の情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の防止にとどまらず、保健、経済発展および人間の安全保障の観点も考慮した、包括的なアプローチをとっている。

⑵　犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、人身取引などの組織犯罪およびテロ対策のための法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進などのプログラム実施を通じて、国際組織犯罪・テロの脅威との闘いに取り組んでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会（2010～2011年を除く）および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、主要拠出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画しており、日本の発言は上記両委員会等における審議・決定に反映されている。また、コスタUNODC前事務局長は2003年、2006年、2007年および2008年（2回）に訪日し、関係省庁等との意見交換を行った。

● 邦人職員

2012年6月末現在、専門職以上の邦人職員数は7名（他にコンサルタント1名）である。

● 日本の拠出

国連薬物統制計画基金に対する日本の拠出は、2010年度は約138万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のために約555万ドル（補正予算）、2011年度は約126万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のために約1,258万ドル（補正予算）となっている。

犯罪防止刑事司法基金に対しては、2010年度に約9万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のための約145万ドル（補正予算）を、2011年度に約9万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の刑事司法対策のための約102万ドル（補正予算）を拠出した。また、2002年に同基金の中に新設されたGlobal Programme against Terrorismに対しては、2010年度予算により約4万8,000ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国のテロ防止対策のための約175万ドル（補正予算）を、2011年度に約4万1,000ドルを拠出した。

● 日本の拠出金の活用状況

日本は、薬物問題が人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組まなければならない問題であるという認識の下、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、国内で押収される不正薬物の多くが東南アジア地域から密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域におけるプロジェクトを重点的に支援してきた。これまで日本は、地域間協力を促進する目的で東南アジア諸国の国境地帯における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマーにおけるケシの不法栽培監視のためのプロジェクト、合成薬物対策の前駆化学物質規制プロジェクト、合成薬物の

データ分析・収集を目的としたプロジェクトなどを支援してきた。さらに、2008年度から2011年度には、アフガニスタンおよびその周辺諸国への麻薬対策プロジェクトも支援した。

また、日本は、2006年度から2011年度に犯罪防止刑事司法基金に対して行った拠出を通じて、UNODCのタイやフィリピンにおける人身取引対策プロジェクトを支援したほか、国際的な腐敗対策の取組のため2008年から腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行っており、2009年10月には、ベトナムでセミナーを開催したほか、ラオス、カンボジア向けプロジェクトを実施している。また2006年度からのテロ防止部への拠出を通じ、インドネシアをはじめとするASEAN諸国へのテロ対策法制整備支援を実施している。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計10件のプロジェクトが承認された。

● **主要拠出国一覧**

UNODC（国連薬物統制計画基金および犯罪防止刑事司法基金）への主要拠出国・機関　（単位：%、千ドル）

順位	2011年			2012年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	16.6	41,268	米国	18.6	42,016
2	コロンビア	14.4	35,762	コロンビア	14.3	32,354
3	カナダ	8.1	20,118	日本	10.4	23,420
4	英国	7.9	19,511	ＥＵ	7.6	17,176
5	EU	6.7	16,695	ブラジル	7.5	16,946
6	ノルウェー	5.1	12,762	カナダ	6.7	15,069
7	スウェーデン	4.5	11,074	オーストラリア	4.5	10,273
8	日本	4.1	10,143	ドイツ	3.8	8,662
9	オーストラリア	4.0	10,036	UNAIDS	2.6	5,912
10	ドイツ	3.0	7,482	英国	2.2	5,009
	合　計	100.0	247,864	合　計	100.0	226,169

＊1　UNODCのオンラインデータ集計による。（2012年11月13日現在）。
＊2　合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● **ホームページ**

・国連薬物犯罪事務所（UNODC）本部：
http://www.unodc.org

⑰ 国際農業開発基金 (IFAD：International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

国連の専門機関として1978年より業務を開始。日本は、原加盟国として IFAD設立当初から資金協力を行っている。

● **経　緯**

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年よりローマにおいて業務を開始。

● **目　的**

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発事業に必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● **審査・決定プロセス**

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● **決定後の案件実施の仕組み**

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、

IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2010年末において、IFADは240の事業を実施中であり、その総事業費のうちIFADによる投資額は約46億ドルとなっている。

また、2011年に策定された「IFADの戦略枠組2011～2015」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障および強靭（きょうじん）性の向上を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績

（通常融資案件ベース）（単位：百万ドル）

地　　域	2010年	2011年
アジア・太平洋	158.0	230.7
東・南アフリカ	99.4	104.3
西・中央アフリカ	66.0	74.4
中東・北アフリカ	70.1	67.3
中南米	64.0	72.9
合　計	457.5	549.6

出典：IFAD2011年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、農業開発、農村開発、農村金融、灌漑（かんがい）、畜産、漁業、定住、食糧の貯蔵・加工・マーケティング、調査・訓練の9分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

2012年6月末現在、邦人職員数は3名である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第8次までの各増資期間において、日本は総額約3.7億ドルを拠出し、米国、サウジアラビアに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。なお、第9次増資期間（2013～2015年）において、日本は7,500万ドルの拠出を表明している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report」（国際農業開発基金発行）
　国際農業開発基金（IFAD）の年間活動内容、財政状況等をとりまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国際農業開発基金（IFAD）：http://www.ifad.org

⑱ 国連合同エイズ計画 (UNAIDS：Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1981年に初めてエイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってエイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズの世界的な広がりと感染が及ぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOと並んで、UNICEF（ユニセフ）、UNDP、UNESCO（ユネスコ）、UNFPA、世界銀行等の国連機関も従来からHIV/エイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー（co-sponsor）（注1）として参画する国連合同エイズ計画（UNAIDS）の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）が正式に発足した。

● 目　的

UNAIDSの事業の目的は、途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等にあり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、

注1：その後、共同スポンサー機関は以下の10機関に拡大した。
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF（ユニセフ））、世界食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO（ユネスコ））、世界保健機関（WHO）、世界銀行

ネットワークの調整、強化を主目的としており、途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● **意思決定機関**

重要事項は、22の理事国（日本は発足当初より理事国を務めている）、投票権のない10の共同スポンサー機関および5つのNGOからなる事業調整理事会（PCB：Programme Coordinating Board）ならびに共同スポンサー委員会（CCO：Committee of Co-sponsoring Organizations ）で決定される。

● **事務局組織**

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長（Executive Director ）は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏（ベルギー人）の後、2009年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長（マリ人）が第2代事務局長を務めている（国連事務次長を兼務）。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、この他80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言（Declaration of Commitment on HIV/AIDS）」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗（しんちょく）状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにエイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成するという国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳（うた）われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じたHIV/エイズ対策促進のため、世界基金と緊密に協力している。

● **活動領域**

2012～2013年（2年予算制度）のコア予算は4億8,480万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当される。このほか、共同スポンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2012～2013年の事業予算総額は9億9,660万ドルである。

UNAIDSでは戦略2011－2015に基づき、2012－2015の戦略的予算計画（UBRAF）を策定し、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、以下のように戦略的に予算配分を行っている。

優先領域:

A. HIV予防を大幅に変革する		
1. 若年者やMSM、Sex workerを含む性感染症によるHIVを半減させる	52,391千ドル	
2. HIV垂直感染を削減し、AIDS関連の母子死亡率を半減させる	13,109千ドル	
3. 薬物使用者の間でのすべてのHIV新規感染の予防	16,724千ドル	
合　　計	82,225千ドル	17.0%
B. 治療、ケアと支援を触媒する		
1. HIV陽性患者の抗ウイルス薬治療へのユニバーサルアクセス	23,040千ドル	
2. PLHIVの結核による死亡の半減	6,715千ドル	
3. PLHIVやHIVに感染した家庭はあらゆる国の社会保護戦略において取り組まれ、必須のケアや治療へのアクセスがある	16,728千ドル	
合　　計	46,484千ドル	9.6%
C. 人権や性的平等の向上		
1. HIV伝播、sex work、薬物使用やホモセクシャルと言った人に対して、効果的な対応を妨げるような罰則法規や慣習がある国の半減	8,467千ドル	
2. 入場や滞在、居住に対するHIV陽性患者の制限を半減させる	795千ドル	
3. 女性や少女に対する特定対策をすすめる	11,052千ドル	
4. 性的ないかなる暴力も許容しない	5,982千ドル	
合　　計	26,297千ドル	5.4%
D. リーダーシップ、調整と説明責任		
1. リーダーシップとアドボカシー	131,870千ドル	
2. 調整、一貫性やパートナーシップ	104,728千ドル	
3. 相互の説明責任	92,203千ドル	
合　　計	329,812千ドル	68.0%

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● **地域別実績**

2011～2012年（2年間）における地域別援助全体額とその比率は以下のとおりである。

（単位：%）

地域別予算割合		2011～ 2012
全体額（百万ドル）		484.8
地域別割合	アジア・太平洋	7.1
	中東・北アフリカ	3.5
	サブサハラ・アフリカ	19.4
	北米・中南米	6.3
	欧州・中央アジア	3.5
	HIV高疾病負荷20か国	20.4
	本部（グローバル）	39.7

出典: UNAIDS 2011～ 2012 Unified Budget and Work plan
＊　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

2012年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は、3名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2011年度は266万7,350ドルであり、ドナー31か国中の順位は16位である。

● 主要拠出国一覧

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	20.0	44,700	米国	18.8	44,671
2	オランダ	17.4	38,841	スウェーデン	18.3	43,508
3	スウェーデン	16.9	37,802	オランダ	14.3	34,106
4	ノルウェー	12.0	26,823	ノルウェー	12.2	28,936
5	英国	6.9	15,361	英国	6.7	16,051
6	フィンランド	5.4	12,146	フィンランド	5.8	13,695
7	デンマーク	3.2	7,126	デンマーク	3.1	7,375
8	ベルギー	2.7	6,005	ベルギー	2.5	6,044
9	カナダ	2.4	5,268	カナダ	2.3	5,449
10	スイス	1.9	4,318	スイス	2.3	5,376
	合　計	100.0	223,385	合　計	100.0	238,109

＊　合計は、その他の拠出国を含む

5. より詳細な情報

● ホームページ

・国連合同エイズ計画（UNAIDS）本部：
http://www.unaids.org/en/

⑲ 国連ボランティア計画（UNV：United Nations Volunteers Programme）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1971年1月1日設立。日本の資金協力は1994年以来行われている。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画（UNV）は、国連開発計画（UNDP）の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げることで、平和構築や開発支援を行うことを任務としている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

UNVの活動分野は農業、教育、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野にとどまらず、人道援助分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2010年実績は約2.9億ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入れ政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入れ政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定

し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● **決定後の案件実施の仕組み**

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2001年のボランティア国際年以降、UNVはボランティアリズム推進による開発と平和の達成のため、ボランティアリズムに関するアドボカシー、ボランティアの動員および開発事業計画におけるボランティアリズムの融合を柱とする活動を、基礎的サービスの供給、紛争予防と紛争後の復興、環境・気候変動への取組などの分野で実施している。

また、2011年はボランティア国際年10周年であり、UNVは各国政府や市民社会組織とのパートナーシップの下、過去10年にわたりボランティアリズムが各国・地域の開発・平和構築の取組において果たしてきた重要な役割を評価し、将来の活動の方向性について検討している。

● **地域別実績**

2011年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

地　　域	2011年
アジア・大洋州	1,002人（13%）
アラブ	1,156人（15%）
サブサハラ・アフリカ	4,163人（54%）
中南米・カリブ諸国	1,079人（14%）
欧州・旧ソ連	308人（4%）
合　計	7,708人（100%）

＊　地域分類は、UNVの分類による。

● **分野別実績**

2011年のUNVの分野別派遣実績は、以下のとおり。

分　　野	2011年
民主的ガバナンス	24%
MDGs達成と貧困削減	31%
環境と持続的開発	4%
紛争予防と復興	41%
合　計	100%

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性にかんがみ、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、2011年は第2位の拠出国。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● **邦人職員**

2011年1月末現在において、UNVの専門職以上の邦人職員数は、2名である。

● **日本の財政負担（暦年ベース）**

日本の拠出は、2010年は222万ドル、2011年は301万ドル、拠出金全体に占める日本の割合は2010年14.0％、2011年14.0%である。

● **主要拠出国一覧**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	ドイツ	17.7	2,801	ドイツ	20.2	4,332
2	日本	14.0	2,221	日本	14.0	3,013
3	ベルギー	13.4	2,127	ベルギー	12.7	2,738
4	スペイン	11.5	1,831	スペイン	10.6	2,286
5	韓国	8.8	1,402	スイス	8.5	1,824
6	スイス	8.1	1,290	フィンランド	5.8	1,237
7	フィンランド	5.6	896	フランス	5.5	1,179
8	フランス	3.9	621	デンマーク	3.5	741
9	イタリア	3.9	612	イタリア	3.4	725
10	スウェーデン	3.7	581	オーストラリア	3.0	643
	合　計	100.0	15,873	合　計	100.0	21,485

出典：UNV Annual Report2010、2011
＊　合計は、その他の拠出国を含む。

● **主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況**

(1)　日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信託基金を設置した。

同基金の下実施されたプロジェクトは約100を数え、実施国および地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2011年度は、約64万ドルを基金に拠出した。

(2)　外務省は、2009年度より、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他のアジアの文民専門家を育成することを目的に、委託事業として「平和構築人材育成事業」を実施している。UNVは、本事業において海外実務研修を担当しており、日本は、本事業に係る経費として、2011年度には約115万ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「国連ボランティア計画年次報告書」（国連ボランティア計画　発行）

● **ホームページ**

・国連ボランティア計画（UNV）本部：http://www.UNV.org
・UNV東京事務所：http://www.UNV.or.jp（日本語）

⑳ 国連人間居住計画（UN-HABITAT：United Nations Human Settlements Programme）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

1978年10月、「国連人間居住センター」として発足。日本の同機関への資金協力は1984年以来行われている。

● **経　緯**

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、「国連人間居住計画」（UN-HABITAT）へと改組された。

● **目　的**

・居住に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、その実施を促進すること。
・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
・地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。

その活動資金は、各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2011年の拠出金総合計は、約2億2,860万ドルであり、そのうちコア拠出金総額は、約2,916万ドルである。

● **審査・決定プロセス**

UN-HABITATの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● **決定後の案件実施の仕組み**

事業は、基本的にUN-HABITATが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携し行っている。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議（ハビタットII）において採択された「ハビタット・アジェンダ（世界行動計画）」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標（MDGs）に掲げる「環境の持続可能性の確保」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。近年では、アフガニスタンやスリランカ等において、住民主体に重点を置いた紛争・災害復興にも積極的に取り組んでいる。

● **地域別実績**

2011年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：百万ドル、%）

地　　域	2011年	
	金　額	構成比
アジア・太平洋	128.7	75.1
中東・アフリカ	33.5	19.5
中南米・カリブ諸国	8.4	4.9
中・東・南欧	0.8	0.5
合　　計	171.4	100.0

＊　地域分類はUN-HABITATの分類による。

● **主な事業**

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、

建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会（2001年までは国連人間居住委員会）の理事国を務めており、UN-HABITATの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● 邦人職員

2012年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は8名である。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2010年度は7,687万5,830ドル（うち使途を定めた拠出は7,676万8,860ドル）、2011年度は963万1,457ドル（うち使途を定めた拠出は953万5,085ドル）。2011年のUN-HABITATへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は33.6%（第1位、暦年ベース）。

● 主要拠出国等一覧

コアおよびイヤマーク拠出を含めた総拠出状況（暦年ベース）は、以下のとおり

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	日本	16.2	31,515	日本	33.6	76,887
2	米国	9.3	18,055	スペイン	7.3	16,616
3	スペイン	8.6	16,807	ノルウェー	7.2	16,432
4	EU	7.0	13,564	米国	6.9	15,719
5	ノルウェー	6.9	13,503	UNDGハイチ復興基金	5.6	12,781
6	英国	6.7	13,080	国連通常予算	5.5	12,657
7	国連通常予算	6.2	12,012	EU	4.7	10,803
8	カナダ	5.3	10,256	スウェーデン	3.7	8,451
9	オーストラリア	4.5	8,656	オーストラリア	2.5	5,615
10	国連一般信託基金	3.3	6,397	英国	2.3	5,329
	合計	100	194,467	合計	100	228,597

出典：UN-HABITAT（暦年）
＊　合計は、その他の拠出国を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1984年から人間居住財団（一般目的）に任意拠出金を拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を人間居住財団（特定目的）にイヤマークしている。また、2002年からは、UN-HABITATが持つ専門的知見、ネットワーク、迅速性等を活かしつつ、日本の二国間支援を補完する観点から、アフガニスタン、イラクにおける紛争後の支援、スリランカ、パキスタンなどの自然災害後の支援、スーダン、ソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急時においてもUN-HABITATを通じて支援を行っている。このほか、UN-HABITATは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2011年末までに計8件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「State of the World Cities」（UN-HABITAT編）都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをとりまとめている。偶数年に発行。

・「Global Report on Human Settlements」（UN-HABITAT編）
　世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等をとりまとめている。奇数年に発行。

・UN-HABITATの年次報告書「Annual Report」（UN-HABITAT編）

上記書籍等の入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国連人間居住計画（UN-HABITAT）本部：
www.unhabitat.org

㉑ 国連国際防災戦略 (UNISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

国連国際防災戦略（UNISDR）は、2000年第54回国連総会決議（決議219）により2001年まで暫定設置され、2002年第56回国連総会決議（決議195）により正式発足した。日本の資金協力は2004年以来行われている。

● **経緯・目的**

国際防災戦略を推進する国連の事務局で、当初は、国連機関等が参加する「防災タスクフォース」の事務局という位置付けであったが、2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において2015年までの国際防災戦略である「兵庫行動枠組2005～2015」が採択されたことから、国際社会の防災戦略を推進する事務局という位置付けとなっている。

UNISDR事務局の任務は、第56回国連総会決議（195）により、国連システム内における防災調整の窓口および国連システム・地域機関の防災活動と社会経済・人道分野における諸活動との連携の確保と定められている。また、兵庫行動枠組採択後の国連事務次長報告（60/180）では、兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口、国連防災信託基金の管理をUNISDRの役割として挙げている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口等を行っている。2011年の総収入は約2,650万ドルで総支出額は約2,850万ドル。このうち約2,500万ドルがプログラム支出に充てられている。

● **審査・決定プロセス**

UNISDRの正式な意思決定は、国連総会における国際防災戦略決議にて行われる。この他、年数回開催されるドナー国協議等を経て事業計画や活動の評価等を行っている。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

前述の2.の●概要を参照。

● **地域別実績**

2011年の地域別プログラム（計1,030万ドル）の内訳は、プログラム本体の費用として、地域支援・調整180万ドル（17.8%）、アジア太平洋地域260万ドル（24.8%）、アフリカ地域180万ドル（17.8%）、中南米・アメリカ地域210万ドル（24.0%）、中東地域90万ドル（8.5%）、欧州・中東アジア地域110万ドル（10.7%）となっている。

● **主要な事業**

2011年の事業別プログラム（計990万ドル）の内訳は、「コミュニケーションと啓蒙活動」330万ドル（33.3%）、「調整と政策支援」300万ドル（30.3%）、「防災情報の管理」370万ドル（37.4%）等となっている。

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本政府はUNISDRが果たす役割の重要性にかんがみ、可能な限りの資金協力を行うとともに、UNISDRの活動に示唆を与えるドナー国協議等に積極的に参画。特に2012年6月からは、UNISDR支援グループ会合の議長に就任し、UNISDRにおける防災の議論において主導的な役割を果たしている。

● **邦人職員**

2012年4月末現在、邦人職員数は2名である。

● **日本の財政負担（暦年ベース）**

日本政府のUNISDRに対する2011年の拠出総額は約105万ドル、UNISDRに対する拠出総額（全政府中）に占める2011年の日本の拠出の割合は3.94%（第10位）。

● **主要拠出国一覧**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	スウェーデン	28.80	7,781	世銀	16.04	4,250
2	世銀	17.60	4,757	スウェーデン	15.96	4,228
3	韓国	9.30	2,500	EU	14.68	3,890
4	オーストラリア	6.40	1,727	韓国	9.44	2,500
5	EU	6.10	1,635	オーストラリア	8.19	2,170
6	ノルウェー	4.90	1,304	ノルウェー	5.79	1,535
7	スペイン	4.20	1,133	デンマーク	4.85	1,285
8	日本	4.20	1,116	スイス	4.70	1,246
9	オランダ	4.10	1,100	オランダ	4.15	1,100
10	スイス	3.40	907	日本	3.94	1,045
	合　計	100.0	27,015	合　計	100.0	26,496

＊　合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「Global Assessment Report」（世界防災白書）
・「Annual Report」（年次報告書）

● **ホームページ**

・国連国際防災戦略（UNISDR）事務局
http://www.unisdr.org/
・国連国際防災戦略（UNISDR）兵庫事務所
http://www.adrc.asia/ISDR/index.html
・防災ウェブ
http://www.preventionweb.net/english/

2 国際開発金融機関

① 国際復興開発銀行（IBRD：International Bank for Reconstruction and Development）および国際開発協会（IDA：International Development Association）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

国際復興開発銀行（IBRD）は、1946年6月に設立。日本は1952年に加盟。

国際開発協会（IDA）は、1960年9月に設立され、日本は設立当初から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金（IMF）とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近は、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2012年6月末現在188か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主たる業務としている。2012年6月末現在172か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概　要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うとともに、専門的見地から政策アドバイスを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われており、2012世銀年度（2011年7月～2012年6月）の中長期の資金調達額は約384億ドルとなっている。IDAの事業資金は、加盟国からの出資金、IBRDの純益の移転等により賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、国別支援戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2012世銀年度（2011年7月～2012年6月）の貸付・融資承認総額は、IBRDが約206億ドル、IDAが約148億ドルとなっている。

● 地域別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の承認実績は以下のとおり。

→2012世銀年度のデータ：

地域別実績　（単位：億ドル）

地　　域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州	54.3	12.0
南アジア	11.6	52.9
サブサハラ・アフリカ	1.5	73.8
中東・北アフリカ	14.3	0.8
中南米・カリブ諸国	61.8	4.5
欧州・中央アジア	62.3	3.6
合　計	205.8	147.5

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績　（単位：億ドル）

分　　野	IBRD・IDA
法務・司法・行政	87.3
金融	17.6
運輸	44.5
保健その他のサービス	41.9
エネルギー・鉱業	50.0
産業・貿易	13.5
教育	29.6
農業・漁業・林業	31.3
上下水・治水	36.1
情報・通信	1.6
合　計	353.4

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2012年6月末現在、25名の理事（任命理事5名、選任理事20名）からなる理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2012年6月末現在、IBRD･IDAの専門職員3,597名のうち日本人職員数は69名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金2,054億ドル（授権資本ベースでは約2,784億ドル）（2012年6月末時点）のうち、日本の出資額は約200億ドル（出資率約7.2%）であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金（2012年6月末現在）約2,247億ドルのうち日本の出資額は約424億ドル（出資率約18.9%）であり、加盟国中第2位である。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

⑴　開発政策・人材育成基金
（PHRD Fund：Policy and Human Resources Development Fund）
2011年度拠出　約50億円
使途：PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グループへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上国の持続的発展の促進、国際機関における日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

⑵　日本社会開発基金
（JSDF：Japan Social Development Fund）
2011年度拠出　約36億円
使途：JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発･貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」
1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別に取りまとめているほか、各地域への貸付･融資等データを分野別に掲載している。例年9月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

・世界銀行（IBRD、IDA）本部：
http://www.worldbank.org
・世界銀行（IBRD、IDA）東京事務所：
http://www.worldbank.org/japan/jp

② 国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

国際通貨基金（IMF）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定（1945年12月発効）に基づき、1947年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

● 経緯・目的

IMFの目的は協定第1条に規定されており、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上の困難に陥っている加盟国への一般資金の提供である。2012年6月現在の加盟国数は188か国である。

2. 事業の仕組み

● 概　要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐための加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス（監視）、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会において当該プログラムおよび融資の内容

を審査の上、承認がなされる。

● **決定後の案件実施の仕組み**

原則として、承認と同時に一定額が引き出し可能となり、その後、IMFが当該国のプログラム履行状況を定期的にレビューし、その結果に応じて資金が引き出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応した国際通貨システムの強化に向けた種々の取組を行っている。特に2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援を行うとともに、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が行われ、政策運営の健全な加盟国に対して引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援できる制度が整えられた。また、IMFの資金基盤については、2010年末に合意された包括的なIMF改革の中で、資金基盤を強化するためにクォータ（出資割当額）を倍増させることに各国が合意した。さらに、欧州債務問題等に対応するため、2012年4月に日本が非ユーロ圏の国として先陣を切って600億ドルの資金貢献を表明し、その後の各国からの貢献表明を含め、6月のG20ロスカボス・サミットにおいて4500億ドルを上回る規模のIMF資金基盤強化が合意された。また、国際金融アーキテクチャーについては、その強化が2012年のG20の主要議題となっており、その中心的な担い手であるIMFの資金基盤強化やクォータの見直し等について議論が行われている。

IMFの組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、2010年末の包括的改革において、出資割合の6%以上をダイナミックな新興国・途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意された。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資を実施している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度改革が行われ、①利用限度額の倍増、②譲許性の拡大、③従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、短期的な問題を支援する制度の創設などが行われた。

● **地域別実績**

①IMF通常融資（一般資金の引き出し）

（単位:百万SDR）

地　域	2010年		2011年	
	国　数	金　額	国　数	金　額
アジア	5	1,652	1	276
中東・北アフリカ	1	772	1	297
サブサハラ・アフリカ	2	352	2	204
欧州	11	16,646	9	32,577
西半球	3	877	5	281
合　計	22	20,300	18	33,634

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

②PRGT（貧困削減・成長トラスト）融資

（単位:百万SDR）

地　域	2010年		2011年	
	国　数	金　額	国　数	金　額
アジア	4	41	2	18
中東・北アフリカ	1	35	1	4
サブサハラ・アフリカ	25	529	18	743
欧州	4	179	3	129
西半球	3	98	4	26
合　計	37	882	28	922

出典：①、②ともIMFホームページ
（http://www.imf.org/external/index.htm）
＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

IMFは各加盟国の総務（代表）により構成される総務会（年1回開催）を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会（日本総務を含む24名がメンバー。年2回開催。）が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定（融資の承認等）は日本を含む5か国からの任命理事と19名の選任理事からなる理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている（1970年以降は任命理事となっている）。

● **邦人職員**

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2012年4月30日現在2,500名（マネジメント5名、専門職2,029名、補助職466名）となっている。マネジメントおよび専門職2,034名のうち邦人職員は54名。主な邦人幹部職員では、篠原尚之氏が副専務理事、石井詳悟氏がアジア太平洋地域事務所長を務めている。

● **日本からの出資**

2012年6月現在、日本の出資額は156億2,850万SDR、出

資率は約6.6%であり、米国に次いで加盟国中第2位。

● **主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況**

・IMFの特定活動に係る日本管理勘定（Japan Subaccount for Selected Fund Activities）
2010年度拠出　約27.7億円
2011年度拠出　約26.8億円
使途：技術支援（金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施）および奨学金制度（アジア・太平洋のDAC諸国の人材育成等）への支援

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「IMF Annual Report」
IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● **ホームページ**

・国際通貨基金（IMF）本部：http://www.imf.org
・国際通貨基金（IMF）アジア太平洋地域事務所：
http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm

③ アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行（ADB）の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。

● **経緯・目的**

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP、旧称ECAFE）の発案により、アジア太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された（本部マニラ）。2011年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数（米国、欧州等）は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2012年6月現在の総裁（第8代目）は黒田東彦氏である。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、中所得国向けに準市場金利による融資を行う「通常資本財源（OCR）」と、低所得国向けに超長期・超低利の融資等を行う「アジア開発基金（ADF）」がある。2011年末現在、OCR（応募済資本ベース）は1,625億ドル、ADFは271億ドルとなっている。

● **審査・決定・実施のプロセス**

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● **決定後の案件実施の仕組み**

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「Strategy2020（2008年4月策定）」において、アジア太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2010年の融資承認額はOCRが92億ドル、ADFが22億ドル、2011年はOCRが107億ドル、ADFが20億ドルとなっている。

なお、分野別実績は以下のとおり（OCR＋ADF）。

（単位：百万ドル、%）

部　門	2010年		部　門	2011年	
	金額	構成比		金額	構成比
運輸･情報通信技術	3,831	33.4	エネルギー	3,942	31.3
エネルギー	2,454	21.4	運輸･情報通信技術	3,602	28.6
マルチセクター	1,551	13.5	マルチセクター	1,772	14.1
金融	1,263	11.0	上水道･都市インフラ	1,176	9.3
公共政策	895	7.8	農業･天然資源	844	6.7
農業･天然資源	614	5.4	教育	540	4.3
上水道･都市インフラ	607	5.3	公共政策	530	4.2
保健･社会保障	177	1.5	金融	180	1.4
教育	70	0.6	保健･社会保障	20	0.2
工業･貿易	－	－	工業･貿易	－	－
合　計	11,462	100.0	合　計	12,606	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり（OCR＋ADFの上位10か国）。

（単位：百万ドル、%）

2010年			2011年		
国　名	金額	構成比	国　名	金額	構成比
インド	2,120	18.5	インド	2,873	22.8
中国	1,578	13.8	中国	1,440	11.4
バングラデシュ	1,249	10.9	ベトナム	1,396	11.1
ベトナム	1,090	9.5	パキスタン	1,260	10.0
インドネシア	785	6.8	ウズベキスタン	978	7.8
ウズベキスタン	655	5.7	バングラデシュ	930	7.4
パキスタン	649	5.7	インドネシア	580	4.6
カザフスタン	606	5.3	アゼルバイジャン	500	4.0
フィリピン	600	5.2	ラオス	490	3.9
タイ	504	4.4	フィリピン	362	2.9
その他	1,627	14.2	その他	1,796	14.2
合　計	11,462	100.0	合　計	12,606	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12人の理事（域内国8人、域外国4人）からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,037名のうち、日本人職員は144名（2011年末現在）で、米国とともに最大勢力。

● 日本の財政負担

通常資本財源のうち、日本の出資割合は15.6%であり、米国とならび加盟国中第1位。2011年末現在、通常資本財源（応募済資本ベース）1,625億ドルのうち、日本の出資額は254億ドル。このうち、実際の払込額は約5%。また、アジア開発基金271億ドルのうち、日本の拠出額は101億ドル（拠出率37.2%）であり、加盟国中第1位。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・貧困削減日本基金

（JFPR：Japan Fund for Poverty Reduction）

2011年度拠出：約40億円

使途：ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、プログラムの策定・実施の促進等に必要な技術支援、小規模な貧困削減プロジェクト、NGOによる貧困削減活動等の支援などを実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年5月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。また、ホームページにも掲載されている。

・アジア開発銀行（ADB）本部：http://www.adb.org

④ アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）および アフリカ開発基金（AfDF:African Development Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 開始時期および経緯

アフリカ開発銀行（AfDB）は1964年にアフリカ諸国のみにより設立された。その後、域外国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。

一方、アフリカ開発基金（AfDF）は1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された（本部は、コートジボワール・アビジャン。ただし、2003年以来、チュニジア・チェニスに暫定的に移転）。2011年12月末現在で77か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域外から24か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2011年12月末現在、26か国（域外国25か国、南アフリカ共和国）およびAfDBが加盟している。日本はAfDF設立当初からの加盟国である。

2. 事業の仕組み

● 概　要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開

発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付（AAA）を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等をもって、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

2011年末現在、AfDBの資本金は1,014億ドル、AfDFの資本金は338億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB（AfDF）はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概　要

AfDBの資金供与は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付で行われている。

2011年の融資総額は承認ベースで、AfDBが37億7,000万ドル、AfDFが25億5,000万ドル、2010年はAfDBが34億6,000万ドル、AfDFが21億9,700万ドルである。

両機関は、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）への協力や、農村部の上下水道の整備・改善を主要プロジェクトとして掲げ、貧困削減を推進している。

なお、部門別の融資およびグラント承認額は以下のとおり（AfDB、AfDFの合計）

（単位：百万ドル、%）

部　門	2010年		部　門	2011年	
	金額	構成比		金額	構成比
運輸	1,908.7	33.7	運輸	1,543.5	17.6
エネルギー	1,367.0	24.2	マルチセクター	1,309.9	14.9
上下水道	683.9	12.1	金融	1,231.7	14.0
金融	492.7	8.7	社会セクター	692.8	7.9
マルチセクター	463.9	8.2	エネルギー	645.0	7.3
合　計	5,657.8	100.0	合　計	8,782.2	100.0

＊　合計は、その他の国を含む。

国別融資承諾額は以下のとおり（AfDB、AfDFの合計上位5か国）。

（単位：百万ドル、%）

2010年			2011年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
エジプト	1,003.2	17.7	チュニジア	837.9	13.2
モロッコ	800.4	14.1	ナイジェリア	696.5	11.0
南アフリカ共和国	621.7	11.0	モロッコ	545.5	8.6
チュニジア	456.8	8.1	南アフリカ	462.1	7.3
エチオピア	345.6	6.1	ガボン	418.0	6.6
合　計	5,658.8	100.0	合　計	6,337.5	100.0

＊　合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は20名の理事（域内13名、域外7名）からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,153名のうち日本人職員8名（2011年末現在）。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金1,014億ドル相当額のうち、日本の出資額は55億ドル相当額（出資率5.4%）であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金338億ドル相当額のうち、日本の拠出額は38億ドル相当額（拠出率10.9%）であり、第2位である。（なお、原公表金額単位はUA（2011年1UA＝1.53527ドル））

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・アフリカ民間セクター支援基金

2011年度拠出　約1.4億円

使途：アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）の下、2006年にAfDBに設置された。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会に合わせて6月に発行され、ホームページにも掲載されている。

・「アフリカ開発報告（African Development Report）」
　年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。
・「アフリカ経済見通し（African Economic Outlook）」
　IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ホームページ
・アフリカ開発銀行（AfDB、AfDF）本部：
http://www.afdb.org
　域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

⑤ 米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

米州開発銀行（IDB）は1959年に設立。日本は1976年から他の域外国と共に加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された（本部ワシントン）。2011年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国（26の中南米諸国と米国およびカナダ）、また域外のメンバー国として欧州、中東（イスラエル）、アジア（日本、韓国、中国）から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概　要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本（OC）」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金（FSO）」がある。2011年末現在、OCの資本金は1,009億ドル、FSOの資本金は102億ドルとなっている。

● 審査・決定・実施のプロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概　要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海諸国地域の民間部門の発展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2011年の融資総額は、OCが104億ドル、FSOが1.8億ドル、2010年はOCが121億ドル、FSOが2.9億ドルである。

なお、分野別融資実績および保証実績は以下のとおり（OC、FSO等の合計）。

（単位：百万ドル、%）

部　門	2010年		部　門	2011年	
	金額	構成比		金額	構成比
エネルギー	1,127.9	8.9	運輸	2,249	20.6
運輸	1,603.0	12.6	上下水道整備	1,788	16.4
金融市場	1,033.1	8.1	エネルギー	1,585	14.5
公共政策	2,737.6	21.5	公共政策	1,226	11.2
社会投資	1,426.0	11.2	都市開発	841	7.7
環境保護・災害	952.5	7.5	金融市場	707	6.5
教育	916.7	7.2	農業・地域開発	565	5.2
合　計	12,705.1	100.0	合　計	10,911	100.0

＊　合計は、その他の国を含む。

国別融資承諾額は以下のとおり（OC、FSO等の合計上位10か国）。

（単位：百万ドル、%）

2010年			2011年		
国　名	金額	構成比	国　名	金額	構成比
メキシコ	3,040.1	24.4	ブラジル	2,188.0	20.1
ブラジル	2,260.2	18.1	メキシコ	1,638.3	15.0
アルゼンチン	1,165.4	9.3	アルゼンチン	1,312.7	12.0
ベネズエラ	890.0	7.1	コロンビア	785.2	7.2
コロンビア	685.0	5.5	エクアドル	568.8	5.2
合　計	12,464.2	100.0	合　計	10,911.3	100.0

＊1　2010年の国別融資承諾額の合計は、ハイチへのグラントを除いた数字。
＊2　合計はその他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され

る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事（域内11名、域外3名）からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● **邦人職員**

専門職員1,656名のうち日本人職員17名（2011年末現在）。

● **日本の財政負担**

通常資本金（応募ベース）1,009億ドルのうち、日本の出資額は50.5億ドル（出資率5.0%）であり、域外国中第1位。また、特別業務基金102億ドルのうち日本の拠出額は6.2億ドル（拠出率6.1%）であり、域外国中第1位である（2011年末現在）。

● **主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況**

2011年度拠出　約4.9億円

使途：米州開発銀行加盟途上国による貧困削減努力を支援することを目的として、地域社会レベルにおける小規模基礎的インフラ、基礎的社会サービスの供与、零細企業支援、貧困削減・社会開発に取り組むローカルNGOおよびコミュニティの能力強化を支援。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、米州開発銀行本部にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● **ホームページ**

・米州開発銀行（IDB）本部：http://www.iadb.org

途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・IDBアジア事務所：

http://www.iadb.org/en/asia/idb-office-in-asia,1226.html

⑥ 欧州復興開発銀行（EBRD：European Bank for Reconstruction and Development）

1. 設立・経緯・目的

● **設　立**

欧州復興開発銀行（EBRD）は、1991年4月に設立。日本は1991年の設立時に加盟している。

● **経緯・目的**

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受けて、1991年4月に設立された。2011年12月末現在で63か国およびEC、欧州投資銀行（EIB）が加盟。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する①融資、②出資、③保証、④体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や投資環境整備のための技術協力および助言業務、である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金（払込資本）に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● **審査・決定プロセス**

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● **決定後の案件実施の仕組み**

案件の実施は、借入人が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資承認額については、2010年が90.1億ユーロ、2011年が90.5億ユーロとなっている。

部門別実績は以下のとおり。

（単位：百万ユーロ）

部　門	2010年		部　門	2011年	
	金額	構成比(%)		金額	構成比(%)
製　造	2,294	25.5	製　造	2,736	30.2
金　融	3,035	33.7	金　融	2,914	32.2
エネルギー	1,895	21.0	エネルギー	1,774	19.6
インフラ	1,786	19.8	インフラ	1,626	18.0
合　計	9,010	100.0	合　計	9,051	100

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別融資承諾額は以下のとおり。

（単位：百万ユーロ）

2010年			2011年		
国　名	金額	構成比(%)	国　名	金額	構成比(%)
ロシア	2,309	25.6	ロシア	2,928	32.4
ウクライナ	952	10.6	ウクライナ	1,019	11.3
カザフスタン	668	7.4	ポーランド	891	9.8
ポーランド	643	7.1	トルコ	890	9.8
セルビア	598	6.6	セルビア	533	5.9
合　計	9,010	100.0	合　計	9,051	100.0

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事（EU諸国から11名、中東欧の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名）からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,611名のうち日本人職員16名（2011年末現在）。

● 日本の財政負担

授権資本300億ユーロ（注）のうち、日本の出資額は約26億ユーロ（出資率8.6％）であり（2011年末現在）、米国に次いで、フランス・ドイツ・英国・イタリアとならび加盟国中第2位。

（2010年5月に合意された増資に関する応募がすべて完了した場合）

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

使途：加盟体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もホームページに掲載されている。

● ホームページ

・欧州復興開発銀行（EBRD）本部：
http://www.ebrd.com

3　その他の国際機関等

① 国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が「欧州移住政府間委員会（ICEM）」、さらに「移住政府間委員会（ICM）」と名称変更したものが前身。現在の名称に変更されたのは1989年。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために1951年に欧米および中南米の諸国が開催した会議において採択された決議により設立した「暫定欧州移民移動政府間委員会」が「欧州移住政府間委員会（ICEM）」、さらに「移住政府間委員会（ICM）」と名称変更し、その後、国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、同機関名は国際移住機関（IOM）と改められた。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概　要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

⑴　移住と開発分野（専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等）

⑵　移住の促進（家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続き、語学研修、文化紹介等）

⑶　移住の管理行政（人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等）

⑷　非自発的移住（難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等）

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

● 決定後の案件実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概　要

⑴　事業実施規模：約13億1,000万ドル（2011年）
　　約13億6,000万ドル（2010年）
　　約9億9,000万ドル（2009年）

⑵　職員数および現地事務所数
　　職員数8,503名、事務所数455（2011年12月現在）。

● フィールドにおける事業の地域別実績

（単位：千ドル）

地　　域	2011年　事業額	構成比（%）
アジア・大洋州	304,422	24.6
アフリカ	154,358	12.5
中東・北アフリカ	204,547	16.5
中南米	369,624	29.9
北米	28,671	2.3
欧州・中央アジア	175,707	14.2
合　計	1,237,328	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使（当時）が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

邦人職員は、16名（2012年4月現在）である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については拠出率13.5819%（2011年）で世界2位。また、任意の拠出金は、2009年は約2,800万ドル、2010年は約3,700万ドル、2011年は約4,300万ドルである。

● 主要拠出国・機関一覧（民間援助含む）

（単位：千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	37.1	424,526	米国	47.2	377,551
2	ペルー	23.5	268,936	コロンビア	11.8	94,644
3	コロンビア	7.1	80,841	ペルー	7.5	59,730
4	日本	6.6	75,254	アルゼンチン	7.3	58,781
5	英国	5.2	59,891	オーストラリア	7.0	56,341
6	オーストラリア	3.6	40,870	バングラデシュ	4.6	36,914
7	スウェーデン	2.5	29,130	カナダ	4.4	35,075
8	カナダ	2.2	24,743	英国	4.3	34,599
9	オランダ	1.8	20,063	ノルウェー	3.2	25,689
10	アルゼンチン	1.6	18,763	オランダ	2.6	20,483
	合計	100.0	1,144,953	合計	100.0	799,807

＊　合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・国際移住機関（IOM）本部：http://www.iom.int/（英語）
・国際移住機関（IOM）駐日事務所：
http://www.iomjapan.org　（日本語）

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

2002年1月設立。日本が議長国を務めた2000年の九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）設立につながったことから、日本は世界基金の「生みの親」と呼ばれる。

● 経緯・目的

世界基金は、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている（例：世界基金理事会ではドナー国および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表が協働）。

2. 事業の仕組み

● 概　要

世界基金は、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則にのっとって、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

・資金供与に特化し、技術面では他の機関と連携
・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求
・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
・運営の透明性と説明責任の確保

感染症に苦しむ国々は、感染症の予防や治療のための案件を形成し、募集の時期に案件申請を提出することにより資金支援に応募することができる。世界基金の資金援助は独立した審査機関（技術審査パネル）を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したものとなっている。

● 審査・決定プロセス

(1)　資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム（Country Coordinating Mechanism：政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成）にお

いて、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。

⑵　案件が事務局に提出されると、保健、開発の専門家で構成される技術審査パネル（Technical Review Panel）が純粋に専門家的な見地から審査。技術審査パネルは①承認 ②条件付き承認、③再申請勧告、④却下 、の4つに分類して理事会に勧告する。

⑶　理事会は、まだ使途が決まっていない手持ち資金の範囲内で、案件を承認する。

⑷　理事会による最終的な支援案件の決定を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関（Principle Recipient）に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて2年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関（Local Fund Agent）を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うという世界基金の方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗（しんちょく）報告を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は次の期間の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概　要

2012年7月現在、官民ドナーによる世界基金への総拠出額は約240億ドルであり、世界基金は150か国600件以上の感染症対策事業に対し、約240億ドルを上限とする無償資金支援を承認している。

これまで承認された資金供与の56%がHIV/エイズ対策に、27%がマラリア、17%が結核に活用されている（2012年7月現在）。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、世界基金による支援額はHIV/エイズ対策で21%、結核で65%およびマラリアで65%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約650万人以上の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の55%がサブサハラ・アフリカに充てられ、次いで東アジア太平洋地域に15%、南アジア地域に8%、北アフリカ・中東地域に8%、南米カリブ海諸国地域に7%、東欧・中央アジア地域に7%、が配分されている（2012年7月現在）。

● 主要な事業

支援の成果（2012年7月現在）

⑴　HIV/エイズ
・330万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施

⑵　結核
・860万人への直接監視下短期化学療法（DOTS：Directly Observed Treatment, Short-course）治療実施

⑶　マラリア
・2.3億張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は世界基金の設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとして世界基金の運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランスとともに理事会で単独議席を持つ3か国の一つで、理事会の下部組織となる委員会のうち、戦略投資効果委員会のメンバー国でもある。

● 財政負担

2010年9月、日本は、2011年以降、世界基金に対して当面8億ドルの拠出を行う旨を発表した。日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降累計で16.2億ドルを世界基金に拠出している。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：万ドル）

国・機関名	誓約金額	拠出期限	現在までの拠出額
米国	945,595	2001～ 2013	709,801
フランス	382,538	2002～ 2013	286,575
英国	230,868	2001～ 2015	166,530
ドイツ	202,676	2002～	165,478
日本	208,742	2002～ 2013	161,815
EC	162,176	2001～ 2013	135,135
カナダ	137,302	2002～ 2010	106,083
イタリア	132,010	2002～ 2013	100,826
合　計	3,051,519		2,398,989

出典：世界基金（2012年7月現在）
＊　合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・世界エイズ・結核・マラリア対策基金（The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria）本部：http://www.theglobalfund.org/en/
・世界基金支援日本委員会（Friends of the Global Fund, Japan）：http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html

③ 赤十字国際委員会(ICRC:International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約(世界のほぼすべての国が締約国となっている)に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概　要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)にのっとり、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

① 保護(Protection):国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および拘禁者の支援。

② 救援(Assistance):紛争犠牲者(避難民、病人・負傷者、被拘禁者等)に対する救援活動。医療支援、食糧・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。

③ 予防(Prevention):ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。

④ 各国赤十字・赤新月社への協力:各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会(Assembly)が翌年の活動計画・予算を討議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、基本的にはICRCが各国赤十字社以外の団体に委託して事業を実施することはない。

3. 最近の活動内容

● 概　要

(1) 事業実施規模:

約11億2,600万スイスフラン　(2011年)

約11億2,000万スイスフラン　(2010年)

約10億7,000万スイスフラン　(2009年)

(2) 職員数および現地事務所数

職員数10,011名(うち国際職員1,601名)、世界80か国以上(2011年末現在)。

● フィールドにおけるオペレーションに関する地域別実績

(単位:千スイスフラン)

地域	2011年	構成比(%)
アフリカ	422,844	45.0
アジア・太平洋	210,950	22.5
欧州・米州	134,820	14.3
中東・北アフリカ	170,610	18.2
合計	939,224	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合(前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格が与えられる)参加国の一つとして同会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べる。

● 邦人職員

邦人職員は17名である。(2012年4月現在)

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2009年は約3,021万スイスフラン、2010年は3,823万スイスフラン、2011年は約4,685万スイスフランである。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千スイスフラン)

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	米国	27.1	261,783	米国	26.3	241,131
2	EC	11.5	111,391	英国	16.6	152,513
3	スイス	11.4	110,028	スイス	12.2	112,105
4	英国	8.1	77,918	EC	11.5	105,731
5	スウェーデン	7.0	67,408	スウェーデン	9.1	83,751
6	ノルウェー	4.8	46,494	ノルウェー	6.6	61,039
7	日本	4.0	38,229	日本	5.1	46,853
8	オランダ	3.8	37,090	オーストラリア	4.9	44,760
9	オーストラリア	3.5	33,907	オランダ	3.9	35,571
10	カナダ	3.3	32,098	ドイツ	3.8	34,697
	合　計	100.0	816,346	合　計	100.0	918,151

＊　合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・赤十字国際委員会（ICRC）本部：
http://www.icrc.org/（英語）

・赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所：
http.www.jrc.or.jp/ICRC/（日本語）

④ 地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

地球環境ファシリティ（GEF）は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。

日本は発足時より参加。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された（GEF-1）。これ以降、4年ごとに増資が行われ、2010年7月1日よりGEF-5が開始されている。

GEFは、開発途上国で実施される地球環境の保全・改善のためのプロジェクトに対して、原則として無償資金を提供する。2012年8月末現在のGEF加盟国数は182か国（そのうちGEF-5拠出国は日本を含め34か国）である。

2. 事業の仕組み

● 概　要

GEFの対象分野は、①気候変動対策（例：太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用）、②生物多様性の保全（例：動物保護区の制定・管理）、③国際水域の管理・保護（例：産業廃棄汚染水処理施設）、④オゾン層の保護（例：家電製品からのフロン回収施設）、⑤土地劣化防止（例：植林）、⑥残留性有機汚染物質対策（例：PCB（注）汚染の除去）である。

GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約および残留性有機汚染物資に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連工業開発機関（UNIDO）の10の実施機関が、開発途上国政府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会において審査、決定がなされる。GEF評議会で承認されたプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、承認された場合は、各担当実施期間がプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

分　　野	金額（百万ドル）	構成比（%）
生物多様性保全	147.2	27
気候変動	260.4	47
国際水域汚染防止	22.4	4
オゾン層保護	9.3	2
土地劣化防止	2.6	0.5
残留性有機汚染物質対策	55.3	10
複数分野	55.2	10
合　　計	552.4	100

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 2011年地域別実績

地　　域	金額（百万ドル）	構成比（%）
アフリカ	108.9	20
ラテンアメリカ・カリブ	125.1	23
欧州・中央アジア	88.2	16
アジア	152.7	28
複数地域	15.2	3
地球規模	62.3	11
合　　計	552.4	100

出典：GEFホームページ　http://www.thegef.org/gef/
＊　地域別実績の「アフリカ」については、北アフリカ（エジプト・リビア・チュニジア・アルジェリア・モロッコの5か国）を含む

注：PCB：polychlorinated biphenyl　ポリ塩化ビフェニル（最も毒性の強い化学物質）

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

すべてのGEF加盟国が参加する総会（4年に1回）の下に評議会（年2回）が設置され、評議会が実質的な意思決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先進国14、中東欧および旧ソ連諸国2の計32のグループの各代表で構成。なお、日本が所属するグループの構成国は日本のみ。

● **邦人職員**

2012年8月現在、事務局職員約100名のうち邦人職員は5名である。うち事務局長に相当するCEOに石井菜穂子氏（前財務省副財務官）が2012年8月1日に就任。

● **日本の財政負担**

日本は米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円、GEF-2では約488億円、GEF-3では約488億円、GEF-4では約337億円、GEF-5では約484億円を拠出している。

● **主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況**

日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するためにGEFへの名古屋議定書実施基金（NPIF）の設立を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのホームページよりダウンロードできる。

● **ホームページ**

・地球環境ファシリティ（GEF）本部：
http://www.thegef.org/gef/

⑤ 国際農業研究協議グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）

1. 設立・経緯・目的

● **設立・経緯**

1971年5月、ワシントンにおいて、世界銀行、FAOおよびUNDPを発起機関とし、日本を含む先進16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加し、CGIARの設立が決定された。日本は、1977年度からCGIARに対する拠出を行っている（なお、1970年度から1975年度までは国際稲研究所拠出金、1976年度は国際稲研究所および国際半乾燥熱帯地作物研究所拠出金として拠出）。

● **目　的**

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食糧増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として設立され、CGIARの下で国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

⑴　CGIAR傘下の研究センターの研究・普及活動は、開発途上国の食糧作物の約75％（穀物、豆類、イモ類、家畜等）を対象とし、最新の科学研究技術による開発途上国の多様な土地・生態に適した品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、地球規模の人口問題に伴う農業分野の食糧増産を目指している。また、地球規模の砂漠化、気候変動等の環境要因を重視し、農業の基盤である土地（土壌）、水（灌漑（かんがい）等）のほか、森林資源（熱帯林）や水産資源等の天然資源の適切な管理・保全を行うため、「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い開発途上国における持続可能な農業の確立を目指している。

⑵　CGIAR傘下の各研究センターは、植物遺伝資源の収集とその保全の分野でも多大な貢献をしている。たとえば、3,000種以上の食糧作物、肥料、牧草等有用植物遺伝資源からなる60万点以上の植物遺伝資源を、失われつつある貴重な植物種の保全、開発途上国の作物等の品種改良、育種等に活用している。また先進国、途上国を問わず、これら遺伝資源を各国の遺伝子研究のために利用している。さらに、これら遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● **審査・決定プロセス**

従来は全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会において、各種の意思決定を行っていたが、2010年からCGIAR全体の運営方法が変わり、研究を実施するセンター

側はコンソーシアム理事会（理事は公募により選出）が、資金を拠出するドナー側はメンバー国・機関から選出されたファンド・カウンシルが意思決定を行っている。また、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みは、2年に1度のファンダーズ・フォーラム（CGIARに拠出する国・機関はすべて参加可能）にて承認される。CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● **決定後の案件実施の仕組み**

コンソーシアム理事会、ファンド・カウンシル、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● **概　要**

2011年に承認された、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みに基づき、CGIAR全体で行う主要研究プログラムが順次作成された。

● **地域別実績**

CGIARは、その事業の48%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、アジア（33%）、中南米およびカリブ海諸国（12%）、西アジアおよび北アフリカ（7%）の順となっている（2011年）。

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本は2010年から始まった新たな仕組みにおいて、ファンド・カウンシルのメンバーに選出され、CGIARのドナー側の意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事（個人資格）が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● **邦人職員**

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人職員研究員数は36名（2012年12月）。

● **日本の財政負担**

日本は、2011年度にCGIARに対し、12.9百万ドルを拠出した。

● **主要拠出国・機関一覧**

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国名・機関名	拠出率	拠出額	国名・機関名	拠出率	拠出額
1	米国	12.8	86,300	英国	14.5	106,000
2	ゲイツ財団	10.6	71,400	世銀	14.3	105,000
3	世界銀行	7.4	50,000	ゲイツ財団	13.9	102,000
4	英国	7.3	49,100	米国	12.7	94,000
5	EC	6.3	42,700	スウェーデン	5.1	37,000
6	カナダ	6.0	40,200	豪州	4.9	36,000
7	オーストラリア	3.3	22,100	ノルウェー	3.6	26,000
8	ノルウェー	3.3	22,000	スイス	3.5	26,000
9	スイス	3.3	22,000	IFAD	3.0	22,000
10	ドイツ	3.2	21,400	ドイツ	2.9	21,000
	合　計	100.0	673,000	合計	100.0	735,000

＊1　2011年はCGIAR基金の拠出額であり個別の研究センターのバイラテラルの拠出は集計されていない。
＊2　合計は、その他の国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● **書籍等**

・「Annual Report」（CGIAR発行）

CGIARの年間活動内容、財政状況等をとりまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● **ホームページ**

・国際農業研究協議グループ（CGIAR ）本部：
http://www.cgiar.org/

⑥ 国際獣疫事務局（OIE: World Organization for Animal Health）

1. 設立・経緯・目的

● **開始時期および経緯**

1924年1月25日設立。

● **経緯・目的**

国際獣疫事務局（OIE）は牛疫の世界的な広がりを背景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、フランス・パリに本部を置き、現在178か国・地域が加盟している（2012年7月現在）。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定

② 世界各国における動物の伝染性疾病の発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供

③ 動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言

また、世界貿易機関（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 機　構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事務所、専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーおよびコラボレーティングセンターから構成される。このほか必要に応じて設置されるワーキンググループ、特別会合がある。概要は以下のとおり。

● 総　会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され（毎年5月、パリにて開催）、加盟国すべての代表者（動物衛生行政の責任者（首席獣医官））により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

・動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決
・主要な動物疾病の防疫に関する決議案の採決
・事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
・年次活動報告、事務局長の最終報告ならびに年間予算案の議論および承認

● 理事会

総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的事項や活動方針、予算などOIEの運営に関する事項を協議する。

● 事務局（パリ）

OIE事務局は、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されており、本事務局の日常的な活動は、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の調整ならびにとりまとめ等を行う。

● 各種委員会

⑴　専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・蔓延（まんえん）防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

・陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）
・動物疾病科学委員会（科学委員会）
・生物基準委員会（ラボラトリー委員会）
・水生動物衛生規約委員会（水生動物委員会）

⑵　地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパおよび中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管などを行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の疾病の診断および防疫に関する科学的および技術的な助言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野（リスク分析、疫学など）における活動の中心的役割を担い、その分野に係る国際協力を行う。

● ワーキンググループ

野生動物疾病、アニマルウェルフェアおよび食品安全の3つのワーキンググループが設置されており、それぞれの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合（アドホックグループ）

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針として提供される。

3. 最近の活動内容

OIEは、国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために、動物衛生基準（OIEコード）等の策定、加盟国からの発生通報、疾病情報の収集・分析・提供、防疫に関する技術的支援を行っているほか、最近では食品安全、飼料安全、動物用医薬品管理、獣医組織の向上、獣医学教育、アニマルウェルフェアなどの分野にも取り組んでいる。

また、国連食糧農業機関（FAO）との共催フォーラムとして「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」を立ち上げ、各国際機関、各援助機関、各国が連携して、鳥インフルエンザや口蹄疫などの国境を越え

て蔓延していく越境性感染症の効率的対策を進めている。

さらにFAOと世界保健機関（WHO）と共に“ワンヘルス”の考え方の下、動物衛生分野と人の保健衛生分野および環境分野が協力して、人・動物の健康の促進を図るための活動を強化している。

4. 日本との関係

● 日本との関係

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援として1997年以降専門家をOIE本部に派遣しているほか、専門委員会や各種ワーキンググループ等の活動に委員として参画している。

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまとめや出版活動などの活動をしてきたが、1990年の総会において、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（牛海綿状脳症（BSE）、馬伝染性貧血、豚コレラおよび豚インフルエンザ）、北海道大学（鳥インフルエンザ）、帯広畜産大学（馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ病）、酪農学園大学（エキノコッカス症）が指定されている。水生動物疾病関係では、（独）水産総合研究センター（マダイイリドウイルス病（RSI）およびコイヘルペス病）、北海道大学（サクラマス口腔基底上皮症（OMVD））、広島大学（ウイルス性脳症・網膜症（VNN））が指定されている（2012年7月現在）。

コラボレーティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター（動物原虫病のサーベイランスと防疫）、（独）農林水産消費安全技術センター（飼料の安全と分析）、東京大学食の安全研究センター（食の安全）、および（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所・農林水産省動物医薬品検査所（アジアにおける家畜疾病の診断および防疫と動物医薬品評価）が指定されている（2012年7月現在）。

● 邦人職員

OIE本部の邦人職員は2名（全体の約3.6%、2011年12月31日現在）である。OIEアジア太平洋地域事務所の代表は、下平乙夫氏が務めており、アジア太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病の蔓延防止、動物衛生情報システムの改善などに精力的に取り組んでいる。また、日本政府常任代表（首席獣医官：CVO）の農林水産省消費・安全局動物衛生課長川島俊郎氏は、理事会理事（2012年5月～2015年5月）に選任されている。

● 日本の財政負担

加盟国は、その財政状況に応じてカテゴリー1から6に分類され、カテゴリーに応じた分担金を拠出している。日本は、フランス、米国等他の先進国と同様カテゴリー1の国として位置付けられている（カテゴリー1の国の分担金額は14万8,000ユーロ（2012年））。また、各種事業の実施のための拠出金額は、153万4,548ドルおよび15万2,223ユーロ（2012年）である。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・国際獣疫事務局（OIE ）本部：http://www.oie.int
・OIEアジア太平洋地域事務所：http://www.rr-asia.oie.int

⑦ 国際熱帯木材機関（ITTO: International Tropical Timber Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設　立

1976年のUNCTAD第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際熱帯木材機関（ITTO）」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

● 目　的

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。活動分野は①研究・開発、②市場情報、③生産国における木材加工の促進、④造林および森林経営の4分野である。

2. 事業の仕組み

● **概　要**

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する。

● **審査・決定プロセス**

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会（経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、林産業委員会）により審査、検討が行われた上で拠出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジングを行う。

● **決定後の案件実施の仕組み**

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、経済市場情報部、造林森林経営部、林産業部が各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3. 最近の活動内容

⑴　「2006年の国際熱帯木材協定」の発効

2011年12月7日に、従前の「1994年の国際熱帯木材協定」に代わる「2006年の国際熱帯木材協定」が発効。新しい協定では、違法伐採問題への対処が目的の一つとして明記された。

また、同協定では、熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現することをねらいとした、課題別計画勘定を新設。なお、テーマ別プログラムについては、2008年に開催された第44回理事会において、同協定の発効より前倒しで開始している。

⑵　政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国の間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

2008年には、熱帯木材生産林における生物多様性の保全および持続可能な利用のための国際熱帯木材機関（ITTO）/国際自然保護連合（IUCN）ガイドライン改訂版が策定された。

⑶　プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。2011年11月の第47回理事会においては、事務局の活動およびプロジェクトに対して合計1,244万ドルのプレッジが行われた。

● **地域別実績**

ITTOは、アジア大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施してきており、2011年11月の第47回理事会にてプレッジが行われたプロジェクトは、地域別にアジア大洋州2件、アフリカ1件、中南米2件となっている。また、熱帯木材生産国の人材育成を目的とした奨学金制度（フェローシップ基金）を支援するなど、世界各地域の支援を幅広く行っている。

● **主要な事業**

・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
・森林統計情報センターの強化
・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
・木材認証と木材貿易の促進
・フェローシップ基金（木材生産国の人材育成）

4. 日本との関係

● **意思決定機関における日本の位置付け**

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であることから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出してきている。

● **邦人職員**

2012年7月現在、事務局職員34名（地域事務所を含む）のうち邦人職員は15名。

● **財政負担**

日本はITTOに対する設立以来最大の任意拠出ドナー。2011年実績は、約321万ドル（外務省：約181万ドル、林野庁：約140万ドル）

● 主要国・団体の任意拠出金　（2011年）

（単位：%、千ドル）

順位	国名・機関名	拠出率	拠出額
1	ノルウェー	41.74	4,260
2	日本	31.41	3,206
3	米国	8.82	900
4	スイス	6.86	700
5	丸紅㈱	3.26	333
6	オランダ	3.09	315
7	EU	1.60	163
8	一次産品共通基金	1.04	106
9	中国	0.98	100
10	民間団体	0.49	50

5. より詳細な情報

各種情報は、以下ホームページよりダウンロードできる。

● ホームページ

・国際熱帯木材機関（ITTO）：http://www.itto.int/

⑧ アジア生産性機構（APO: Asian Productivity Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1961年5月11日、暫定事務所を東京として設立。日本政府と当時から国内で精力的に生産性運動に取り組んでいた日本生産性本部とのイニシアティブの下、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に『アジア生産性国際会議』を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回APO理事会が東京で開催され、正式に発足した。当初メンバーは台湾、インド、日本、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。

● 目　的

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概　要

工業、環境、農業の分野を中心に、加盟国・地域の中小企業関係者および生産性本部（各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織）関係者を主な参加者として、年間約80件のセミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラム（以上をマルチカントリープロジェクトと総称）などを実施している。事業実施に当たっては、各国の生産性本部のネットワークを利用しており、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、生産性本部代表者会合（例年10月開催）に提示して検討の上、翌年の理事会（例年4月開催）に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会合では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門的見地から議論が行われる。また、各事業の開催国の割り当て（原則、各加盟国・地域は1件以上の事業を開催することとなっている）も決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と開催国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と開催国の農業推進機関が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと開催国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1)　プロジェクトの傾向

事業のテーマは企業・組織の経営改善、品質管理、IT（情報技術）、環境と生産性の両立、農業・農村の生産性向上に関する理論や手法など多岐にわたる。最近はAPOのホームページや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニングコースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。また、加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の生産性組織から学ぶ視察団の派遣などを実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

⑵　プロジェクトの裨益（ひえき）人数

82マルチカントリープロジェクトに2,849人が参加（2011年実績）。また、同機構が主催する、「エコプロダクツ国際展」には、過去ベトナム（2008年）・フィリピン（2009年）・インドネシア（2010年）などにおいては約9万人前後の来場者数をそれぞれ記録、南アジアでの初開催となったインド（2011年）では2万5千人以上の来場者を得るなどし、産業界との直接的なパートナーシップの下、アジアにおける持続可能な社会に貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

⑶　主要な事業

ア　緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図るための「緑の生産性（Green Productivity 略称:GP）事業」に着手し、加盟各国でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修、サプライチェーンのグリーン化、エコデザインの重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を挙げている。また、GP事業をより発展させるためには、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力が必須であるとの考えから、APOでは2003年、日本の産業界の賛同を得て緑の生産性諮問委員会（会長：北山禎介三井住友銀行会長（2012年7月現在））を設立。同諮問委員会には現在パナソニック、日立製作所、三菱電機、三井住友銀行など60社以上の主要日本企業の環境経営責任者が参加している。

イ　エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年からこれまで7回開催。GP諮問委員会の全面的な支援・協力の下、いずれかの加盟国で開催されている。2011年の第7回エコプロダクツ国際展は2月にインド・ニューデリーで開催された。また、エコプロダクツ国際展に合わせて、エコプロダクツのデータブックである『エコプロダクツ・ディレクトリー』、右オンライン版の『エコプロダクツ・データベース』も共に制作・発表している。

ウ　生産性データベースの構築とデータブックの出版

生産性統計データの研究を目的として、加盟国の生産性を比較するためのデータベースを多角的に構築し、かつ、データブックとして出版している。また、加盟国に対し、収集すべき生産性データ・収集法の助言、データ推計の指導なども行っている。

エ　アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上への支援

2004年から日本政府の支援を得て、カンボジア、ラオスといったアジア後発開発途上国で重要な地位を占める農業・食品産業の生産性、安全性の向上を目的とした事業を実施している。

オ　APO加盟国の生産性機関への支援

2002年から日本政府の支援を得て、バングラデシュ、ベトナムといったアジア後発開発途上の11カ国で、各国生産性機関の組織強化と職員の育成を目的とした専門家派遣と訪日研修を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は日本から選出され、常にAPOを主導する立場を維持している。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人日本生産性本部が中心となって、日本で考案または発展された生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めている。

さらに、任意拠出金により、アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上を支援する特別事業をAPOのネットワークを活用して実施している。

● 邦人職員

2012年6月現在、事務局職員32名のうち邦人職員は25名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の拠出国。2011年実績は、分担金約671万ドル、拠出金約1億975万円（外務省：約8,517万円、農林水産省：約2,150万円）。

● 主要拠出国一覧（分担金）

（単位：%、千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国　名	拠出率	拠出額	国　名	拠出率	拠出額
1	日本	58.9	7,063	日本	56.0	6,710
2	インド	10.1	1,208	インド	11.0	1,316
3	韓国	10.0	1,195	韓国	10.9	1,301
4	台湾	4.6	552	台湾	4.5	534
5	インドネシア	3.3	389	インドネシア	3.5	424
6	イラン	2.5	300	イラン	2.7	326
7	タイ	2.3	272	タイ	2.5	296
8	パキスタン	1.7	203	パキスタン	1.8	221
9	マレーシア	1.6	193	マレーシア	1.8	210
10	シンガポール	1.5	174	シンガポール	1.6	189

5.より詳細な情報

● ホームページ

・アジア生産性機構（APO）：http://www.apo-tokyo.org

第3章　諸外国の政府開発援助(ODA)

第1節　DAC諸国のODA実績

図表36　主要ＤＡＣ加盟国（Ｇ７）の政府開発援助供与先上位5か国・機関（2010年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

●日本

国・地域名	実　績	機関名	実　績
インド	981.14	世銀グループ(IDA)	1,377.59
ベトナム	807.81	世銀グループ(IBRD)	535.42
アフガニスタン	745.66	アジア開発銀行特別基金	501.38
トルコ	543.49	アジア開発銀行	217.72
パキスタン	207.89	アフリカ開発基金	180.40
二国間援助合計	7,337.42	国際機関への援助合計	3,684.00
援助全体に占める二国間援助の割合			66.6
援助全体に占める国際機関への援助の割合			33.4

●英国

国・地域名	実　績	機関名	実　績
インド	650.34	世銀グループ(IDA)	1,358.24
エチオピア	406.95	欧州連合諸機関	1,352.53
パキスタン	298.51	欧州開発基金	656.24
ナイジェリア	264.61	アフリカ開発基金	225.15
コンゴ民主共和国	250.78	国連開発計画(UNDP)	84.94
二国間援助合計	8,016.73	国際機関への援助合計	5,036.23
援助全体に占める二国間援助の割合			61.4
援助全体に占める国際機関への援助の割合			38.6

●ドイツ

国・地域名	実　績	機関名	実　績
アフガニスタン	469.76	欧州連合諸機関	1,768.81
インド	396.93	欧州開発基金	1,157.17
中国	321.50	世銀グループ(IDA)	762.84
ブラジル	247.45	アフリカ開発基金	205.18
パキスタン	142.10	アジア開発銀行特別基金	75.30
二国間援助合計	8,035.53	国際機関への援助合計	4,949.83
援助全体に占める二国間援助の割合			61.9
援助全体に占める国際機関への援助の割合			38.1

●カナダ

国・地域名	実　績	機関名	実　績
ハイチ	458.87	世銀グループ(IDA)	373.01
アフガニスタン	267.12	アフリカ開発基金	97.85
エチオピア	140.38	国際農業開発基金	60.67
ガーナ	114.20	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	49.70
タンザニア	111.55	国連開発計画(UNDP)	48.53
二国間援助合計	3,926.40	国際機関への援助合計	1,282.17
援助全体に占める二国間援助の割合			75.4
援助全体に占める国際機関への援助の割合			24.6

●米国

国・地域名	実　績	機関名	実　績
アフガニスタン	2,893.40	世銀グループ(IDA)	1,262.50
イラク	1,622.91	米州開発銀行特別業務基金	204.00
パキスタン	1,196.76	アフリカ開発基金	155.00
ハイチ	1,106.85	国連児童基金(ユニセフ)	132.25
エチオピア	875.34	国連開発計画(UNDP)	100.50
二国間援助合計	26,586.90	国際機関への援助合計	3,766.26
援助全体に占める二国間援助の割合			87.6
援助全体に占める国際機関への援助の割合			12.4

●フランス

国・地域名	実　績	機関名	実　績
コンゴ共和国	909.40	欧州連合諸機関	1,456.93
［マイヨット］	602.85	欧州開発基金	1,203.73
中国	316.69	世銀グループ(IDA)	560.26
インドネシア	262.49	国際通貨基金(IMF)	327.43
モロッコ	254.43	世銀グループ(IBRD)	268.87
二国間援助合計	7,786.66	国際機関への援助合計	5,128.43
援助全体に占める二国間援助の割合			60.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			39.7

●イタリア

国・地域名	実　績	機関名	実　績
コンゴ共和国	97.46	欧州連合諸機関	1,140.81
ハイチ	63.07	欧州開発基金	416.39
アルバニア	54.80	世銀グループ(IDA)	375.21
赤道ギニア	54.65	国際農業開発基金	44.63
アフガニスタン	54.34	国連世界食料計画(WFP)	13.32
二国間援助合計	759.14	国際機関への援助合計	2,237.25
援助全体に占める二国間援助の割合			25.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			74.7

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊2　債務救済を含む。
＊3　［　］は地域名を示す。

第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要

1 米国

援助政策等

1. オバマ政権における開発の位置付けと援助政策見直しの動き

(1) 総論

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、現下の経済状況により困難に直面しながらも、倍増目標達成を目指してきた。また、開発（Development）を国防（Defense）および外交（Diplomacy）同様に、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付け、国家安全保障戦略(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。2009年7月、クリントン国務長官は、21世紀の諸問題に対処すべく国務省(注2)および国際開発庁（USAID）(注3)の組織能力を強化し、開発を外交に統合することを目的にした「4年ごとの外交・開発政策の見直し（Quadrennial Diplomacy and Development Review: QDDR）」の開始を発表（2010年12月公表、下記（3）参照）。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係るレビューを実施するための大統領調査令（Presidential Study Directive: PSD）に署名し、レビューが実施され、グローバル開発に関する大統領政策令（Presidential Policy Directive on Global Development: PPD）を2010年9月に発表した（下記（2）参照）。また、2009年12月に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局（Bureau of Policy Planning and Learning）を設立し、「USAID Forward」(注4)を発表するなど、USAIDの組織改革に取組んでいる。

(2) PPD（グローバル開発に関する大統領政策令）

2010年9月、オバマ大統領はPPD（グローバル開発に関する大統領政策令）を発表。大統領自らがコミットした国際開発政策のビジョンを示すもので、米国初の全政府的な開発戦略である。開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、開発について外交、防衛と相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与えた。また、①経済成長を最優先に掲げるなど持続可能な開発成果に焦点を当て、②対象地域・分野について厳しく選択しインパクトを最大化するとともに、③必要に応じてUSAID長官をNSCの会合に出席させるなど政府全体の政策一貫性を確保することを柱としている。中核となる主要3イニシアティブは次のとおり。

ア　国際保健イニシアティブ（Global Health Initiative: GHI）

イ　国際飢餓・食料安全保障イニシアティブ（Feed the Future: FTF）

ウ　グローバル気候変動イニシアティブ（Global Climate Change Initiative: GCCI）

(3) QDDR（4年ごとの外交・開発政策の見直し）

クリントン国務長官の下、2009年7月に開始され、2010年12月に最終報告書が発表された。①21世紀の環境に対応した外交を推進するために、大使に複数省庁による文民外交のCEOとしての責任と権限を与えるとともに、新たな課題に効果的に対応するため国務省の機構改革を行う、②開発の位置付けを高め、イノベーションに投資し、モニタリング・評価を強化することでインパクトを拡大する、③危機および紛争の予防と対応のために文民能力を高める、④スマートに業務を遂行するため、専門的知見の蓄積や調達制度の改革に取組む、等を謳(うた)っている。

2. 対外援助政策の重点分野

2012年6月現在、対外援助予算を含む2012年度(注5)国務省およびUSAID予算要求（総額516億ドル。うち中核的予算：総額434億ドル、海外緊急オペレーション予算(注6)：82億ドル）(注7)は議会にて審議中だが、同予算要求におい

注1：2010年5月ホワイトハウス発表"National Security Strategy": http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf
注2：国務省ホームページ: http://www.state.gov
注3：米国際開発庁（USAID）ホームページ: http://www.usaid.gov/
注4：USAID Forward: http://www.usaid.gov/results-and-data/progress-data/usaid-forward
注5：2012年10月1日から2013年9月30日まで。
注6：海外緊急オペレーション予算（Overseas Contingency Operations: OCO）
注7："The FY2013Congressional Budget Justification"（2013 年度予算要求および2011年度実報告）:http://www.state.gov/documents/organization/181061.pdf

て強調されている分野は次の4点。

⑴　最前線国家（Frontline states）での取組支援（計119億ドル）

ア　イラク（48億ドル）：平和構築、警察訓練および軍事支援プログラム支援等

イ　アフガニスタン（46億ドル）：ガバナンス強化、法の支配、麻薬対策、農業、保健、教育支援、対テロ関連プログラム、経済成長、和解と再統合、能力開発支援等

ウ　パキスタン（計24億ドル）：民主的な文民組織の支援、共同安全保障・対テロ活動の支援等

⑵　世界の人間および経済安全保障の促進（計147億ドル）

ア　国際保健（79億ドル）：大統領エイズ救済緊急計画（PEPFARプログラム）への資金を含む国際保健イニシアティブ（Global Health Initiative（GHI）：630億ドル/6年）(注8)の一部であり、持続可能な保健システム構築を支援し、特に女性、子ども、母子保健の改善に焦点。

イ　食料安全保障（10億ドル）：Feed the Future(注9)を通じ小農家、民間部門、政府および市民社会の統合を促進し、持続可能な開発成果をもたらす被援助国主導のプログラムを支援。

ウ　気候変動対策（4億6,950万ドル）：クリーンエネルギーおよびクリーンエコノミーの推進、森林破壊対策への支援、脆弱（ぜいじゃく）国の異常気象および海面上昇に対するレジリアンス強化を通じて実施

エ　人道支援（40億ドル）：食料援助、難民・紛争支援、災害援助等

オ　最貧国・最不安定国への支援（13億ドル）：社会の安定化、および米国製品への新市場開放支援

⑶　パートナーシップ強化と紛争予防（計146億ドル）

イスラエル、エジプト、ヨルダンおよび戦略的パートナーに対する軍事支援、途上国および紛争からの移行期にある国への支援、国連を含む国際機関への拠出等

⑷　米国の地球規模でのプレゼンス支援（104億ドル）

大使館・使節・領事における文民支援や、国務省およびUSAIDの運営費用等

3. 日米援助協調

オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会談等の機会においては、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動、国際保健、食料安全保障等について日米が協力していくことについて意見が一致している。具体的な連携として、国際保健分野では、2002年に立ち上げられた「保健分野における日米パートナーシップ」およびそれに基づくこれまでのアクション・プランに基づき、保健システム強化、母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策等の分野で協力を推進してきた。両国は、2010年11月にも両国の保健政策に沿った連携を促進することを確認し、母子保健分野を中心にバングラデシュ、ガーナ、セネガル等の国において現場での協調を進めている。また、食料安全保障分野では、近年日米双方が食料安全保障に関する取組を強化してきたことを背景とし、日米の取組をより一層効果的かつ相互補完的なものとするため、我が国が進めるアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）と米国のFeed the Future の連携を中心に、包括的な連携を促進し、アフリカを中心として、現場レベルでの意見交換を実施していくことに合意している（平成23 年11月に覚書を作成(注10)）。

実施体制

1. 米国国際開発庁（the U.S. Agency for International Development（USAID））

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えるとされるが、政府開発援助の90％を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画される。援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、総じて、国・課題毎に、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。

USAIDは、海外事務所（97拠点）に多くスタッフを置き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

2013年度予算要求においては、政府直接雇用職員3,461

注8：2009年5月発表。2010年6月には20の重点国（GHI Plus）のうち8か国（バングラデシュ、エチオピア、グアテマラ、ケニア、マラウイ、マリ、ネパール、ルワンダ）、また政府内におけるGHIのガバナンス構造（USAID長官、国際エイズ調整官、疾病管理予防センター（CDC）所長を含むGHI Operations Committeeが主導）等を発表。http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/06/143307.htm

注9：重点20か国（エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、タジキスタン、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア（2010年4月発表））。同イニシアティブホームページ：http://feedthefuture.gov/

注10：食料安全保障に関する日米連携：http://www.mofa.go.jp/mofaj/GAIKO/oda/bunya/agriculture/pdf/cgfs_summary.pdf

人（本部1,813人、海外事務所1,648人）を計画しており、在外現地採用職員2,696人のほか、各種プログラムで採用される者を含めると総数10,184人（本部2,436人、海外事務所他 7,748人）の雇用を計画している。また、USAIDは従来から、PVO（Private Voluntary Organization）(注11)を重要パートナーと位置付け積極活用している。

2. ミレニアム挑戦公社（Millennium Challenge Corporation（MCC））

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社（MCC）(注12)は、国務長官が議長を務めるMCC理事会（ほかに財務長官、USTR代表、USAID長官等が参加）において、支援を決定する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている（現在（2012年2月）までに、24か国との間で、総額89億ドルのコンパクトを締結。2011年に、さらに6か国とコンパクトを締結することを計画している。）。また、もう少しでコンパクト適格国になり得る国を敷居プログラム（threshold program）適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

援助実施体制図

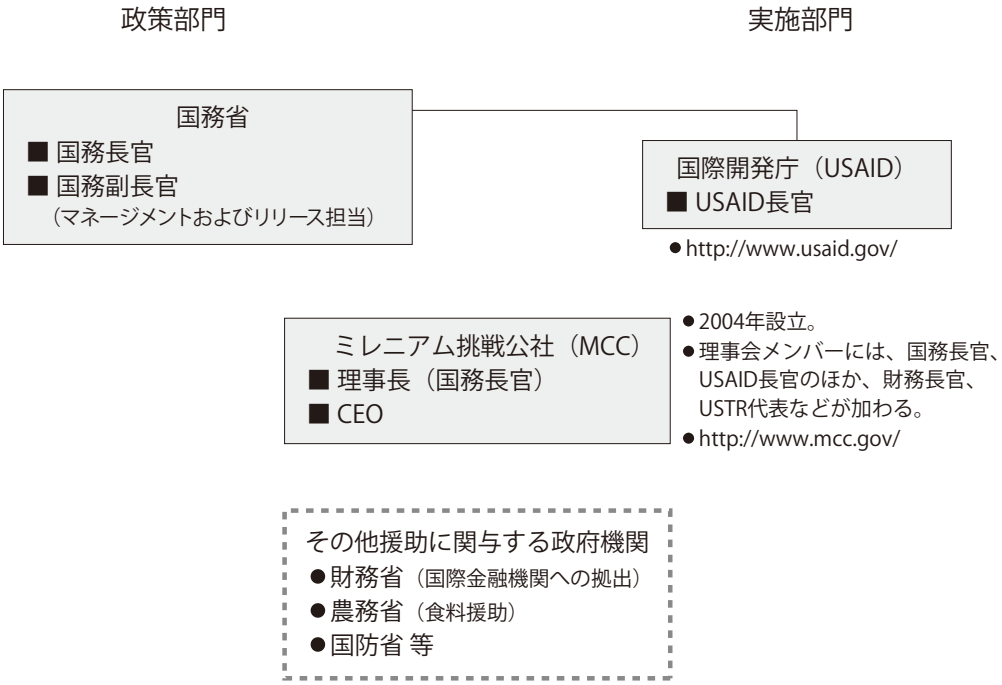

＊　1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

注11：USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO591団体、国際PVO（法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国PVO）93団体、米国共同開発組織（U.S. Cooperative Development Organization）6団体に対し、それぞれ30.6億ドル、2億ドル、2.6億ドルの支援を実施した（FY2009）。詳細は"2011 VOLAG: Report of Voluntary Agencies": http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/volag2011_0.pdf
注12：ミレニアム挑戦公社（MCC）ホームページ: http://www.mcc.gov/

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	2,741.99	11.7	1	アフガニスタン	2,979.93	11.8	1	アフガニスタン	2,893.40	10.9
2	アフガニスタン	2,111.58	9.0	2	イラク	2,346.31	9.3	2	イラク	1,622.91	6.1
3	スーダン	848.16	3.6	3	スーダン	954.64	3.8	3	パキスタン	1,196.76	4.5
4	エチオピア	811.37	3.5	4	［パレスチナ自治区］	844.31	3.4	4	ハイチ	1,106.85	4.2
5	コロンビア	636.09	2.7	5	エチオピア	726.04	2.9	5	エチオピア	875.34	3.3
6	［パレスチナ自治区］	490.60	2.1	6	コロンビア	652.34	2.6	6	スーダン	726.35	2.7
7	エジプト	470.78	2.0	7	パキスタン	613.04	2.4	7	［パレスチナ自治区］	720.75	2.7
8	ケニア	439.43	1.9	8	ケニア	590.21	2.3	8	ケニア	565.92	2.1
9	グルジア	402.10	1.7	9	南アフリカ	523.74	2.1	9	南アフリカ	529.53	2.0
10	ヨルダン	384.05	1.6	10	ヨルダン	394.61	1.6	10	タンザニア	457.41	1.7
10位の合計		9,336.15	39.8	10位の合計		10,625.17	42.2	10位の合計		10,695.22	40.2
二国間ODA合計		23,454.45	100.0	二国間ODA合計		25,173.65	100.0	二国間ODA合計		26,586.41	100.0

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD－DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2) 地域別割合の推移

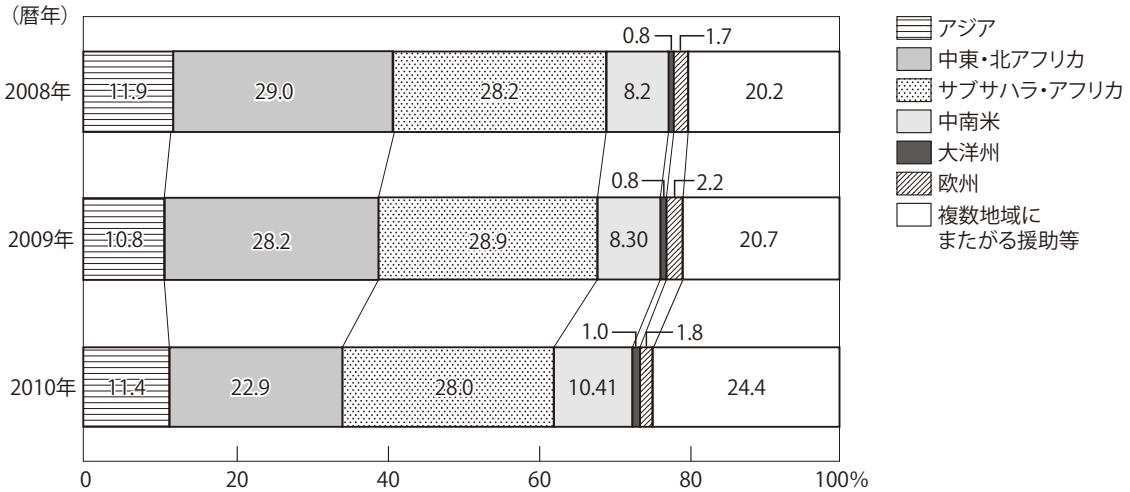

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

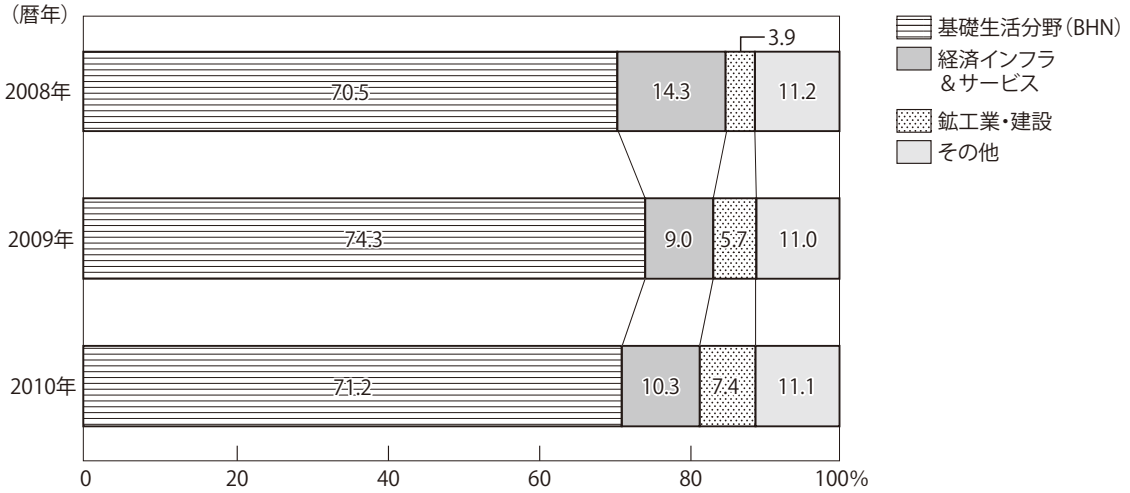

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 英国

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法（The International Development Act）である。英国の国際開発を主導する国際開発省（DFID: Department for International Development）は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、それらが貧困削減に貢献することを前提に、提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法（The International Development（Reporting and Transparency）Act 2006）は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助（ODA）にGNIの0.7%を支出するとの国際公約を2013年から実施することにコミットし、これを法制化する方針である。2010年に英国政府が全省庁を対象に実施した「歳出見直し」においても開発を予算削減の例外扱いとすることで、上記コミットメントを維持している。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、現在、貧困削減のための財政支援を13か国で実施しており、2011年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の約15%を占めた。

英国は援助予算を増額する一方で、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。2011年3月に発表された同見直しでは、多国間援助について、国際機関を費用対効果に従い4段階に分け支出方針を見直すこと、二国間援助について、16か国への援助を停止し、27か国（その後、南スーダンを加えた28か国）の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予　算

(1)　規　模

2011年の英国の政府開発援助（ODA）は、86億2900万ポンドとなり、世界第3位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.56％（出典：DFID年次報告書2011/2012年度版となっている(注2)。

(2)　支出方法

2011年度、英国際開発省は、援助予算の44%を多国間機関への拠出金として支出し、援助見直しに従い、二国間援助を28か国に重点化している(注3)。2011年度、英国際開発省の二国間援助での主要セクターは、ガバナンス・安全保障（17.8%）、教育（14.5%）、富の創出（13.2%）、グローバルパートナーシップ（9.6%）、人道支援（8.2%）、貧困・飢餓・脆弱（ぜいじゃく）性（6.2%）、母子保健（6.0%）、気候変動（5.7%）、水・衛生（3.3%）、HIV/エイズ（2.1%）、マラリア（1.8%）（その他保健は11.7%）となっている。

実施体制

1. 英国際開発省（DFID）

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁（外務・英連邦省、国防省等）との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は、2004年の1,907人から、2008年の1,612人、2009年の1,600人、2010年の1,573人、2011年の1,567人と年々減少したが、2012年には1,652人に増加した。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本拠地に加え、27か国に海外事務所を有する。国内外のスタッフ（2,800人以上）の半数以上が途上国で勤務している。

注1：DFIDの年次報告書2011/2012年度版（'Department for International Development Annual Report and Accounts 2011-12'）等の公開文書は、DFIDのホームページ（http://www.dfid.gov.uk/）で入手可能。
注2：2011年、英国政府全体でのODA支出（暫定値）は、85億7,000万ポンド（2010年、83億5,400万ポンド）、GNI比は0.56%（2009年、0.56%）。そのうち、DFIDによる支出は76億1,300万ポンドである。
注3：英国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国を設定している。

2. 関連組織

⑴　CDCグループ（英連邦開発公社）

途上国の民間部門（産業・生活インフラ支援）に対する民間企業による投資・融資等に対し資金協力等を行う。

⑵　ブリティッシュ・カウンシル

人材育成分野での援助を実施。

⑶　クラウン・エージェンツ

開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービス、資材・役務の調達等を実施。

⑷　輸出信用保証局（ECGD：Exports Credit Guarantee Department）

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保険業務等を実施。

3. 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2011年度、DFIDの二国間援助の13%（6億9,000万ポンド）は、市民社会組織を通じて実施された。

援助実施体制図

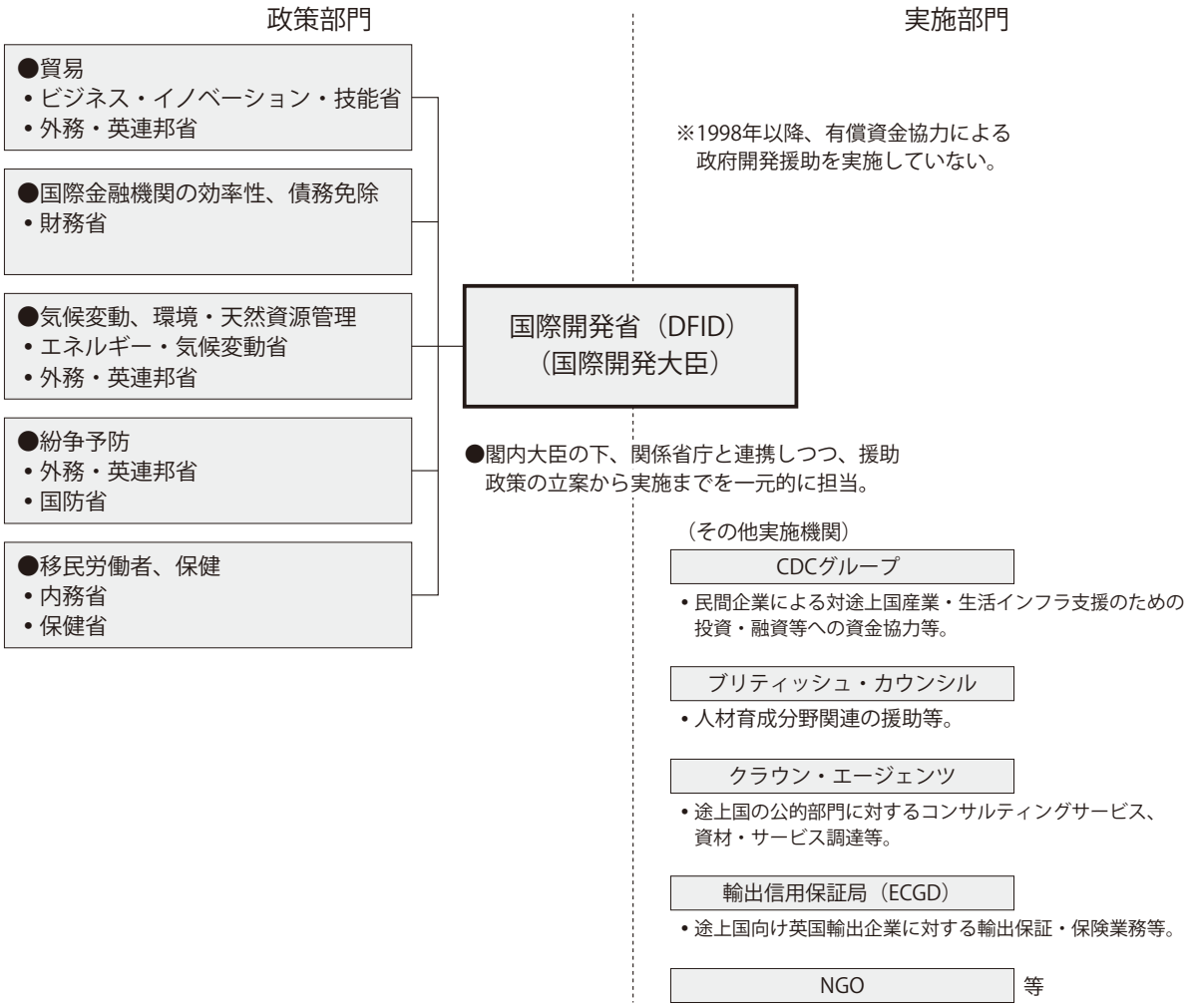

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	639.04	8.7	1	インド	630.34	8.5	1	インド	650.34	8.1
2	インド	613.12	8.4	2	エチオピア	342.92	4.6	2	エチオピア	406.95	5.1
3	アフガニスタン	322.31	4.4	3	アフガニスタン	324.39	4.4	3	パキスタン	298.51	3.7
4	パキスタン	260.32	3.6	4	スーダン	292.42	4.0	4	ナイジェリア	264.61	3.3
5	タンザニア	254.22	3.5	5	バングラデシュ	250.08	3.4	5	コンゴ民主共和国	250.78	3.1
6	エチオピア	253.68	3.5	6	コンゴ民主共和国	225.46	3.1	6	タンザニア	240.94	3.0
7	バングラデシュ	252.53	3.4	7	パキスタン	217.51	2.9	7	アフガニスタン	234.83	2.9
8	スーダン	199.16	2.7	8	タンザニア	216.65	2.9	8	バングラデシュ	228.32	2.8
9	モザンビーク	197.88	2.7	9	ナイジェリア	188.89	2.6	9	ウガンダ	179.26	2.2
10	コンゴ民主共和国	192.85	2.6	10	ガーナ	153.93	2.1	10	ガーナ	166.58	2.1
10位の合計		3,185.11	43.5	10位の合計		2,842.59	38.5	10位の合計		2,921.12	36.4
二国間ODA合計		7,323.41	100.0	二国間ODA合計		7,391.57	100.0	二国間ODA合計		8,016.83	100.0

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD－DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2)　地域別割合の推移

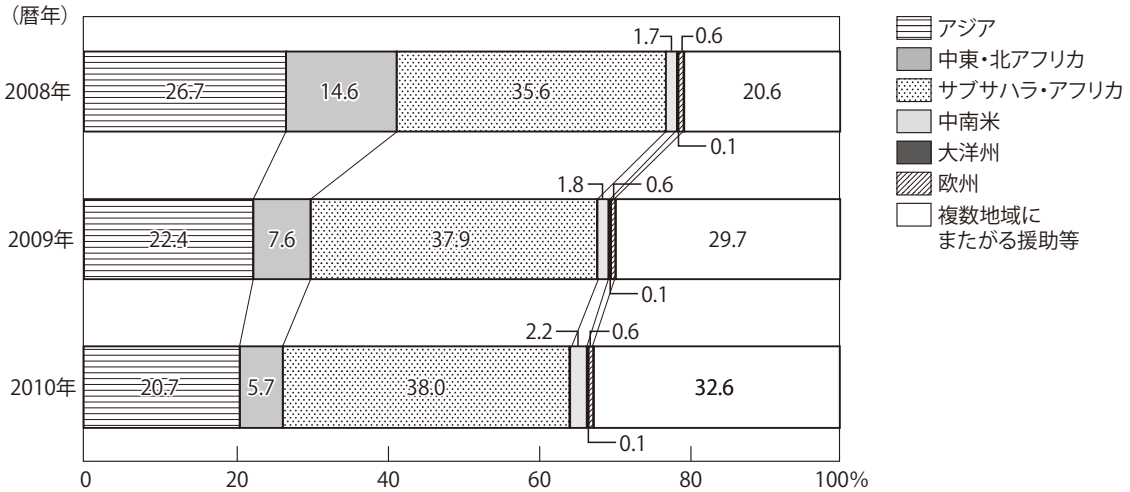

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

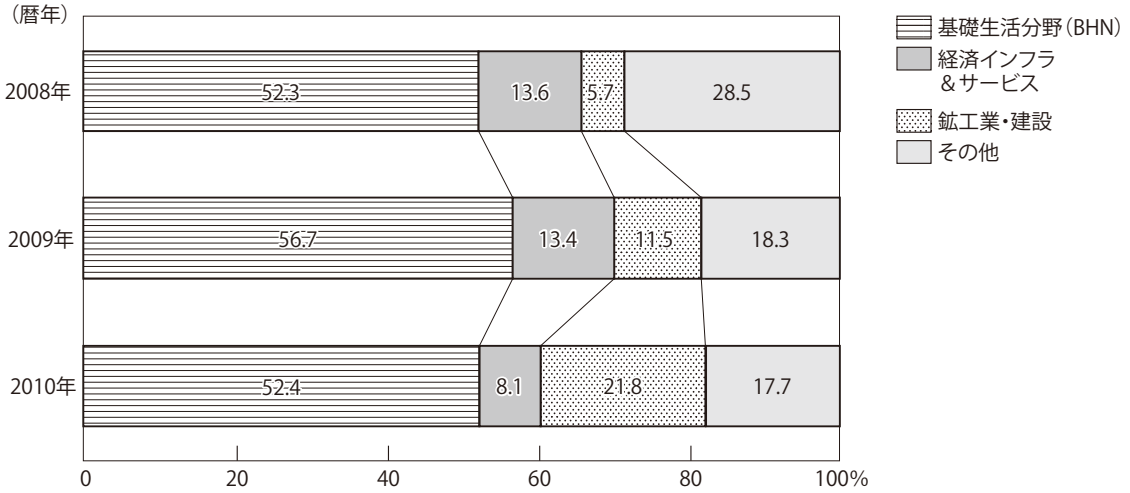

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3 フランス

援助政策等

1. 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額は2008年まで約100億ドル、対GNI比では約0.4%で推移してきたが、2011年の政府開発援助額は、前年比微増の約130億ドル、対GNI比では0.46%に達し、支出純額実績（ネット）で世界第4位となった。厳しい財政状況に対処すべく、政府支出を抑える方向である中で、ODA予算は2011年から2013年の3年間にわたり据え置くことが決定されているが、フランスは2015年までに政府開発援助額を対GNI比0.7%まで引き上げることを目標としている。

2. 開発協力に関する基本政策枠組み文書の策定

フランスは援助政策に関する長期政策を示した文書を有していなかったが、2010年12月に、今後10年間（2011年から2020年まで）の援助政策を示す「開発協力に関する基本政策枠組み文書」が発表された。本文書は、外務省のグローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局（DGM：Direction générale de la Mondialisation、du Développement et des Partenariats）を中心に、経済財政省等の関係省庁やNGO、国会議員と連携を取りながら約1年間かけて策定された。

優先的な援助対象地域、援助予算の配分、重点分野は次のとおりである。

⑴ サブサハラ・アフリカ
- 援助予算の少なくとも60%を配分。
- MDGsの達成および経済成長を重視。
- 14か国の優先貧困国（うち13か国が最貧困国）へ無償資金協力の50%を配分。2009年6月に開催された省庁間国際協力・開発委員会（CICID）の決定が踏襲され、保健、教育および職業訓練、持続可能な開発と気候変動、農業および食料安全保障ならびに民間部門支援の5優先分野が引き続き重視される見込み。

⑵ 地中海地域
- 援助予算の20%を配分。
- 地中海地域は、政治・経済・社会・環境の各分野における分裂の危険性が高いという構造的な問題に直面しているとの問題意識。
- 経済発展、雇用創出、都市開発、環境保護、文化的協力に重点。

⑶ 新興国
- 援助予算の10%を配分。
- 環境に配慮し、かつ連帯的な成長を推進。

⑷ 危機国家
- 援助予算の10%を配分。
- 国家再建や安定・繁栄の将来を築くための支援を行う。

3. 新興国準備金の活用

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、産業振興を兼ねた自国製品の輸出促進支援と開発援助を結びつける傾向が見られる。経済財政省国庫総局が所管する新興国準備金（Réserves Pays Émergents（RPE））は、持続可能な開発および環境を優先分野とし、公共交通インフラ、水道水供給設備、排水・廃棄物の回収・処理設備、クリーンエネルギー等を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁（AFD :Agence française de Développement）とは別ルートで融資を行っている（上海、チュニス、ハノイにおける地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等。RPEの供与対象国は後述の参考を参照）。

実施体制

⑴ 外務省、経済財政省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。2. イで述べたとおり、援助に関する基本政策は策定されたが、今後も詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場となる。

⑵ 2009年の外務省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務省内で開発を担当していた国際協力・開発総局が、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局として改編された。無償資金協力は引き続き在外公館が実施主体となっているが、援助実施はほぼすべてAFDに移管され、AFDは外務省、経済財政省、内務省の3省共管となった。外務大臣の下に開発担当大臣が置かれ、開発政策を総括している。

⑶ 経済財政省では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務

救済等を担当している。また、同総局がパリ・クラブの事務局を務めている。内務省は、移民管理、移民送出地域の貧困削減および開発を担当している。

⑷　AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済財政省との関係が特に緊密である。これに内務省を加えた監督3省は、AFDの最高意思決定機関である理事会（Conseil d'administration）に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、理事会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済財政省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。

在外事務所としては、サブサハラ・アフリカ30事務所、地中海・中東（北アフリカを含む）11事務所、アジア12事務所、中南米7事務所、ブリュッセル事務所、海外県領土9事務所の全70事務所がある。職員は、計1,681名（うち698名が在外事務所勤務）（2011年）。年間予算は68.83億ユーロ（2011年。前年比微増）。予算の地域配分は、サブサハラ・アフリカ39.6％、中東・地中海16.1％、アジア太平洋11.5％となっている。

（参考：http://www.afd.fr 年次報告書は同HPで閲覧可能）

⑸　NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務省からAFDへ移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年以降NGOの活動に対し大規模な支援を行っている。2008年までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会（HCCI：Haut conseil de cooperation international）が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務省改革の一環で、市民社会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立された。また、外務省内にはNGO担当部局が設置されている。

援助実施体制図

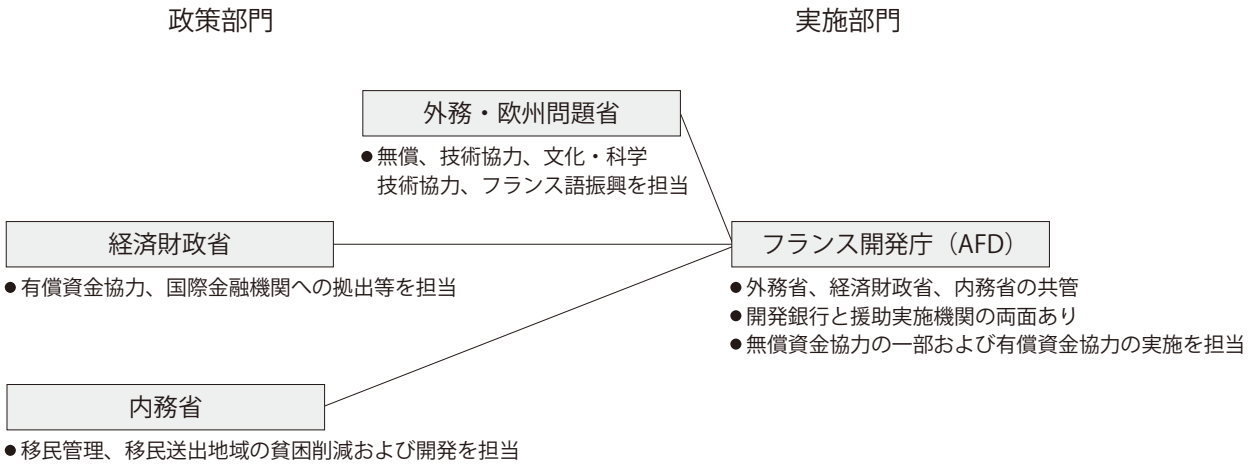

【参考】新興国準備金（RPE）供与対象国

⑴　資格保有国

アルジェリア、アゼルバイジャン、中国、エジプト、インドネシア、モロッコ、フィリピン、パキスタン、チュニジア、ベトナム

⑵　他の援助機関（注）と共同で供与可能な国

ボリビア、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ウズベキスタン、ペルー

（供与のための条件（共同融資）は、ケース・バイ・ケースで解除されうる）

⑶　自然災害後の特別枠で供与対象となっている国

・インドネシア、スリランカ（津波後に1億ユーロを供与）

・パキスタン（地震後に3000万ユーロを供与）

⑷　ケース・バイ・ケースで供与可能な国

アルバニア、アルメニア、モンゴル、タイ

注：主要な国際・地域援助機関の参考リスト

世界銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、欧州委員会開発協力局（Development and Cooperation- EuropeAid）、アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行、アンデス開発公社（CAF）

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	［マイヨット］	474.72	7.1	1	コートジボワール	1,199.06	16.7	1	コンゴ共和国	909.40	11.7
2	コンゴ共和国	367.98	5.5	2	［マイヨット］	543.04	7.6	2	［マイヨット］	602.85	7.7
3	イラク	315.04	4.7	3	中国	364.35	5.1	3	中国	316.69	4.1
4	レバノン	305.82	4.6	4	モロッコ	238.10	3.3	4	インドネシア	262.49	3.4
5	トルコ	293.77	4.4	5	インドネシア	187.13	2.6	5	モロッコ	254.43	3.3
6	中国	207.51	3.1	6	チュニジア	169.98	2.4	6	ベトナム	242.42	3.1
7	セネガル	189.03	2.8	7	トルコ	154.62	2.2	7	リベリア	232.04	3.0
8	ベトナム	165.59	2.5	8	ベトナム	142.91	2.0	8	メキシコ	205.82	2.6
9	モロッコ	163.21	2.4	9	セネガル	140.88	2.0	9	フィリピン	189.43	2.4
10	チュニジア	160.46	2.4	10	［ワリス・フツナ］	117.44	1.6	10	トーゴ	168.02	2.2
10位の合計		2,643.13	39.6	10位の合計		3,257.51	45.3	10位の合計		3,383.59	43.5
二国間ODA合計		6,668.97	100.0	二国間ODA合計		7,186.66	100.0	二国間ODA合計		7,786.69	100.0

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD－DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2)　地域別割合の推移

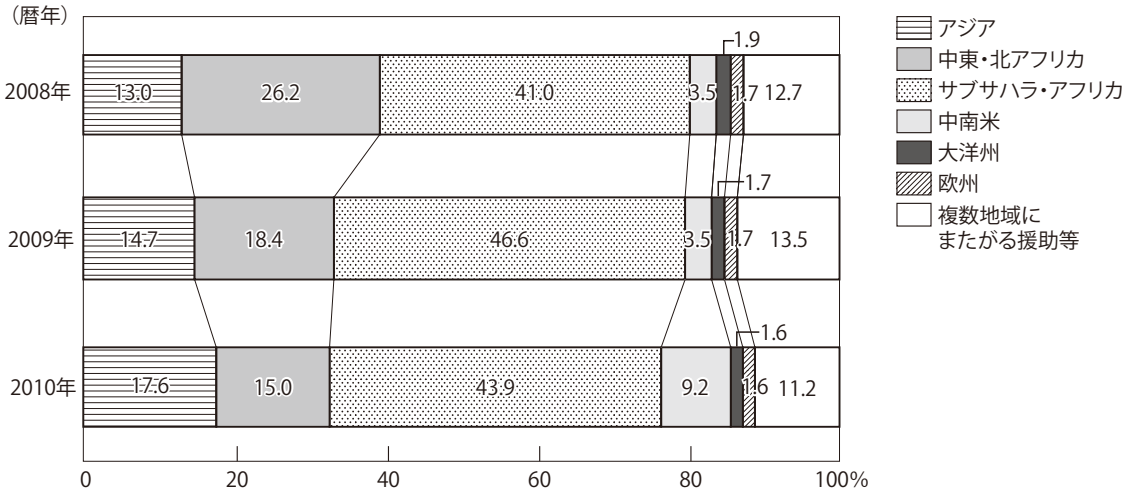

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

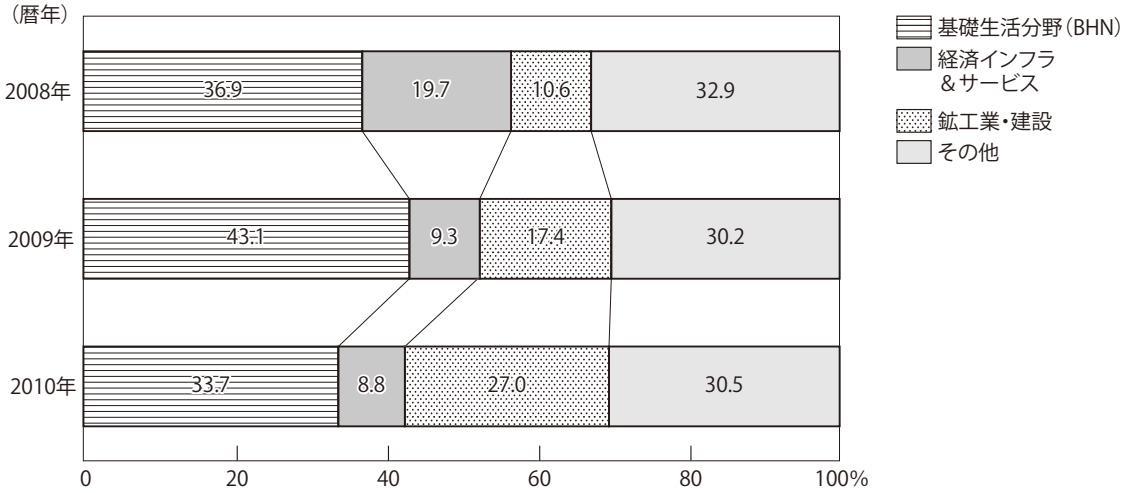

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 ドイツ

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

2009年10月に発足した現連立政権において、開発政策はドイツの外交政策の一部分であり、ドイツの有する価値と国益が反映され、開発問題はドイツおよび欧州における平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能な貧困対策（ミレニアム目標の達成）、②途上国の構造問題の解決（途上国および国際社会におけるグッドガバナンスの促進）、③途上国およびドイツにおける市民社会の関与強化（関与を支持し、開発政策に利用）、④経済の関与強化（企業の社会的責任および官民協力の促進）、⑤開発協力の効果を強化（組織構造改革により開発協力の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を目指す）、および⑥透明性（開発政策に関する情報提供の強化）である。

2. 援助政策における特徴

⑴ ドイツは、ミレニアム開発目標（MDGs）を強く支持しており、2015年までに対GNI比0.7％を達成することを対外的に明らかにしている（2000年実績0.27％が2007年に0.37％に拡大）。経協省予算は着実な伸びを示しているが（2000年37億ユーロから2010年は60.7億ユーロ）、「0.7％目標」達成のためには、限られた財源の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが課題。

⑵ 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている。

⑶ また、近年における特徴の一つに二国間援助における対象国の重点化があり、途上国の経済面・社会面・環境面ならびに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助（資金協力・技術協力）を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである（2011年9月時点では約50か国が選定されている）。

⑷ さらなる特徴として、ドイツは近年、持続可能な開発の達成の観点から開発分野における民間経済との連携を重視、民間企業のノウハウの共有による途上国の発展、民間資本の援用によるコスト面での効率化の点でその重要性を強調している。

⑸ NGOの活用については、キリスト教系組織、政党系財団といった伝統的な開発援助NGOと並びそれ以外の新たなNGOに対する支援額も拡大している。また、2012年1月からはNGOも含めた市民に対する開発イニシアティブのための情報提供、相談、仲介サービスセンターであるEngagement Globalが設立された。（Engagement Globalホームページ：www.engagement-global.de）

実施体制

1. 主務官庁としての経済協力開発省（BMZ）

⑴ 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省（BMZ）が所管しており、二国間援助（資金協力、技術協力）および国際機関を通じた援助について同省（本省定員約600名）を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がDACに報告されている。

⑵ 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地ドイツの大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に50名前後が出向している。

2. 実施機関

⑴ ドイツの援助政策においては、相対的に多い実施機関の統合は、大きな課題となっていたが、技術協力公社（GTZ）、国際再教育開発公社（InWEnt）およびドイツ開発サービス公社（DED）の3機関が、2011年1月1日をもって「国際協力公社（GIZ）」へと再編統合された。GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している（従業員は約1万7,000名、そのうち約70％は現地スタッフ）。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。GIZの事業予算のほとんどはBMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。（GIZホームページ：www.giz.de）

⑵　復興金融公庫（KfW）は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfW（厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」（本部はフランクフルトで定員約370名））は、途上国等に28の在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。（KfWホームページ：www.kfw.de）

⑶　その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所（DIE）、独に居住している援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター（CIM）などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。
（DIEホームページ：www.die-gdi.de、CIMホームページ：www.cimonline.de）

⑷　自然災害時における重要なプレーヤーとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている連邦技術救援庁（THW：内務省所管）がある。

援助実施体制図

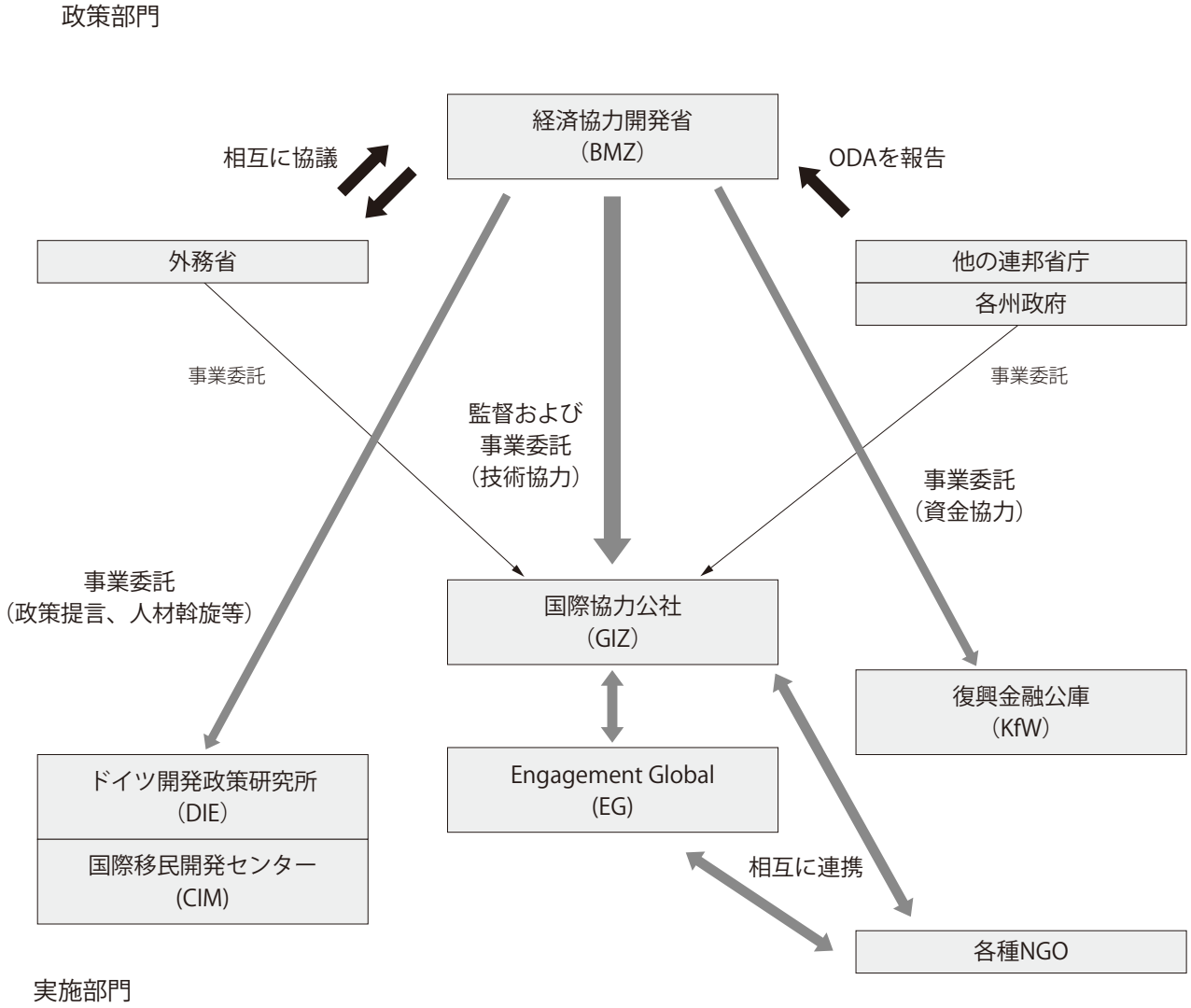

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	1,854.29	20.5	1	中国	340.88	4.8	1	アフガニスタン	469.76	5.8
2	ボツワナ	438.98	4.8	2	アフガニスタン	337.34	4.8	2	インド	396.93	4.9
3	中国	411.87	4.5	3	インド	263.38	3.7	3	中国	321.50	4.0
4	リベリア	316.60	3.5	4	ブラジル	196.10	2.8	4	ブラジル	247.45	3.1
5	アフガニスタン	294.02	3.2	5	エジプト	138.84	2.0	5	パキスタン	142.10	1.8
6	エジプト	170.27	1.9	6	ウクライナ	121.58	1.7	6	タンザニア	134.48	1.7
7	南アフリカ	150.10	1.7	7	セルビア	114.53	1.6	7	セルビア	126.26	1.6
8	インド	147.69	1.6	8	モザンビーク	113.79	1.6	8	［パレスチナ自治区］	104.58	1.3
9	ブラジル	126.65	1.4	9	ベトナム	112.48	1.6	9	エジプト	104.49	1.3
10	ベトナム	114.99	1.3	10	パキスタン	107.45	1.5	10	エチオピア	96.45	1.2
10位の合計		4,025.46	44.4	10位の合計		1,846.37	26.0	10位の合計		2,144.00	26.7
二国間ODA合計		9,062.68	100.0	二国間ODA合計		7,096.66	100.0	二国間ODA合計		8,035.51	100.0

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD－DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2) 地域別割合の推移

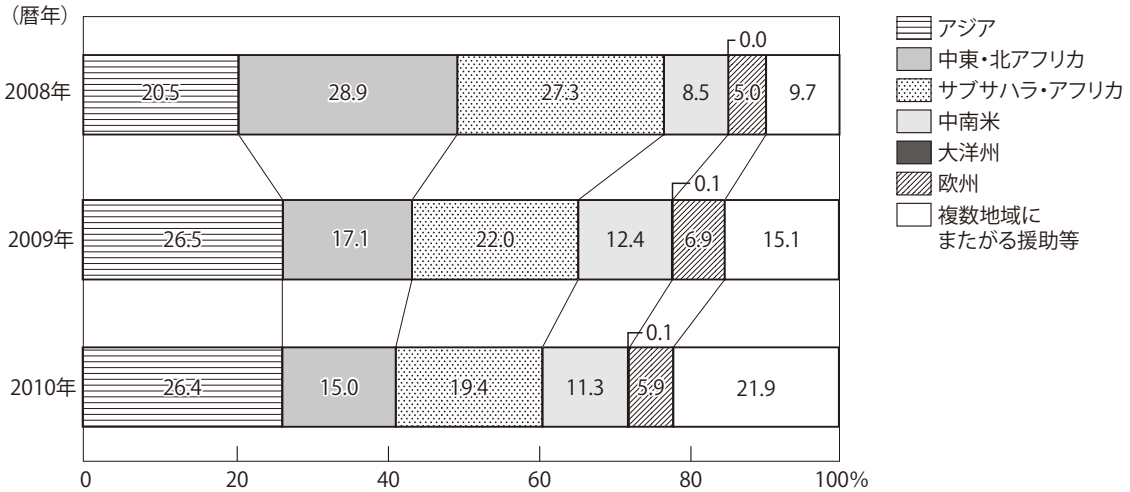

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

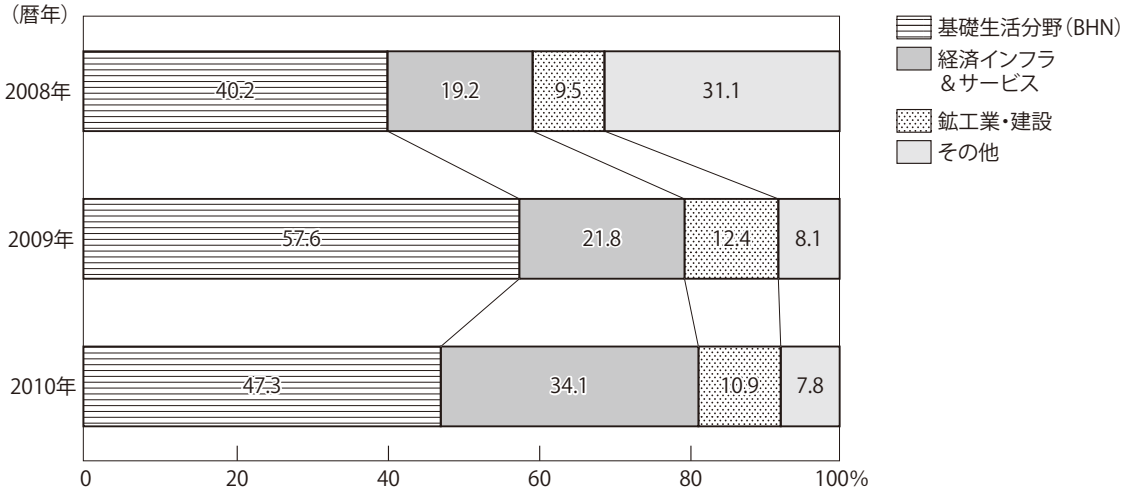

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5 オランダ

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け

2010年10月に発足したルッテ内閣（総選挙を経て、2011年11月に第2次ルッテ内閣が成立）は、外交基本方針として、①オランダの経済的地位の向上、②世界の安定と安全の促進、③人権と法の支配の強化を掲げ、開発援助政策は、この基本方針の達成に資するものと位置付けられている。また、目標値である対GNI比は、厳しい予算削減によりこれまでの0.8%から0.7%に削減し、効果と効率性をさらに高める方針である。

2011年の政府開発援助の実績(注1)は、対GNI比0.75%、約63億ドル（対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第6位）であり、援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けであった。

2. ミレニアム開発目標の位置付け

ミレニアム開発目標（MDGs）を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGsの達成に向け、オランダの貢献の効果を向上させるという方針を示しており、二国間援助の重点項目ともリンクする。

3. 重点施策(注2)

現政権においては、オランダの産業界および学会が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配（MDG3）、②水、③食の安全保障（MDG1）、および④性と生殖に関する健康と権利（MDG5）の4分野(注3)を二国間援助の重点分野としている。2012年の予算額(注4)はそれぞれ、①385百万ユーロ、②181百万ユーロ、③219百万ユーロおよび④335百万ユーロであり、これら4分野において2011年比で114百万ユーロ多く使用することとなる。

前述のとおり、目標値である対GNI比を国際基準である0.7%まで順次減じることとしている（2010年0.8%、2011年0.75%、2012年0.7%）。また、開発協力の方針として、開発途上国における経済成長が最も重要であると捉え、6つの項目（①社会セクターから経済セクターへの移行および支援から投資への移行、②自立、③官民パートナーシップ、④援助の断片化の減少、⑤知見と国益とのより良い調和、⑥NGOの政府支援への依存減少）により開発協力の効果と効率性を高めることとしている。

さらに、新政府は、効果的な支援の実施のため、二国間援助の対象国を以前の33か国から15か国(注5)に縮小し、これらの15か国には政府開発援助予算の約4分の1が投じられる。これら15か国の選定に当たっては、①最良の結果の達成可能性、②貧困と歳入のレベル、③重点分野における開発余地、④関係省庁の機会と関心、および⑤良き統治のレベルが考慮された。

一方非援助対象国においては、国際基金やNGO等を通じた援助となるほか、今回、非援助対象国となった国々は、他のドナー国とも連携しつつ、段階的に二国間援助を停止することとしている。この移行に際しては、南ア、ベトナムおよびコロンビアの3か国については開発協力から経済協力への移行に関する一時的支援を行い、また、エジプト等北アフリカ諸国や中東諸国における移行プロセスの促進が課題として残っている。スリナムは既に援助対象国ではないが特別な関係にある。また、中央アメリカ諸国に対しても、人権、民主化および安全保障の地域プログラムに着目し続けることとしている。

実施体制

外務省国際協力局（DGIS）が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する開発協力担当大臣が設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、DGISにある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階

注1：DACホームページ（暫定値）
注2：Dutch Development Policy（オランダ外務省ホームページ）
Letter to the House of Representatives presenting the spearheads of development cooperation policy（18 March, 2011）
注3：前政権下では、①安全保障と開発、②成長と公平性、③ジェンダー、性と生殖に関する健康と権利、および④持続可能性・気候とエネルギーを重点分野としていた。
注4：Foreign Affairs Budget 2011-2012（オランダ外務省ホームページ）
注5：ベナン、エチオピア、マリ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、アフガニスタン、ブルンジ、イエメン、パレスチナ、スーダン、バングラデシュ、ガーナ、インドネシア、ケニア

で行われる省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数は約1,560人（2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数）である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入れ国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それを基にして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態（①二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、②多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、③民間セクター（企業・NGO）への補助金交付）により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGO の独立を尊重するという立場から、外務省とNGO の間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

援助実施体制図

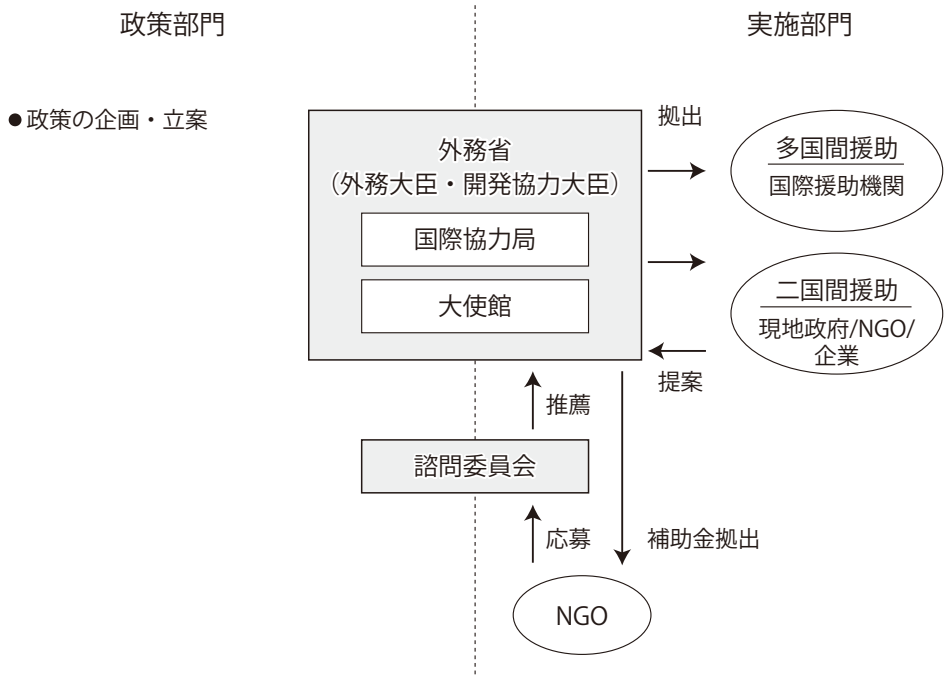

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	スーダン	157.58	3.0	1	アフガニスタン	147.93	3.1	1	コンゴ民主共和国	422.16	8.7
2	ガーナ	120.22	2.3	2	スリナム	115.51	2.4	2	アフガニスタン	115.00	2.4
3	タンザニア	114.86	2.2	3	モザンビーク	99.31	2.1	3	スーダン	86.71	1.8
4	エチオピア	113.63	2.2	4	ガーナ	98.33	2.0	4	モザンビーク	81.84	1.7
5	アフガニスタン	111.97	2.2	5	スーダン	97.33	2.0	5	バングラデシュ	78.57	1.6
6	モザンビーク	105.70	2.0	6	エチオピア	85.90	1.8	6	スリナム	76.30	1.6
7	ブルキナファソ	88.90	1.7	7	インドネシア	81.09	1.7	7	ガーナ	72.87	1.5
8	ザンビア	85.05	1.6	8	マリ	77.33	1.6	8	タンザニア	59.21	1.2
9	バングラデシュ	84.74	1.6	9	バングラデシュ	70.35	1.5	9	マリ	56.69	1.2
10	ウガンダ	82.85	1.6	10	ブルキナファソ	65.98	1.4	10	ブルキナファソ	54.36	1.1
10位の合計		1,065.50	20.5	10位の合計		939.06	19.6	10位の合計		1,103.71	22.8
二国間ODA合計		5,199.58	100.0	二国間ODA合計		4,797.96	100.0	二国間ODA合計		4,841.43	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

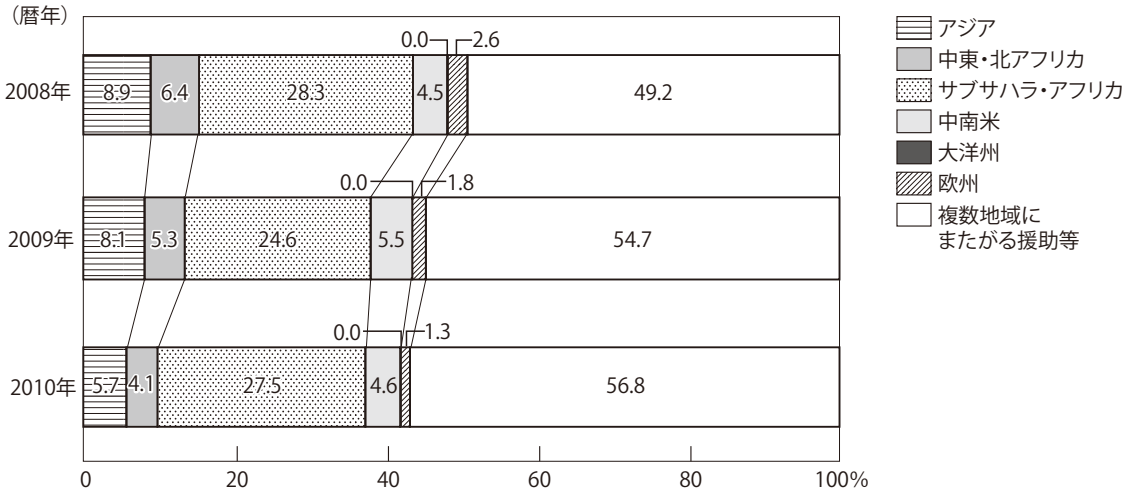

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

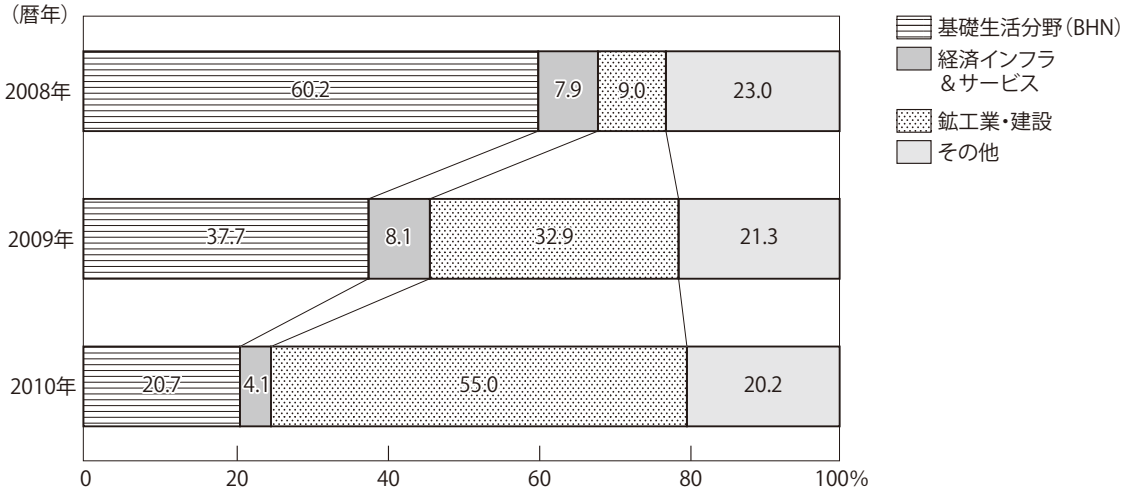

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

6 スペイン

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」（以下、国際開発協力法）は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定しており、開発協力政策は、貧困度の高い国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権及び基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足及び環境の保護・再生に関わる協力を推進する、と定めている（第1条）。

2. 基本政策

国際開発協力法（第8条）は、スペインの開発協力政策は基本計画および年間計画を通じて実施される、と規定している。基本計画は四年ごとに策定され、スペイン国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標および優先課題を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2009-2012年期」（以下、国際協力基本計画）（2009年2月13日閣議承認）は、社会参加・貧困削減、人権推進および民主的なガバナンス、ジェンダー、環境、文化的多様性の尊重への取組を優先課題としている。

3. 予　算

(1)　援助規模

国際協力基本計画2009-2012年期は、スペインODAの対国民総所得（GNI）比を2008年の0.43%から2012年の0.7%まで引き上げるという目標を掲げているが、近年の緊縮財政政策により、2015年に繰り上げられた。この基本計画の第4次年間計画である「2012年度国際協力年間計画」（2012年7月20日閣議承認）によると、2012年の政府開発援助額は23億3,598万ユーロと、対GNI比で0.22%と、なっている。

なお、「2011年度国際協力年間計画追跡報告書」によると、2011年のスペインODA実績は30億6,679万ユーロ（純額）と、前年比で31.7%減少した（対GNI比0.29%）。

(2)　優先地域・優先分野

国際協力基本計画2009～2012年期に盛り込まれているスペイン国際開発協力政策の優先地域は、①各種開発指数、②その国におけるスペイン協力の存在と形態、③協力体制構築の可能性、④開発パートナーとしてのその国の潜在性や他のドナー国と比較したスペインの位置付けに応じて、3つのグループ（A、B、C）に分けられている：

グループA	
援助効率性の原則に従って、多額のODA資金および広範囲な措置・手段の活用を可能とする。長期的な協力枠組みの機会が必要な後発開発途上国、低または低中所得水準の国が対象。グループAおよびグループBにODAの最低85％（2012年度地理的配分）が配分され、そのうちの3分の2がグループAに供与される。	
中南米	ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、パラグアイ、ボリビア、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国
中東・北アフリカ	モロッコ、モーリタニア、アルジェリア、パレスチナ自治区、西サハラ
サブサハラ・アフリカ	エチオピア、マリ、モザンビーク、セネガル、カーボヴェルデ、ニジェール
アジア・太平洋	フィリピン、ベトナム
グループB	
グループAの対象にはならないが、一つの重要セクターまたは共通視点・特定手段の下で複数のセクターに重点を置くことで、著しい発展が見込める後発開発途上国、低または低中所得水準の国が対象。グループAおよびBにODAの最低85％（2012年度地理的配分）が配分され、そのうちの3分の1がグループBに供与される。	
中南米	コロンビア
中東	イラク、レバノン
サブサハラ・アフリカ	赤道ギニア、スーダン、ギニアビサウ、ガンビア、アンゴラ、コンゴ共和国、ギニア
アジア・太平洋	東ティモール、アフガニスタン、カンボジア、バングラデシュ
グループC	
包括的な公共政策の強化、三角協力や南南協力の推進およびグローバルな公共財の確保を通じた開発のための具体的な協力戦略の構築が可能な国が対象。	
中南米	コスタリカ、ブラジル、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ
中東・北アフリカ	シリア、チュニジア、エジプト、ヨルダン
サブサハラ・アフリカ	ナミビア

同計画に盛り込まれている優先分野および期待される効果は以下のとおり：

優先分野	スペインの開発協力により2012年までに期待される効果
民主的なガバナンス	開発力の促進を通じて、市民の実質的な参加、人権尊重、民主主義および基本的権利の質を推進。
農村開発および飢餓撲滅	実質的な食糧への権利の実現に貢献し、農村および都市住民の生活条件・食品安全を改善。
教育	公的教育制度の強化を通じて、教育水準の低い国・社会層において、基本的・包括的・無料かつ質の高い教育への権利を確保。
保健	持続可能な人間開発（Human Development）を通じて、貧困層における健康改善に貢献。
水と公衆衛生	持続的および包括的な運用を通じて、水への権利を推進し、飲用水へのアクセスおよび公衆衛生を改善。
貧困削減のための経済成長	生産網構築や貧困削減・社会的な一体性を通じて、包括的、持続的かつ環境に優しい経済を促進および支援。
環境保全、気候変動、居住環境	自然資源の持続可能な運用に貢献し、福利厚生・生活水準の改善を可能とするモデル構築を支援。
科学・技術・革新	生活条件、経済成長および社会的な公正の改善に向けた、科学技術力の創出および活用に貢献。
文化と開発	持続可能な人間開発（Human Development）要素として、文化的機会および知的能力を推進。
開発におけるジェンダー	貧困削減・平等化メカニズムとしての権限付与を通じて、女性の人権および市民権の完全実現に貢献。
移民と開発	適切な移民政策の実現や人権擁護を通じて、出身国・経由国・目的国における移民のプラス相互効果を推進。
平和構築	紛争地域および紛争後地域における平和、公正、平等および安全の構築に貢献。

実施体制

外務・協力省国際協力イベロアメリカ担当長官室傘下のスペイン国際開発協力庁（Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo、通称AECID）は、国際開発協力法に従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な人間開発に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。スペインの国際開発協力の最終目標は貧困削減であり、国連ミレニアム開発目標のアジェンダおよび手法は、政策実施の際の基準となっている。

● **スペイン国際開発協力庁ホームページアドレス：**

・http://www.aecid.es/es/

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた体制は以下のとおり：
・政策統括機関：国会、政府、外務・協力省、関連省庁。
・政策実施機関：国際開発協力庁および在外事務所。
・諮問・調整機関：国際開発協力地域間委員会、開発協力省庁間委員会、開発協力審議会、対外人的援助計画に向けた省庁間委員会、ユネスコ協力委員会。

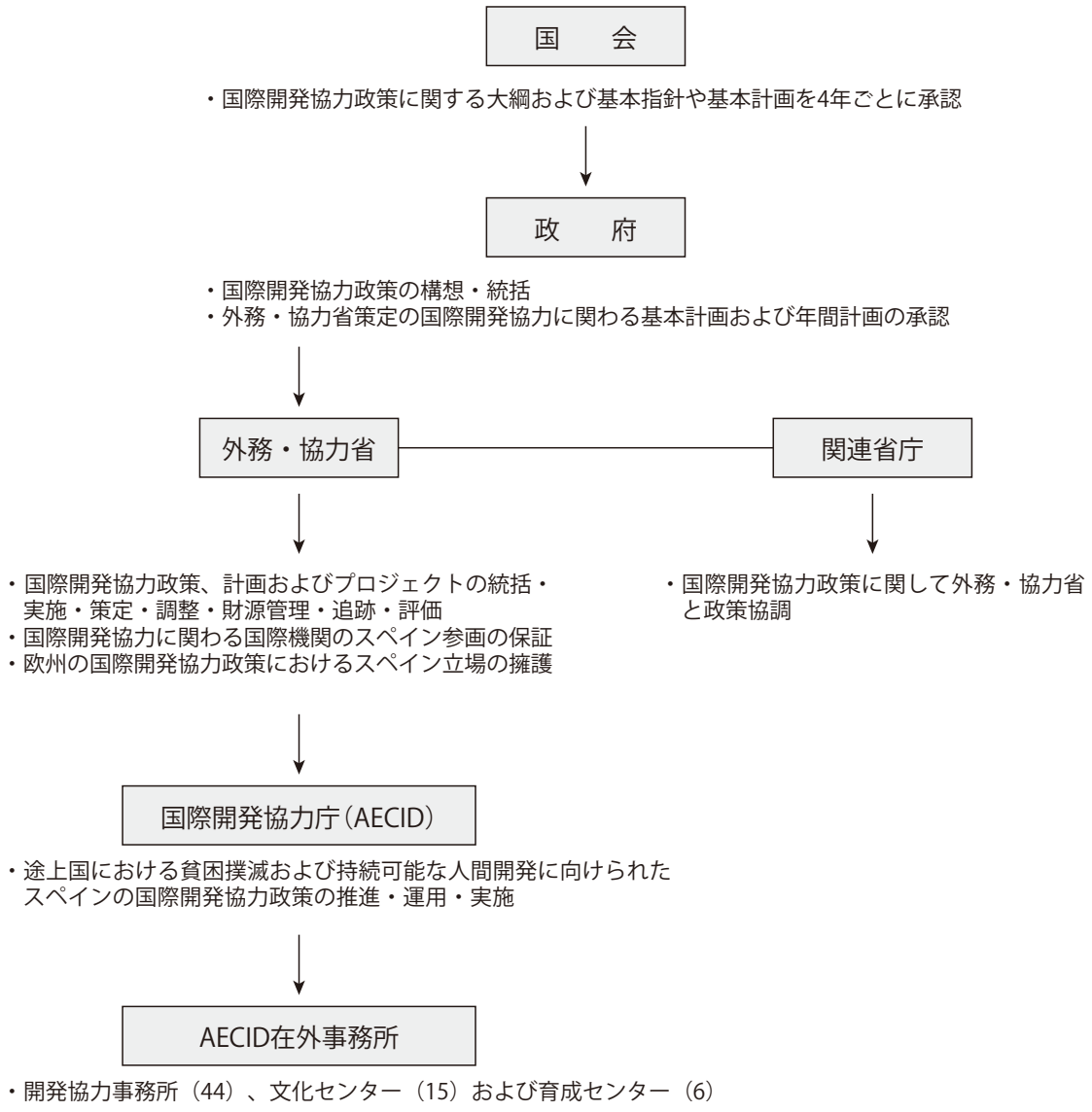

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	グアテマラ	255.87	5.3	1	モロッコ	190.67	4.3	1	コンゴ民主共和国	306.20	7.7
2	ペルー	131.48	2.7	2	コロンビア	148.62	3.3	2	チュニジア	158.03	4.0
3	イラク	129.03	2.7	3	ハイチ	144.90	3.2	3	ハイチ	155.77	3.9
4	ニカラグア	125.36	2.6	4	ニカラグア	142.37	3.2	4	ペルー	118.05	3.0
5	ホンジュラス	117.56	2.4	5	トルコ	135.28	3.0	5	ニカラグア	106.18	2.7
6	モロッコ	117.36	2.4	6	エルサルバドル	125.68	2.8	6	［パレスチナ自治区］	97.59	2.4
7	［パレスチナ自治区］	103.18	2.1	7	チュニジア	124.14	2.8	7	グアテマラ	92.85	2.3
8	ボリビア	93.00	1.9	8	グアテマラ	113.43	2.5	8	モロッコ	90.59	2.3
9	トルコ	92.10	1.9	9	ペルー	100.17	2.2	9	エルサルバドル	85.51	2.1
10	エクアドル	87.89	1.8	10	［パレスチナ自治区］	99.40	2.2	10	ホンジュラス	69.09	1.7
10位の合計		1,252.83	26.1	10位の合計		1,324.66	29.6	10位の合計		1,279.86	32.0
二国間ODA合計		4,801.61	100.0	二国間		4,473.07	100.0	二国間ODA合計		3,998.86	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

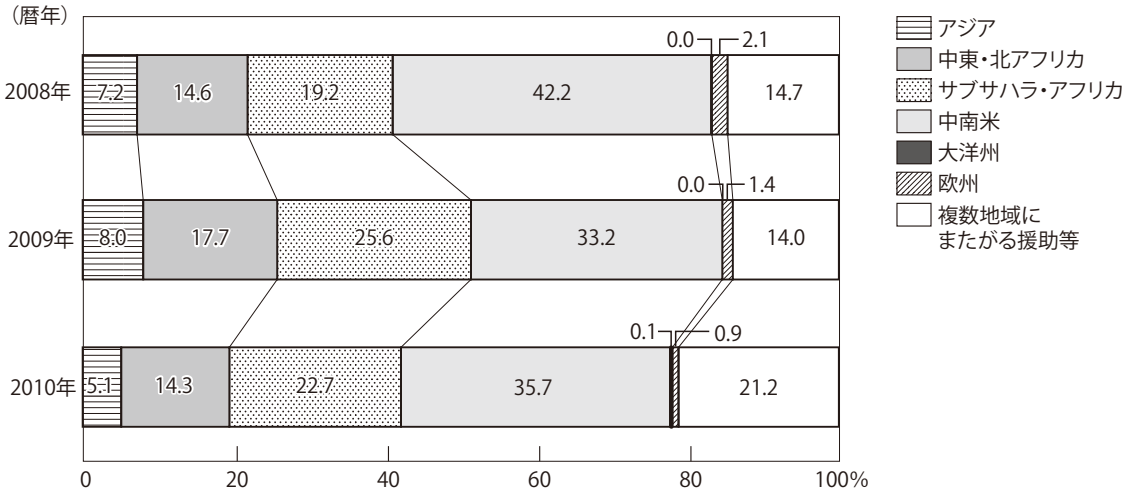

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

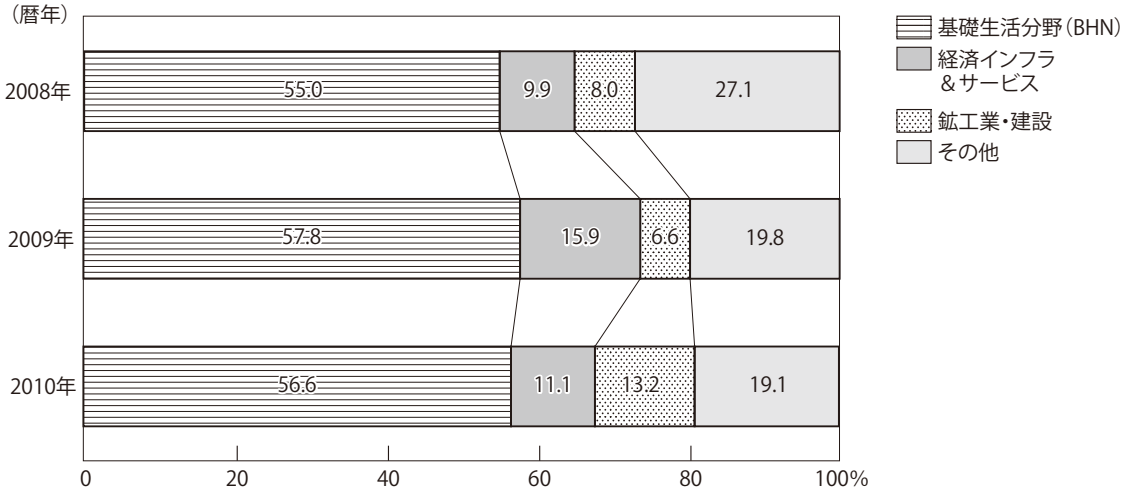

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

7 カナダ

援助政策等

1. 基本方針

カナダの開発援助は、カナダ国際開発庁（CIDA: Canadian International Development Agency）が主導している。カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」（Official Development Assistance Accountability Act）は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。所管大臣（国際協力大臣、外務大臣等）は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを前提に開発援助を提供する。また、同法に基づき、国際協力大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている(注1)。カナダ政府は、2008年度予算において、「援助効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「アカウンタビリティの一層の確保」を掲げ、援助効果の向上を図ることを発表した。

2009年には、二国間援助の80%を重点対象国20か国(注2)に集中させるとの方針を打ち出し、援助の重点分野として、「食糧安全保障の強化」、「子供および若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」の3分野を指定した。

CIDAは、アカウンタビリティの一層の向上と透明性の確保を優先課題に掲げ、2011年11月、第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム（HLF4）に先立ち、国際援助透明性イニシアチブ（IATI）への参加を表明した。また、2012～2013年のCIDA事業計画・優先事項(注3)では、重点対象国のうち4か国(注4)を重点国から外す方針を示した。

2. 予　算

カナダの2011年度の政府開発援助は、約52.9億米ドル（出典：DAC、ネット暫定値）となり、前年同様、第8位の援助国である。ODAのGNI比は0.31%（出典：DAC）である。ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については達成期限を設定していない。2012年度の国際援助予算は政府の歳出削減方針により、9.7%の削減となった。

3. 重点分野

(1)　二国間・多国間の割合

2011年のカナダの援助総額のうち、二国間援助の割合は73%（約26.3億米ドル）、多国間機関を通じた援助の割合は20%（7.7億米ドル）となっている。2009年、CIDAの「援助効率に関する行動計画2009-2012」(注5)は、2010/2011年度までに、二国間援助の80%を20か国・地域に集中させるとの目標を掲げ、2011年は88%を20か国・地域に集中させた。カナダの最大の二国間援助の対象国はアフガニスタン、第2位はハイチ。

(2)　地域別実績

アフリカ（50%）、アジア（24%）、米州（20%）、中東（3%）、東欧（2%）(注6)。

(3)　重点分野

カナダ政府の援助の5分野は、「食糧安全保障の強化」、「子供および若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」、「民主主義と人権」および「安全と安定」。

実施体制

(1)　開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるCIDAが管轄しており、2010/2011年度の政府開発援助執行総額の約70%を占める。ただし、事業実施の主体はNGO、

注1：議会への年次報告書2010/2011年度版（Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2010～ 2011）、統計報告書（Statistical Report on International Assistance）等の公開文書は、CIDAのホームページ（http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-216144310-R5J）で入手可能。

注2：重点対象20か国
アジア（アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム）
アフリカ（エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア）
中南米（ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー）
その他（ウクライナ、パレスチナ自治区）
2012～ 2013年度「CIDA事業計画・優先事項報告書」（http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA_nsf/eng/CAR-326103431-K4M）

注3：2012～ 2013年度「CIDA事業計画・優先事項報告書」（http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA_nsf/eng/CAR-326103431-K4M）

注4：重点国指定を外す4か国：ペルー、タンザニア、モザンビーク、エチオピア

注5：援助効率に関する行動計画2009～ 2012（CIDA's Aid Effectiveness Action Plan（2009-2012）（http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/FRA-825105226-KFT）。

注6：議会への年次報告書2010/2011年度版（Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2009～ 2010（http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-216144310-R5J）。

＊　カナダの会計年度は、4月1日から翌年3月31日まで。

大学等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。

その他の主要連邦政府機関としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省（同17%）、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省（同6%）、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とするカナダ国際開発研究センター（同3%）などがある。

CIDAは当初、外務国際貿易省の一部局として設立されたが、1968年にカナダの政府開発援助を主導するために同省から独立して設置された。2008年の「政府開発援助説明責任法」成立以前は、CIDAの責任を明確にした法的文書が存在しなかったが、同法成立後、法的には国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられるが、実質的には、議会への説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、権限が強化され、カナダの政府開発援助を主導する機関となった。

(2) 援助政策の立案や支援に関する決定はCIDA主導で行うが、国際的に重要な事案（大規模自然災害、脆弱（ぜいじゃく）国復興支援等）は、首相府の調整の下、関係省庁が連携する。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月にアフガニスタン・タスクフォースが枢密院に設置され、CIDA、外務国際貿易省、国防省、公共安全省の間の連携を図っている。

(3) CIDAの職員数は、1798人、そのうち在外勤務は168人（いずれも2011年2月現在）。

援助実施体制図

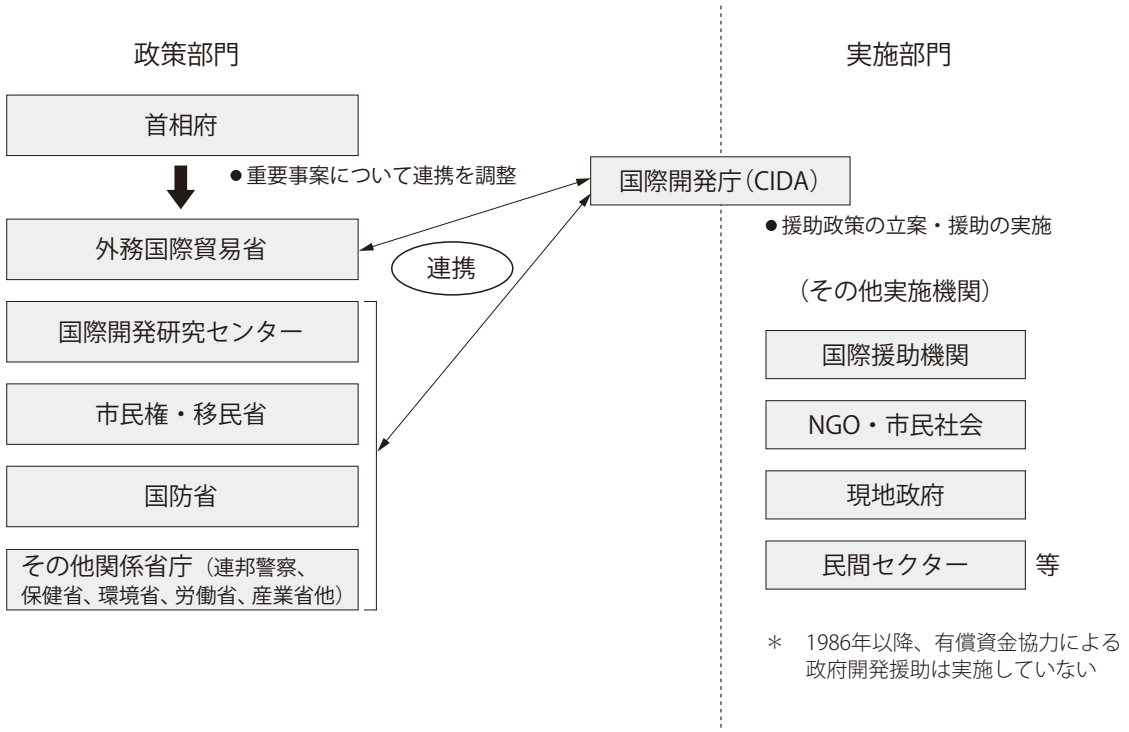

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	207.86	6.2	1	アフガニスタン	232.58	7.4	1	ハイチ	458.87	11.7
2	エチオピア	152.55	4.5	2	ハイチ	119.72	3.8	2	アフガニスタン	267.12	6.8
3	イラク	152.00	4.5	3	スーダン	105.04	3.3	3	エチオピア	140.38	3.6
4	ハイチ	147.57	4.4	4	ガーナ	99.80	3.2	4	ガーナ	114.20	2.9
5	マリ	99.12	2.9	5	タンザニア	93.98	3.0	5	タンザニア	111.55	2.8
6	スーダン	83.91	2.5	6	エチオピア	87.18	2.8	6	スーダン	108.27	2.8
7	インドネシア	82.41	2.4	7	マリ	83.46	2.7	7	パキスタン	101.85	2.6
8	バングラデシュ	82.06	2.4	8	モザンビーク	75.15	2.4	8	マリ	96.04	2.4
9	モザンビーク	77.23	2.3	9	セネガル	54.49	1.7	9	バングラデシュ	86.11	2.2
10	ガーナ	74.01	2.2	10	バングラデシュ	52.45	1.7	10	モザンビーク	82.00	2.1
10位の合計		1,158.72	34.4	10位の合計		1,003.85	32.0	10位の合計		1,566.39	39.9
二国間ODA合計		3,366.67	100.0	二国間ODA合計		3,141.01	100.0	二国間ODA合計		3,926.40	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

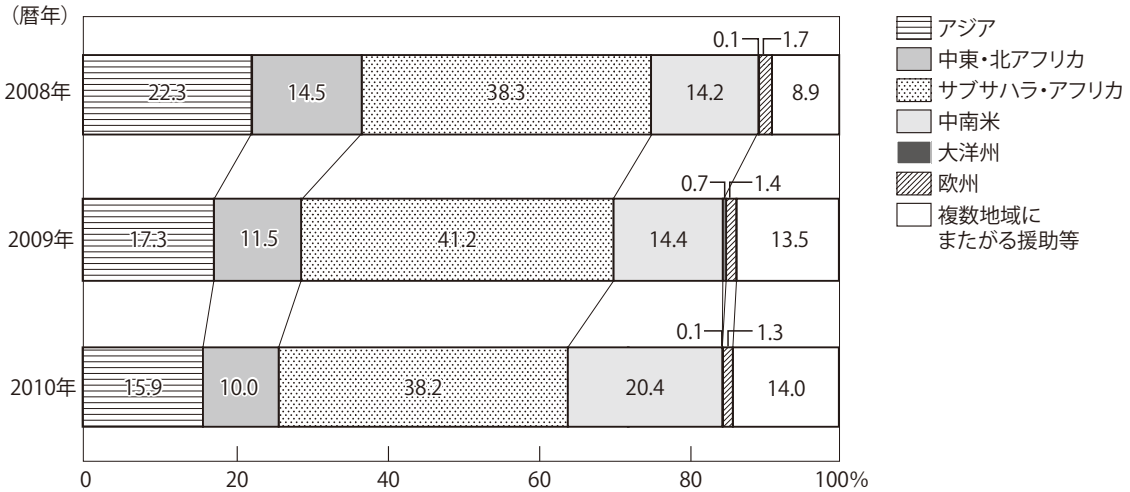

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

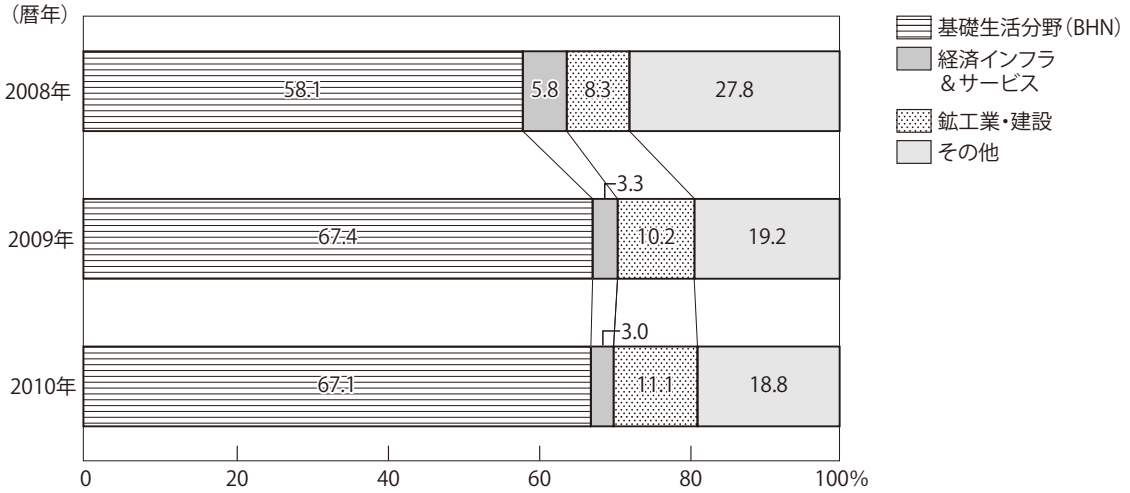

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

8 ノルウェー

援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標（MDGs）達成のため政府開発援助（ODA）額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2010年には実績値で1.1%を達成した。なお、2012年のODA予算額は同年のGNI見込額の1.03%に相当する278億ノルウェー・クローネ（NOK）。

援助の内訳（2011年）については、二国間直接援助は総額の47%、国際機関への拠出は48%であった。国連諸機関を通じた援助を重視しており、赤十字やノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

援助額（2011年）は、地域別ではアフリカ（二国間援助総額の62.1%）およびアジア（21.9%）となっており、国別ではブラジル、アフガニスタン、タンザニア、パレスチナ地域およびモザンビークが上位。また、2012年の重点国として、アフリカ12か国（ブルンジ、エチオピア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、スーダン、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびジンバブエ）、アジア5か国（アフガニスタン、ネパール、パキスタン、スリランカおよび東ティモール）およびパレスチナ地域が挙げられている。

優先分野は①環境および持続可能な開発、②平和構築、人権および人道支援、③石油開発関連およびクリーン・エネルギー、④女性および男女共同参画、⑤グッド・ガバナンスおよび腐敗対策、⑥保健関連ミレニアム開発目標である。

特に気候変動を含む環境問題ならびにMDGs4および5（幼児死亡率削減および妊産婦の健康の改善）については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油（Oil for Development）イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入が国民に裨益（ひえき）するよう（自国の貧困対策資金への充当等）、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。この中で採取産業透明性イニシアティブ（EITI）にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

実施体制

ODAを所掌する外務省と、同省が所管するノルウェー開発協力庁（NORAD）が援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（NorFund）がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省（主に在外公館）で実施される。外務省における援助関係者は在外公館における援助関係要員も含め約560名。外務省には外務大臣および開発援助大臣の2大臣が存在し、両大臣の協議を経て、外務省が援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は上記2大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORAD（職員数約230名）は、援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2011年末現在、NorFundの投融資件数は99件、金額は約76億NOKである。

● ホームページ

・ノルウェー外務省（開発援助関連ページ）
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
・NORAD　http://www.norad.no/
・NorFund　http://www.norfund.no/

援助実施体制図

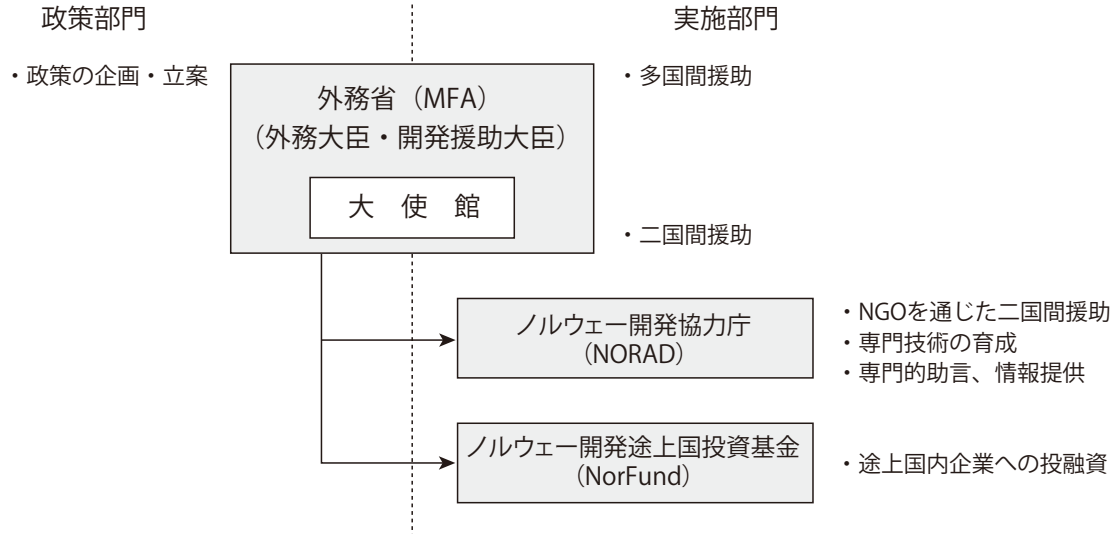
政策部門
実施部門
・政策の企画・立案
外務省（MFA）
（外務大臣・開発援助大臣）
大　使　館
・多国間援助
・二国間援助
ノルウェー開発協力庁
（NORAD）
・NGOを通じた二国間援助
・専門技術の育成
・専門的助言、情報提供
ノルウェー開発途上国投資基金
（NorFund）
・途上国内企業への投融資

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	129.05	4.2	1	タンザニア	116.42	3.7	1	ブラジル	245.43	6.9
2	タンザニア	127.65	4.1	2	アフガニスタン	115.93	3.7	2	タンザニア	123.95	3.5
3	スーダン	119.84	3.9	3	［パレスチナ自治区］	100.14	3.2	3	アフガニスタン	120.18	3.4
4	［パレスチナ自治区］	115.78	3.8	4	スーダン	92.09	2.9	4	スーダン	116.70	3.3
5	モザンビーク	96.67	3.1	5	モザンビーク	80.41	2.5	5	［パレスチナ自治区］	109.51	3.1
6	ウガンダ	74.98	2.4	6	ウガンダ	67.32	2.1	6	パキスタン	83.12	2.3
7	ザンビア	73.27	2.4	7	マラウイ	63.63	2.0	7	モザンビーク	73.69	2.1
8	マラウイ	64.45	2.1	8	ザンビア	62.69	2.0	8	ウガンダ	71.45	2.0
9	セルビア	46.54	1.5	9	パキスタン	46.57	1.5	9	ハイチ	66.78	1.9
10	ソマリア	44.18	1.4	10	ネパール	45.31	1.4	10	マラウイ	64.71	1.8
10位の合計		892.41	29.0	10位の合計		790.51	25.0	10位の合計		1,075.52	30.2
二国間ODA合計		3,078.07	100.0	二国間ODA合計		3,163.65	100.0	二国間ODA合計		3,560.94	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

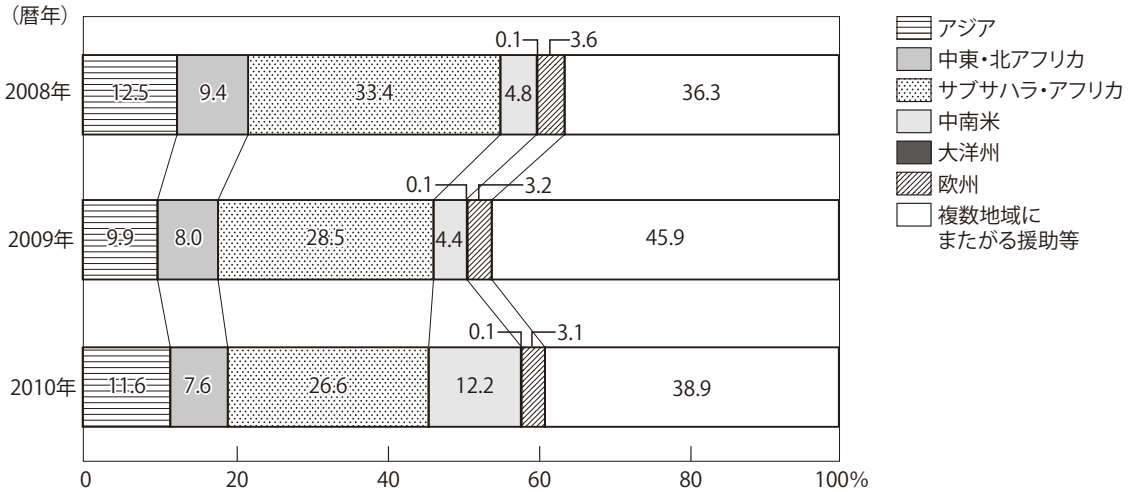

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

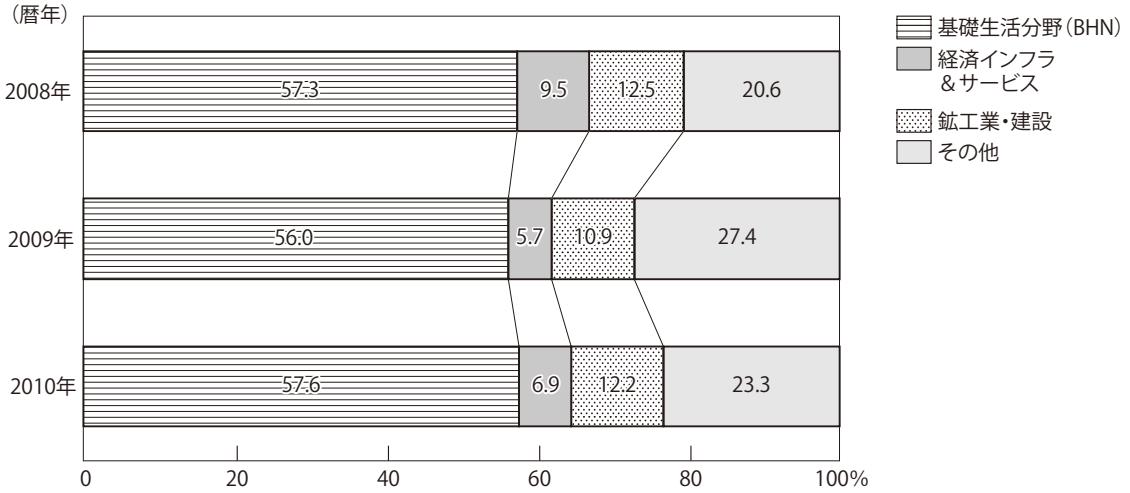

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

9 スウェーデン

援助政策等

1. 基本政策

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球的規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困者の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

2. 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力に割り当てることを目標としており、2011年度予算では352億スウェーデンクローネ（SEK）を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2011年の政府開発援助実績（DAC統計ベース：暫定値）は、56億0,624万ドル（対GNI比1.02%）、対前年比23.7%増であった。

(1) 主要分野

開発援助は次の3分野を優先分野としている。

① 民主主義と人権

－自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

② 男女平等と開発における女性の役割

－ミレニアム開発目標の達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

③ 環境と気候

－気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

(2) 地域別・分野別

スウェーデンは、国連のミレニアム開発目標（目標4：乳幼児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康改善、目標7：環境の持続可能性確保）の達成を促進するため、アフリカへの援助を重視している。このためスウェーデン国際開発協力庁（Sida(注)）の2011年予算の43%がサハラ砂漠以南のアフリカ諸国に向けられており、タンザニア、モザンビーク、スーダンなどが主要な援助受取国となっている。

これに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカであり（Sida予算の21%）、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ西岸・ガザ地区、イラクなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が59%を占めており、そのうち72%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は37%、専門家支援・養成が4%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権（28%）、人道的援助（19%）、保健（7%）、持続可能な社会の構築（8%）などとなっている。

NGOの活用については、2011年、Sidaの予算の11.0%に当たる19億スウェーデン・クローナがNGOに対し拠出されている。

なお、中小の開発援助関係のNGOからの補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」と称される15の大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣（国際開発協力担当）、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約30人）等が担当し、

注：HP：www.sida.se　年次報告有り（2008年以降は英語版なし）

二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発協力庁（Sida）が担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。

なお、Sidaの職員数は725人で、このうち140人が被援助国等海外で勤務している（2012年4月現在）。

2006年にスウェーデン開発評価庁（SADEV）が新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価することとなったほか、Sida自体も成果重視の運営を行うためのデータ・バンクシステムを構築し、2010年から運用を開始している。

援助実施体制図

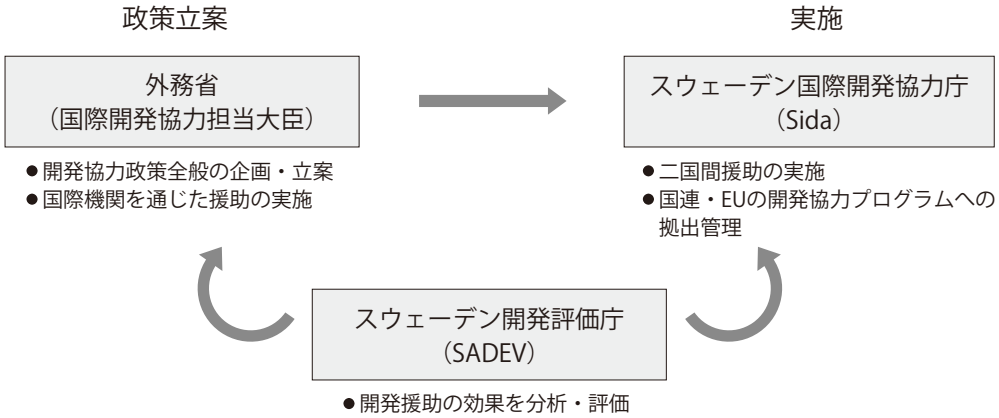

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	125.53	4.0	1	モザンビーク	98.86	3.3	1	タンザニア	95.80	3.3
2	モザンビーク	119.60	3.8	2	タンザニア	97.05	3.2	2	アフガニスタン	91.72	3.1
3	アフガニスタン	73.89	2.4	3	アフガニスタン	80.07	2.7	3	モザンビーク	84.54	2.9
4	［パレスチナ自治区］	71.81	2.3	4	［パレスチナ自治区］	66.88	2.2	4	コンゴ民主共和国	71.48	2.5
5	コンゴ民主共和国	67.96	2.2	5	ケニア	66.82	2.2	5	スーダン	59.12	2.0
6	ケニア	65.85	2.1	6	コンゴ民主共和国	61.65	2.0	6	［パレスチナ自治区］	58.51	2.0
7	スーダン	64.98	2.1	7	スーダン	54.65	1.8	7	ケニア	47.69	1.6
8	ウガンダ	64.07	2.0	8	ウガンダ	52.65	1.7	8	ウガンダ	43.29	1.5
9	ザンビア	51.54	1.6	9	バングラデシュ	46.43	1.5	9	パキスタン	42.51	1.5
10	エチオピア	46.94	1.5	10	エチオピア	44.60	1.5	10	ハイチ	40.31	1.4
10位の合計		752.17	23.9	10位の合計		669.66	22.3	10位の合計		634.97	21.8
二国間ODA合計		3,142.32	100.0	二国間ODA合計		3,009.02	100.0	二国間ODA合計		2,915.25	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

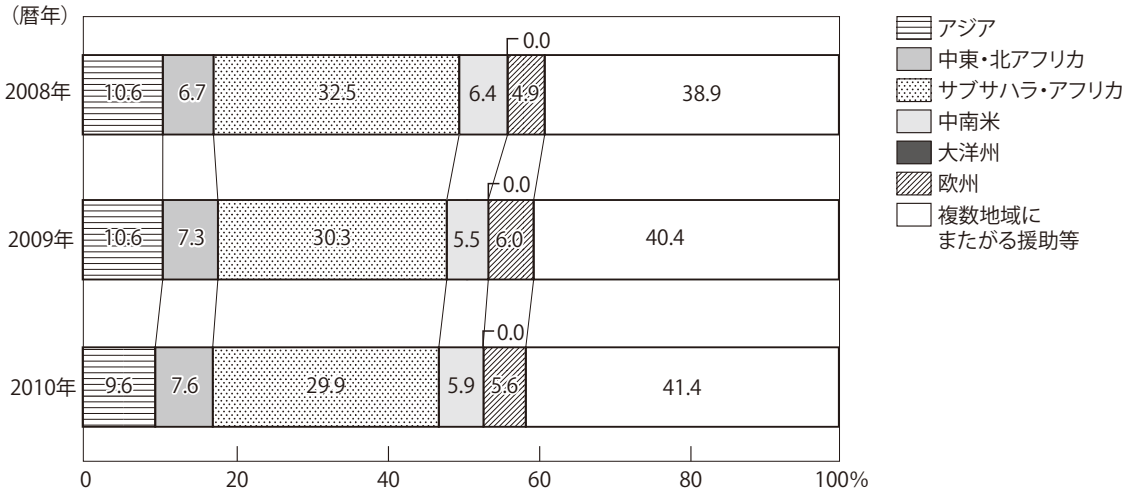

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

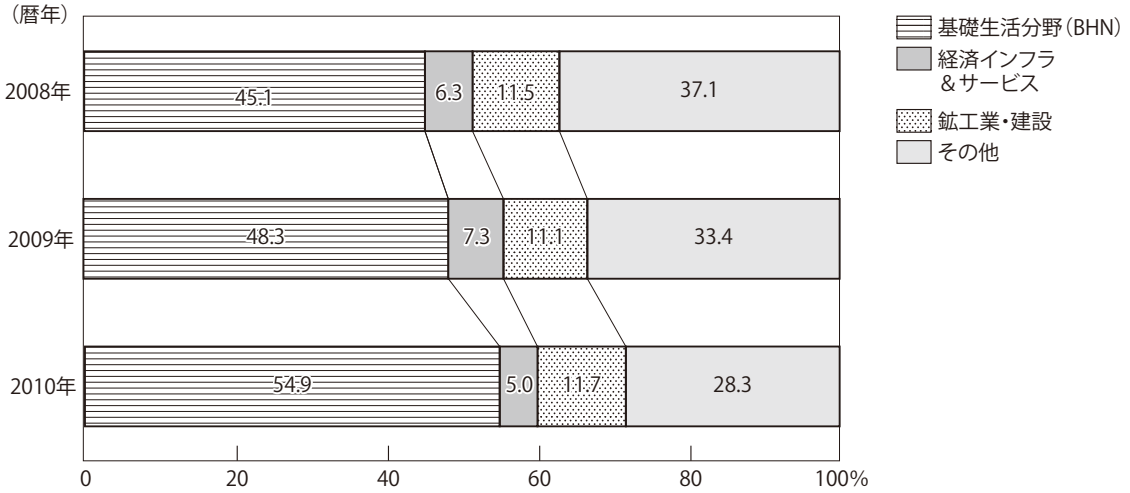

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑩ オーストラリア

援助政策等

現労働党政権は、2007年11月の政権発足当初から、オーストラリアの政府開発援助を2015～2016年度までに国民総所得（GNI）比0.5％に増額するとの公約を掲げてきており、2012年5月に発表された2012～2013年度(注)の予算においても、政府開発援助額は前年度予算の48億6,410万豪ドルから51億5,300万ドルへと4.0％増額した。しかし、世界的に経済が減速し政府の歳入が減少する中、現政権は、政府予算の財政黒字を維持するとの公約を守るため、政府関係機関の予算を軒並み削減しており、その増額幅は前年度の9.8％に比べて圧縮されている。その結果として、政府開発援助比のGNI比0.5％を達成する期限については2016～2017年度に後倒しされることになり、当初の達成期限であった2015～2016年度には同比0.45％が目指されることになっている。

2011年7月、オーストラリア政府は、新たな援助政策“オーストラリアにとっての効率的な援助プログラム：真の成果の達成に向けた変革の実現”とともに、この政策を実現するための4年にわたる予算戦略を含む“包括的な援助政策枠組み”を発表し、効率的・効果的な援助の実施を目指している。

この新たな援助政策に基づき、オーストラリアは、①命の救済、②あらゆる人のための機会の促進、③持続可能な経済開発、④効果的なガバナンス、⑤人道支援・災害対応、の5つを戦略的目標として掲げている。地域別に見ると、アジア大洋州地域を重視しており、特にインドネシア、パプアニューギニア、アフガニスタンおよびソロモンへ重点的に支援を行っている。

また、国際組織を通じた援助にも重点を置いており、予算の30％以上が国際機関を通じた援助に割り当てられている。世界銀行グループ、アジア開発銀行（ADB）、国連世界食料計画（WFP）、および、国連児童基金（UNICEF）が主なパートナーとなっている。

さらに、ボランティア派遣や、豪州のNGOとの協力プログラムの実施も重視されており、特にNGOとの協力については、1億1千万ドルの予算が計上された。

実施体制

オーストラリア国際開発庁（AusAID：Australian Agency for International Development）は、開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置された。行政機構上、AusAIDは外務貿易省から独立した機関となっているが、外務・貿易政策の一環として実施される開発援助政策の実施機関であり、責任大臣である外務大臣への報告義務を有していることから、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。援助政策の策定・実施に当たっては外務貿易省と緊密に報告・相談をしているほか、開発援助にかかわる主要省庁（農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省）との間では戦略的パートナーシップ協定（Strategic Partnerships Agreements）を締結し、必要に応じて省庁間会議（Inter Departmental Committee）を開催することで連携を保っている。また、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うことにより、援助活動のパートナーとしてNGOを取り込み、援助実施の円滑化を図っている。

AusAIDの本部は首都キャンベラに所在し、40の海外拠点に駐在員を派遣している。実員はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うち豪州政府職員227名、ローカル・スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月現在。2011～12年年次報告）である。

● **書籍等**

「Australian Agency for International Development Annual Report」（年次報告書）および「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」（予算書）を毎年発行。

● **ホームページアドレス**

・AusAID：http://www.ausaid.gov.au/

注：豪州の予算年度は、各暦年の7月から翌年6月までとなっている。

援助実施体制図

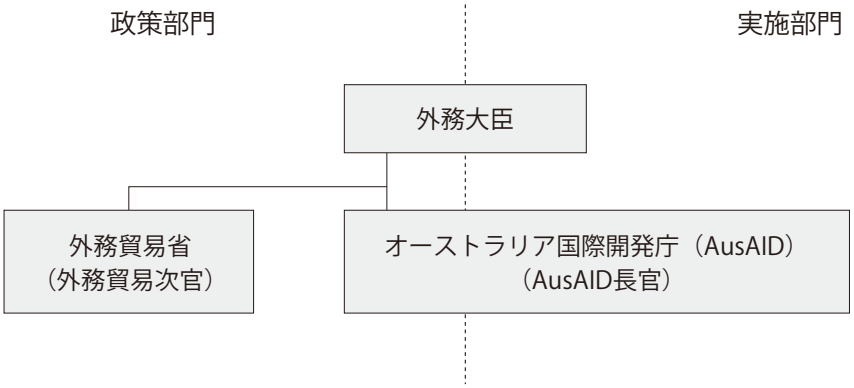

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	インドネシア	325.23	12.3	1	インドネシア	342.14	14.8	1	パプアニューギニア	386.94	11.9
2	パプアニューギニア	321.30	12.1	2	パプアニューギニア	301.85	13.1	2	インドネシア	356.20	11.0
3	イラク	269.93	10.2	3	ソロモン	168.78	7.3	3	ソロモン	254.00	7.8
4	ソロモン	185.84	7.0	4	アフガニスタン	96.74	4.2	4	東ティモール	124.01	3.8
5	アフガニスタン	138.44	5.2	5	フィリピン	94.77	4.1	5	ベトナム	119.83	3.7
6	ベトナム	78.37	3.0	6	ベトナム	64.12	2.8	6	パキスタン	113.49	3.5
7	東ティモール	74.48	2.8	7	東ティモール	60.71	2.6	7	フィリピン	106.17	3.3
8	フィリピン	74.28	2.8	8	イラク	52.18	2.3	8	アフガニスタン	99.18	3.1
9	ミャンマー	47.14	1.8	9	カンボジア	48.50	2.1	9	スリランカ	61.22	1.9
10	バングラデシュ	45.14	1.7	10	スリランカ	43.58	1.9	10	バヌアツ	55.96	1.7
10位の合計		1,560.15	58.8	10位の合計		1,273.37	55.1	10位の合計		1,677.00	51.7
二国間ODA合計		2,653.02	100.0	二国間ODA合計		2,311.80	100.0	二国間ODA合計		3,241.22	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

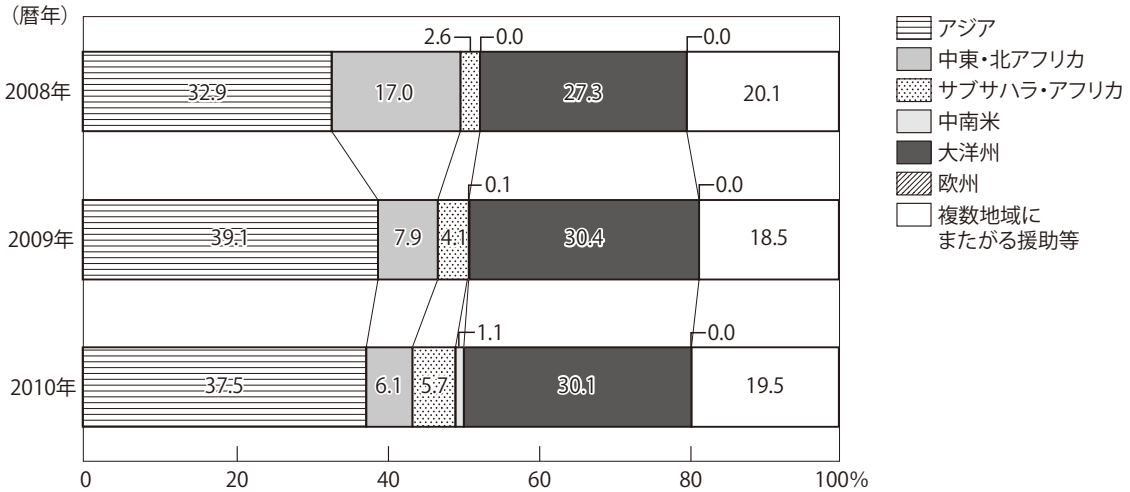

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

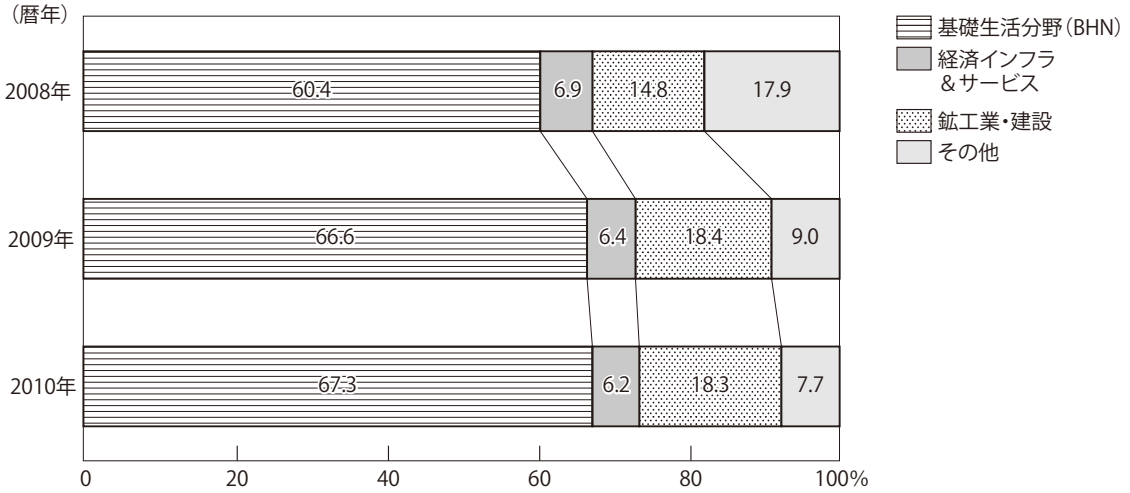

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑪ イタリア

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法（1987年）は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP（アフリカ・カリブ・太平洋）間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する（第1条）」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す（第2条）」としている。

2. 援助規模

2011年の政府開発援助実績は42億4000万米ドルで、対前年比で約37%増。また、政府開発援助の対GNI比は前年から0.04%増加し0.19%。

3. 対象分野・実施方針

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、外務省を主とする関係省庁の開発援助全般を指導・調整するために2011年11月に新設された国際協力担当大臣のほか、経済・財政省、経済振興省関係者等が参加する。「開発援助ガイドライン2012年～2014年」は、援助政策は、責任の共有および全援助関係者間の透明性の高い協調という価値に基づき、案件の費用対効果を重視しつつ策定されるとしている。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次がバルカン・地中海・中東地域。優先分野は（a）農業、食料安全保障、（b）人間開発（保健、教育、訓練）、（c）ガバナンスおよび市民社会、（d）民間セクターの内発的、包括的、持続可能な発展、（e）分野横断的な問題（女性のエンパワメント、社会的弱者保護、環境問題、文化財の保護等）。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない。

実施体制

1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助（有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係）および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は427名（2012年6月）である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに41名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に32名の専門家が配置されている。専門家が設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、民間銀行（Artigiancassa銀行）が、外務省の要請に基づき、経済・財政省の許可の下にこれらの業務を行っている。

実施機関である外務省開発協力総局のホームページはwww.cooperazioneallosviluppo.estri.it/pdgcs/

援助実施体制図

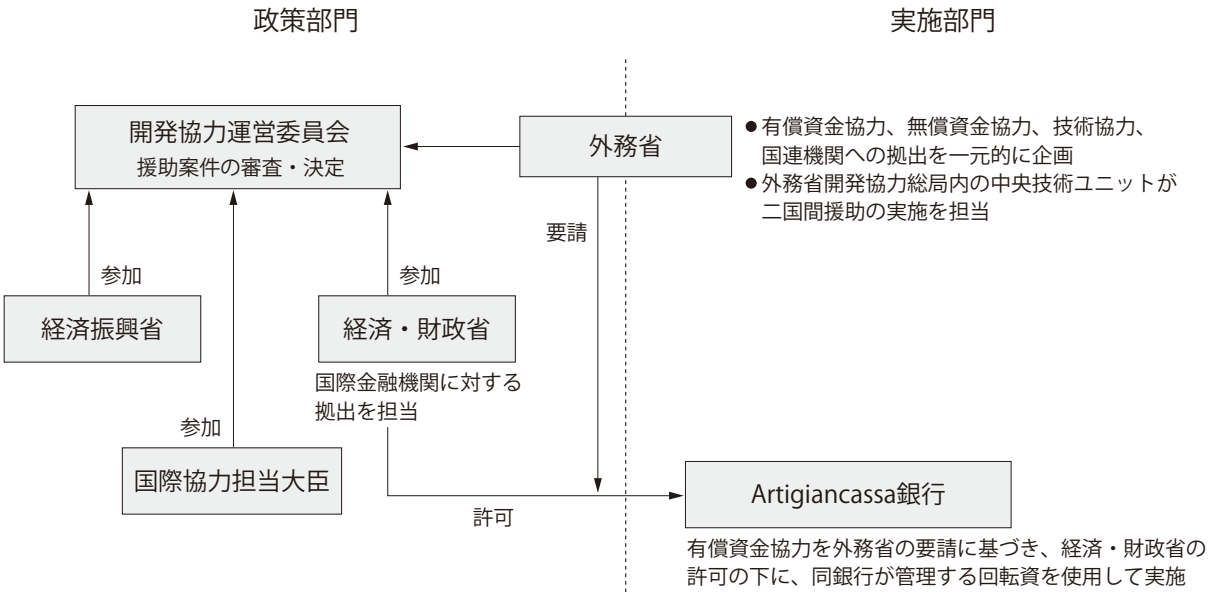
政策部門
実施部門
開発協力運営委員会
援助案件の審査・決定
外務省
●有償資金協力、無償資金協力、技術協力、国連機関への拠出を一元的に企画
●外務省開発協力総局内の中央技術ユニットが二国間援助の実施を担当
要請
参加
参加
経済振興省
経済・財政省
国際金融機関に対する拠出を担当
参加
国際協力担当大臣
許可
Artigiancassa銀行
有償資金協力を外務省の要請に基づき、経済・財政省の許可の下に、同銀行が管理する回転資を使用して実施

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	845.05	46.0	1	リベリア	75.41	8.6	1	コンゴ共和国	97.46	12.8
2	アフガニスタン	116.71	6.3	2	アフガニスタン	67.41	7.7	2	ハイチ	63.07	8.3
3	［パレスチナ自治区］	70.30	3.8	3	コートジボワール	65.97	7.5	3	アルバニア	54.80	7.2
4	エチオピア	65.86	3.6	4	エチオピア	53.97	6.2	4	赤道ギニア	54.65	7.2
5	レバノン	63.63	3.5	5	［パレスチナ自治区］	39.51	4.5	5	アフガニスタン	54.34	7.2
6	スーダン	35.10	1.9	6	アルバニア	37.40	4.3	6	モザンビーク	35.32	4.7
7	モザンビーク	34.55	1.9	7	コンゴ共和国	28.96	3.3	7	［パレスチナ自治区］	35.04	4.6
8	アルバニア	33.58	1.8	8	レバノン	28.26	3.2	8	レバノン	23.87	3.1
9	ｾﾝﾄｸﾘｽﾌｧｰ・ﾈｰｳﾞｨｽ	33.53	1.8	9	モザンビーク	24.81	2.8	9	エチオピア	18.31	2.4
10	アンゴラ	32.01	1.7	10	スーダン	19.79	2.3	10	スーダン	12.77	1.7
10位の合計		1,330.32	72.4	10位の合計		441.49	50.5	10位の合計		449.63	59.2
二国間ODA合計		1,838.26	100.0	二国間ODA合計		874.73	100.0	二国間ODA合計		759.15	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

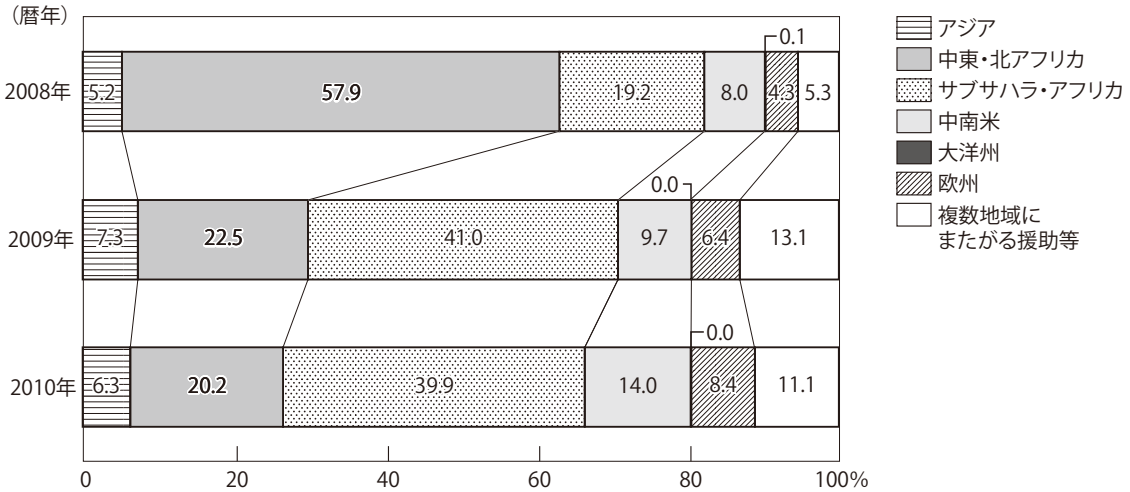

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

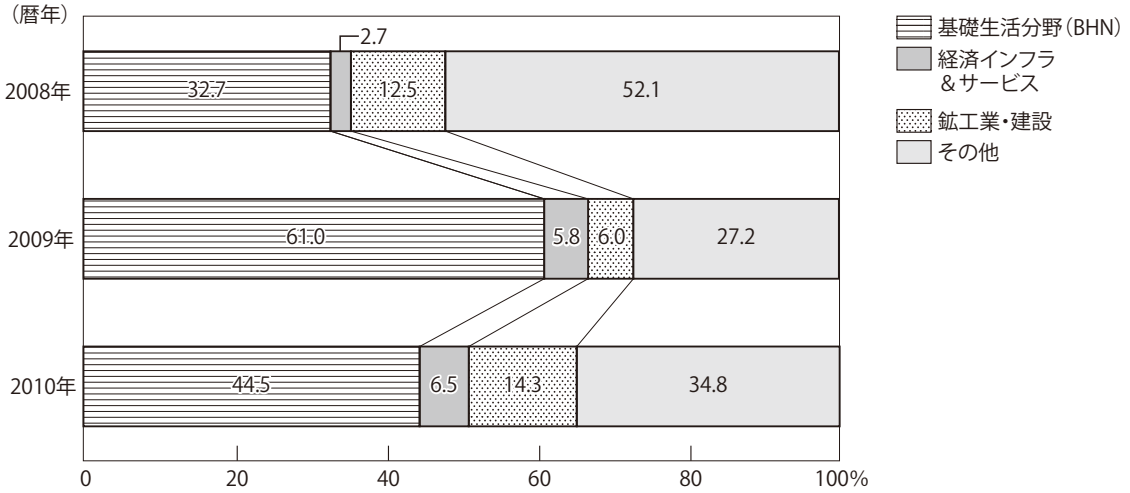

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

12 ベルギー

援助政策等

1. 総論

(1) 連邦制を採っているベルギーでは、外務省等連邦政府機関のほか、フランドル政府（フランドル対外庁）、ワロン地域政府・仏語共同体政府（ワロン－ブリュッセル・インターナショナル）も各々の政策に基づき政府開発援助を実施している。

ただし、約20億1,450万ユーロ（2011年度暫定値）におよぶベルギーの政府開発援助総額のうち、96%以上を連邦政府が占めていることから、以下ではベルギーにおける援助政策の中心を担う連邦政府について述べる。

なお、ベルギーは、2002年の法律で、2010年までに開発援助総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、2011年度で対GNI比0.53%であり、目標を達成することはできていない。

(2) ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、政府開発援助については、これら目標達成のための非常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギー連邦政府は、1999年に、連邦政府の援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律（Law on Belgian International Cooperation）を制定した。同法では、援助の目的、戦略、対象地域および分野等に関する基本的方針が定められている(注)。また、ベルギーは、ミレニアム開発目標（MDGs）を援助政策の中心的な規範として重要視しているほか、援助効果向上に関するパリ宣言（2005年）やEUが発出した“The European Consensus on Development”（2007年）のような国際的イニシアティブを考慮しつつ援助政策を策定している。

2. 重点施策

ベルギー連邦政府は、1999年ベルギー国際協力に関する法律、および2003年閣議決定により、援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域（うち13か国がアフリカ）を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。ベルギー外務省開発総局（DGD）が持つ援助予算全体の約36%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ（民）、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。コンゴ（民）に対する援助が最大であり、援助予算全体の約17.9%を占めている（2010年）。

また、分野面については、上記法律により、①基本的医療、②教育と訓練、③農業と食の安全、④基本的インフラの整備、⑤紛争予防と社会統合の5分野に絞られている。さらに、これら5分野を横断するものとして、①ジェンダー、②環境、および③社会経済に係る視点を重要視している。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局（DGD）が援助政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣が、DGDの補佐の下、援助政策の基本的枠組を決定している。また、ベルギー技術協力公社（BTC）が実施機関としてその役割を担っている。

政府開発援助を担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め約160名（2012年6月現在）。実施機関であるベルギー技術協力公社（BTC）は、海外勤務者を含め1,421名（2012年6月現在）。

援助対象国の在外公館に配置されている国際協力アタッシェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間のコーディネート等の業務を行っている。

2. 実施機関

援助の実施は、1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社（BTC）に委ねられており、ベルギー連邦政府は、同公社の運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助プロジェクトは、同公社が実施する全プロジェクトの87%を占めている。また、同公社は、ベルギー連邦政府のみならず、欧州委員会、世界銀行等とも共同で経済協力プロジェクトを実施している。なお、同公社は、20か国で200以上のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。

注：同法では、ベルギーの政府開発援助の目的を、貧困の削減による持続可能な人間開発、民主主義および法の支配の発展および確立、人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重に向けた貢献である旨定めている。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、連邦政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、外務省開発総局は、NGO関連の支出（プロジェクトを通じた支出、補助金等）を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

● ホームページ

・ベルギー外務省開発総局：
http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation
＊白書・年次報告書は上記アドレスの "publications and documentation"の項目から閲覧可能。

・ベルギー技術協力公社：
http://www.btcctb.org/en/home

・フランドル対外庁：
http://iv.vlaanderen.be/nlapps/default.asp
＊白書・年次報告書は上記アドレスの "Publications"の項目から閲覧可能。

・ワロン－ブリュッセル・インターナショナル：
http://www.wbi.be

援助実施体制図

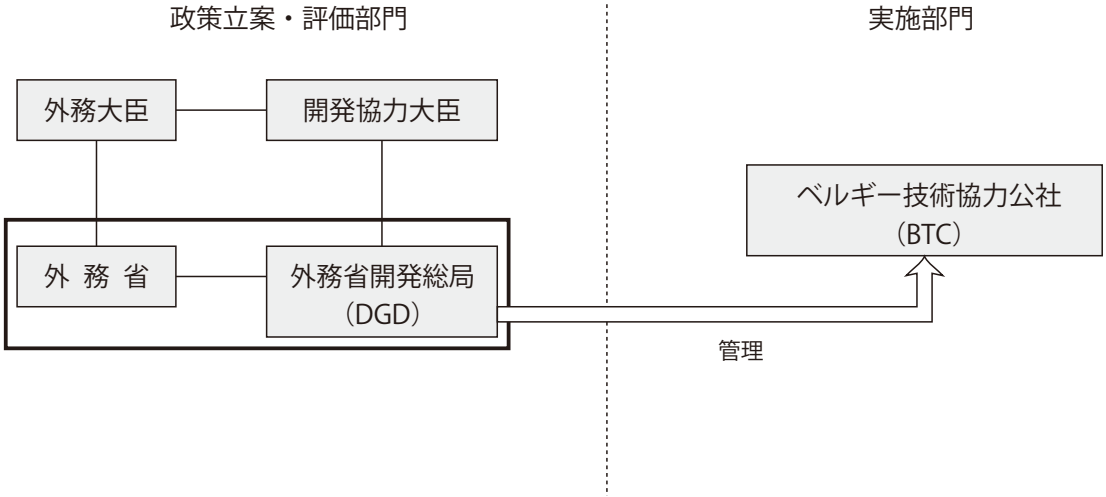

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	174.38	12.7	1	コンゴ民主共和国	177.02	11.2	1	コンゴ民主共和国	648.80	31.6
2	イラク	103.76	7.5	2	ルワンダ	82.19	5.2	2	ルワンダ	70.32	3.4
3	ルワンダ	65.24	4.7	3	トーゴ	62.40	3.9	3	ブルンジ	56.88	2.8
4	ブルンジ	58.16	4.2	4	ブルンジ	52.19	3.3	4	コンゴ共和国	56.76	2.8
5	[パレスチナ自治区]	30.33	2.2	5	コートジボワール	37.68	2.4	5	ニジェール	34.81	1.7
6	ペルー	29.81	2.2	6	ケニア	28.38	1.8	6	モザンビーク	33.97	1.7
7	ベトナム	27.77	2.0	7	ニジェール	26.32	1.7	7	ガーナ	30.07	1.5
8	モザンビーク	25.87	1.9	8	ベナン	25.58	1.6	8	ベナン	28.97	1.4
9	マリ	23.40	1.7	9	ボリビア	24.80	1.6	9	ウガンダ	28.30	1.4
10	ベナン	21.92	1.6	10	ベトナム	24.22	1.5	10	ハイチ	25.18	1.2
10位の合計		560.64	40.7	10位の合計		540.78	34.1	10位の合計		1,014.06	49.4
二国間ODA合計		1,376.05	100.0	二国間ODA合計		1,585.06	100.0	二国間ODA合計		2,051.41	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

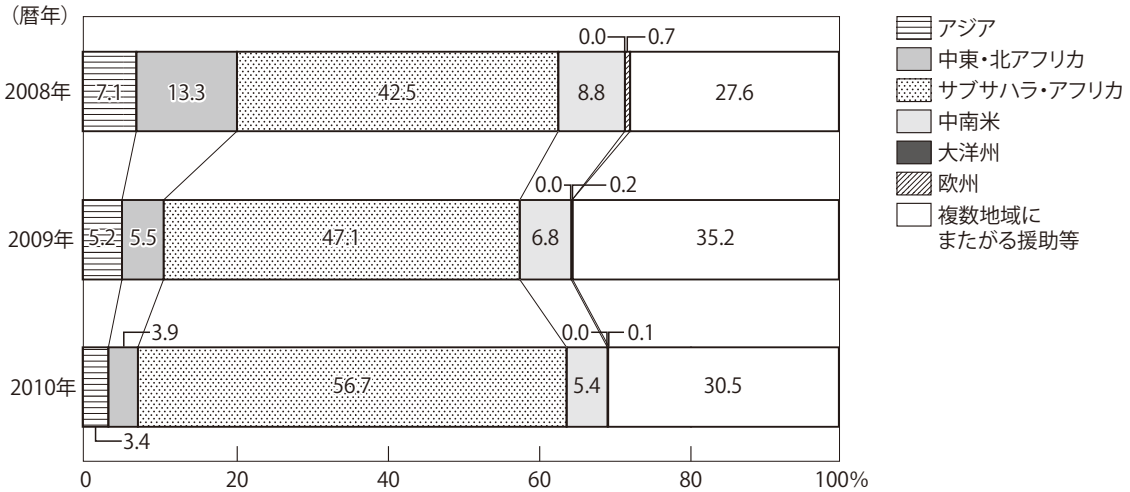

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

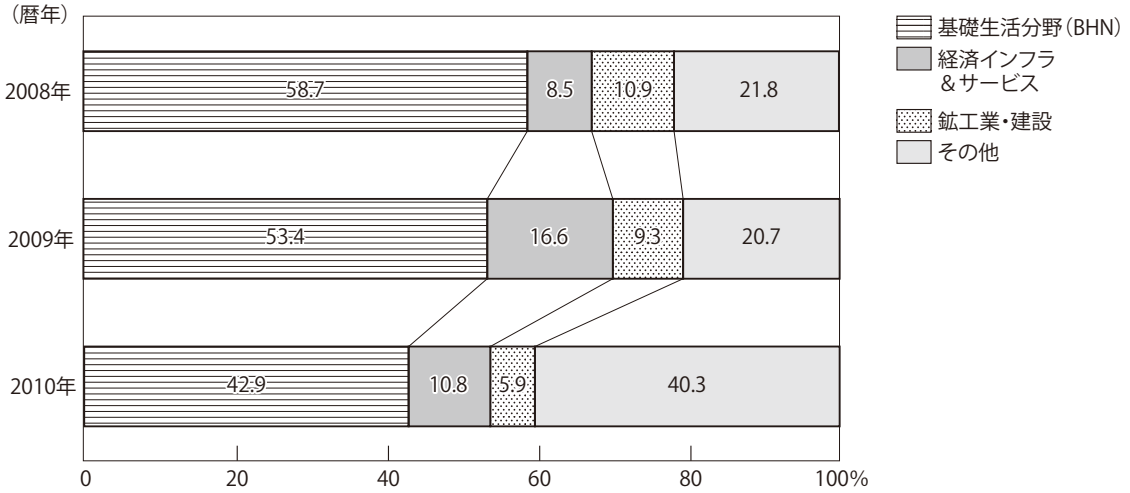

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑬ デンマーク

援助政策等

1. 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標（MDGs）で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2011年度はGNI比0.85%である。

2000年に作成され、実施されてきた長期的なデンマーク開発協力戦略「パートナーシップ2000」の後継として、2010年6月、デンマーク政府は新開発協力戦略「貧困からの解放－変革のための自由（Freedom from Poverty – Freedom to Change）」を打ち出した。同新戦略では、引き続き貧困削減をその中核としつつ、以下5分野を優先的政策対象として明記している。政府は、これら優先的5分野への開発協力につき今後具体的実施計画作成や予算配分を行うとしている。

① 自由、民主主義、人権
② 成長と雇用
③ ジェンダーの平等、女性の権利
④ 脆弱（ぜいじゃく）国家、紛争被害国家
⑤ 持続可能な開発（環境と気候変動）

2011年10月、デンマークでは社会民主党を中心とした新たな政権が発足し、今後2012年以降に向けた新たな開発協力戦略を打ち出す予定である。同新戦略では引き続き貧困削減がその中核とされる見通しで、2011年12月には優先的政策対象として以下4分野を発表した。

① 食品安全、農業発展および人々の将来的な危機対応能力の基礎的強化
② 自然エネルギーへのアクセスを含むグリーン成長および持続可能性
③ 人権、民主主義および特に女性の人権へ焦点を当てたガバナンスの強化の推進
④ 紛争地域における人々の保護と安定化のための取組の集中化

2. 援助対象地域

2011年度政府開発援助実績における二国間援助の比率は約74%である。2011年実績の地域向け援助の約64%が対アフリカ援助である。政府は2009年5月に発表された政府主導の「アフリカ委員会」報告書（民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべきとの勧告を出した）のフォローアップとして、引き続き対アフリカ援助を増強する計画である。

これまでデンマークのパートナー国（開発援助対象国）は26か国であったが、より少ない国および機関に対するより強力な関与はインパクト、より良い成果、そして新たな取組の余地を生むとの立場から、デンマークはパートナー国の絞り込みを実施中である。デンマークは、既にザンビア、ベナン、カンボジア向け援助を段階的に廃止し、ベトナム、ブータン、ニカラグア、ボリビアに対する援助の段階的廃止を実施中である。その結果、デンマーク開発援助のパートナー国数は19か国になる予定。また同措置により生じる余剰資金は、デンマークのより強力なアフリカ関与に振り向けられる。

実施体制

デンマーク外務省は2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南総局の二本立ての組織が、地域および案件ごとの局（Center）型組織に再編された。外務省付きの開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣の責任の下で一元的に担当されている。デンマークの開発協力活動はDANIDA（Danish International Development Assistance）の名で総称されている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策局（Center for Development Policy）が中心となって行い、個別事業案件の計画・実施は在外公館（援助対象国所在の大使館、国際機関代表部）に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。

デンマークはNGOの活用にも積極的で、援助総額の約6.2%がデンマークのNGOを通じて実施されている。

● ホームページ

・デンマーク外務省：http://www.um.dk/en
（政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能）

援助実施体制図

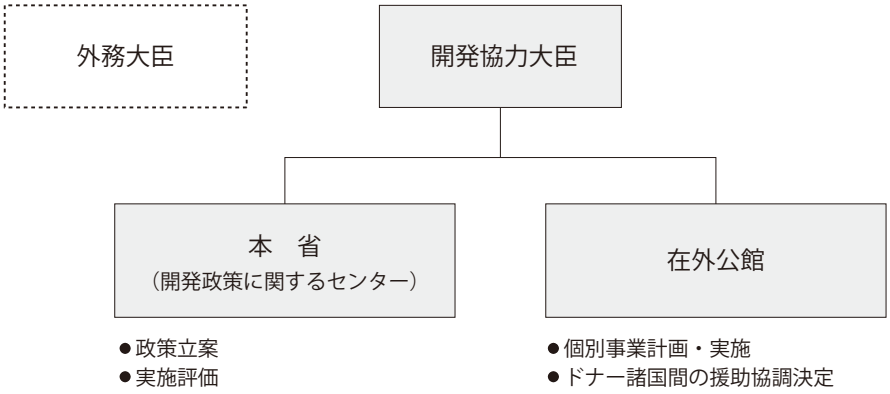
外務大臣
開発協力大臣
本　省
（開発政策に関するセンター）
在外公館
●政策立案
●実施評価
●個別事業計画・実施
●ドナー諸国間の援助協調決定

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	119.24	6.5	1	タンザニア	106.85	5.6	1	タンザニア	129.39	6.1
2	モザンビーク	87.28	4.8	2	モザンビーク	104.54	5.5	2	ガーナ	101.17	4.8
3	ウガンダ	82.58	4.5	3	ウガンダ	93.47	4.9	3	モザンビーク	85.30	4.0
4	ナイジェリア	81.56	4.5	4	ガーナ	88.14	4.6	4	バングラデシュ	84.10	4.0
5	ベトナム	80.34	4.4	5	アフガニスタン	86.01	4.5	5	ウガンダ	77.01	3.7
6	ガーナ	77.85	4.3	6	ベトナム	67.58	3.5	6	アフガニスタン	76.84	3.6
7	ケニア	59.31	3.2	7	ケニア	59.79	3.1	7	ベトナム	69.04	3.3
8	アフガニスタン	50.38	2.8	8	ベナン	51.36	2.7	8	ケニア	64.64	3.1
9	ベナン	48.15	2.6	9	ザンビア	47.82	2.5	9	ボリビア	40.50	1.9
10	エジプト	47.42	2.6	10	バングラデシュ	47.41	2.5	10	ベナン	39.11	1.9
10位の合計		734.11	40.2	10位の合計		752.97	39.5	10位の合計		767.10	36.4
二国間ODA合計		1,828.33	100.0	二国間ODA合計		1,905.45	100.0	二国間ODA合計		2,108.74	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

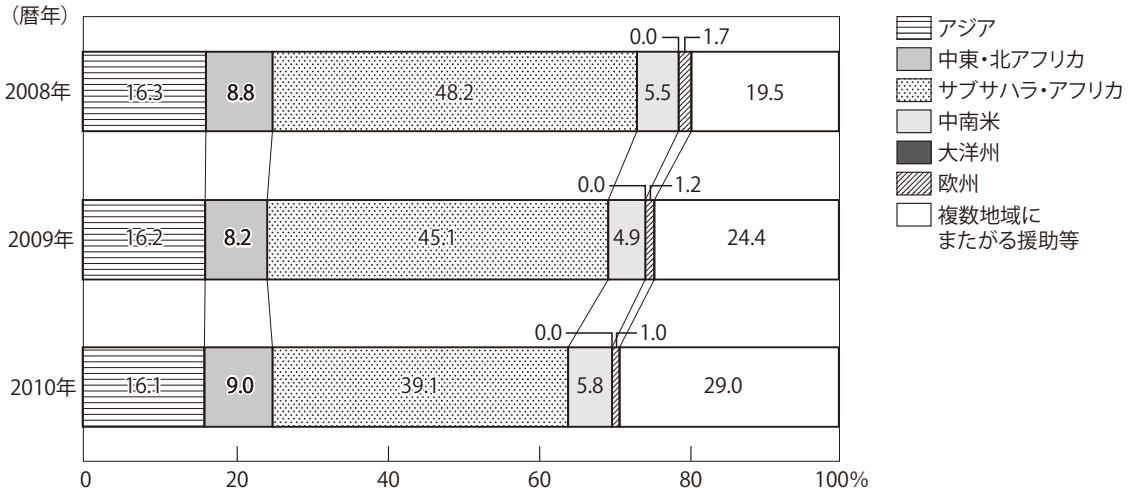

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

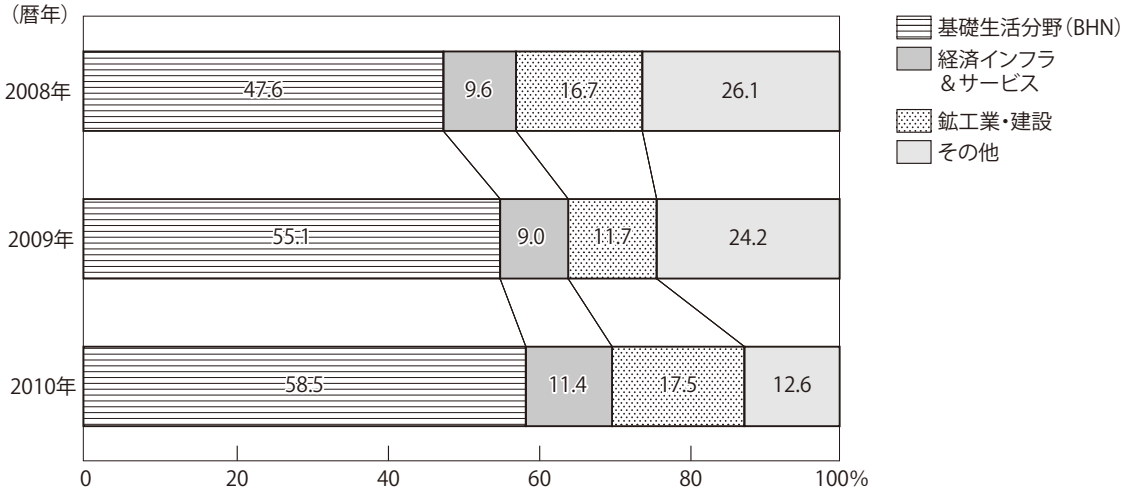

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑭ スイス

援助政策等

⑴　スイス政府の援助政策は、外交政策を達成するための重要なインストゥルメントの一つである。そのため政府が作成する「外交政策報告書」には、その時々の国際情勢を踏まえた援助政策の基本方針等に関する記述が含まれる。スイス政府の援助政策の法的根拠は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対するスイスの貢献につき定めるスイス憲法（第54条2）、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等に求められる。

⑵　分野別に見た場合の最優先分野は、「貧困の削減」である。これは、貧困こそが、国際社会が直面する多くの問題の根源であるとの理解に基づいている。スイス政府は、貧困削減を目指して最大限の効果を上げるべく、援助政策上重要であり、かつ、スイスが知見を有する次の分野において重点的な取組を行っている。
①食糧安全保障、②気候変動・環境問題、③水問題、④保健問題、⑤教育問題、⑥移民問題、⑦法の支配および民主化の促進、⑧ガバナンスの向上、⑨就業支援、⑩紛争の予防、⑪男女平等

⑶　政策実施に係る実務上の観点から優先地域・活動内容をまとめれば次のとおり。
①「地域協力」……中東、アフリカ、アジアおよびラテンアメリカを対象に実施。重点対象国を12か国に絞り込み、有限の資源を集中的に投入している。
②「地球規模の課題に関する協力」……国連の諸機関や世銀等との協力の下、主として気候変動問題、食糧安全保障、移民問題の分野で政策を実施している。
③「人道支援」……自然災害発生時等の直接支援や、人道分野で活動する援助機関に人的・資金的支援を行うことを通じ、人命救助や困窮の緩和に努めている。
④「東方協力」……西バルカン地域や旧ソ連諸国の民主化等を支援。拡大EUにおける社会的・経済的格差の是正のため新規EU加盟国に対する支援も実施している。

⑷　2011年のODA予算総額は、対前年比13.2％増となる27億3600万フランで、国民総所得（GNI）比は0.46％であった。政府および議会は、国連によるODA予算のGNI比0.7％への引き上げ要請を真摯（しんし）に捉えているが、短期間での達成は難しいとの認識であるため、当面の目標を2015年までのGNI比0.5％の達成に設定している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

⑴　スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、スイス外務省に所属する「開発協力局」（Swiss Agency for Development and Cooperation、略称SDC。独語略称のDEZAで呼ばれることも多い）である。SDCには、国内および国外（50か国以上に連絡事務所を設置）合わせて約600人の政府職員および約1000人の現地職員が所属しており、2011年の年間予算は17億3000万フランである。（ウェブサイト：www.deza.admin.ch）

⑵　SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはスイス経済省に属する「対外経済庁」（State Secretariat for Economic Affairs、略称SECO）である。SECOは、市場経済に基づく持続的な経済発展の促進および援助対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、主としてマクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。（ウェブサイト：www.seco.admin.ch）

⑶　上記のほか、具体的な援助内容に応じ、SDCは、環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携している。

⑷　なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」（Advisory Committee on International Development Cooperation）も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20人で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

⑴　スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織と位置づけられているのは、スイスの6大NGO（SWISSAID、BREAD FOR ALL、CARITAS、FASTENOPFER、HELVETAS、HEKS）が連携し結成したアンブレラ組織「アリアンス・シュド」（Alliance Sud）である。なお、個別具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。（ウェブサイト：

www.alliancesud.ch)。

(2) その他、案件次第では、大学や研究所等といった専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等との協力も行われている。

3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し、一般に公開している。

援助実施体制図

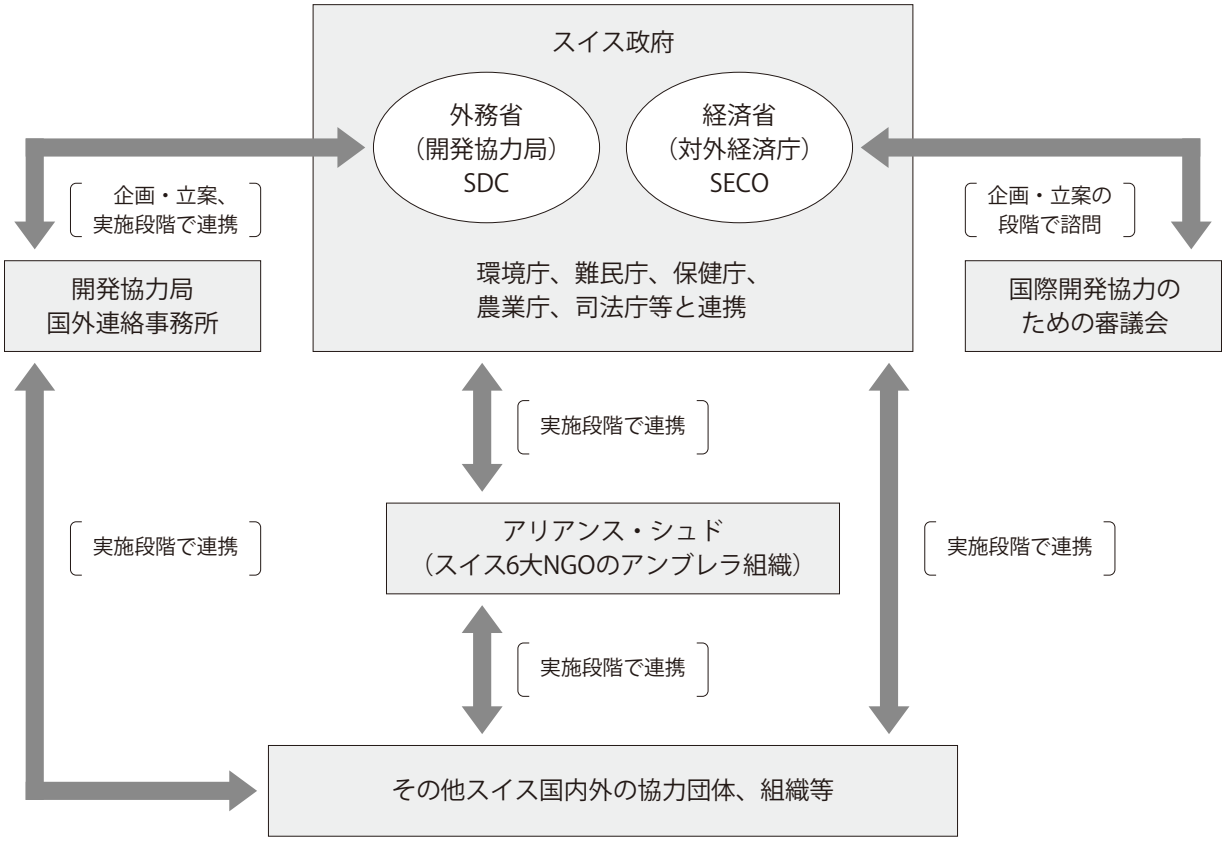

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	90.37	5.8	1	トーゴ	158.94	9.1	1	コソボ	52.71	3.1
2	セルビア	55.85	3.6	2	コソボ	44.99	2.6	2	モザンビーク	29.36	1.7
3	タンザニア	27.73	1.8	3	タンザニア	26.97	1.5	3	ブルキナファソ	28.20	1.6
4	ベトナム	25.02	1.6	4	ネパール	24.46	1.4	4	ネパール	27.94	1.6
5	モザンビーク	23.85	1.5	5	モザンビーク	24.16	1.4	5	ベトナム	25.80	1.5
6	ネパール	22.50	1.5	6	ブルキナファソ	23.72	1.4	6	パキスタン	23.66	1.4
7	ブルキナファソ	20.81	1.3	7	バングラデシュ	22.91	1.3	7	ハイチ	23.02	1.3
8	［パレスチナ自治区］	18.33	1.2	8	ペルー	22.23	1.3	8	ボリビア	21.59	1.3
9	ニカラグア	18.10	1.2	9	ベトナム	21.75	1.2	9	ペルー	21.35	1.2
10	バングラデシュ	17.88	1.2	10	［パレスチナ自治区］	20.38	1.2	10	バングラデシュ	21.03	1.2
10位の合計		320.44	20.7	10位の合計		390.51	22.3	10位の合計		274.66	16.0
二国間ODA合計		1,550.19	100.0	二国間ODA合計		1,750.60	100.0	二国間ODA合計		1,712.29	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

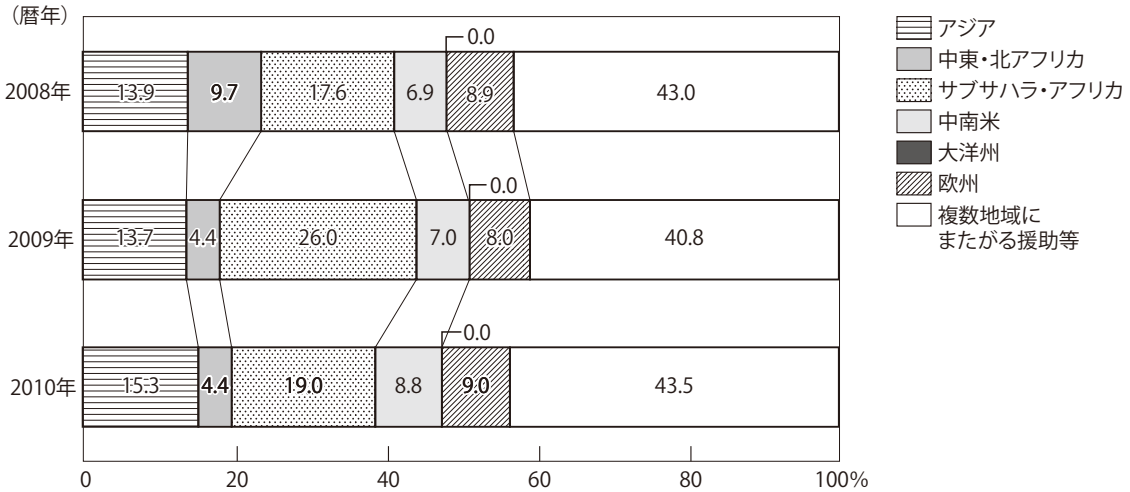

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

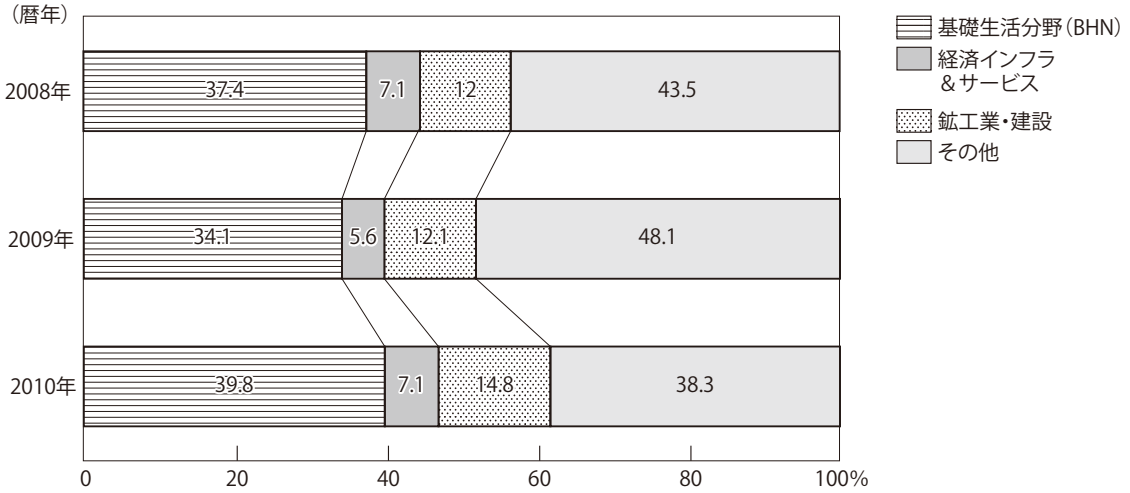

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑮ フィンランド

援助政策等

1. 開発政策プログラム

フィンランドの開発協力政策は、開発政策プログラム（2012年2月採択）に基づく(注1)。本プログラムは人権政策を優先視するハウタラ国際開発相の意向を強く反映し、人権の促進を基礎に置きつつ貧困根絶と経済的・社会的・生態学的に持続可能な開発の促進を目指したもの。人権重視の影響により、ニカラグアが長期パートナー国から外されることとなった。また、2015年以降フィンランドが国連ミレニアム開発目標（MDGs）後の目標策定に積極的に関与することを定めている。

2. 予　算

ODA予算は年間10億ユーロ程度である。2012年は11年から対GNI比（0.56%）を維持して1124百万ユーロ、12年から14年までユーロベースで維持し、15年は30百万ユーロ減額する予定。一方で現政府はODAの対GNI比0.7%達成を目指しており、特にEUにおいては2015年までのGNI比0.7%達成をコミットしているため、排出権取引で得た収入をはじめとした収入の多様化により、ODA実績額の対GNI比増加を図っている。

3. 重点地域・分野

二国間援助においては、7か国の長期パートナー国（エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、タンザニア、ベトナム、ザンビア）、および危機からの回復途上にある国・地域（アフガニスタン、パレスチナ、南スーダン）を指定し、特定国・地域に対象を絞った援助を実施。重点分野としては、①人権を促進する説明責任のある民主的な社会形成への支援、②天然資源の持続可能な管理・利用と環境保護、③人間開発に対する援助を行っている。また、①ジェンダー平等、②経済的・社会的格差の縮小、③気候の持続可能性を開発協力における分野横断的な目的とし、すべての国・分野における開発協力においてこれらが追求されることが義務付けられている。

4. 援助協調

パリ宣言、アクラ行動計画、釜山成果文書に沿って予測性、調和化、役割分担（DoL）を向上している。またDoLの向上の観点からEU各国との共同実施を推進、EU内での勧告に沿って二国間開発協力においてセクターを3つ以内に絞っている。

5. 多国間協力

EUのほか、北欧協力において援助協調を行う。国際機関を通じた開発協力においては、それぞれの機関の援助効果や効率性を審査し、協力する国際機関を絞る予定(注2)。

実施体制

フィンランドは、独自の開発協力実施機関を持たず、外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には開発協力大臣率いる国際協力局が担当している。ただしODAの中にはEU開発協力予算、難民受入れの費用など他省庁の所掌事項も一部ある。

ODAは、①特定国・地域対象協力、②国際機関経由協力、③EU経由協力、④人道支援、⑤NGO経由として実施される。特定国・地域対象協力に関しては、パートナー国・地域の開発計画に沿った方法で行われることが前提とされ、また他ドナーとの協調も図られている。伝統的にはプロジェクト型が最も主流であったが、近年はプログラム型にシフトしており、財政支援の増加にコミットしている。国際機関では、主に国連機関（UNDP、UNICEF（ユニセフ）、UNFPA、WFP）および世銀グループが拠出先となっている。NGOを経由したODA供与(注3)は任意政府譲渡法（2001年施行）に依拠して行われ、NGOの管理においては、管理手続き法（2003年施行）が遵守される。現在約300の国内NGOがフィンランドのODA実施に参加しているほか、パートナー国のNGOもODA供与を受けて人権、環境、障害者支援を行っており、またNGOの国際ネットワークであるKEPAの運営を支援している。

注1：開発協力に関わる基本法は無い。
注2：外務省は、毎年、「フィンランド開発協力」と題する年次報告書（英語版）を発行しているほか、テーマ別のパンフレットや評価報告書を英語で発行している。これらの報告書・パンフレットは、いずれも外務省ホームページ（http://formin.finland.fi）で閲覧可能である。
注3：2011年は88百万ユーロのODAがNGO経由で実施された。

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	42.79	6.2	1	タンザニア	55.65	7.0	1	タンザニア	47.92	5.7
2	モザンビーク	40.24	5.8	2	モザンビーク	42.77	5.4	2	モザンビーク	47.25	5.6
3	ベトナム	28.77	4.2	3	アフガニスタン	28.04	3.5	3	アフガニスタン	25.82	3.1
4	アフガニスタン	26.07	3.8	4	ベトナム	26.30	3.3	4	ケニア	25.76	3.1
5	ニカラグア	17.49	2.5	5	ザンビア	24.52	3.1	5	エチオピア	25.64	3.1
6	ネパール	17.22	2.5	6	エチオピア	23.49	3.0	6	ベトナム	25.19	3.0
7	セルビア	16.81	2.4	7	ネパール	19.95	2.5	7	ネパール	22.43	2.7
8	ザンビア	16.51	2.4	8	ケニア	18.17	2.3	8	ザンビア	21.68	2.6
9	ケニア	16.34	2.4	9	ニカラグア	15.11	1.9	9	スーダン	21.55	2.6
10	エチオピア	15.99	2.3	10	［パレスチナ自治区］	13.79	1.7	10	ニカラグア	17.05	2.0
10位の合計		238.23	34.4	10位の合計		267.79	33.8	10位の合計		280.29	33.4
二国間ODA合計		693.16	100.0	二国間ODA合計		791.17	100.0	二国間ODA合計		839.13	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

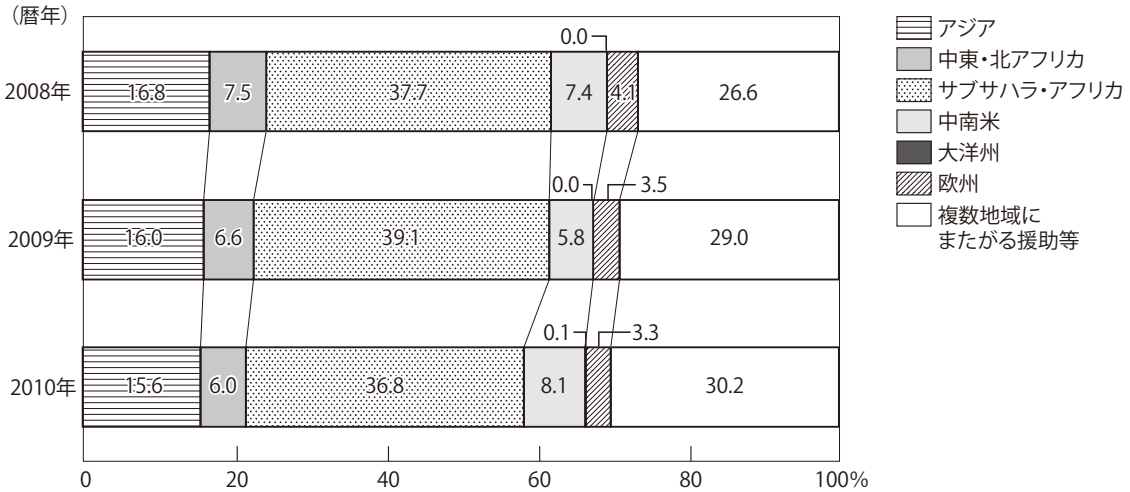

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

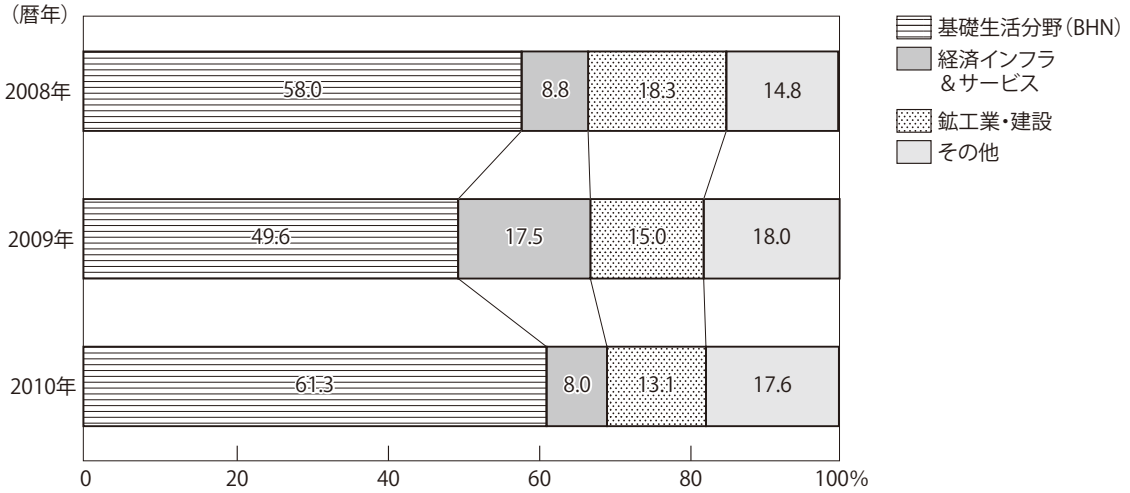

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑯ オーストリア

援助政策等

1. 枠組み

オーストリアODAの根拠法は連邦開発協力法（2002年に採択、2003年に一部改正）。同法は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

欧州・国際問題省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを定義。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に欧州・国際問題省の監督下にあるオーストリア開発庁（以下、「ADA」）の開発協力実施計画としての役割を果たす。

なお、オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦レベルでは各省が自律的に行っている実態があり、拠出額では財務省を筆頭として、国際・問題省（とその監督下にあるADA）やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力機構開発援助委員会（DAC）に報告している。

2. 近年の問題意識と方向性

欧州・国際問題省は、様々な公的機関が関与するオーストリアODAの一層の集中とバイ・マルチ支援相互のシナジーを図り、かつ外交政策上の重点分野とも関連付けることを提唱。具体例として、武力紛争における文民保護のための安保理決議1894の履行が挙げられ、また、EU、世銀といったマルチの機関への拠出を見直し、これらの機関によるODA政策にオーストリアとして積極的に関与していくことが目標とされている。また、国連ミレニアム開発目標達成という文脈において、オーストリアは、①エネルギー・環境、②水・衛生、③平和・安全、という3つの重点分野を設定している。

EUの枠組みでの開発協力では、オーストリアはEUの開発協力が後発開発途上国（LDC）に集中するように支援している。また、2014年から20年までのEU予算期間での、EU開発政策の新たな戦略的方向性の決定に向けて尽力している。

3. 実績（2010年のもの）

⑴ 規　模

2010年のODA実績は総額9億1,200万ユーロで、前年比11.3％の増加。対GNI比は0.32％にとどまっており、連邦政府は、同値を2015年までに0.7％に引き上げるとの国際公約を実現困難として見送ることを公言している。欧州・国際問題省は、厳しい経済・財政状況を背景にODA予算も削減を余儀なくされる中で、NGOへの資金拠出を維持するため、ADAの再編や南東欧からのフェーズ・アウト、財政支援の抑制を推進することとしている。

⑵ 主たる地域・分野

実績で見た被援助国の上位はコンゴ民主共和国（9,700万ユーロ）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2,300万ユーロ）、トルコ（2,100万ユーロ）と続く。なお、最新の「2010年～12年の3か年開発援助プログラム」（ADAのホームページ（www.entwicklung.at/development-policy/austria/en/）の右欄“further information”でダウンロードが可能）は、二国間援助の優先地域を、アフリカ（AU、ECOWAS、SADC）、南東および東ヨーロッパ（ドナウ圏、黒海沿岸地域）、アジア（ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ）、中央アメリカ（SICA、CARICOM）、パレスチナ地域としている。その中での優先国は、ブルキナファソ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、グルジア、アルメニア、ブータン、ニカラグアとなっている。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

前述のようにオーストリアにおけるODAの主体は多様であるが、欧州・国際問題省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し（100％オーストリア連邦政府の所有）、海外11か所に在外事務所を置く。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合弁会社を設立する場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品を確保する必要のある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、ビジネス・マインドと開発協力の知見を総合することが期待されている。

援助実施体制図

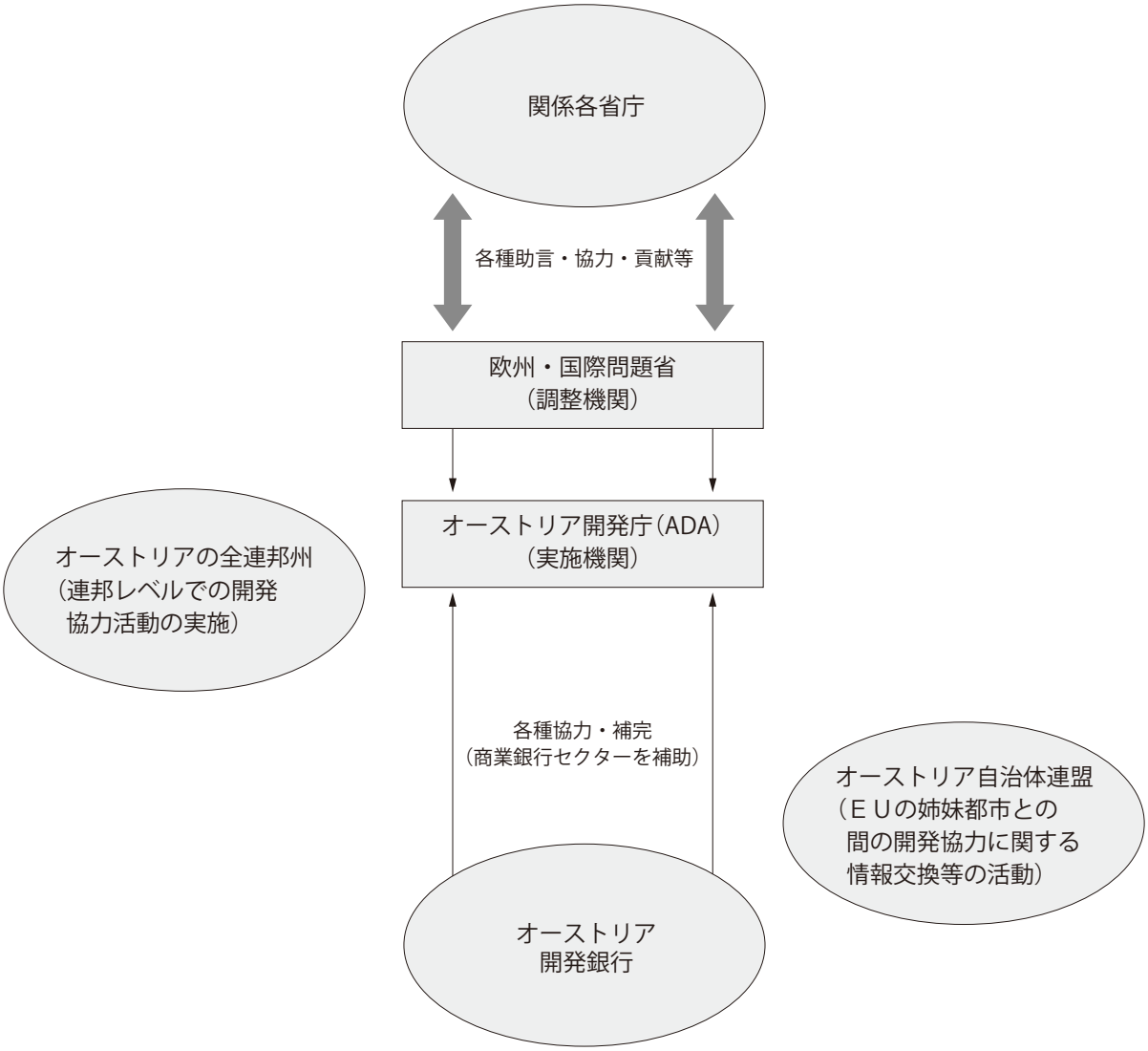
関係各省庁
各種助言・協力・貢献等
欧州・国際問題省
（調整機関）
オーストリア開発庁（ADA）
（実施機関）
オーストリアの全連邦州
（連邦レベルでの開発
協力活動の実施）
各種協力・補完
（商業銀行セクターを補助）
オーストリア自治体連盟
（ＥＵの姉妹都市との
間の開発協力に関する
情報交換等の活動）
オーストリア
開発銀行

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	677.82	54.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.59	5.6	1	コンゴ民主共和国	129.64	21.2
2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	38.00	3.1	2	トルコ	26.75	5.3	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.38	5.1
3	セルビア	33.69	2.7	3	コソボ	21.40	4.2	3	トルコ	27.90	4.6
4	チャド	28.62	2.3	4	チャド	19.71	3.9	4	中国	17.18	2.8
5	エジプト	28.02	2.3	5	コートジボワール	17.75	3.5	5	コソボ	16.74	2.7
6	トルコ	27.50	2.2	6	トーゴ	14.58	2.9	6	セルビア	13.19	2.2
7	中国	20.48	1.7	7	タンザニア	12.96	2.6	7	ウガンダ	13.07	2.1
8	ウガンダ	14.23	1.2	8	中国	12.93	2.5	8	パキスタン	9.78	1.6
9	モザンビーク	12.69	1.0	9	エチオピア	12.66	2.5	9	エチオピア	9.71	1.6
10	エチオピア	9.75	0.8	10	セルビア	12.40	2.4	10	ハイチ	8.93	1.5
10位の合計		890.80	72.2	10位の合計		179.73	35.4	10位の合計		277.52	45.3
二国間ODA合計		1,233.59	100.0	二国間ODA合計		507.09	100.0	二国間ODA合計		612.43	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

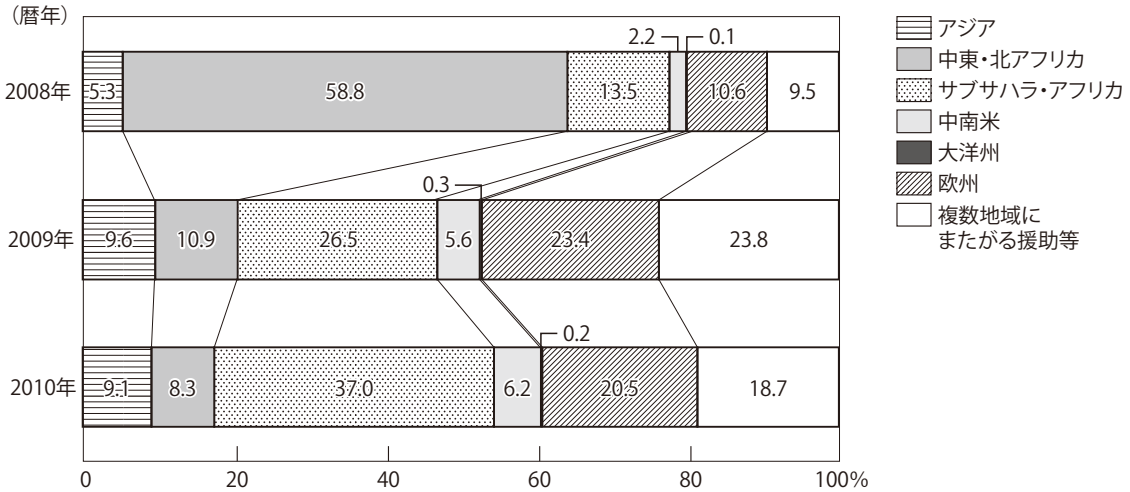

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

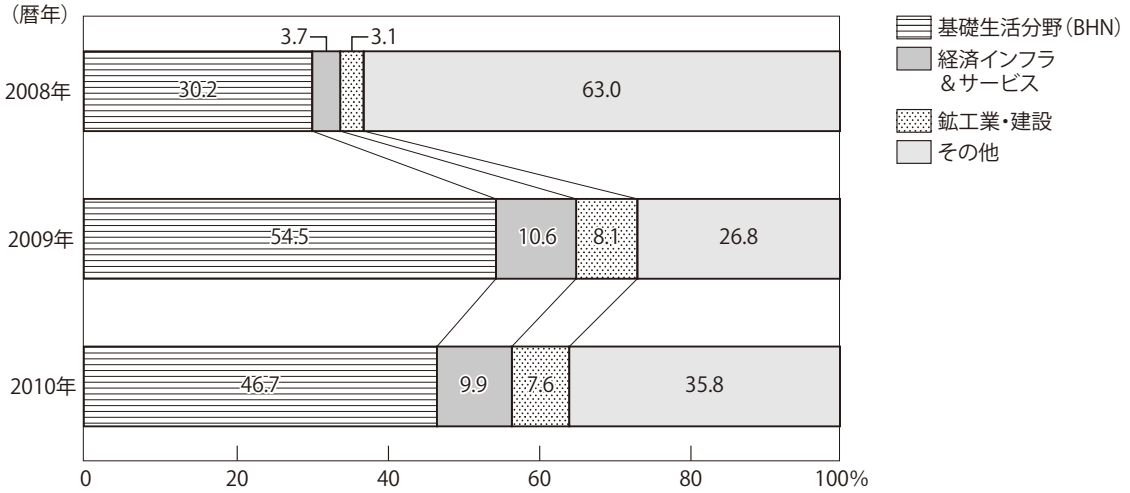

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑰ 韓国

援助政策等

1. 2011年韓国の政府開発援助現況

韓国政府は2011年度に計13.21億ドルのODAを提供した。具体的には、二国間援助が9.7億ドル、国際機関を通じたマルチ援助が3.51億ドルとなり、二国間援助のうち無償援助（技術協力を含む）が5.58億ドル、有償援助が4.12億ドルとなった（金額はいずれも暫定値）。2011年度の国民総所得（GNI）比ODA支援額は0.12%とDAC加盟国平均の0.31%を大幅に下回っており、政府は同比率を2012年までに0.15%、2015年までに0.25%へと拡大させる計画を打ち出している。

〈2011年韓国のODA現況〉

（単位:百万ドル、純支出基準）

	2010年	2011年（暫定）
ODA総額	1174	1321
二国間援助	901	970
ー無償援助	574	558
ー有償援助（EDCF）	327	412
マルチ援助	273	351
ODA/GNI	0.12%	0.12%

出典：OECD　DAC統計報告

2. 重点地域・重点事項

(1) 2010年10月、韓国政府は初となるODA戦略報告書「国際開発協力先進化のための方策」を発表した。報告書によると、有償援助および無償援助において、それぞれ別々に指定していた重点協力国を統合し、新たに26か国を選定（対象国非公開）、ODAの選択と集中を強化した。当該国家には二国間援助の70%以上を集中させる予定である（3年ごとに再検討）。また、二国間援助ベースで、予算の55%をアジアに配分し、以下アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS諸国（10%）、オセアニアおよびその他（5%）と予算の重点配分地域を決定している（5年ごとに再検討）。

(2) 同報告書によると、援助国の需要に合わせて、経済、保健医療、人的資源、行政・ICT、農漁業、建設、環境の8分野を指定し、当該分野を中心に援助政策を推進する予定である。また、すべての分野にかかわるものとして、低炭素グリーン成長、女性・人権などの分野を指定した。

3. 2011年主要成果

(1) 釜山援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山HLF4）

2011年11月、釜山で、援助効果向上に関する第4回ハイレベル・フォーラム（釜山HLF4）が開催され、「効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ」が成果文書として採択された。韓国政府は、主催国として、包括的なグローバル開発パートナーシップの構築、女性問題のイシュー化、ポスト釜山体制に関する合意形成等、主要な成果を生み出すに当たって、中心的な役割を果たした。

(2) イラク再建

韓国政府は、2007年5月に合意された「イラク・コンパクト」に基づき、2008～2011年の間、総額2億ドル（有償・無償各1億ドル）を追加支援することを決定した。その後、イラクの「国家開発計画」および韓国の比較優位を考慮し、保健医療・教育を重点支援分野として支援を行っている。

(3) アフガニスタン平和構築

韓国政府は、2008年6月のパリ・アフガニスタン支援国会合や2011年4月の国際治安支援部隊（ISAF）に関する外務長官会議等において、アフガニスタンの再建に貢献していく旨を表明してきた。2011年1月には、独自にアフガニスタン地方再建チーム（PRT）基地を設立し、同基地内の警察訓練センターや教育文化センター、病院等において、アフガニスタン住民を対象とした再建事業が進められている。

(4) パレスチナ再建

2010年2月、韓国政府は、2011年～2015年の間に総額2,000万ドル規模の無償援助を実施することを約束した。これに伴い、パレスチナ人の教育・保健医療分野の発展を目的とした教育システム改善事業およびIT職業訓練センター、基礎保健医療サービス強化事業等を実施している。

(5) アフリカ開発協力

2009年11月、ソウルで開催された「第2回韓国・アフリカフォーラム」において、韓国政府は、2012年までにアフリカに対するODA支援規模を2008年比2倍とする「韓国・アフリカ開発協力基本構想2009-2012」を発表した。同構想に基づき、2012年の対アフリカODA支援規模は、約2億ドルに達する見通しである。

(6) ワールド・フレンド・コリア海外ボランティア団

韓国政府は、2009年、政府派遣による海外ボランティアの国家代表性および効率性を高めるため、「ワールド・フレンド・コリア」を発足させた。2011年には、合計4,397名のボランティアが海外に派遣された。

(7) 戦略的マルチ開発協力体制の構築・履行

韓国政府は、国連開発計画（UNDP）や世界食糧計画（WFP）等、国際的な開発機関に対する支援を拡充している。2010年に設立された「UNDPソウル政策センター」は、2011年、「民間協力フォーラム」および「人間開発報告書発刊記念行事」を開催する等、本格的に活動を開始した。また、韓国は、2011～2012年、WFPの執行理事国として活動中であり、新たな農村開発事業である「Food-for-New Village」事業を推進し、対象国であるネパールとルワンダにそれぞれ100万ドルを支援することとした。

実施体制

(1) 韓国のODAは、大きく二国間協力とマルチ協力に分けられ、二国間協力は、無償援助（無償技術協力および技術協力を含む）と有償援助から構成される。無償援助は、外交通商部傘下の援助執行機関である韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency: KOICA）が実施し、有償援助は、企画財政部傘下の輸出入銀行内にある対外経済協力基金（Economic Development Cooperation Fund: EDCF）で実施しているが、技術協力は、その他の政府部署・機関でも一部分担、実施している。

(2) 2006年に発表された「国際開発委員会規定」に基づき、ODA政策に関する最上位の会議として国務総理室に「国際開発協力委員会」が設置されている。また、2010年7月、有償・無償で二元化されている対外援助の政策的一貫性・効率性を高めることを目的とした「国際開発協力基本法」が発効し、同法に基づき、無償援助の効率的な推進策を議論するための「無償援助関係機関協議会」が設置された。また、今後、ドナー国におけるODA施行機関同士の情報共有を目的とした「在外公館現地ODA協議体」が設置される予定である。

援助実施体制図（2012年現在）注：政権交代後の政府改編は反映されていないため。

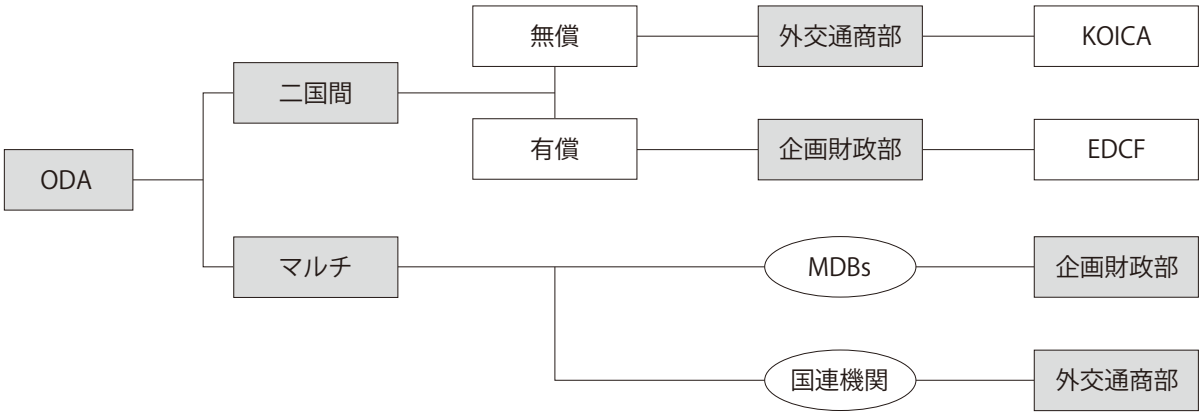

● 無償援助のうち、無償資金協力の場合、KOICAが担当しているが、技術協力事業は、約30の政府省庁が分担している。

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ベトナム	53.22	9.9	1	ベトナム	57.53	9.9	1	ベトナム	96.04	10.7
2	カンボジア	34.66	6.4	2	モンゴル	32.26	5.6	2	アフガニスタン	93.68	10.4
3	アンゴラ	25.92	4.8	3	アンゴラ	28.34	4.9	3	バングラデシュ	54.67	6.1
4	フィリピン	21.16	3.9	4	インドネシア	27.76	4.8	4	スリランカ	43.47	4.8
5	スリランカ	20.30	3.8	5	ラオス	25.14	4.3	5	モンゴル	39.15	4.3
6	インドネシア	18.94	3.5	6	トルコ	24.99	4.3	6	カンボジア	37.33	4.1
7	モンゴル	16.47	3.1	7	アフガニスタン	24.09	4.1	7	ウズベキスタン	32.21	3.6
8	中国	15.69	2.9	8	フィリピン	22.07	3.8	8	フィリピン	29.54	3.3
9	ドミニカ共和国	14.25	2.6	9	ネパール	18.07	3.1	9	ラオス	27.75	3.1
10	ヨルダン	12.02	2.2	10	カンボジア	17.05	2.9	10	ﾎﾞｽﾆｱ･ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ	25.13	2.8
10位の合計		232.63	43.1	10位の合計		277.30	47.7	10位の合計		478.97	53.2
二国間ODA合計		539.21	100.0	二国間ODA合計		581.10	100.0	二国間ODA合計		900.61	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

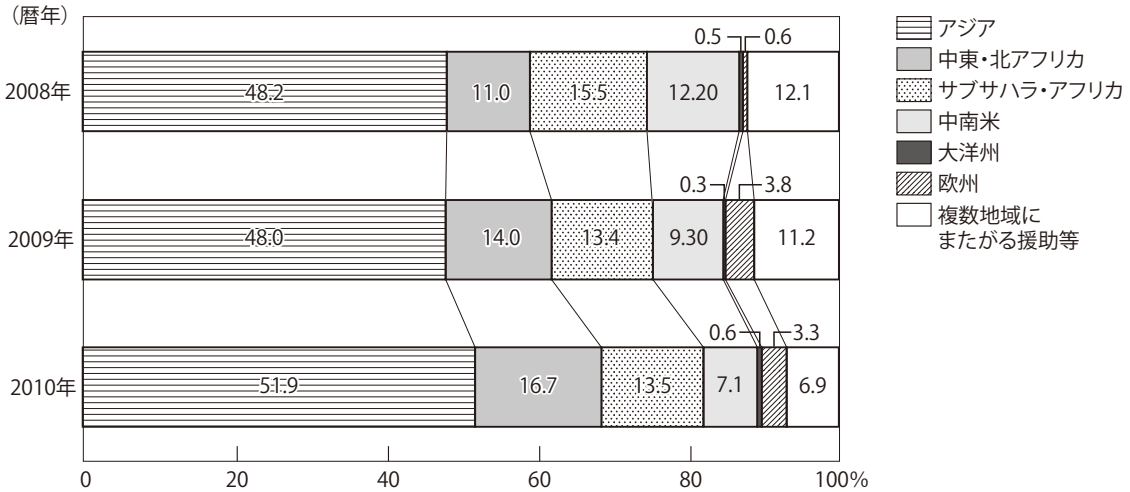

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

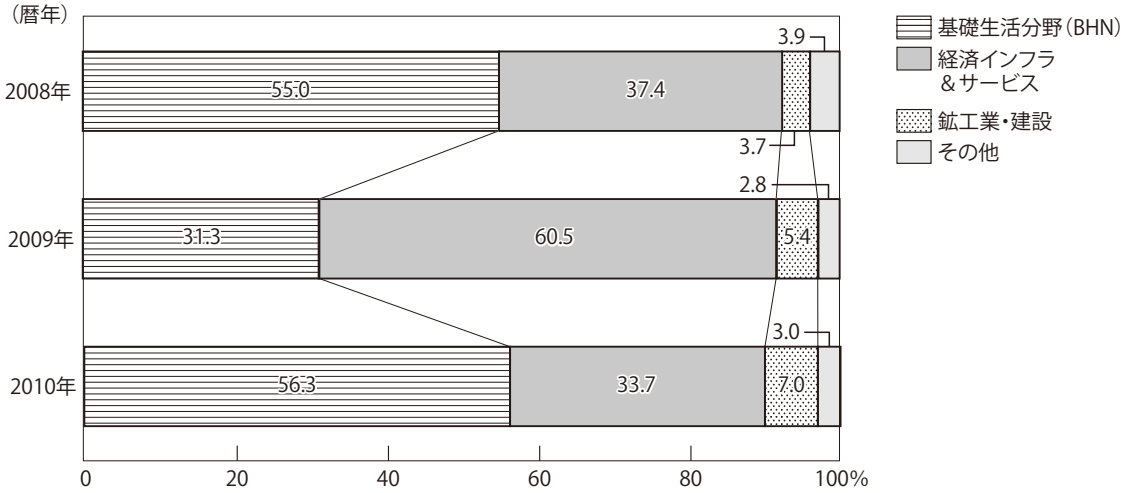

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑱ アイルランド

援助政策等

1. 基本政策

開発協力を外交政策上、不可欠な部分と捉え、貧困削減を包括的な目標としつつ、「被援助国とのパートナーシップに基づくこと」、「アンタイドの支援」、「有効性の確保」、「説明責任」、「一貫性の確保」という方針を有している。

支援は、対象国へのプログラム支援、NGO等を通じた支援、緊急人道支援、国連などの国際的枠組みを通じた支援等によって実施されている。

2011年3月に誕生した新政権は、これまでの援助の進捗（しんちょく）状況を確認するとともに、開発協力に係る将来の方向性を定めるため、2006年に発表された白書に対するレビューを実施中。

2. 援助規模

政府は2015年までに対GNI比0.7％を開発協力に割り当てることを目標としており、2012年予算では6.39億ユーロを計上している（2011年の実績は6.59億ユーロ）。なお、予算の8割は二国間援助（そのうち1/3はNGOを通じた支援）に、残りの2割はマルチの枠組みを通じた支援に使用されている。

3. 主要分野

最重要課題は貧困削減。具体的には食糧対策、基礎教育、一次医療、安全な水といった人間の基本的ニーズの分野への対応を重視している。また、これらの分野を補完する観点から、HIV/AIDS等の疾病対策、グッド・ガバナンス、気候変動、男女平等も重視している。

4. 地域別・分野別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視。支援額の約8割がアフリカ支援に向けられている。主要支援対象9か国（エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ベトナム、東ティモール）で主要な支援プログラムを展開しているほか、南アフリカ、ジンバブエ、シエラレオネ、リベリアおよびパレスチナ自治区等で小規模プログラムを実施している。

5. その他

⑴ NGOとの協力

国連ミレニアム開発目標達成等に向け、国内外のNGOとも緊密に協力。資金拠出のほか、支援方針策定に関与している。NGO支援予算は全予算の20％を超える。

⑵ 日本との援助協調

2009年度にウガンダ北部において中等理数教科教員等研修プロジェクトを実施。

実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務・貿易大臣にあるが、特に援助担当の大臣として開発担当国務大臣が設置されている。その下で外務・貿易省開発協力局（通称：Irish Aid）が開発援助に係る政策立案・調整・実施を行っている（援助はIrish Aid職員（職員数：158名（国内：125名、海外：33名））。ただし、2013年前半アイルランドのEU議長国就任に伴い、その準備や対応のため、ODAに携わる職員数は今後、一時的に減少予定）のほか、NGO等によって実施されている。また、Irish Aidはアフリカを中心に海外8か国にプログラム・オフィスを有している。また、外務・貿易次官や外務・貿易省関係部局長等によるハイレベルの運営委員会において他の外交政策との整合性や統合を図っている。

予算の約8割は外務・貿易省から、約2割がその他の省庁等から拠出されている。

注：HP：www.irishaid.gov.ie/　白書（2006年9月発表）は2012年秋にレビュー報告が発表予定。年次報告あり（2010年まで）。

援助実施体制図

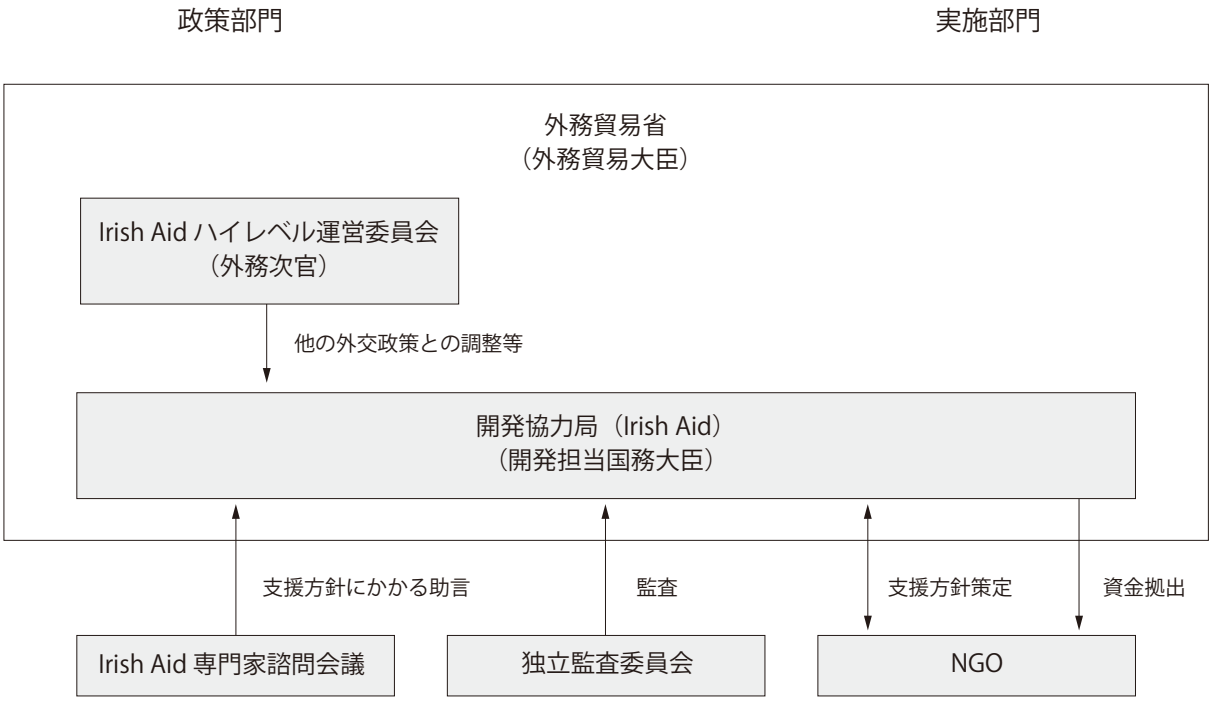
政策部門
実施部門
外務貿易省
（外務貿易大臣）
Irish Aid ハイレベル運営委員会
（外務次官）
他の外交政策との調整等
開発協力局（Irish Aid）
（開発担当国務大臣）
支援方針にかかる助言
監査
支援方針策定
資金拠出
Irish Aid 専門家諮問会議
独立監査委員会
NGO

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ウガンダ	80.87	8.7	1	ウガンダ	64.46	9.3	1	ウガンダ	58.01	9.9
2	モザンビーク	74.18	8.0	2	モザンビーク	63.86	9.2	2	モザンビーク	56.58	9.7
3	エチオピア	72.67	7.8	3	タンザニア	55.03	7.9	3	タンザニア	49.48	8.5
4	タンザニア	65.47	7.0	4	エチオピア	52.47	7.6	4	エチオピア	49.23	8.4
5	ザンビア	43.41	4.7	5	ザンビア	38.16	5.5	5	ザンビア	33.02	5.6
6	ベトナム	30.83	3.3	6	マラウイ	22.15	3.2	6	マラウイ	20.58	3.5
7	南アフリカ	29.13	3.1	7	ベトナム	20.48	3.0	7	ベトナム	18.31	3.1
8	スーダン	24.15	2.6	8	レソト	17.35	2.5	8	レソト	15.71	2.7
9	マラウイ	22.95	2.5	9	南アフリカ	15.25	2.2	9	スーダン	14.10	2.4
10	レソト	20.91	2.2	10	スーダン	15.03	2.2	10	ケニア	13.36	2.3
10位の合計		464.57	49.9	10位の合計		364.24	52.5	10位の合計		328.38	56.1
二国間ODA合計		930.68	100.0	二国間ODA合計		693.29	100.0	二国間ODA合計		585.27	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

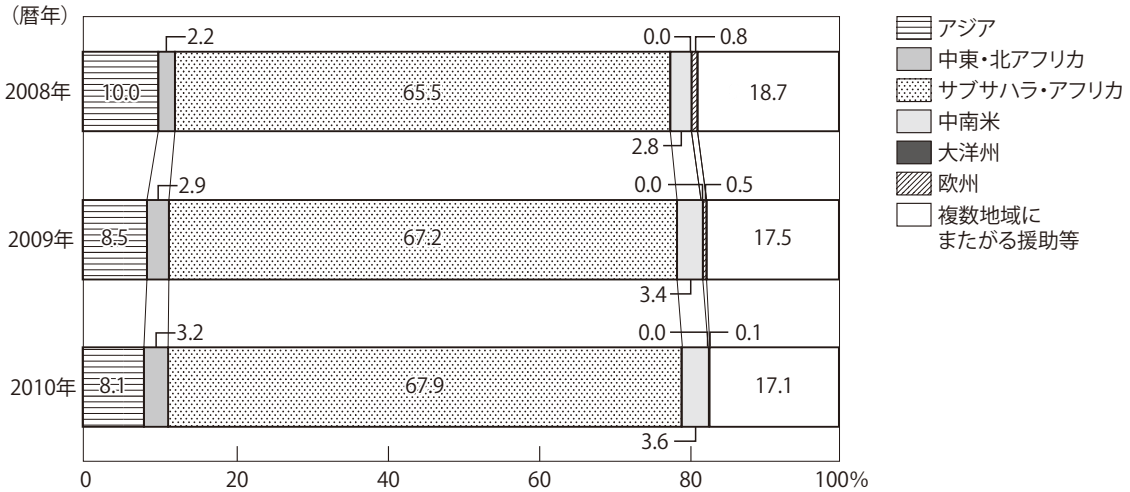

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

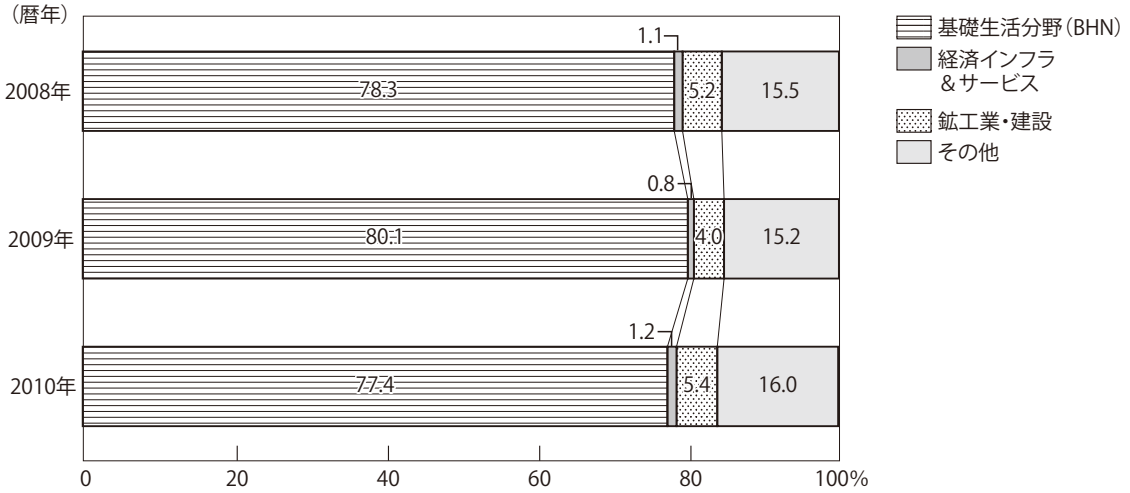

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑲ ポルトガル

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルの政府開発援助（ODA）は、2005年に採択された政策文書「ポルトガル開発援助に向けた戦略ヴィジョン」（Strategic Vision for Portuguese Development Co-operation）に基づいて行われ、ポルトガルODAの指針となっている。指針の柱として挙げられる5つの項目は、①ミレニアム開発目標（MDGs）へのコミットメント、②不安定な国家および紛争後の人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な発展の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加である。

2010年には、開発目標を掲げた政府政策の一貫性を確保する目的で、調整と監視のメカニズムを確立する「開発に向けた政策一貫性」（Policy Coherence for Development）の推進が決定された。

2. 援助規模

2010年のODA実績は4億8996万ユーロ（前年3億6815万ユーロ）で、多国間援助が39%、二国間援助が61%を占める。DAC23か国中20位、シェアは0.5%。

なお、二国間援助実績のうち、3%相当の1679万7000ユーロはNGOを通じた公的支援である。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国（PALOP：カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ）および東ティモールで、総援助額の約3分の2を占めている。具体的な内訳は、PALOPが71.5%、アジア諸国（東ティモール等）18%、その他は欧州（セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ等）、ラテンアメリカ等となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合（EU）、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注ぐ。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、ミレニアム開発目標（MDGs）に基づき、持続可能な開発および貧困克服支援の一環としての教育、行政（財政、司法）および治安部門（警察、軍隊）の改革を含むガバナンス支援を中心に、インフラ整備、公衆衛生、妊産婦の健康等となっている。

実施体制

1. ポルトガル開発援助庁（IPAD）(注)

IPADは当国外務省の監督下に置かれ、行政自治権を持つ機関として2003年に創設された。主な役割は、自身の開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に沿いつつ、国際的約束の履行を目指す。職員数は158人（2011年見込み。）また、半期報告および年次報告書の提出が義務付けられている（下記ホームページに掲載）。

なお、IPADの調整機能は、主に以下の3つの措置を通じて発揮される。

(1) 開発協力予算プログラム（PO21：2011年～）

2011年に策定された本プログラムは、PO05（2004～09年まで実施）および開発協力アジェンダ（2010年実施）を受け継ぐ内容で、省庁横断的な複数年にわたる予算編成を目的としている。援助方針、援助方法の調整、説明責任の向上を視野に入れながら、開発協力に関する予算執行および配分を行う。各省庁の活動はIPADと連携して実施され、本プログラムから当該予算が充当される。

(2) 協力データベース

官民の様々なアクターの活動等に関するもので、協力活動のモニタリングおよび査定をする指標となる。

(3) 協力指針プログラム

ポルトガルと被援助国との協議プロセスと、両政府間で共同署名の結果生まれる複数年プログラムである。3～4年の枠組みで行われ、被援助国の貧困削減戦略、もしくは同種の開発政策文書により、優先事項および目的が整理される。

2. 省庁間委員会（CIC）

各省庁の国際関係局責任者で構成される。IPAD長官が委員長を務め、調整および諮問的役割を担う。委員会メ

注：2012年、IPADおよびカモンイス院は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置される（IPADの権限は同院へ移譲）。

ンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

3. 開発援助フォーラム

IPADが事務局機能を果たし、外務・協力担当副大臣が長を務める。主な参加者は市町村、開発関連NGO、大学等である。開発問題に関する諮問機関であると同時に、議論の場を提供する役割も持つ。

4. 市民社会・NGO

IPADによる援助・協力の下、開発援助、人道支援、教育開発の分野を中心に、ポルトガルODAで重要な役割を果たしている。

● **ホームページ**

・ポルトガル開発援助庁（IPAD）：
http://www.ipad.mne.gov.pt/Paginas/default.aspx

援助実施体制図

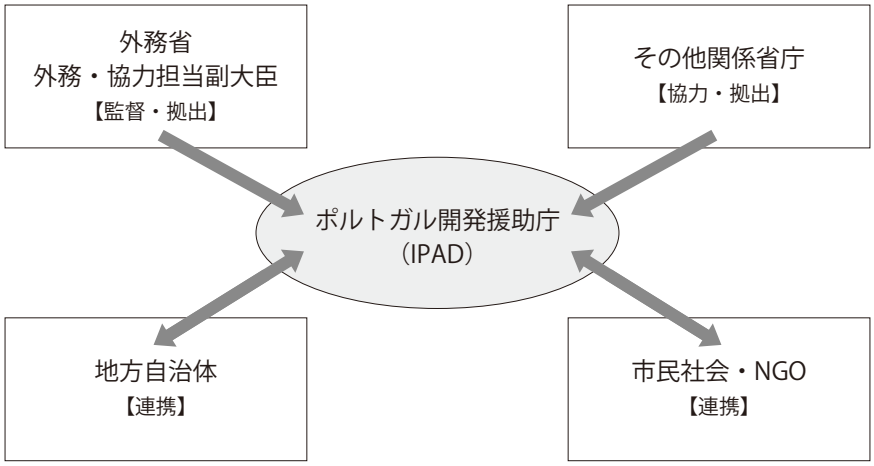

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	モロッコ	95.30	25.5	1	モザンビーク	68.00	24.6	1	カーボヴェルデ	142.13	35.9
2	カーボヴェルデ	62.43	16.7	2	カーボヴェルデ	53.47	19.3	2	モザンビーク	112.62	28.4
3	東ティモール	38.99	10.4	3	東ティモール	34.64	12.5	3	東ティモール	33.66	8.5
4	モザンビーク	25.11	6.7	4	モロッコ	20.66	7.5	4	サントメ・プリンシペ	25.71	6.5
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.64	5.8	5	サントメ・プリンシペ	14.81	5.4	5	ギニアビサウ	15.72	4.0
6	アンゴラ	19.11	5.1	6	ギニアビサウ	14.43	5.2	6	アフガニスタン	14.01	3.5
7	ギニアビサウ	17.84	4.8	7	アフガニスタン	11.64	4.2	7	セルビア	12.54	3.2
8	アフガニスタン	14.18	3.8	8	コソボ	10.73	3.9	8	ブラジル	8.10	2.0
9	サントメ・プリンシペ	13.28	3.6	9	レバノン	9.66	3.5	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.62	0.9
10	セルビア	11.45	3.1	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.97	2.2	10	チャド	0.97	0.2
10位の合計		319.33	85.5	10位の合計		244.01	88.2	10位の合計		369.08	93.2
二国間ODA合計		373.41	100.0	二国間ODA合計		276.58	100.0	二国間ODA合計		396.07	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2)　地域別割合の推移

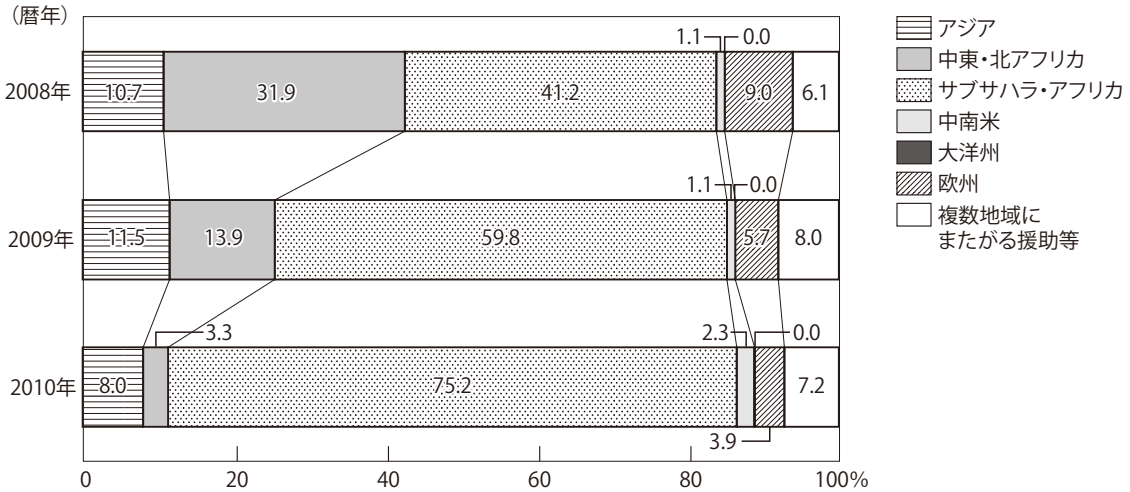

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

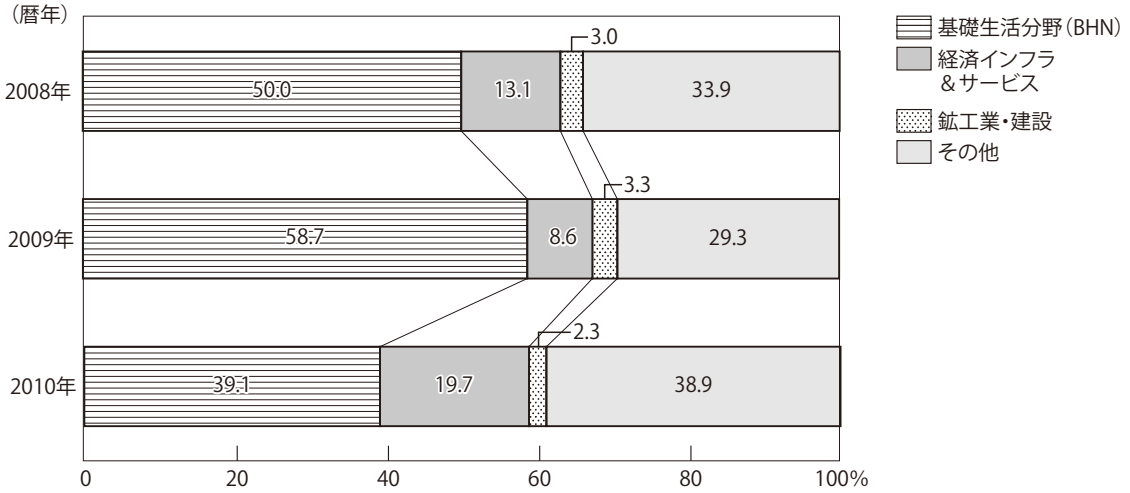

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ギリシャ

援助政策等

1. 経　緯

1997年から多国籍の支援枠組みでODAを開始し、経験の蓄積と利用可能な資源の増加に伴い徐々に二国間支援を拡大した。

1999年のDAC加盟により、ミレニアム開発目標の達成に貢献し、「モンテレー宣言」（2002年）、「援助効果向上に関するパリ宣言」（2005年）、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」（2008年）に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、ODA実施のため、国際経済関係組織調整閣僚委員会に開発協力・援助に関する政策および戦略の企画・立案権限が付与され、国家経済省にODA実施に係る監督、調整、予算管理の権限が付与された。実施は、国家経済省の指定する機関（公益法人等）が担うこととなった。また、外務省に国際開発協力総局（Hellenic International Development Cooperation Department）（通称：Hellenic Aid）(注1)が設置され、緊急人道支援・食糧援助および復興・復旧支援に従事するNGOとの調整に限定された権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、外務省に国際経済関係・開発協力を担当する事務次官が設置され、ODA実施に関する経済・財務省（旧国家経済省）の権限、予算および定員の一部が委譲された。

3. 基本目標

⑴　2007年までにODAをGNI比0.33%とする。

⑵　2012年までにODAをGNI比0.51%とする。

⑶　最終的目標として、ODAを2017年までにGNI比0.70%とする。

4. 目標達成への進展

財政危機のため、2011年については、ODA総額はGNI比0.11%（約3億3,100万ユーロ）となる見通し（6月末時点。ただし、最終値は若干上昇する見込み）。

5. 基本方針

⑴　量的目標の達成が困難な一方、質的目標については、「モンテレー宣言」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」に基づく目標の達成に注力する。

⑵　開発政策は、良い統治、国際法ならびに人権尊重および市民社会の開発取組への積極的参加という根本原則に基づく貧困削減を基本的な目標とする。特に、健康、教育、ジェンダーおよび環境の分野に焦点を当てる。

⑶　ODAの効果的実施のため、公的政策部門の関連分野における政策統合に努める。この点、特に移民政策、気候変動、環境、運輸および貿易の分野において政策統合の必要性が高い。

⑷　ミレニアム開発目標達成の前提条件となる、援助の効率性については、「援助効果向上に関するパリ宣言」における5つの原則に対する具体的約束を含む同宣言を実施するための「行動計画」を2004年に採択した。

⑸　ミレニアム開発目標達成には、開発援助と非援助国の制度との連携（alignment）、援助国同士の調和（harmonization）、援助効果の効率的管理、援助の予見可能性、および作業分担が重要な指標となる。

⑹　パリ宣言の実施にとって、「ギリシャ・バルカン復興計画」(注2)は実質的な貢献の実例である。同計画はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、セルビアおよびモンテネグロを対象都市、被援助国の主体性（ownership）および援助受入れ政策を基本にした連携（alignment）の原則に基づいて実施している。

⑺　作業分担の点では、米国、ハンガリー、リトアニア、エストニア、チェコおよびスペインとの間で、アフガニスタンへの援助協調を実施。また、国連信託基金を通じた共同融資を実施している。

⑻　技術支援は、組織・制度の基礎構築を含み、技術、

注1：Hellenic Aid関連HP：http://www.hellenicaid.gr

注2：ギリシャ・バルカン復興計画

ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」（Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans）を策定し、西バルカンおよびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5千万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2184万ユーロ、民間部門に対する支援には1億680万ユーロが配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77%（約2億7千万ユーロ）を実施。本計画は2006年の終了時に5年間延長された。

科学技術（または専門的技能）が被援助国に移転することにより、実質的な発展を促し、援助計画が終了した後に自律的に同様の活動が実施されるよう努める。特に、社会インフラ・サービスの整備、中でも医療機関、初等・中等教育、上水道普及、若者と女性に対する職業訓練、制度構築、民主化、発展における女性の平等な機会の提供など、社会の発展を促す分野を重視。

(9)　NGOとの協力。2009年5月に初の公募実施。

実施体制

ODAの実施は外務省に設置された国際開発協力総局（Hellenic Aid）が担う(注3)。

1. 国際開発協力総局は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分の組織である。

2. 国際開発協力総局は、開発・人道メカニズムであり、開発戦略の企画・形成を担う。

3. 国際開発協力総局の所掌事務は以下のとおり。

(1)　開発援助に関連する国家予算のすべての資金を管理する。

(2)　国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策戦略に関する提案を起案。

(3)　発展途上国への人道・開発援助に関する活動および計画に対する監督、調整、促進。

(4)　開発協力に関し、EU、OECD・DACおよび他の国際的・地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主題とした国際会議への代表。

(5)　承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活動の提案に関する監査ならびに評価およびその実現に関する監視、監督および評価。

(6)　公的部門の担当機関および民間団体との協力。

(7)　統計データの収集および精査。

(8)　国際的課題への対処における、欧州内協力およびEUへの貢献を中心とした国際開発課題に関する政策案の起案。

(9)　開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務省政務レベルへの提案。

援助実施体制図

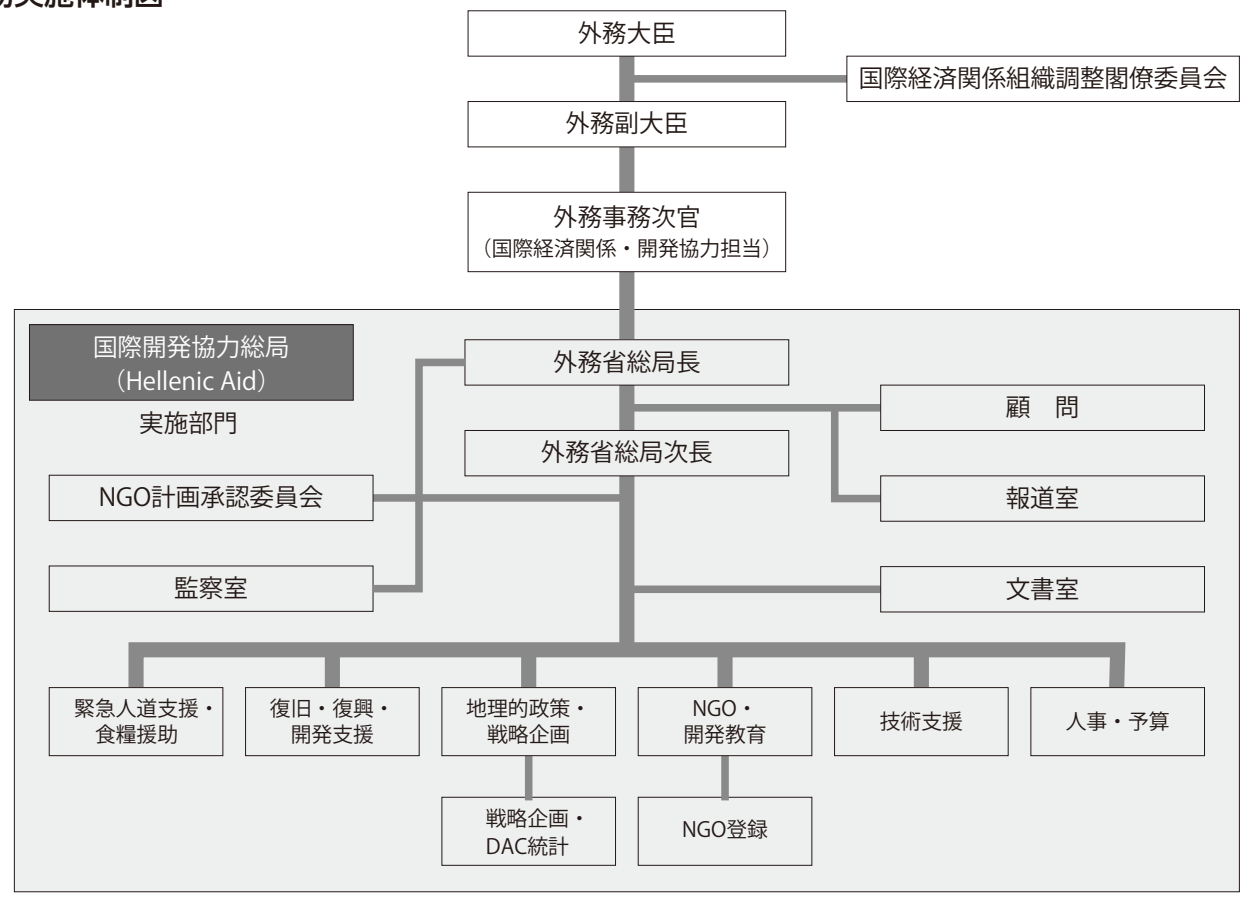

注3：日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関（学校、研究機関等の公益法人、NGO等）と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは35～40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置（1名）された例があるのみ（現在は閉鎖）。

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アルバニア	70.46	22.6	1	アルバニア	54.99	18.5	1	アルバニア	51.93	24.5
2	セルビア	36.41	11.7	2	コソボ	32.76	11.0	2	セルビア	12.26	5.8
3	エジプト	12.75	4.1	3	アフガニスタン	17.97	6.1	3	エジプト	9.11	4.3
4	アフガニスタン	10.13	3.2	4	エジプト	14.30	4.8	4	［パレスチナ自治区］	6.85	3.2
5	中国	7.72	2.5	5	［パレスチナ自治区］	10.72	3.6	5	トルコ	6.14	2.9
6	［パレスチナ自治区］	7.13	2.3	6	トルコ	6.47	2.2	6	シリア	3.55	1.7
7	ﾎﾞｽﾆｱ･ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ	5.92	1.9	7	シリア	5.58	1.9	7	ウクライナ	2.96	1.4
8	トルコ	5.49	1.8	8	ヨルダン	4.47	1.5	8	ヨルダン	2.55	1.2
9	シリア	4.96	1.6	9	ウクライナ	3.99	1.3	9	アルメニア	1.73	0.8
10	グルジア	4.47	1.4	10	グルジア	3.71	1.2	10	グルジア	1.70	0.8
10位の合計		165.44	53.0	10位の合計		154.96	52.2	10位の合計		98.78	46.6
二国間ODA合計		312.17	100.0	二国間ODA合計		296.94	100.0	二国間ODA合計		211.82	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

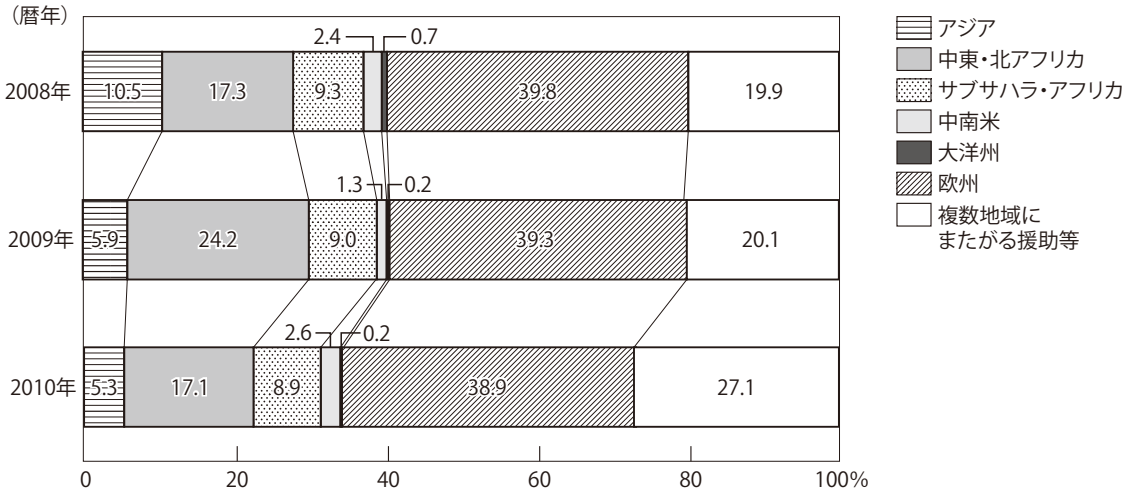

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

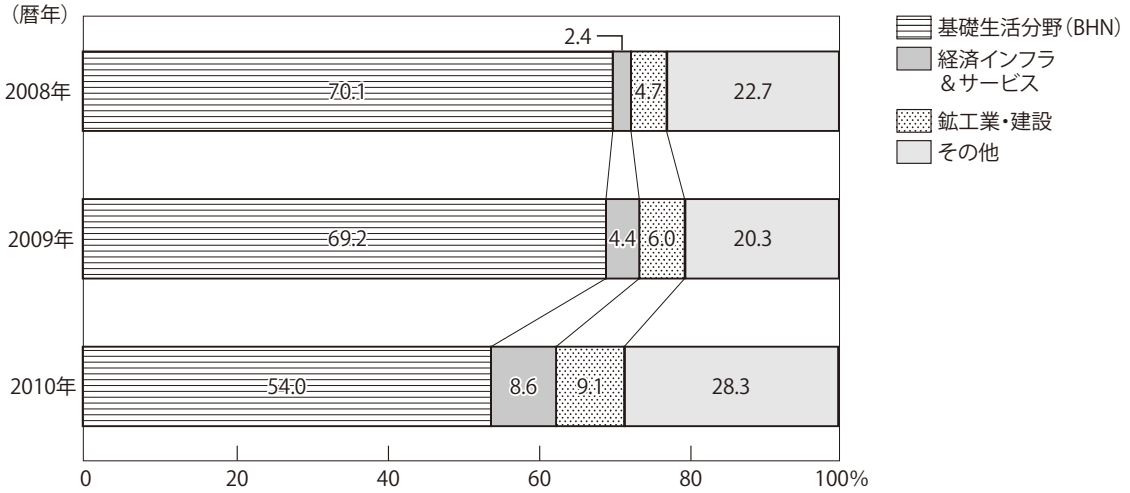

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

21 ルクセンブルク

援助政策等

1. 総　論

ルクセンブルクの開発協力は、開発援助に関する1996年1月6日法を基本法として実施されてきており、2012年3月には、同基本法を補完するための、開発協力と人道に係る法も採択されている。ルクセンブルクは、ODAが国連が目標と定める対GNI比0.7%を超えている5か国の一つである。2010年の開発援助額は3億358万ユーロにのぼり、対GNI比1.09%となった。ルクセンブルクは、ミレニアム開発目標の実現を目指し、保健、教育、地域開発（特に水および衛生）を重点援助分野と位置付けている。

UNDP、UNFPA、UNICEF（ユニセフ）、WHO、ILO、UNCDFといった国際機関との協力関係の増強に力を入れている。

人道支援に関して、2010年には3,550万ユーロ以上を支出した。ルクセンブルクの人道支援は、⑴緊急援助、⑵移行、復興および再建、⑶予防を3本柱としており、戦略上、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

2. 主な二国間援助対象国

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、支援対象地域を絞っており、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ナミビア、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの10か国をターゲット国としている。アフガニスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル等に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務省

開発協力・人道支援大臣の下、外務省開発協力局が対外援助全般を所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助のほとんどを実施するのが、ルクス・デベロップメントである。ルクス・デベロップメントは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫（SNCI）が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクス・デベロップメントはルクセンブルク政府によるODAリソースのほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2010年に外務省から割り当てられた予算は8,102万ユーロ。同年の支出は72,342,651ユーロ（前年は70,882,043ユーロ）。2010年のスタッフ数は109人（うち本部54人、フィールド55人）。在外地域事務所はプライア（カーボヴェルデ）、ダカール（セネガル）、ワガドゥグー（ブルキナファソ）、プリシュティナ（コソボ）、ハノイ（ベトナム）、マナグア（ニカラグア）の6か所にある。

● **ホームページ**

・外務省開発協力局：http://cooperation.mae.lu/fr
・ルクス・デベロップメント：
http://www.lux-development.lu/index.lasso

援助実施体制図

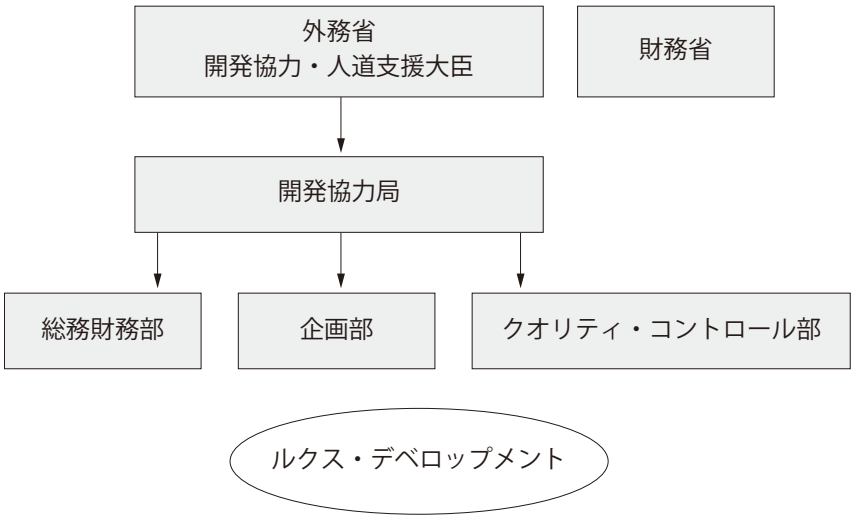

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	セネガル	21.84	7.8	1	セネガル	22.89	8.6	1	セネガル	18.84	7.2
2	マリ	20.21	7.3	2	マリ	22.75	8.6	2	ブルキナファソ	17.90	6.8
3	カーボヴェルデ	19.44	7.0	3	ブルキナファソ	14.78	5.6	3	カーボヴェルデ	16.87	6.4
4	ベトナム	17.95	6.4	4	カーボヴェルデ	14.24	5.4	4	マリ	14.24	5.4
5	ニカラグア	16.39	5.9	5	エルサルバドル	13.48	5.1	5	ナミビア	12.46	4.8
6	ラオス	14.21	5.1	6	ベトナム	12.87	4.8	6	ラオス	12.35	4.7
7	ブルキナファソ	13.39	4.8	7	ニカラグア	11.85	4.5	7	ベトナム	12.14	4.6
8	ニジェール	12.15	4.4	8	ナミビア	9.99	3.8	8	ニカラグア	9.45	3.6
9	エルサルバドル	11.41	4.1	9	ニジェール	9.33	3.5	8	［パレスチナ自治区］	9.45	3.6
10	セルビア	8.72	3.1	10	コソボ	7.97	3.0	10	コソボ	9.16	3.5
10位の合計		155.71	55.9	10位の合計		140.15	52.7	10位の合計		132.86	50.7
二国間ODA合計		278.51	100.0	二国間ODA合計		265.98	100.0	二国間ODA合計		262.02	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

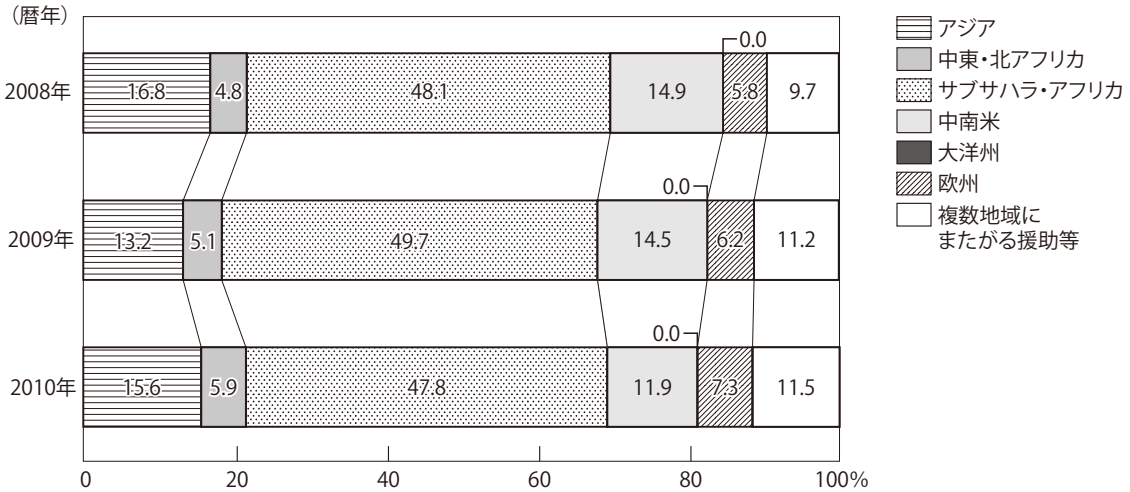

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

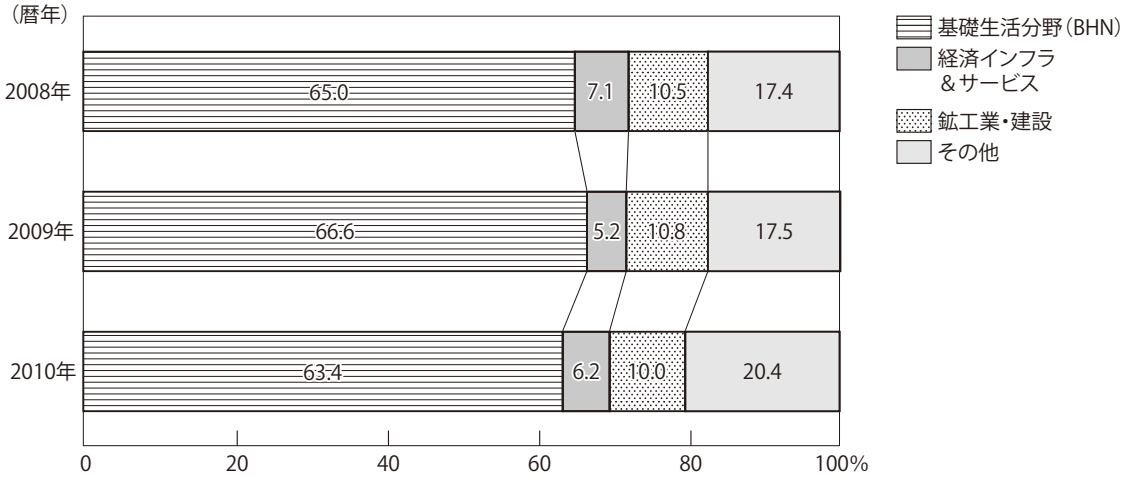

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

22 ニュージーランド

援助政策等

1. 基本方針・優先分野

ニュージーランド政府の開発援助は、ニュージーランドの持つ優位性を最大限活用する方法で、途上国の開発ニーズに応えるとの基本方針の下、漁業、農業、観光、再生可能エネルギー、教育および警察を含む法と司法を重点分野としている。また、開発援助政策は、ニュージーランド政府の外交に貢献すべく、貿易、移民、投資、安全、環境政策および国際的な開発コミットメントや開発目標との一体性が求められている。

途上国の持続的開発を支援するために以下の優先分野が掲げられている。

(1) 経済開発への投資
(2) 人材育成の促進
(3) 自然災害への対応
(4) 安全なコミュニティの構築
(5) 援助効果の向上
(6) 国際的な目標の達成（ミレニアム開発目標等）

地域的には、大洋州を優先地域とし（援助の半分は大洋州地域を対象）、その他、アジア、中東、南米およびアフリカ南部に対しても援助を行っている。

2. 援助の形態

ニュージーランド政府の援助は、以下のいずれかの援助プログラムから構成される。

(1) 特定課題に基づく多国間プログラム
- 経済開発プログラム
- 人材育成・ガバナンスプログラム

(2) 国別プログラム
- アフガニスタン
- クック
- フィジー
- インドネシア
- キリバス
- ニウエ
- パプアニューギニア
- サモア
- ソロモン
- トケラウ諸島
- トンガ
- ツバル
- 東ティモール
- バヌアツ
- ベトナム

(3) 地域プログラム
- 南部アフリカ地域プログラム
- ASEAN地域プログラム
- 南米地域プログラム

(4) 地域・国際機関プログラム
- 大洋州地域機関
- 多国間機関

(5) その他
- 他の政府機関やNGO、研究機関との連携によるパートナーシップ基金
- 人道・緊急援助
- 太平洋地域奨学金等

3. 援助効果向上に向けた取組

「援助効果向上に関するパリ宣言」や「アクラ行動計画」に従った援助効果向上に向けた取組として、説明責任（アカウンタビリティ）、教訓および改善を目的とした、援助活動の実態や効果の評価、審査が、政府の開発援助プログラムの一環として行われている。

実施体制

2001年までニュージーランド政府の開発援助は外務貿易省が所管していた。2002年に、ニュージーランド国際開発庁（NZAID：New Zealand Agency for International Development）が外務貿易省とは独立した政府機関として設立されると、開発援助は同庁が所管するようになった。2009年4月、NZAIDは外務貿易省に再び吸収され、NZAIDが行っていた開発援助業務は、「ニュージーランド援助プログラム」（New Zealand Aid Programme）と称され、外務貿易省内の国際開発グループ（IDG：International Development Group）が所管することとなり、現在に至る。IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官のほか、企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業の専門家等様々なバックグラウンドを持つ援助スペシャリストである。IDGは、開発援助政策の中枢として、開発援助政策の企画・立案、実施評価等を行い、具体的な開発援助プロジェクトの企画・立案、実施については、在外公館の援助担当官を通して行われている。

外務貿易省（IDG）は、開発援助の実施に当たり、他の政府機関、地域・国際機関、市民団体、NGO、民間団体等と協働する。

IDGの人員は125名、その他21の在外公館（大洋州10、東南アジア4、南アジア1、アフリカ1、欧米・国際機関5）が開発援助業務を担っている（2011年6月現在）。

2011-12年度におけるニュージーランド政府のODA実績は約5.96億NZドル、2012-2013年度におけるODA予算は、約5.54億NZドル。

● ホームページ

・New Zealand Aid Programme：http://www.aid.govt.nz/

援助実施体制図

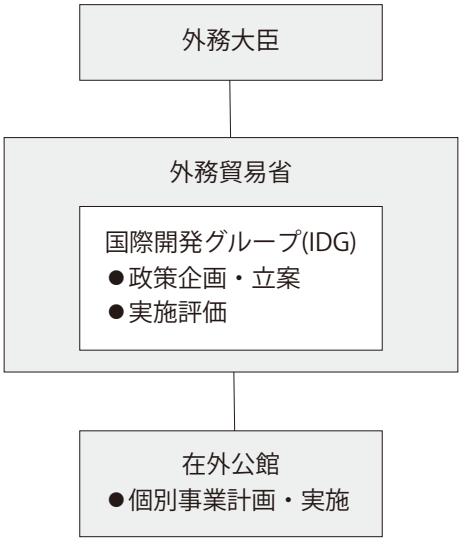

(1)　政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ソロモン	22.06	7.9	1	ソロモン	26.83	11.9	1	ソロモン	25.48	9.4
2	［トケラウ諸島］	20.99	7.6	2	バヌアツ	15.50	6.9	2	パプアニューギニア	23.85	8.8
3	パプアニューギニア	17.22	6.2	3	パプアニューギニア	14.69	6.5	3	サモア	17.76	6.5
4	［ニウエ］	15.42	5.5	4	サモア	10.34	4.6	4	［トケラウ諸島］	13.12	4.8
5	インドネシア	12.11	4.4	5	［トケラウ諸島］	8.84	3.9	5	バヌアツ	12.86	4.7
6	バヌアツ	10.53	3.8	6	トンガ	7.18	3.2	6	［ニウエ］	12.56	4.6
7	アフガニスタン	7.80	2.8	7	［ニウエ］	5.55	2.5	7	トンガ	11.42	4.2
8	サモア	7.62	2.7	8	キリバス	5.33	2.4	8	［クック］	9.81	3.6
9	ベトナム	7.20	2.6	9	インドネシア	5.14	2.3	9	東ティモール	6.58	2.4
10	トンガ	6.37	2.3	10	東ティモール	5.10	2.3	10	インドネシア	6.54	2.4
10位の合計		127.32	45.8	10位の合計		104.50	46.2	10位の合計		139.98	51.6
二国間ODA合計		277.85	100.0	二国間ODA合計		225.96	100.0	二国間ODA合計		271.21	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないこと がある。

(2)　地域別割合の推移

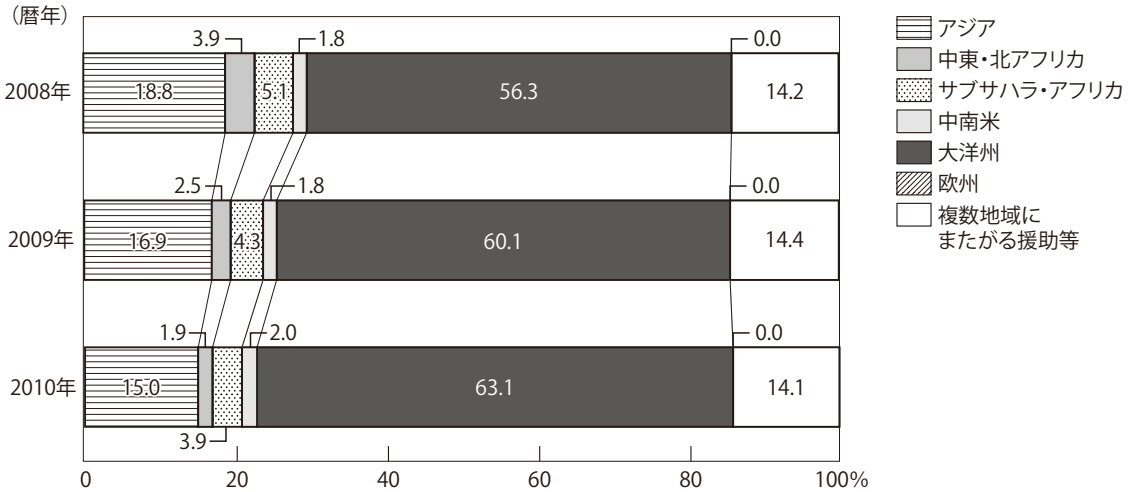

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3)　分野別割合の推移

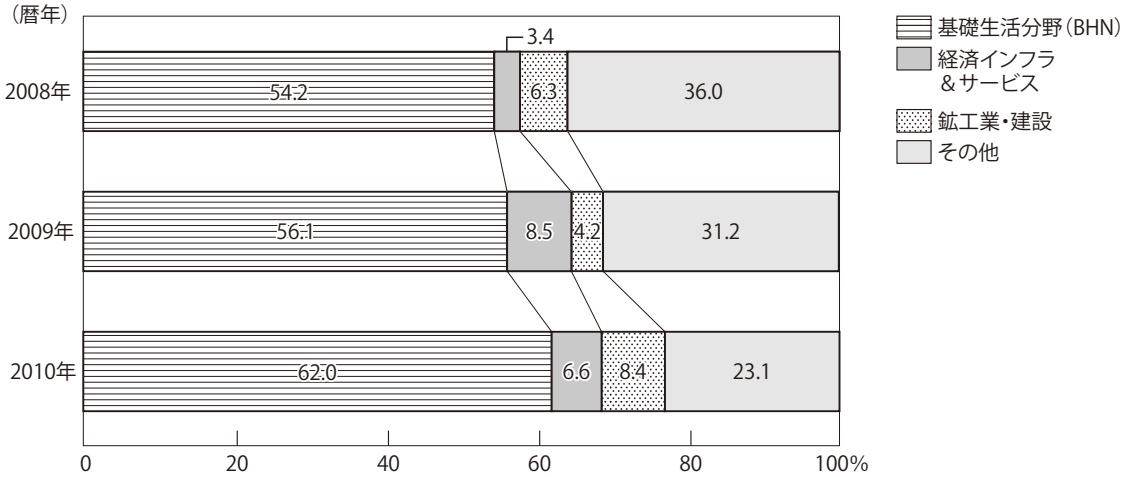

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

23 EU（欧州連合）

援助政策等

1. 基本法

EUの開発政策は、欧州連合の機能に関する条約（2009年12月1日発効）の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならない旨、また、第208条2で貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。

2. 基本方針

2005年、欧州委員会、理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ヴィジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」（The European Consensus on Development）が合意された。同コンセンサスでは、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調しており、また、ミレニアム開発目標（MDGs）の追求とともに持続可能な開発の文脈における貧困の根絶、グッド・ガバナンス、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる共通政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱（ぜいじゃく）性への配慮を共通原則とした。

2009年、欧州委員会は、同コンセンサスで規定されたEUの関与に関する進捗（しんちょく）状況に対して初期評価を行い、同コンセンサスは依然として有効であり、国際社会の場において、EUが一つにまとまって意見を主張することに資する一方、EUを取り巻く環境の変化、新興国の被援助国から援助国への変貌、新たな地球規模課題の発生や、リスボン条約発効による欧州対外活動庁（EEAS）の創設等に対応するために改訂が必要であるとの結論に達し、2010年秋に「変化のためのアジェンダ」（Increasing the impact of EU Development Policy: Agenda for Change）を作成した。同アジェンダ案では、民主主義、ガバナンス、人権へさらに焦点を当て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力、1国への援助を最大3セクターへ絞りこむ政策等を打ち出し、2012年5月、理事会によって採択された。

EUは、効果的かつ効率的な支援のため、プロジェクト支援、セクター支援、財政支援（budget support）の3つのいずれかの支援形態から、被援助国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けをしている。

3. 予　算

⑴　規　模

2010年のEUによる開発援助総額（支出純額ベース）は126.79億ドルである（DAC統計ベース：2012年1月時点）。EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7％目標の2015年までの達成にコミットしており、EU自身の中間目標も設定している。なおDACに加盟するEU加盟国15か国(注1)の開発援助総額は696.61億ドルである。

⑵　分　類

EUの政府開発援助には、アフリカ、カリブ、太平洋（ACP）諸国に対する援助として拠出する欧州開発基金（European Development Fund（EDF））と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

人道援助については、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助・市民保護総局（Humanitarian Aid and Civil Protection（ECHO））が実施している。2010年のECHOの人道援助額（実績額）は、約11億1500万ユーロである。

実施体制

1. EU

⑴　外交政策全般の立案：欧州対外活動庁（European External Action Service（EEAS））

2010年12月に新たに発足した欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。開発政策は、外交政策に沿った形で、欧州対外活動庁と欧州委員会開発協力総局が立案する。

⑵　援助の実施：欧州委員会開発協力総局（Development and Cooperation- EuropeAid（DEVCO））

援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロ

注1：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国

セスを一括して受け持つ。

2. 欧州投資銀行（European Investment Bank（EIB））

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等EU域外への融資も行っている。

3. NGOとの関係

EUは、前述の「コンセンサス」において、市民団体との関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係するNGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の運用に利用している。

● ホームページ

・欧州対外活動庁：http://www.eeas.europa.eu/
・開発協力総局：
http://ec.europa.eu/europaaid/index_en.htm
・人道援助・市民保護総局：
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図

予算：一般予算＋欧州開発基金*
＊ EDF：European Development Fund

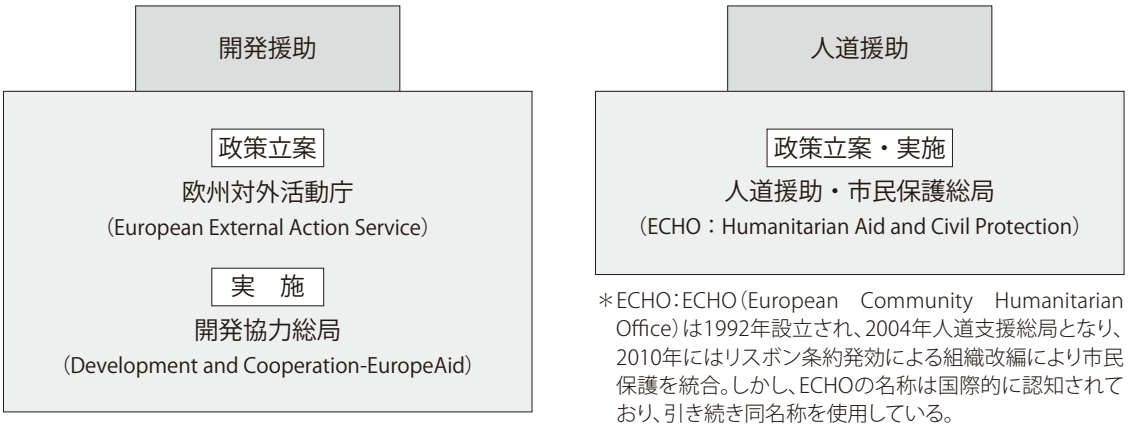

＊なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与

＊ECHO：ECHO（European Community Humanitarian Office）は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

(1) 政府開発援助上位10か国

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	［パレスチナ自治区］	663.10	5.2	1	トルコ	786.95	6.0	1	［パレスチナ自治区］	441.10	3.5
2	エチオピア	447.14	3.5	2	［パレスチナ自治区］	538.32	4.1	2	コンゴ民主共和国	364.26	2.9
3	トルコ	434.63	3.4	3	アフガニスタン	395.36	3.0	3	トルコ	295.15	2.4
4	アフガニスタン	349.31	2.7	4	コソボ	315.91	2.4	4	セルビア	290.13	2.3
5	モロッコ	329.44	2.6	5	セルビア	292.94	2.2	5	アフガニスタン	285.02	2.3
6	セルビア	319.02	2.5	6	モロッコ	282.39	2.2	6	ハイチ	284.27	2.3
7	スーダン	277.84	2.2	7	コンゴ民主共和国	232.76	1.8	7	スーダン	284.17	2.3
8	ウガンダ	258.89	2.0	8	スーダン	225.81	1.7	8	コソボ	279.32	2.2
9	ウクライナ	242.29	1.9	9	エジプト	204.68	1.6	9	エチオピア	237.56	1.9
10	コンゴ民主共和国	224.26	1.7	9	モザンビーク	204.68	1.6	10	モロッコ	223.44	1.8
10位の合計		3,545.92	27.6	10位の合計		3,479.80	26.7	10位の合計		2,984.42	24.0
二国間ODA合計		12,868.00	100.0	二国間ODA合計		13,021.43	100.0	二国間ODA合計		12,428.04	100.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないこと がある。

(2) 地域別割合の推移

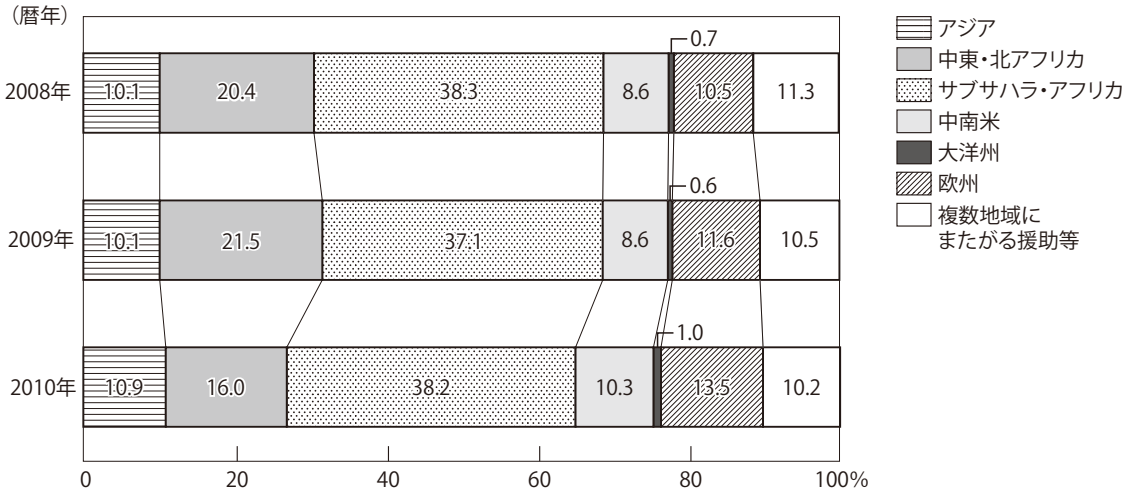

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

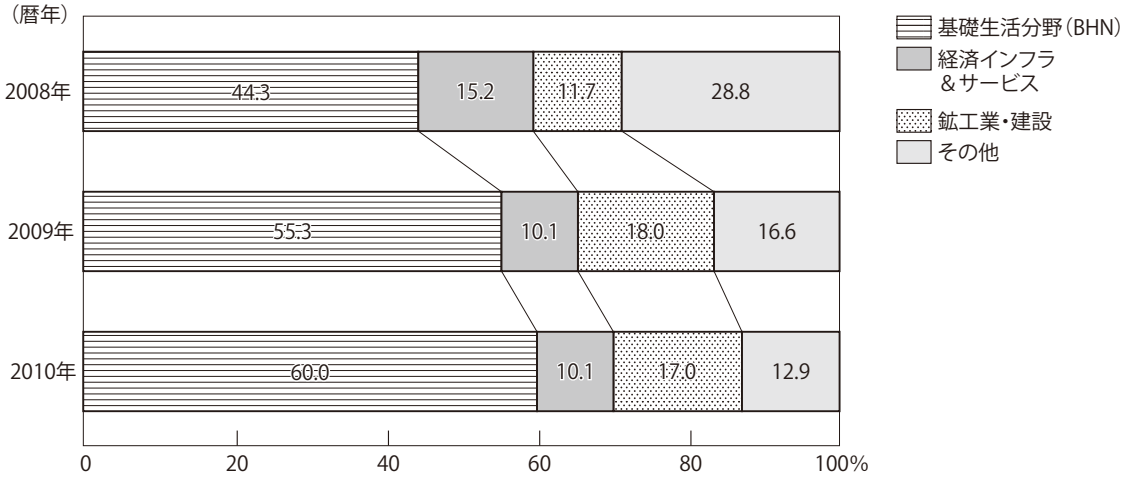

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

24 中国

援助政策等

1. 全体概況[注1]

中国の対外援助は、1950年より始まり、2009年末までに、161の国と30の組織に対して援助を行っている。

中国の対外援助は、南南協力（発展途上国間の相互支援）の範疇（はんちゅう）内であり、援助国自身の能力の向上、いかなる政治的条件も付帯しないこと等を基本理念[注2]としている。

援助形態の種類としては、①無償援助、②無利子借款、③優遇借款の3種類[注3]がある。

援助方式としては、①フルセット型プロジェクト[注4]（中文：成套項目）、②一般物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤医療隊派遣、⑥緊急人道主義援助、⑦ボランティア派遣、⑧債務免除の8種類がある。

対象地域については、アジアとアフリカで全体の80%を占め[注5]、援助分野は、農業、工業、インフラ整備等のほか、最近では気候変動への対応も新たな分野として対象になっている。

2. 中国対外援助白書公表（2011年4月）

2010年、中国は対外援助60周年を迎え、全国対外援助工作会議が開催されたが、これを節目として、2011年4月、国務院新聞弁公室より、初の「中国対外援助白書」が公表された。同白書は全46ページあり、詳細なデータが含まれているものではないが、中国の対外援助について、政策、資金、援助方式、対象地域・分野、管理体制、国際協力の6つの角度より体系的に紹介したものとなっている。

3. 対外援助実績

2011年の実績に関しては、以下のとおり。

中国統計年鑑（2012年版）によれば、2011年の中央の対外援助支出は158.98億元（約1963億円）で前年比約1.2%増。中央財政支出全体に占める割合は0.85%から0.96%に微増した。地方政府からの対外援助支出は1100万元（約1億3585万円）。

中国商務年鑑（2012年版）によると、2011年、中国政府は103の国・組織と348件の援助協定を締結した。

具体的な実績は以下のとおり。① フルセット型プロジェクトについては、60か国に新たに146件につきコミット、269件が建設中。② 技術協力プロジェクトについては、40か国に新たに72件にコミット、190件が実施中。③ 人材育成プロジェクトについては、160か国・組織の17,952名を養成。④物資援助については77か国に198件実施。⑤緊急人道主義援助を31か国に対して実施。⑥35件の優遇借款を新たにコミット。⑦その他、2011年末までに86か国に218のプロジェクト/専門家チーム、4,392名の専門家を派遣。

4. 対アフリカ援助

中国の対外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされている。2010年12月、国務院新聞弁公室から、初の「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係は、南南協力の重要な一部であるとし、インフラ整備、キャパシティ向上、民生レベルの向上について具体的に援助状況を紹介している。

また、2012年に北京で開催された「第5回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合」において、胡錦濤国家主席は、今後3年間で5つの重点分野[注6]において、アフリカの平和・発展を支援するとし、200億ドルを限度とする借款の供与等を約束した。

5. 2010年の大規模援助コミットメント

2010年9月、国連MDGs閣僚級非公式会合にて、温家宝総理が、2011～2015年の発展途上国支援6項目[注7]を発表した。同年11月、中国－ポルトガル語圏経済貿易協力フォーラム第3回閣僚級会議にて、温家宝総理が、同フォーラムへのアジア・アフリカ地域参加国に対する支援6項目[注8]（2010～2013年）を発表した。

注1：2011年対外援助白書より。
注2：その他、平等互恵・共同発展、能力相応の援助、時代と共に改革・革新の基本原則がある。
注3：2009年末までの援助総額は2562.9億元（無償援助1062億元、無利子借款765.4億元、優遇借款735.5億元）。無償援助は、主に病院、学校建設等の中小規模プロジェクトや人材育成、技術協力、緊急人道支援等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、大・中規模インフラ整備や設備供与等に使用されており、2009年までに76の国家に325のプロジェクトを実施、うち61%はインフラ整備、8.9%はエネルギー・資源開発に使用されている。また、2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、無償資金協力に重点が置かれる方向。
注4：フルセット型プロジェクトはプロジェクトの設計から施工まですべてまたは一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部あるいは一部の設備、建築材料の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。
注5：2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、LDCsや島嶼諸国に重点が置かれる方向。
注6：①投資・融資、②人材育成、医療等開発援助、③アフリカ統合、④民間友好、⑤平和・安定。

6. 対外援助に係る国際協力

二国間援助が主であるが、南南協力のフレームの下、三角協力も推進(注9)。商務年鑑には、米国、フランス、日本、ドイツ、アルゼンチン等の国々と対話を進めているほか、積極的に国際組織等との三角協力を模索している旨記述がある。

実施体制(注10)

(1) 対外援助は、商務部（対外援助司）が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。2008年に設立された商務部・外交部・財政部等関係機関による部門間連絡機構が、2011年2月に部門間調整機構へ昇格した。

(2) 無償援助、無利子援助は、国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行（国務院直属機関）を通じて実施される。

援助実施体制図

対外援助優遇借款のフローチャート

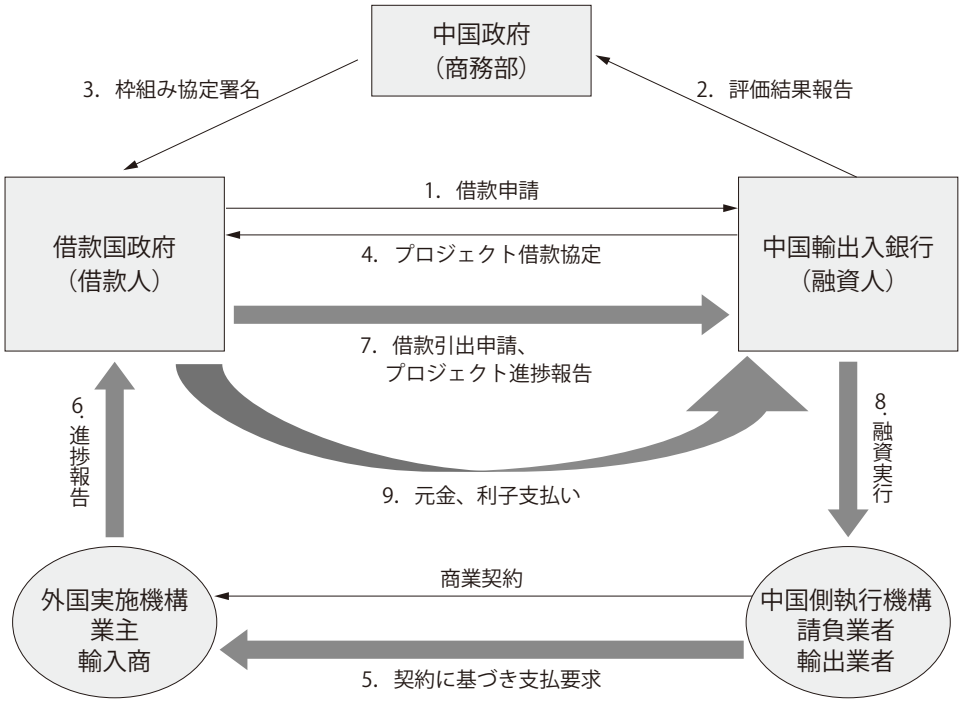

（中国輸出入銀行ホームページより）

注7：①民生プロジェクトの推進（200の学校建設、200のクリーンエネルギー・環境プロジェクト、100の病院に機材・薬品提供、3000名の医療専門家派遣、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1400万ドルの支援等）、②LDCsに対する債務免除、③金融協力（優遇借款、優遇バイヤーズクレジットの提供）、④貿易関係の開拓・発展（対中輸出ゼロ関税品目および対象国の拡大、国内企業の開発途上国への投資支援）、⑤農業分野での協力（3000名の農業専門家・技術者の派遣、5000名の研修生受入れ等）、⑥人材育成（８万名の人材育成等）。

注8 ：①基金創設、②16億元の優遇借款、③農業分野での支援、④1500名の政府職員・技術者への研修、⑤1000名分の中国留学奨学金、⑥医療設備等供与。

注9 ：中国対外援助白書より。

注10：中国対外援助白書より。

25 インド

援助政策等

1. 基本政策

開発援助は外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられ、2011年度の修正予算では、343.3億ルピー（約550億円）が外国への技術・経済協力として計上され、うち、239.2億ルピーが無償資金協力、104.1億ルピーが有償資金協力となっている（別添参照）。援助国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されており、ブータン、スリランカ、アフガニスタン、ミャンマー、ネパール、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約88%が供与され、その他の約12%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等の地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2011年度には全援助額の59%を占める203億ルピー（うち、無償資金協力123.9億ルピー、有償資金協力79.1億ルピー）が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

2. 開発援助内容

⑴　技術協力

・全世界161か国とパートナー関係を結び、280の研修コースに年間約7,400人の研修生をインド国内に受け入れ、情報技術、英語、財政、会計検査、銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、地域開発、眼科機器、中小企業・企業家開発等の研修を実施している。また、軍関係者研修（1,100名以上の受入れ）も実施している。研修受入れ機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機関である。

・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2011年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、人口統計、公共団体行政、織物等の分野において、38人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

⑵　主な開発プロジェクト

2011年度は、遺跡保存、情報技術、中小企業等の分野で以下のプロジェクトが実施された。

・カンボジアにおけるTa prohm寺院の保護と修復プロジェクト

・ラオスにおけるPhou寺院（ユネスコ世界遺産サイト）の保護と修復プロジェクト

・エルサルバドルとニカラグアにおける情報通信技術研修

・シリア、グラナダ、ドミニカ共和国における情報通信技術研修センター協力計画

・インドネシアにおける建設分野の職業訓練センター設立プロジェクト

・ジンバブエにおける中小企業開発計画

・インドで訓練を受けたベトナム人専門家のIT関係研修の支援

⑶　開発調査

・モンゴルのウランバートルにおける美術工芸学校の拡張工事

⑷　緊急援助

自然災害を受けた以下の国々に対し、人道的支援を行った。

バングラデシュ、ボリビア、北朝鮮、エルサルバドル、リビア、ミャンマー、ナミビア、ニカラグア、セネガル、セントビンセント・グレナディーン、トルコ

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理課（DPA）が新設されている。その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等と協調した技術支援）、同局国際機関課（ADB、世銀との協調案件）、同局二国間協力課（他諸国への信用供与（クレジットライン））が挙げられる。

援助実施体制図

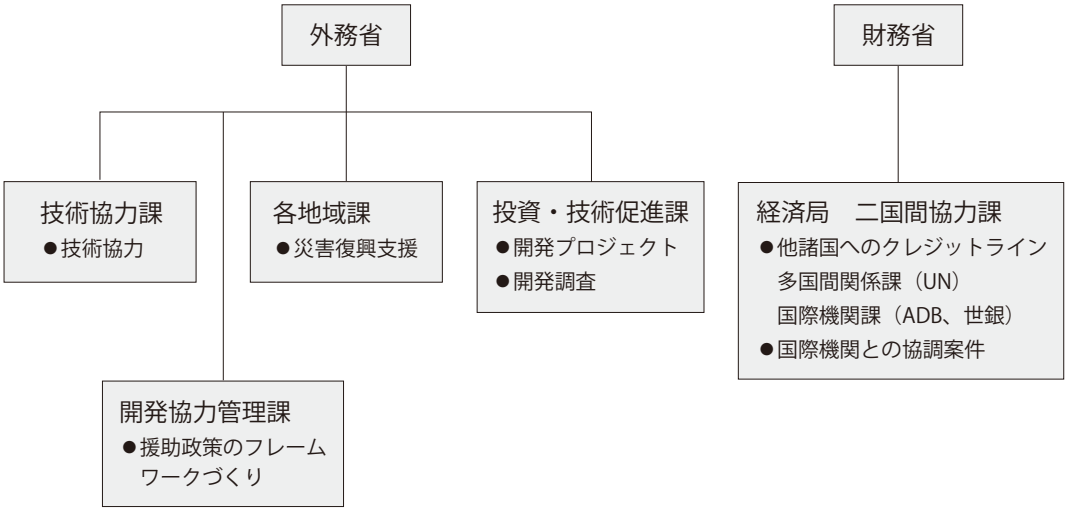
外務省
財務省
技術協力課
●技術協力
各地域課
●災害復興支援
投資・技術促進課
●開発プロジェクト
●開発調査
経済局　二国間協力課
●他諸国へのクレジットライン
多国間関係課（UN）
国際機関課（ADB、世銀）
●国際機関との協調案件
開発協力管理課
●援助政策のフレーム
ワークづくり

インド政府による第三国支援：インド外務省

（Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments）

（単位：千万ルピー）

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
バングラデシュ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	3	8	30
	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01						
	総　額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	3	8	30
ブータン	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1,004.48	1251	1,239	1,200
	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	472	791	1438
	総　額	655	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	1,205.92	1,301.98	1,723	2,030	2,638
ネパール	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	150	150	270
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01							
	総　額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	150	150	270
スリランカ	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	133	290
	ローン												
	総　額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	133	290
モルディブ	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	11	33	36
	ローン								500			250	250
	総　額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	11	283	286
ミャンマー	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	111.8	302.2
	ローン												
	総　額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	111.8	302.2
アフガニスタン	グラント							434	418.5	287	310	290	707
	ローン												
	総　額							434	418.5	287	310	290	707
モンゴル	グラント									125	0	2	2
	ローン												
	総　額							0	0	125	0	2	2
アフリカ諸国	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	124	250
	ローン												
	総　額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	124	250
中央アジア諸国	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	30	30
	ローン												
	総　額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	30	30
ラテンアメリカ諸国	グラント							1.53	2	2	4	0.5	15
	ローン												
	総　額							1.53	2	2	4	0.5	15
その他の途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35	37
	ローン												
	総　額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35	37
その他	グラント								164.8	169	322	235.7	243.8
	ローン												
	総　額								164.8	169	322	235.7	243.8
総額	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2,392	3,413
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	472	1,041	1,688
	総　額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,433	5,101

出典：GOI, Expenditure Budget, various Years
＊　2001年度から2011年度までは修正見積予算額、2012年度は予算額

26 ブラジル

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

⑴　外交政策上、開発援助に従事していくことの重要性はますます高まっている。優先課題として、受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発に重点を置き、それらを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。

⑵　政府開発援助というよりも、途上国間協力といった意味合いが強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及等を掲げている。

2. 援助政策における特徴

⑴　新興援助国と受益国としての側面を持つ。中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱としている。

⑵　また、温帯地域に属する先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点等の特性を活かした支援を行っている。

⑶　ブラジル国際協力庁（ABC）の予算額は、2010年に5,250万レアル（約21億円）、2011年は5,260万レアル（約21億円）、2012年の予算額は5,180万レアル（約21億円）と近年、おおむね横ばいとなっている。

3. 三角協力

技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進してきている。これにより、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

⑴　日本との連携

・ブラジルの機関が、過去、日本の技術協力から得た技術を第三国に普及することを目的とし、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とした「第三国研修」を1985年から実施している。その後、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム（JBPP）」が開始（2000年3月に署名される）。

・JBPPは、日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することを目的として策定された枠組みであり、2007年に第1号の第三国共同プロジェクト、第1号の共同セミナーが開始された。現在は、ブラジルを世界有数の大豆生産地へと発展させたセラード開発における過去の技術協力の経験を活かした「対アフリカ熱帯サバンナ農業協力」がモザンビークにおいて実施されているのをはじめとして、多数の事業がJBPPの枠組みを通じて実施されている。なお、JBPPは、①第三国研修、②ブラジルまたは第三国における共同セミナー、③第三国における共同プロジェクトの3スキームからなる。

⑵　国際機関・他ドナーとの連携

ブラジル国際協力庁には多国間協力総合調整部（CGRM）が設置され、主に国際機関と連携した多国間協力を推進している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、ドイツ、米国、イタリア、スペイン等の二国間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

実施体制

1. 主務官庁としての外務省

以前は、国際協力は大統領府企画局国際協力副局と外務省国際協力局が並行して管轄しており、前者が協力の技術的実施（案件発掘、分析、評価およびモニタリング）を担当し、後者が技術協力の政治的管理を行っていたため、協力統括者が二分化していたが、両権能を統合した国際協力庁が外務省の外局として1987年に発足したのに伴い、外務省が主務官庁として確定した。

ブラジル国際協力庁の現在の機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力ならびにブラジルおよび途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

2. 実施機関

ブラジル国際協力庁はブラジル外務省の外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

ブラジル国際協力庁は次の部門により構成されている。

①開発途上国間協力総合調整部（CGPD）、②二国間協力受入総合調整部（CGRB）、③多国間協力総合調整部（CGRM）、④農牧業・エネルギー・バイオ燃料・環境協力総合調整部（CGMA）、⑤情報技術・電子ガバナンス・防災・都市開発・運輸交通協力総合調整部（CGTI）、⑥保健・社会開発・教育・職業訓練協力総合調整部（CGDS）、⑦プロジェクト管理・運営企画総合調整部（CGAP）

● ホームページ

・ブラジル国際協力庁：http://www.abc.gov.br

援助実施体制図

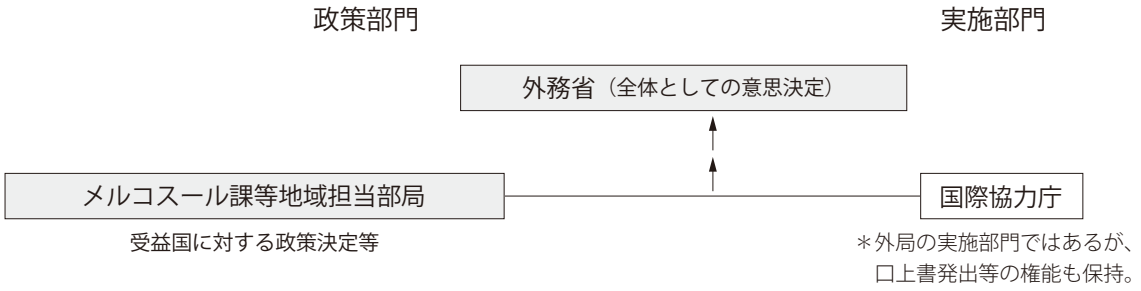

27 南アフリカ

援助政策等

1. 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省（現、国際関係・協力省）内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アフリカとその他諸国（特に、アフリカ諸国）との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。近年の支出額は、5,990万ランド（約7億円：2005年度）、3億9,240万ランド（約47億円：2006年度）、3億5,217万ランド（約42億円：2007年度）、4億7,600万ランド（約57億円：2008年度）、3億3,100万（約40億円：2009年度）400万ランド（約4400万円：2010年度）、2億7063万ランド（約30億円：2011年度）である。有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

2. 2011年度における主な支援プロジェクト

- 2011年11月のコンゴ（民）大統領および議会選挙への支援（125百万ランド）
- キューバ財政支援パッケージ（100百万ランド）
- ソマリア人道支援（10.6百万ランド）
- アフリカ諸国外交担当者養成計画（15百万ランド）

実施体制

国際関係・協力省次官（ないし代理）、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会（Advisory Committee）が、同基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となるMOUを被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年央に国際関係・協力省ホームページ（http://www.dirco.gov.za）上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南アフリカ・パートナーシップ庁（South Africa Development Partnership Agency）の新設に向けて準備中である。

援助実施体制図

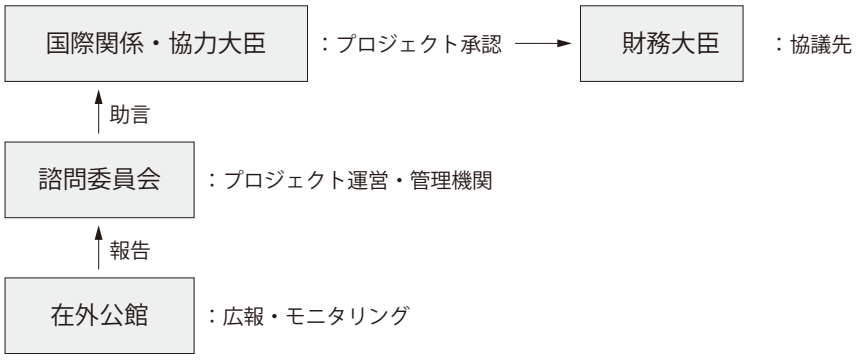

28 ロシア

援助政策等

ロシアは、ソ連時代から特にアジア・アフリカ諸国との関係構築のために資金援助や軍事援助等の支援を実施していたが、ソ連邦解体を機に一時停止された。ロシア連邦となってからの援助の規模は小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額が、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアが初のG8議長国となり、国際的な責務を担うようになったことが要因にある。2009年には7億8,500万ドルに達した予算は、2009年の経済危機により援助向け歳出が削減され、4億7,000万ドルにまで落ち込んだが、2011年には5億1,390万ドルにまで回復した。

そうした中で、2007年6月、ロシア財務省および外務省が中心となってとりまとめた開発援助の基本戦略文書（開発援助コンセプトペーパー）は、プーチン大統領により承認され、ロシアの正式な開発援助戦略として位置付けられた。同ペーパーにおいて、国際開発援助額は長期的にGDP比0.7%以上を目指すと明記されるとともに(注1)、支援実施のための基本条件、優先対象地域、優先分野について以下のとおり示された。

⑴支援実施のための基本条件

ミレニアム開発目標（MDGs）、ロシア連邦憲法、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

⑵優先対象地域

CIS諸国(注2)について、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視しているほか、また、アジア・太平洋地域については、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組みへの参加を積極的に進め、最貧国への支援供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。また、国際的な公約に従い、サブサハラ・アフリカやラテンアメリカ支援を重視するとしている。

⑶優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策(注3)、被援助国の制度整備、教育システム人材開発が中心（その他はテロ対策、環境保全、紛争の早期解決支援など）(注4)。

また、2007年以来、ロシアは経済協力開発機構（OECD）の加盟に向けて交渉中であり、現在、ロシアはOECD開発援助委員会（DAC）に加盟していないが(注5)、2010年より財務省がロシアの援助実績についてOECDへの報告を開始している。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助（ODA）の定義に必ずしも合致していないため、ロシアにおいては「国際開発協力」という、より広義な用語が使われている。援助実績の詳細な内訳は不明であるが、ロシア財務省によれば、援助の主要部分はグラントである。また、ロシアにおいては、具体的な援助実施に当たっては豊富な経験を有した仲介者の存在が重要との考えの下、伝統的に多国間ベースでの人道援助が重視されてきたが、今後は二国間協力をベースに被援助国の経済発展にもコミットしていくとの姿勢が現れ始めている。2010年および2011年における援助総額の内訳は、6割が二国間、4割が多国間（感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出金）である。現時点での二国間援助のほとんどは人道支援とされ、たとえばシリアには、国連を介した多国間援助を実施していない代わりに二国間援助の枠内で布や医薬品を供与している。

多国間の援助プロジェクトでは、たとえば、WHOとの協力の下、2012年10月にタジキスタンに対して100万ドル規模のジフテリアのワクチン接種を実施した。また、ロシアは、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対

注1：経済協力以外の面では、2008年7月12日に承認された「ロシアの対外政策プログラム」の「国際人道協力」の項において、ロシア語の普及が課題の一つに掲げられており、2010年12月8日に同プログラムの第一付属書として承認された「国際文化・人道協力におけるロシア連邦の政策の基本的方針」においても、「国際文化・人道協力分野においては、外国におけるロシア語およびロシア連邦の様々な民族の文化の支持・普及に力を集中すべきである」とされ、同分野の協力を通じて、異なる文明・民族との対話・相互理解を醸成していくという方針が示されている。

注2：CIS（Commonwealth of Independent States）。旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが加盟国から準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退（現在10か国が加盟）。

注3：2010年にロシアは、途上国における保健部門の改善のために8,000万ドル以上を拠出。ニカラグア、ケニア、イエメン、コンゴ民主共和国、ガイアナにワクチン資金支援を実施。

注4：このほかに、たとえば、食料安全保障分野において、2010年にロシアは、アフリカでの農業専門家訓練、技術および種子の提供に9,820万ドルを拠出している。

注5：ロシアはDACにオブザーバーとして参加していた時期もあり、2008年にはDAC諸国Non-DACの新興ドナーの連携強化のため会合が組織され、日本（DAC代表）とロシア（Non-DAC代表）が共同議長を務めたが、現在はオブザーバーの資格は有していない。

策基金」（総額100億ドル）に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した(注6)。これらの協力案件の背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することもねらいにあると見られる。

実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、個別案件ごとに関係する行政機関（保健省、連邦消費者権利保護・福祉監督庁、教育科学省、民間防衛・非常事態・災害復旧省など）の協力の下、政府（首相府）によって採択され、実施される。財務省は国際機関を通じた多国間援助を重視する一方、外務省は援助を外交のツールと位置付け、二国間援助を重視する傾向がある。両省は、所期の目的が達成されていないと判断された援助プロジェクトを中止するよう首相府に提案することができる。

2008年9月に援助の統括的な組織としてロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁（ロシア協力庁）が大統領令に基づき設置された。業務内容は、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学などによる在外ロシア人支援である(注7)。2010年7月に同庁は、ODAの制度構築を含む「国際開発協力に係るロシア国家プログラム」の制定作業をプーチン首相（当時）から委任され、外務省や国際機関と共に2011年の制定に向けて作業を開始したが、作業はいまだ継続中である（2012年12月31日現在）。また、2012年5月7日付大統領令にはロシア協力庁の資金および人材ポテンシャルの強化が謳（うた）われており、国際開発援助の実施体制の構築プロセスの中で、同庁への新たな権限付与に係る作業が進められている。

ロシアのODAにおけるNGOの重要性は限定的である。既出のコンセプトペーパーに定められた施策実現用の資金は連邦予算のほか、民間セクターやNGOからも拠出されているが、政府は援助実施に際して、あくまで必要に応じてNGOと協力すると記されているにとどまる。しかし、NGOとの協力のあり方については現在議論されており、たとえば、UNICEF（ユニセフ）の所掌である母子保健分野で活動する一連のNGOとの連携の可能性があり、同分野では寄付金を通じた支援に関する市民への情報提供が始められている。

● **ホームページ**

・ロシア連邦財務省：http://www.minfin.ru
・ロシア連邦外務省：http://www.ln.mid.ru
・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：http://rs.gov.ru

援助実施体制図

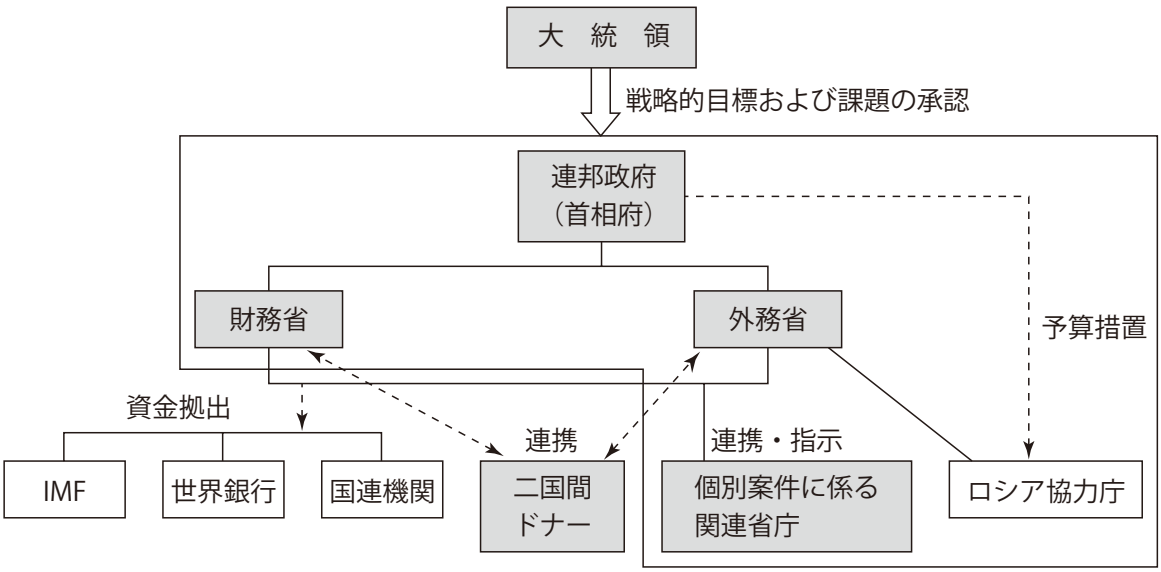

注6：2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のために、7,000万ドルの融資が承諾された（償還期限20年、金利1%の条件でユーラシア開発銀行が運用）。
注7：本部職員数257名、うちCIS地域開発協力部30名。在外事務所は59か国、計76か所。予算は外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。

29 サウジアラビア

援助政策等

サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。これらの政府開発援助は、借款、無償資金協力として行われ、二国間援助のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じても実施されている。

二国間援助については、サウジアラビアの援助機関であるサウジ開発基金（Saudi Fund for Development:SFD、1975年設立、本部リヤド、在外事務所無し）を通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、各国からの要請に基づき、財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

2011年度におけるSFDの援助実績は以下のとおりである。なお、2010年度の援助実績と比較すると、援助総額で4%減（26百万ドル減）となっているほか、地域別ではアフリカ諸国への援助額が50%増となっているのに対し、アジア地域への援助額は24%減となっている。

援助対象国、事業、援助額（2011年度）

	援助国	事業	援助額（百万ドル）
アフリカ	11か国：（ルワンダ、モザンビーク、ニジェール、ブルキナファソ、エジプト、マリ、ザンビア、スーダン、モーリタニア、エチオピア、ウガンダ）	12事業：（教育、道路、発電所、ダム、海岸開発、医療）	247
アジア	7か国：（バングラデシュ、シリア、ウズベキスタン、キルギス、ベトナム、モルディブ、パキスタン）	9事業：（発電所、医療、橋梁、道路、教育、都市開発）	353
その他	1か国：（ボスニア・ヘルツェゴビナ）	1事業：（道路）	25

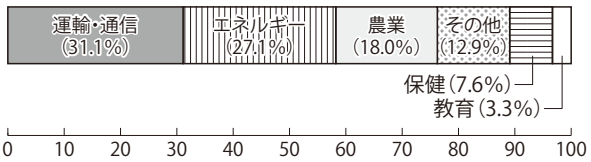

援助分野（2011年度）

2011年度単独のSFDにおける援助額は6.24億ドルであり、サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積援助件数は511件であり、累積援助額は95億700万ドルである。

なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣などの技術協力は行っていない。

実施体制

SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

(1) 各プロジェクトが経済的・社会的に実施実現性のあること。
(2) 資金はサウジリヤル建で貸与され、返還されること。
(3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
(4) 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること（よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる）。
(5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

● **ホームページ:**

・サウジ開発基金：
http://www.sfd.gov.sa/（年次報告書も閲覧可能）

援助実施体制図

30 トルコ

援助政策等

1. 基本政策

近年経済成長著しいトルコは、地域的・国際的な影響力を増しつつ、中東・南アジアやバルカン半島などトルコ周辺の国々や中央アジア・コーカサスのトルコ語圏の国々、アフリカ諸国に対する開発援助を行い、トルコ自身のドナー化政策を推し進めている。

被援助国に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラムを計画立案し、また実施する機関として、国際協力庁TIKA（Turkish International Cooperation and Development Agency）が1992年に設立（TIKA設置法）されている。TIKAは首相府直属の機関として大臣より上位の副首相が所掌し、トルコ政府による国際協力・開発援助のとりまとめ役でもある。

トルコの援助政策・実施方針・戦略は、少なくとも年に1度開催される開発援助調整委員会において、政府政策・外交政策に沿って決定される。調整委員会は、TIKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗教庁、TUBITAK（トルコ科学技術調査委員会）およびTOBB（トルコ商工会議所連合会）の次官補級、副総裁級の代表者からなる。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGOやボランティア団体の代表者も招集される。

2. 開発援助内容

開発援助調整委員会において、途上国の開発目標やニーズに応じて、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等の幅広い分野における国際協力・開発援助内容が決定され、TIKAや関係省庁が必要なプロジェクトやプログラムを実施している。

トルコ政府としての開発援助総額は、約12.7億ドル（2011年）であり、ここ10年間で約15倍に増加し、特に近年の増加が著しい。開発援助内容としては、二国間援助としてプロジェクト支援や、技術協力支援（専門家派遣・研修実施・機材供与等）を中心に、難民支援、人道支援等が実施されており、現時点では有償借款による援助は実施されていない。

実施体制

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TIKAや各関係省庁等が連携し被援助国のニーズに応じた開発援助を実施する。主たる実施機関であるTIKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等の25か国に29の事務所（2012年時点）を構え、社会インフラ・サービス部門を中心に技術協力を実施している。

2012年1月には、JICAとTIKAは業務協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。

TIKA以外の組織も多くの援助を実施しており、たとえば国民教育省は、1992年からGrand Students Projectとして、31か国約6000人の学生たちに対して、奨学金や教育関係費用を拠出したり、教師を派遣したりしている。内務省治安総局は、2008年から国際警察訓練協力プログラムを開始し、協力国との共同訓練を実施したり、またアンカラに設立された違法ドラッグ・組織犯罪防止国際アカデミーにおいて、27か国から研修生を招致して訓練を実施したりしている。2011年および2012年には、日本とNATOの協力を得て、アフガニスタンの警察官計約1000名をトルコに招致して研修を実施しており、その際には、我が国から計600万ドルの支援金が拠出されたほか、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道を指導した。宗教庁は、15か国の国々の人々に対して教育的・文化的協力としての研修の実施や、各地への人道援助を行っており、また、外務省は、大規模災害などにより緊急援助が必要となった国々に対して人道援助を実施している。

● ホームページ

・TIKAホームページ：www.tika.gov.tr

31 タイ

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行ODA戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）によると、ODAの目的は以下の4点である。

・発展途上国の持続可能な発展のための能力を向上することにより、貧困削減を支援すること
・社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
・アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおいてタイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
・タイが教育と研修で国際的にベストプラクティスを提供していると認められ、開発協力の中心となるよう推進すること

2.重点地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）、②外交上の重要国（チュニジア、トルコ、中国等）、③ポスト・コンフリクト国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国となっており、5年ごとに見直される。

3. 南南協力・三角協力

「タイODA報告書2007～08」の中で、「タイによるすべてのODAは南の国々の開発を支援し、貧困を削減するためのものであり、南南協力はタイODAの核心である」としており、南南協力を積極的に行っていく姿勢を示している。

さらに、タイに対するODAが縮小していく中で、これまで築いたドナーとの関係を終わりにするのではなく、三角協力を実施するための新たな関係として再構築していく考えである。タイのドナー化に伴い、ドナー化支援がDACドナーにより実施されている。日本との三角協力では、メコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興などの分野を中心として、JICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力庁（TICA）が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下にある政府系機関であるタイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）が有償資金協力（一部の案件はグラントと併用）およびこれに関連した技術協力を担当している。

1.TICA

TICAの前身は1963年に首相府の下に設立され、その後2003年に外務省下に移動した技術・経済協力局（DTEC）である。2004年にDTECが改編され、現在のTICA（職員数108名：2012年）となった。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣などであり、上述の三角協力も担当している。このほか、TICAはODAとりまとめ組織として、ODA戦略文書の策定、ODA実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

2010～2011年の実績は、実施件数47件（ラオス18件、ベトナム4件、カンボジア3件、ミャンマー6件、インドネシア1件、東ティモール3件、バングラデシュ1件、アフガニスタン1件、モンゴル1件、アフリカ地域7件、その他2件）、金額合計約273百万バーツとなっている。主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

2. NEDA

NEDA（職員数44名：2012年）は、2005年にタイ財務省監督下の政府系機関として設立され（前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金（NECF））、ラオス、カンボジア、ミャンマーにおける道路等のインフラ整備のためのソフト・ローン（一部の案件はグラントと併用）を供与している。

NECF時代を含めた2012年12月末までの協力実績は、技術協力が事業数12件（ラオス8件、ベトナム2件、ミャンマー2件）、資金協力が事業数18件（ラオス14件、カンボジア2件(注1)、ミャンマー1件、ベトナム各1件(注2)）、研修員受入れがCLMV諸国を対象に8件、金額合計約10,664百万バーツとなっている。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえ、トップダウンで決定される形となっ

注1：カンボジア政府が借款契約調印後にキャンセルした1件を含む。
注2：タイ政府の長期信用枠供与（1992年）に基づく債権をNEDAが継承。

ていたが、最近においては、NEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件の採り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府としての方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

● ホームページ

・TICA：http://www.tica.thaigov.net/tica/

・NEDA：http://www.neda.or.th/eng/

32 メキシコ

援助政策等

⑴　外交政策と政府開発援助政策の関係

メキシコは、依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も様々な機関（先進国と国際機関）から援助を受けている。一方、中南米の大国としてラテンアメリカ諸国、カリブ諸国等の友好国などの地域の持続可能な発展を展開するための国際協力も行っている。また、チリ、ブラジル、インドなどとの水平協力を行っている。

⑵　援助改革の基本法、基本方針（短期および中長期）の有無および同方針の作成主体

援助改革の基本法：開発のための国際協力法（Ley de cooperacion Internacional para el Desarrollo）

上記法律には、メキシコの優先課題が記されている。持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として以下の11の国際協力分野に分かれている。すなわち ①貧困対策 ②防災 ③差別対策 ④社会的疎外対策 ⑤教育・文化 ⑥環境と気候変動 ⑦科学技術 ⑧公共の安全 ⑨健康 ⑩男女平等と人権 ⑪透明性と説明責任である。⑩、⑪については他の①～⑨すべてにかかる事項である。

⑶　援助政策にかかる先方政府機関の所掌事項、権限、および予算状況

メキシコ政府の国際援助を行う主体である国際協力開発庁（AMEXCID）は以下の3つの機関からなる。

・諮問委員会：開発のための国際協力プログラム策定に対する主要な権限を有する。最終的な国際協力プログラム策定の責任は外務省にあり、開発のための国際協力法第15条で定めている機関のそれぞれの代表者で構成される。

（開発のための国際協力法第15条が定める機関）：内務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家芸術審議会、先住民族開発のための国家委員会

・技術委員会と基金管理

開発のための国際協力法第38条に記載。外務省代表、AMEXICID代表、大蔵公債省代表によって構成されている。連邦予算より割り当てられた国家国際協力委基金の管理、海外政府、国際機関、州政府、市政府からの資金および物資の援助管理を行っている。

・執行部

外務省より指名された執行部代表が最高責任者となり、執行部代表はAMEXICIDの管理運営および法律と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。執行部代表は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能だが投票権はない。

⑷　所掌政府機関と実施機関との関係と政府内での調整メカニズム

AMEXICIDの基盤は、開発のための国際協力法である。本法律によりメキシコにおける開発のための国際協力の国家体制が確立した。また、開発のための国際協力法第15条で定めている機関が実施機関となり、調整メカニズムは諮問委員会で行われる。

⑸　実施機関（予算、定員、在外事務所（数、定員、本部からの権限委譲の程度）、実施スキームの別）および在外事務所の役割

AMEXICIDは、外務省の一部であり2011年9月28日施行の開発のための国際協力法により設立された。同庁は、教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成される。

今年度の予算および定員等は正式には決定されていない。

⑹　実施機関のホームページアドレス：

http://eee.amexcid.gob.mx/

年次報告書：有り（上記HPより閲覧可能）

⑺　NGO（NGO関係の法規および予算を含む）の活用

関係法規：市民社会団体の活動を促進するための連邦法活用状況については情報なし

33 シンガポール

援助政策等

シンガポールの援助政策は、自らが天然資源や広い国土を持たずに国づくりを進める中で人材育成を国家的課題として重点を置き、さらに国際社会からの技術協力によって支えられた建国以来の経緯から、研修等の技術協力が大部分を占める。特に、「魚を一匹与えればその人は一日だけ生きられる。しかし魚を捕る方法を教えたら、その人は一生生きられる」という考えに基づき、1965年の独立以来、独自の研修プログラムを実施。シンガポール政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム（Singapore Cooperation Programme: SCP）」を策定した。

SCPは、近年、約7,500人の参加者を対象に約300コースを実施するに至っており、2012年現在、SCPへの累計参加者は170か国、75,000人以上に及んでいる。対象国も、アジア大洋州、アフリカ、中東、東欧、ラテンアメリカ、カリブ海等、ほぼすべての開発途上国となっている。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN（アセアン）地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアチブ（IAI）プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度となっている。

シンガポールが外国や国際機関と協力して実施するSCPの中で最大の実績を誇るのが、我が国とのJSPP21（21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム）である。

シンガポールと我が国の間では、主にASEAN地域の人材育成を目的として、1994年より両国共同の技術協力プログラム「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」が開始され、1997年からは両国が経費を折半することでイコール・パートナーシップへと発展させたJSPP21を実施している。

JSPP開始以降、これまでに313のコースが実施され、延べ88か国、5,371人の研修員が参加した（2012年3月現在）。近年は対ASEAN支援にとどまらず、中東やアフリカ地域にも対象国を拡大しており、昨年はアフガニスタンを対象とした汚職対策コースを実施する等、国際社会全体の課題にも貢献している。JSPP21は特に、貿易、情報通信、職業教育といった分野に実績のあるシンガポールと、我が国のリソースとの補完による相乗効果に強みを有しており、対象とする分野も、貿易、金融、情報通信、ガバナンス、運輸、水産、保健医療、職業訓練など多岐にわたる。

JSPP21では、対象地域のニーズに応えるとともに、我が国の外交政策との連動性を確保したプログラム実施に取り組んでおり、本年度（2012年度）は、引き続きASEAN諸国、とりわけCLMV諸国のキャパシティ・ビルディングを目的としたコースを実施するとともに、2015年のASEAN統合に向けた支援や、民主化へのプロセスが進むミャンマーに特化した支援を新たに行う予定である。

日本とシンガポールによるJSPP21は、我が国にとって、現在12か国の南南協力供与国と締結している「パートナーシップ・プログラム」の最初の事例であったが、長年にわたる協力により、大きな成果を挙げてきている。シンガポール側からも最も成功したパートナーシップ事業と認識され、シンガポールはこの成功に基づき研修事業の協力相手国を徐々に広げてきており、本年には米国との間で共同研修事業を立ち上げる予定となっている。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局（TCD）が担っており、局長以下23名体制となっている。局内は政策課、二国間プログラム課、第三国研修プログラム課、研修調整課および広報・データ管理課で構成。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算手当を担い、実際のコース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を活用しており、これら専門の研修機関がコースを運営することで高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有する等、TCDと研修機関が一体となってSCPの実施を行っている。

● ホームページ

・シンガポール外務省（「シンガポール協力プログラム」関連ページ）
http://www.scp.gov.sg/content/scp/index.html

34 マレーシア

援助政策等

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議（Commonwealth Heads of Government Meeting）において、マレーシアの南南協力へのかかわりが重要であることが表明されたのを契機に、マレーシア技術協力プログラム（Malaysia Technical Cooperation Programme（MTCP））を立ち上げ、南南協力を開始した。

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下、技術協力・人材育成に焦点を絞ってMTCPを実施しており、下記5種類のスキームがある。

⑴　短期研修コース（53コースを実施中）
⑵　長期研修コース（国立大学の修士課程に5名を受入れ中）
⑶　専門家、コンサルタント派遣（現在バングラデシュに漁業関係の専門家を、レソトに警察官のキャパシティ・ビルディングのための専門家を派遣中）
⑷　スタディー・ビジット（マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施）
⑸　プロジェクトタイプの支援（現在マレーシア航空の協力の下、パレスチナ人の航空パイロット養成コースを実施中）

援助対象国は、『政治』、『経済』、『人道支援』の3つの観点から決定される。『政治』の観点からは現在の外交政策の優先分野に沿って、ASEAN諸国、イスラム諸国会議機構（OIC）加盟国が、『経済』の観点からはマレーシアにとって市場開拓につながる貿易投資のパートナー国が、『人道支援』の観点からは、自然災害の被災地や、紛争地域が援助の対象国として選ばれる。現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフリカ諸国、6%はCIS諸国および東欧諸国、6%は大洋州諸国であり、これまでに140か国の25,000人以上が恩恵を受けている。

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや、長期的、短期的行動計画はなく、MTCPは、上記援助対象国の選定条件に照らし、援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また、国策として掲げられている理念、「開かれた地域主義（Open Regionalism）」、「地域内の平和」、「総体的繁栄」に沿うもの、および、マレーシアを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム（Economic Transformation Programme（ETP））の重点12産業分野にとって利益のあるプログラムは優先される（重点12産業分野：ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発）。2012年度のMTCP予算額は約7百万米ドル。

マレーシア政府は、二国間技術協力のほかに、日本政府、豪州政府、UNDPおよびUNESCO（ユネスコ）と共にMTCPの下で第三国に技術協力を行う三角協力（Third Country Technical Programme（TCTP））を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年より予算負担比が50：50となっている。2012年度は、経済開発、感染症対策、生物多様性、イスラム金融の分野で、ASEAN諸国、アフリカ、中東（パレスチナ）等を対象として技術支援を行っている。

NGOとの協力プログラムは少なく、これまでに唯一、医療・防災活動を行っているNGOであるマーシー・マレーシアと共同で短期研修コースを実施した。

実施体制

援助開始から30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院（Economic Planning Unit）が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管は、外交政策と政府開発援助政策の一貫性を確保するという目的に基づいて、外務省に移管され、その下で60近い研修機関が研修員の受入れを実施している（外務省は担当者10名体制）。長期研修コースは、高等教育省が所掌している（高等教育省は担当者4名体制）。援助のための海外事務所はなく、在外公館が海外事務所としての機能を果たしている。

● ホームページ

・MTCP：http://www.mtcp.kln.gov.my

援助実施体制図

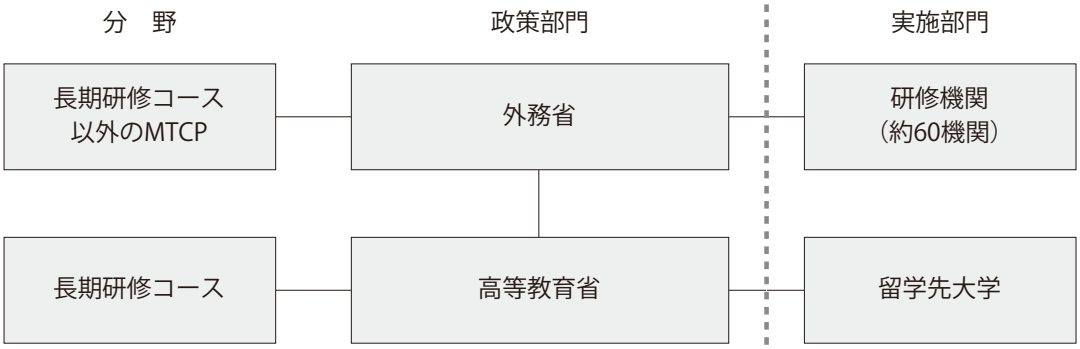
分　野
政策部門
実施部門
長期研修コース
以外のMTCP
外務省
研修機関
（約60機関）
長期研修コース
高等教育省
留学先大学

35 インドネシア

援助政策等

1. 基本政策

インドネシアの対外援助は、1981年に制定したインドネシア技術協力プログラム（Indonesian Technical Cooperation Programs（ITCP）に基づき、開発において共通する重要なニーズと問題に取り組むため、インドネシアの経験に基づく開発に関する知識、専門的見地からの助言、見地を開発途上国との間で共有することとしている。

1982年以降、同プログラムに基づき、研修、実習、専門家の派遣、奨学金等をアジア、太平洋、アフリカ、ラテンアメリカの90か国以上を対象として、4000人以上に対して実施した。2000年から2010年の間に約4200万ドルを南南協力のために支出している。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際場裏での役割を拡大してきていることを背景に、「被援助国から援助国へ」の機運が高まりつつあることを受けて、2010年、国家開発企画庁は、国家南南協力調整チーム（Coordination Team on South-South Cooperation）を創設した。2011年、同チームは2011年から2025年の15年間をターゲットとしたインドネシア南南協力グランドデザイン（The long term policy direction of Indonesia South-South Cooperation ）案を起草した。同グランドデザインでは5年ごとの3つのピリオドに分け、2011年から2014年までの第1ピリオドでは、法的枠組みの策定等によりインドネシアの南南協力の基盤強化を行い、2015年から2019年までの第2ピリオドでは、南南協力のための制度の強化、NGOを含む非政府組織との関与の強化等によりインドネシアの南南協力の拡大を行い、2020年から2025年までの第3ピリオドでは、第2ピリオドから継続して非政府組織との関与をさらに発展させること等を行うこととしている。

実施体制

国家南南協力調整チームは、国家開発企画庁副大臣を議長、外務副大臣を副議長とし、関係省庁の総局長クラス12名を構成員とする運営委員会、国家開発企画庁多国間海外資金局長を議長と、外務省社会文化・途上国国際機関局長および国家官房技術協力局長を副議長とし、関係省庁等の局長クラス14名を構成員とする技術委員会、国家開発企画庁および国家官房からなる事務局の3つの組織で構成されており、運営委員会は技術委員会に対して、技術委員会は事務局に対して指示を行い、技術委員会は運営委員会に対して、事務局は技術委員会に対して報告を行う体制となっている。3つの組織は、関係省庁やドナー等と協力して南南協力を実施する体制となっている。

● ホームページ

・South-South Cooperation of Republic of Indonesia
http://www.ssc-indonesia.org/

・Indonesia South-South Technical Cooperation
http://isstc.setneg.go.id/

援助実施体制図

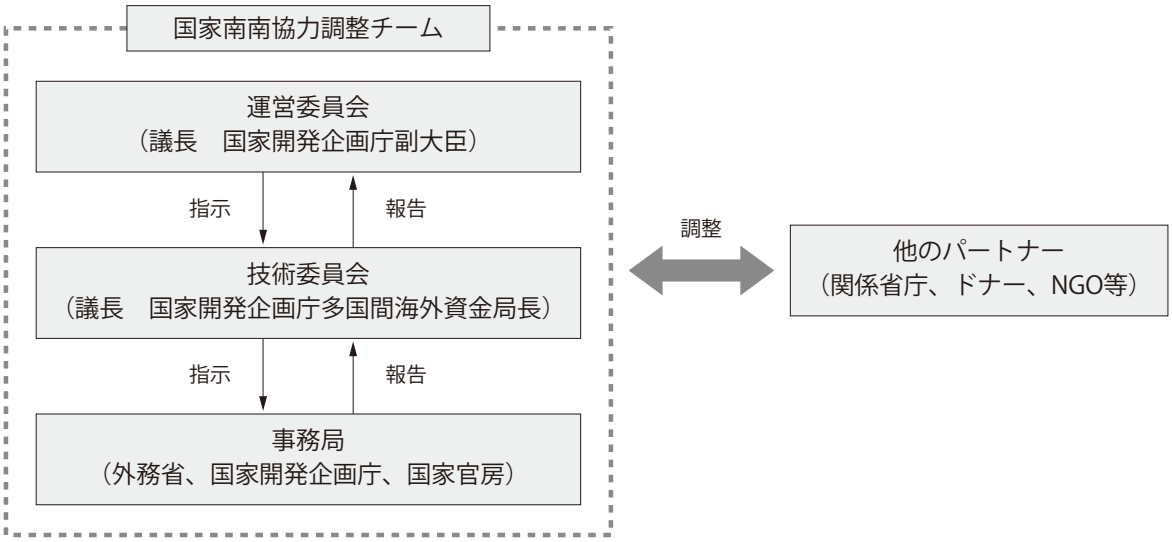

36 フィリピン

援助政策等

災害リスク管理、女性の地位向上、稲作研究（フィリピンには国際機関「国際稲研究所（IRRI）」の本部がある）、製品の品質向上、環境保護等のフィリピンに比較優位がある分野において、アジア・アフリカ諸国からの研修生受入れや専門家の派遣を実施している。フィリピンは、先進国に比べて、LDC諸国と発展段階が近いことから、フィリピン専門家が実施する研修は、先進国による研修よりもLDC諸国にとって受け入れやすい側面がある。フィリピン政府が南南協力に充当している予算規模は小さいため、移動に必要な経費が比較的小さく済むアジアの近隣国に対する支援が中心となっている。

近年に行われた協力の事例として、パラワン州におけるエコ・ツーリズムに関する研修、イロコス・スル一州ビガン市における文化遺産を活かした観光に関する研修、商品の包装とマーケティングに関する研修等があり、アジア・アフリカ各国からの研修生を受け入れている。

また、南南協力の推進に当たってJICAや国連の資金を活用した事業も多く実施されているほか、2012年6月には、世界経済の安定に貢献するため、IMFに対する10億ドルの出資を決定している。

実施体制

フィリピンは、1992年に発出された行政命令に基づき、外務省に設置されたフィリピン技術協力委員会（TCCP）が、国内省庁の人材を活用してLDC諸国に対する南南協力を推進している。TCCPは、年に1回、議長として、国家経済開発庁（副議長）、農業省、貿易産業省、科学技術省、環境天然資源省といった研修のノウハウや専門家を有する省庁と共に、協力の具体的な計画を推薦・協議している。

フィリピン政府による技術協力に係る承認予算額

（単位：千ペソ）

	2010年	2011年	2012年
合　計	5,390	3,244	3,404

出典：フィリピン外務省資料
＊　1ペソ＝約2.05円（2012年12月時点）